

契約における実質的な競争性
の確保に関する調査
— 役務契約を中心として —
結 果 報 告 書

平成 26 年 1 月

総務省行政評価局

前 書 き

国の公共調達については、過去に様々な問題が指摘されていることから、各府省においては、競争性のない随意契約から競争性のある一般競争契約等への移行、競争を事実上制限するような応札条件等の見直しを推進するとともに、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）を契機に、外部有識者からなる第三者機関を設置し、全ての契約について第三者による監視を行う体制を整備するなど、契約の適正化のための様々な取組を実施している。

また、内閣に設置された行政改革推進本部において決定された「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）においては、i) 各府省は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表すること、ii) 各府省は、上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を実施・公表すること、iii) 行政改革推進会議（行政改革推進本部の下に設置）は、各府省の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされたところである。

一方、上記申合せにおいては、第三者機関は 1 者応札の案件については監視の重点事項とすることとされたが、2 者以上の応札があった案件については、そうされておらず、競争性の高い契約方式により実施されているものの実質的な競争性が確保されていないものや、より効率的な契約実施方法への見直しの余地があるものなどがあることが想定される。

こうしたことから、今後、各府省においては、契約の実施状況等について分析・検証・評価を行い、それらの結果を踏まえた不断の見直しを行うことが重要となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 国の契約の適正化に向けた取組の概況	2
(1) 国の公共調達 of 適正化に関する取組の経緯と最近の動向	2
(2) 各府省等全体の契約の概況	16
2 契約における実質的な競争性の確保等	26
(1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進	26
(2) 適切な予定価格の設定	79
(3) 低入札価格調査の適正な実施	109
(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進	126
3 効率的かつ効果的な共同調達等の実施	152
(1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の 見直し	152
(2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進	153
4 契約に係る点検機能の一層の充実等	229
(1) 第三者機関の運営方法等の改善	229
(2) 内部監査の実効性の確保・向上	241
5 「電子調達システム」の活用	253

図 表 目 次

1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

(1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向

表 1 - (1) - ① 国の公共調達に適正化に関する最近の主な取組の経緯	3
表 1 - (1) - ② 防衛調達に適正化に関する最近の主な取組	7
表 1 - (1) - ③ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。 20 年 12 月 26 日最終改定) <抜粋>	8
表 1 - (1) - ④ 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋>	9
表 1 - (1) - ⑤ 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>	14
表 1 - (1) - ⑥ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部 決定) <抜粋>	15

(2) 各府省等全体の契約の概況

表 1 - (2) - ア - ① 会計法(昭和 22 年法律第 35 号) <抜粋>	18
表 1 - (2) - ア - ② 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) <抜粋>	19
表 1 - (2) - ア - ③ 国における契約方式等	20
表 1 - (2) - イ - ① 各府省等が締結した契約の総件数及び総金額の推移	21
表 1 - (2) - イ - ② 各府省等における平成 23 年度の契約件数及び金額	22
表 1 - (2) - イ - ③ 契約方式別の契約件数及び金額の推移	23
表 1 - (2) - イ - ④ 契約種類別の契約件数及び金額の推移	24
表 1 - (2) - イ - ⑤ 平成 23 年度における応札者等数別の契約件数	25

2 契約における実質的な競争性の確保等

(1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進

表 2 - (1) - ① 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋>	30
表 2 - (1) - ア - ① 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例①	31
表 2 - (1) - ア - ② 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例②	32
表 2 - (1) - ア - ③ 応札条件等について官公庁等からの受注実績を設定していない例	43
表 2 - (1) - ア - ④ 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例(調査途上において改善されたもの)	44
表 2 - (1) - ア - ⑤ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ①	45
表 2 - (1) - ア - ⑥ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ②	47

表 2-(1)-ア-⑦ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ③	48
表 2-(1)-ア-⑧ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定していない 例	53
表 2-(1)-ア-⑨ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例①	54
表 2-(1)-ア-⑩ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例②	55
表 2-(1)-ア-⑪ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例③	56
表 2-(1)-ア-⑫ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としてい る例①	62
表 2-(1)-ア-⑬ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としてい る例②	62
表 2-(1)-イ-① 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例①	63
表 2-(1)-イ-② 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例②	64
表 2-(1)-イ-③ 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例③	65
表 2-(1)-イ-④ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示してい る例①	68
表 2-(1)-イ-⑤ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示してい る例②	69
表 2-(1)-ウ-① 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例①	71
表 2-(1)-ウ-② 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例②	72
表 2-(1)-ウ-③ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例①	74
表 2-(1)-ウ-④ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例②	75
表 2-(1)-ウ-⑤ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる 例①	76
表 2-(1)-ウ-⑥ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる 例②	77

(2) 適切な予定価格の設定

表 2-(2)-① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉	80
表 2-(2)-② 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。 20 年 12 月 26 日改定) 〈抜粋〉	80
表 2-(2)-③ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例①	81
表 2-(2)-④ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例②	82
表 2-(2)-⑤ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例③	83
表 2-(2)-⑥ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例④	84
表 2-(2)-⑦ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍	

等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例①	90
表 2-(2)-⑧ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例②	91
表 2-(2)-⑨ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例③	92
表 2-(2)-⑩ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例①	95
表 2-(2)-⑪ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例②	96
表 2-(2)-⑫ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例①	103
表 2-(2)-⑬ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例②	104
表 2-(2)-⑭ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例③	105
 (3) 低入札価格調査の適正な実施	
表 2-(3)-① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）〈抜粋〉	111
表 2-(3)-② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉	111
表 2-(3)-ア-① 各府省における低入札価格調査基準の作成状況	112
表 2-(3)-ア-② 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例①	121
表 2-(3)-ア-③ 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例②	122
表 2-(3)-イ-① 作成している低入札価格調査基準に該当する低入札案件について、低入札価格調査を実施することなく契約を締結している例	123
表 2-(3)-イ-② 低入札価格調査の実施に加えた取組を行っている例	124
表 2-(3)-イ-③ 低入札価格調査を適正に実施している例	125
 (4) 再委託等に係る手続の適正化の推進	
表 2-(4)-① 「公共調達 of 適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知）〈抜粋〉	128
表 2-(4)-② 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 408 号財務省主計局長通知）〈抜粋〉	128
表 2-(4)-ア-① 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が	

不十分な例①	130
表 2-(4)-ア-② 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例②	131
表 2-(4)-ア-③ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例③	132
表 2-(4)-ア-④ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例④	133
表 2-(4)-ア-⑤ 不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、再委託等に関する 事項の設定内容等に工夫を加えている例	136
表 2-(4)-ア-⑥ 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例	139
表 2-(4)-イ-① 審査を経ず再委託等が行われているなどの例①	141
表 2-(4)-イ-② 審査を経ず再委託等が行われているなどの例②	142
表 2-(4)-イ-③ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例①	146
表 2-(4)-イ-④ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例②	147
表 2-(4)-イ-⑤ 審査の質を確保するため、再委託等に関する事務手続等に工夫を加え ている例	150

3 効率的かつ効果的な共同調達等の実施

(1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の見直し

表 3-① 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日改定) <抜粋>	156
表 3-② 「一括調達の運用ルール」(平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ。25 年 1 月 29 日 一部改定) <抜粋>	157
表 3-③ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <抜粋>	158
表 3-(1)-ア-① 各府省における共同調達等の実施による影響等に関する自己評価等の 概要	159
表 3-(1)-イ-① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等及びそれらの結果を踏 まえた実施方法等の見直しを行う余地があるとみられる例	164
表 3-(1)-イ-② 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例①	167
表 3-(1)-イ-③ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例②	169
表 3-(1)-イ-④ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例③	170

(2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進

表 3-(2)-ア-① 各府省の本府省における他府省との共同調達等の実施件数の推移	172
表 3-(2)-ア-② 各府省における他府省との共同調達等の実施状況	173
表 3-(2)-ア-③ 共同調達等の実施が可能とみられる例①	177

表 3 - (2) - ア - ④	共同調達等の実施が可能とみられる例②	179
表 3 - (2) - ア - ⑤	少額随意契約により調達していた案件について一括して調達（一般競争契約）することとしている例	186
表 3 - (2) - イ - ①	各府省の地方支分部局等における共同調達等の推進に関する方針等	187
表 3 - (2) - イ - ②	地方支分部局等における共同調達等の実施状況	192
表 3 - (2) - イ - ③	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例①	215
表 3 - (2) - イ - ④	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例②	217
表 3 - (2) - イ - ⑤	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例③	219
表 3 - (2) - イ - ⑥	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例①	221
表 3 - (2) - イ - ⑦	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例②	222
表 3 - (2) - イ - ⑧	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例③	223
表 3 - (2) - イ - ⑨	管内事務所における少額随意契約の締結状況を体系的に把握し、その状況を基に、各事務所における少額随意契約案件を一括して一般競争契約に移行するなどの取組を実施している例	224
表 3 - (2) - イ - ⑩	実情等に応じて、国の地方支分部局等のみならず、地方公共団体を含めた共同調達が行われている例	226
表 3 - (2) - イ - ⑪	実情等に応じて、毎年度、共同調達の対象とする案件及び参加官署の拡大を推進している例	227

4 契約に係る点検機能の一層の充実等

(1) 第三者機関の運営方法等の改善

表 4 - (1) - ①	「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。23 年 8 月 9 日一部変更）〈抜粋〉	231
表 4 - (1) - ②	「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）〈抜粋〉	232
表 4 - (1) - ア - ①	第三者機関の設置状況	233
表 4 - (1) - ア - ②	第三者機関による契約監視の仕組みがない例	234
表 4 - (1) - ア - ③	仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例	235
表 4 - (1) - イ - ①	契約一覧に審議案件を抽出するための情報が不足していると考えられる例	236
表 4 - (1) - イ - ②	契約一覧に、公益法人が応札者となっている案件か否か、低入札価格調査の対象案件か否かの情報を盛り込んでいる例	238
表 4 - (1) - イ - ③	委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例	239
表 4 - (1) - ウ - ①	本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関における審議結果等の情報提供の状況	240

(2) 内部監査の実効性の確保・向上

表 4-(2)-① 「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」(平成 18 年 2 月 24 日公共 調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>	243
表 4-(2)-② 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋>	243
表 4-(2)-③ 「平成 13 年度決算検査報告」(平成 14 年 11 月会計検査院) <抜粋>	244
表 4-(2)-ア-① 外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない 例	245
表 4-(2)-イ-① 内部監査において指摘された実績がない例	245
表 4-(2)-イ-② 随意契約における 1 者見積りの見直しについて指摘されたにもかかわ らず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例	246
表 4-(2)-イ-③ 備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善に ついて指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されて いない例	247
表 4-(2)-イ-④ 監査マニュアル等の策定状況	250
表 4-(2)-イ-⑤ 府省内への内部監査結果等の周知状況	251
表 4-(2)-イ-⑥ 内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行ってい る例	252

5 「電子調達システム」の活用

表 5-① 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号) <抜粋>	254
表 5-② 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成 25 年 6 月 28 日内閣官房 行政改革推進本部事務局) <抜粋>	255
表 5-③ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例①	256
表 5-④ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例②	258
表 5-⑤ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例③	259
表 5-⑥ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例④	260

第 1 調査の目的等

1 目的

この調査は、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 8事務所（栃木、群馬、東京、新潟、富山、石川、佐賀、熊本）

4 実施時期

平成 24 年 12 月～26 年 1 月

第2 調査結果

1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

(1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向

調査の結果	説明図表番号
<p>国の公共調達に関しては、これまで、公共工事、防衛調達等をめぐり、様々な問題が指摘されており、政府においては、逐次契約事務等の改善に取り組んできている。</p>	表1-(1)-①、②
<p>具体的には、IT関連事業の多重委託問題、分割少額随意契約問題等が発生したことを踏まえて、平成16年6月に取りまとめられた「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議（注1）。20年12月26日最終改定）においては、一般競争入札の拡大、適切な入札参加資格の設定、随意契約の適正な運用等に取り組むこととされ、また、17年2月に、随意契約に関する事務の取扱い等を定めた財務省主計局長通知（注2）が各省各庁会計課長等宛てに発出され、随意契約の公表対象の拡大（少額随意契約（注3）等を除き、契約先、契約金額、理由等をホームページで公表）、一括再委託の禁止、再委託の承認制の導入等の措置を講ずることとされた。</p>	表1-(1)-③
<p>また、平成18年8月、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「18年8月財務大臣通知」という。）が各省各庁の長宛てに発出され、随意契約の一般競争契約等への移行、一括再委託の禁止等再委託の適正化、契約に係る情報の公表等の措置を講ずることとされたほか、19年11月、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（注4）申合せ。以下「19年連絡会議申合せ」という。）が申し合わされ、各府省は、i）随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底すること、ii）監視体制の充実強化を図るため、全ての府省に契約の監視を行う第三者機関を設置すること等とされた。</p>	表1-(1)-④
<p>さらに、平成25年4月、内閣に設置された行政改革推進本部において「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）が決定され、各府省は、i）調達改善計画を毎年度策定し、上半期及び年度終了後にその実施状況について自己評価を行い、結果を公表すること、ii）調達改善を推進するための体制を整備すること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされた。</p>	表1-(1)-⑤
<p>さらに、平成25年4月、内閣に設置された行政改革推進本部において「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）が決定され、各府省は、i）調達改善計画を毎年度策定し、上半期及び年度終了後にその実施状況について自己評価を行い、結果を公表すること、ii）調達改善を推進するための体制を整備すること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされた。</p> <p>（注1）行政効率化関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」（平成24年12月7日閣議決定）により廃止された。</p> <p>（注2）「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成17年2月25日付け財計第407号財務省主計局長通知）及び「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成17年2月25日付け財計第408号財務省主計局長通知）をいう。</p> <p>（注3）予定価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条で規定する金額を超えない場合の随意契約をいう。以下同じ。</p> <p>（注4）公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」により廃止された。</p>	表1-(1)-⑥

表 1 - (1) - ① 国の公共調達に適正化に関する最近の主な取組の経緯

年度	主な取組内容
平成 15 年度	<p>○ 「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定)</p> <p>⇒ ・ 国民の利便性・サービスの向上</p> <p>・ IT 化に対応した業務改革</p> <p>・ 共通的な環境整備 等</p>
平成 16 年度	<p>○ 行政効率化関係省庁連絡会議設置 (平成 16 年 2 月 5 日関係省庁申合せ)</p> <p>※ 平成 24 年 12 月廃止</p> <p>○ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議決定。平成 20 年 12 月 26 日最終改定)</p> <p>⇒ ・ 一般競争入札の拡大</p> <p>・ 公共工事における総合評価落札方式の推進</p> <p>・ 適切な入札参加資格の設定</p> <p>・ 随意契約の適正な運用 等</p> <p>○ 「随意契約に関する事務の取扱い等について」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 407 号財務省主計局長通知)</p> <p>⇒ ・ 随意契約の公表対象の拡大 (少額随意契約等を除き、契約先、委託金額、理由等をホームページで公表)</p> <p>・ 随意契約の重点的監査 等</p> <p>○ 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 408 号財務省主計局長通知)</p> <p>⇒ ・ 一括再委託の禁止</p> <p>・ 再委託の承認の義務付け</p> <p>・ 履行体制の把握 等</p> <p>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号)</p> <p>⇒ ・ 品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定</p> <p>・ 競争参加者の技術的能力を審査</p> <p>・ 競争参加者から技術提案を求めるよう努力し、これを適切に審</p>

	査・評価 等
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議設置（平成 17 年 8 月 23 日関係省庁申合せ） ○ 公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議の設置（平成 17 年 12 月 26 日関係省庁申合せ） ○ 公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議を公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議に改組（平成 18 年 2 月 15 日） ※ 平成 24 年 12 月廃止 ○ 「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成 18 年 2 月 24 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ） ⇒ ・ 公共工事の入札契約における一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充 ・ 平成 17 年度に各府省が締結した所管公益法人との随意契約の緊急点検の実施と「随意契約見直し計画」の策定 ・ 随意契約の情報公開の充実 等
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号） ⇒ ・ 公共サービス改革基本方針の作成 ・ 官民競争入札等監理委員会の設置 等 ○ 「公益法人等との随意契約の適正化について」（平成 18 年 6 月 13 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ） ⇒ ・ 所管公益法人等との随意契約の見直し計画を策定 等 ○ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知） ⇒ ・ 随意契約の一般競争等への移行 ・ 一括再委託の禁止等再委託の適正化 ・ 契約に係る情報の公表 等 ○ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年12月15日法律第110号）

	<p>⇒ ・ 入札談合等関与行為を行った職員に対する刑罰規定の創設 ・ 入札談合等関与行為の範囲の拡大（幫助行為の追加） 等</p> <p>○ 「随意契約の適正化について」（平成 19 年 1 月 26 日公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議）</p> <p>⇒ ・ 所管公益法人等以外との随意契約の見直しの実施 等</p>
平成 19 年度	<p>○ 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共 調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）</p> <p>⇒ ・ 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底 ・ 各府省における監視体制の強化（第三者機関の設置等） 等</p> <p>○ 「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成 20 年 3 月 28 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）</p> <p>⇒ ・ 総合評価方式の徹底 ・ 契約等の対等な関係の構築、ダンピング対策 ・ 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化 等</p>
平成 20 年度	<p>○ 「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」 （平成 20 年 5 月 30 日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定）</p> <p>⇒ ・ 規程等の全府省統一化・共通化 ・ 業務の見直し・システム化 ・ 決裁階層・業務フローの簡素化 ・ アウトソーシングの活用 等</p> <p>○ 行政支出総点検会議設置（平成 20 年 7 月 29 日内閣官房長官決裁） ※ 平成 21 年 11 月廃止</p> <p>○ 「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」（平成 20 年 12 月 1 日行政 支出総点検会議）</p> <p>⇒ ・ 公益法人への支出の見直し（事務事業の廃止・縮小、競争性のあ る契約方式への移行、一者応札の改善等） ・ 行政経費の削減・行政の効率化 等</p>
平成 21 年度	<p>○ 「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）</p> <p>⇒ ・ 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省に予算執行監視チームの設置 等
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成 22 年 7 月 6 日改定(閣議決定)) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 幅広い民間活力の活用 ・ 調達及び関連諸制度の改革等を含めたより広義の公共サービス改革の推進 等 ○ 公共サービス改革分科会設置(平成 22 年 9 月 30 日行政刷新会議) <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 24 年 12 月廃止
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共サービス改革プログラム」(平成 23 年 4 月 28 日行政刷新会議公共サービス改革分科会) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 随意契約・一者応札の見直し ・ 総合評価落札方式の改善、競争的交渉方式の導入、競り下げの試行 ・ 共同調達の拡大 等 ○ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年 8 月 9 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表 ・ 一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備 ・ 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化 等
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政改革推進本部設置(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 各府省における「調達改善計画」の毎年度の策定並びに上半期及び年度末における自己評価結果の公表 ・ 調達改善推進のための体制の整備 等

(注) 内閣府公表資料等に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-② 防衛調達の適正化に関する最近の主な取組

背景等	取組等
<p>防衛施設庁官製談合問題（平成18年1～2月） 米軍横田基地などの受変電設備や電機設置工事の競争入札をめぐり、防衛施設庁OBである（財）防衛施設技術協会理事長のほか、同庁技術審議官等2名や、談合に参加した業者などが競売入札妨害罪で検挙</p>	<p>○ 「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」を設置（平成18年6月報告書公表） ⇒ ①入札手続の改善、②防衛施設庁の業務の見直し、③（財）防衛施設技術協会の解散 等</p> <p>○ 防衛施設庁を廃止。また、同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し、装備施設本部を設置（平成19年9月）</p>
<p>防衛装備品過大請求等問題（平成19年10月） 輸入装備品（海上自衛隊救難飛行艇US-2で使用するプロペラ整備用機材）について、事業者が過大に請求 等</p>	<p>○ 「防衛省改革会議」を設置（平成20年7月15日報告書公表） ⇒ 不祥事の分析を踏まえ、改革の原則（注）を示すとともに、これに基づく提言を公表 （注） 改革の原則とは、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナルリズムの確立、③全体最適を目指した任務遂行優先型の業務運営の確立</p> <p>○ 「防衛省改革の実現に向けての実施計画」（平成20年8月26日公表） ⇒ 防衛省改革会議の報告書に示された提言を計画的に実施するとともに、今後の予定や進捗等に関する国民の理解と支持を得るために策定。実施計画は、毎年度概算要求の時点などで、又は必要に応じて策定し、公表</p>
<p>防衛省改革に関する大臣指示（平成22年6月）</p>	<p>○ 「防衛省改革推進会議」を設置（平成22年8月） ⇒ 過去の談合事案も踏まえ、より一層の透明性、公正性を担保する施策について検討 等</p>
<p>防衛省改革に関する防衛大臣指示（平成25年2月）</p>	<p>○ これまでの成果を踏まえ、防衛会議の下、検討を加速させ、防衛改革検討委員会において、必要な検討を実施</p> <p>○ 「防衛省改革の方向性」（平成25年8月30日公表） ⇒ 状況の変化を踏まえ、これまでの検討で指摘された事項も十分に考慮し、以下の方向性で抜本的な改革を実施 ① 文官・自衛官の相互配置 ② 防衛力整備の全体最適化・装備取得機能の強化 ③ 統合運用機能の強化 ④ 政策立案・情報発信機能の強化 等 近年の調達不祥事の問題については、関係委員会等において鋭意検討し、再発防止策を徹底</p>

（注）当省の調査結果及び防衛省公表資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ③ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日最終改定) <抜粋>

(2) 公共調達効率化

1 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

- ・ 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、各府省ごとに公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値を本年末までに定め、毎年度その実施状況を公表する。(平成16年度から5年間)
- ・ 特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

3 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。
- ・ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。
- ・ 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

6 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。
- ・ 各府省ごとに定める一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ④ 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知)
 <抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

(注一)「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注二) 企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

イ 参加者を公募すること、

ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、

ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、

等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(注三)「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

(注四)公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札(総合評価方式を含む。)を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

(注五)公募期間は、予決令第 74 条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ハ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、

一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

(イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とされないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

ホ 国家試験等の実施に係るもの

(イ) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うものとする。

(ロ) 試験問題の印刷については、独立行政法人国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえつつ、一般競争入札等によることの適否について検討するものとする。

ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約

一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

③ その他

イ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確

保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

ロ 会計法第 29 条の 3 第 4 項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第 102 条の 4 第 4 号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。

ハ 秘密の保持が必要とされているもの

予決令第 99 条第 1 号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。

ニ 予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第

99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第31条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)又は防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧ 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

- (2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

- (3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。
- (4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

6. 契約に関する統計の作成

平成18年度以降、財務大臣の定めるところにより、毎年度、次に掲げる統計を作成し、財務大臣に送付するものとする。

- (1) 統計の対象期間

毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

- (2) 統計の対象となる契約

国の支出の原因となる契約(予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年

法律第 113 号) 第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)

(3) 統計の種類

① 契約金額及び件数に関する統計

全体の統計（公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に区分して件数及び金額を記載するもの。）

② 随意契約に関する統計

随意契約の内訳についての統計（契約の相手先を所管公益法人、その他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人に区分し、それぞれについて、随意契約の根拠とした条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載するもの。）

(注一) 「所管公益法人」とは、各省各庁が所管する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人をいう。

(注二) 「その他の公益法人」とは、(注一) 以外の民法第 34 条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人（学校法人、社会福祉法人等）をいう。

(注三) 「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項及び第 3 項に規定する法人をいう。

(注四) 「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けない法人を除く。）及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

(注五) 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）により、毎年 12 月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省各庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人その他必要と認める法人をいう。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑤ 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）＜抜粋＞

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
 - 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、
 - イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか
 - ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか
 - ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか
 - ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか
等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。
2. 監視体制の充実強化
 - (1) 各府省における監視体制の強化
 - ① 随意契約の適正化を進めていくに当たり、その実施状況について不断の注意を払うため、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約について、地方支分部局を含めた府省全体の状況を本府省において定期的に把握する。
 - ② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。
 すなわち、
 - イ. 全ての府省において
 - ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることにより
全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※ 既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

 - ・ 本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
 - ・ 応札者（応募者）が1者しかないものなどは重点的に監視
 - ・ 第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

 - ③ 独立行政法人等については、
 - イ. 独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請する
 - ロ. 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑥ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <抜
粋>

1. 調達改善計画の策定等

(1) 調達改善計画の策定

ア 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。
必要な場合には、年度途中で調達改善計画を改定し、公表する。

イ 調達改善計画には、次の内容を盛り込む。

- ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
- ・ 調達改善の取組内容
- ・ 調達改善の目標
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達改善の推進体制 等

(2) 調達改善計画の自己評価

ア 各府省庁は、上半期(4～9月)終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状
況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計
画の実施や策定に反映させる。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

2. 各府省庁における推進体制の整備

(1) 各府省庁は、調達改善計画の策定や自己評価の実施等、調達改善を推進するための体制を整備
する。

(2) 各府省庁は、調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、調達改善に関する知見を有す
る外部有識者に意見を求める。

(注) 下線は当省が付した。

(2) 各府省等全体の契約の概況

調査の結果	説明図表番号
<p>各府省並びに人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所（以下、本細目において「各府省等」という。）において、平成21年度から23年度までに締結されている契約の概況は、以下のとおりである。</p> <p>ア 契約方式の概要</p> <p>各府省等が締結している契約に係る方式としては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項の規定等に基づき、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3つの方式があり、機会の均等及び公正性の保持の原則に従いつつ、最も有利な条件の相手方を選定するため、一般競争契約が原則とされている。</p> <p>ただし、i) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては指名競争（同条第3項）、ii) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては随意契約（同条第4項）、iii) 予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、同条第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約（同条第5項）によることができるとされている。</p> <p>また、このような法令上の契約方式とは別に、随意契約について、競争性を高めるための方策として、企画競争や公募が行われている。</p>	<p>表1-(2)-ア-①～③</p>
<p>イ 各府省等の契約の概況</p> <p>18年8月財務大臣通知に基づく契約に関する統計（以下「契約統計」という。）（注）によれば、平成23年度の各府省等における契約の総件数及び総金額は約15.5万件、約6.9兆円となっており、21年度（約17.4万件、約8.1兆円）と比較して約2.0万件、約1.1兆円減少している。</p> <p>（注）契約統計において、少額随意契約等は対象とされていない。</p> <p>また、平成23年度における契約について、その属性等別にみると、次のようになっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-①</p>
<p>〔各府省等別の状況〕</p> <p>防衛省が約5.0万件、約2.7兆円（総金額の38.4%）と最も多く、次いで、国土交通省が約4.8万件、約2.4兆円（同35.0%）、農林水産省が約1.4万件、約5,300億円（同7.6%）で、これら3府省で総契約金額の81.0%を占めている。</p>	<p>表1-(2)-イ-②</p>
<p>〔契約方式別の状況〕</p> <p>競争契約が約9.2万件（約3.7兆円）、随意契約が約6.2万件（約3.2兆円）となっており、随意契約のうち、競争性のある随意契約は約3.8万件（約1.9兆円）、競争性のない随意契約は約2.5万件（約1.4兆円）となっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-③</p>
<p>〔契約種類別の状況〕</p> <p>物品・役務等が約11.7万件（約4.3兆円）、公共工事等が約3.8万件（約2.6兆円）となっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-④</p>

<p>また、内閣官房が、契約統計等に基づき作成・公表している応札者、応募者等（以下、これらを総称して「応札者等」という。）数別の契約件数（不落・不調随意契約、競争性のない随意契約を除く。）をみると、応札者等が1者のものが約4.1万件（総契約件数の33.2%）、2者以上のものが約8.3万件（同 66.8%）となっている。</p>	表1-(2)-イ-⑤
--	------------

表 1 - (2) - ア - ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）＜抜粋＞

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② （略）

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ア - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

（予定価格の決定方法）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

② 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（指名競争に付することができる場合）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

② 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約によることができる場合）

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九～二十五 （略）

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

表 1 - (2) - ア - ③ 国における契約方式等

契約方式	落札方法等		根拠法令
<p>一般競争契約</p> <p>国の原則的な契約方式。国が公告をして、不特定多数の者で競争入札を行う。</p>	最低価格落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争契約の原則的な選定方式 国が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 1 項</p> <p>予決令第 70 条～第 93 条</p>
	総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 価格及びその他の条件（技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件）が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 6 第 2 項</p>
<p>指名競争契約</p> <p>契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合等</p>	最低価格落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 指名競争契約の原則的な選定方式 国が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 3 項</p> <p>予決令第 94 条～第 98 条</p>
	総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 価格及びその他の条件（技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件）が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 6 第 2 項</p>
<p>随意契約</p> <p>契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合等</p>	公募	<ul style="list-style-type: none"> 行政目的の達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項</p>
	企画競争	<ul style="list-style-type: none"> 複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項</p>
	不落・不調	<ul style="list-style-type: none"> 競争に付しても入札者がいない場合、又は再度の入札をしても落札者がいない場合等に随意契約とすることができる方式 	<p>予決令第 99 条の 2</p> <p>予決令第 99 条の 3</p>

(注) 1 会計法令等に基づき、当省が作成した。

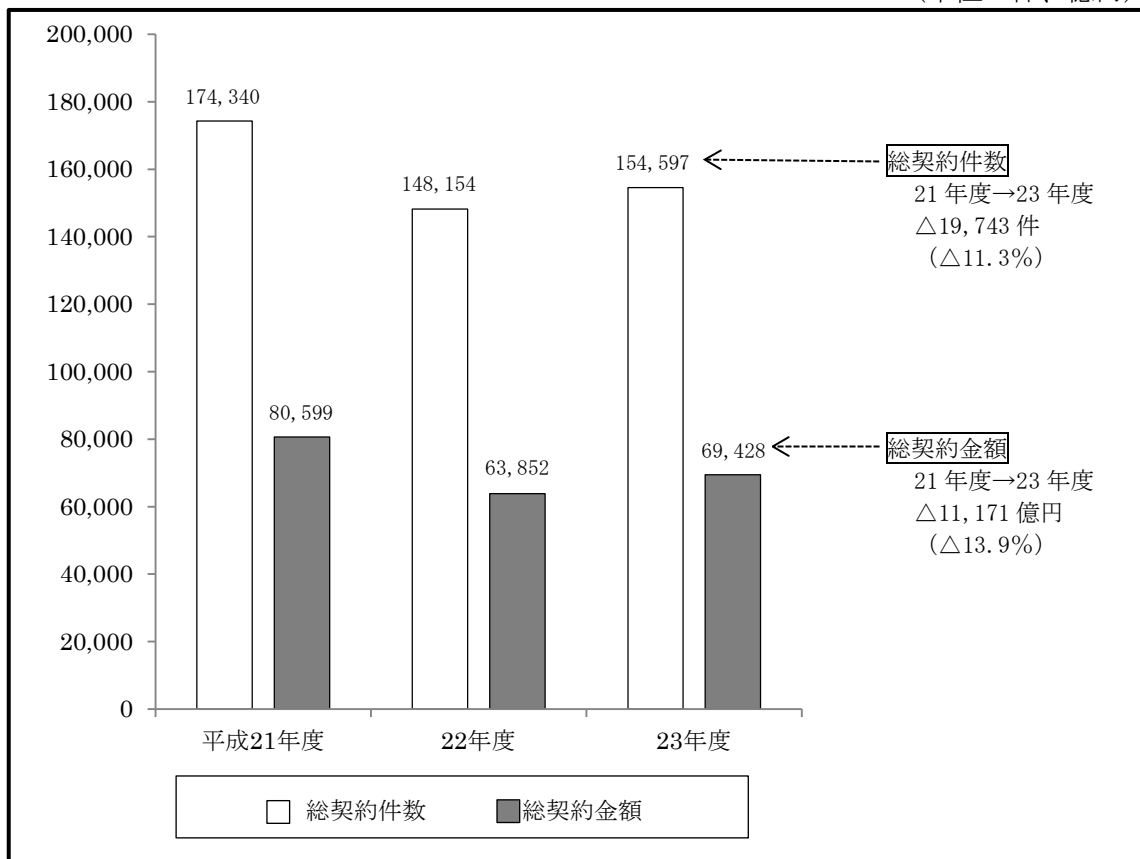
2 公募、企画競争、不落・不調随意契約は、契約統計において、随意契約における競争性のある契約方式とされている。

3 随意契約には、上記のほか「緊急随意契約」、「秘密随意契約」、「少額随意契約」等がある。

4 「公共サービス改革プログラム」（平成 23 年 4 月行政刷新会議公共サービス改革分科会）において、平成 23 年度から競り下げの試行を実施するとされた（競り下げの試行は平成 24 年度で終了している。）。

表 1 - (2) - イ - ① 各府省等が締結した契約の総件数及び総金額の推移

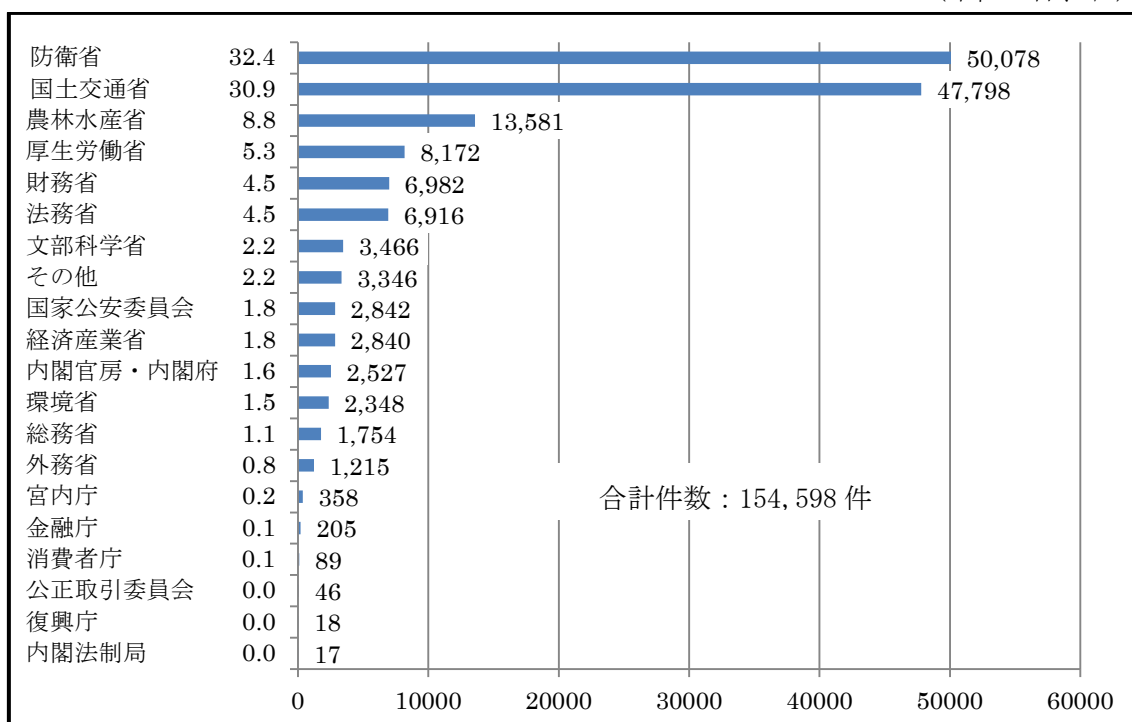
(単位：件、億円)



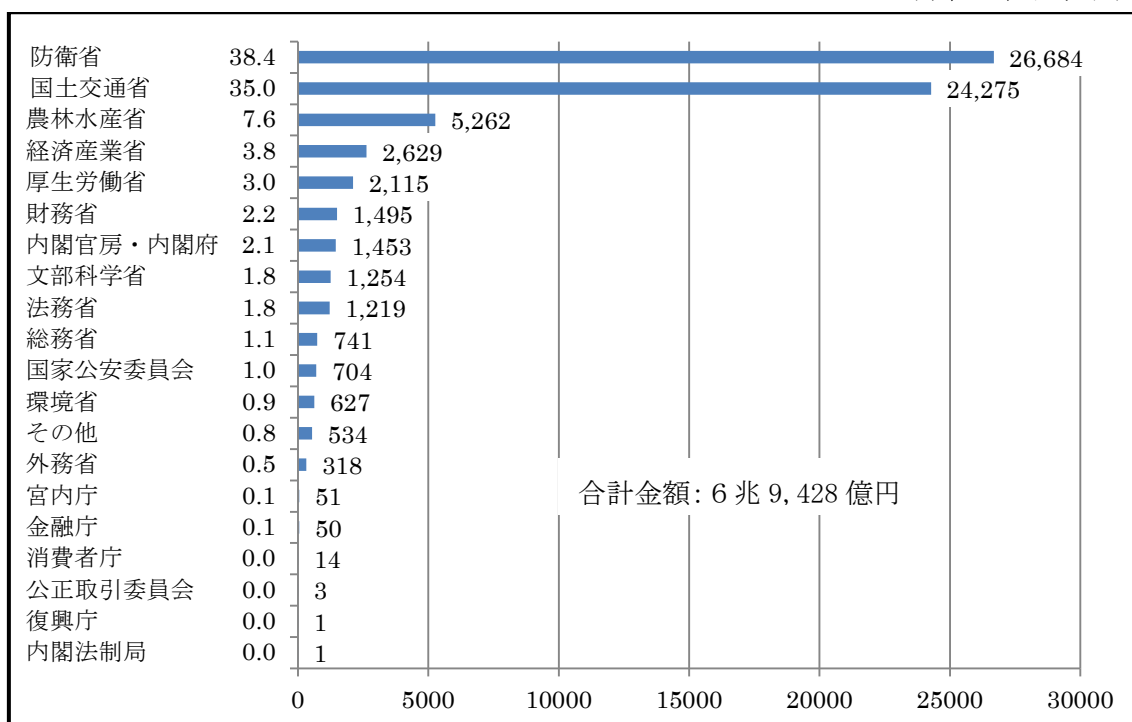
(注) 契約統計に基づき、当省が作成した。

表1-(2)-イ-② 各府省等における平成23年度の契約件数及び金額

(単位：件、%)



(単位：億円、%)



(注) 1 「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)に基づき、当省が作成した。

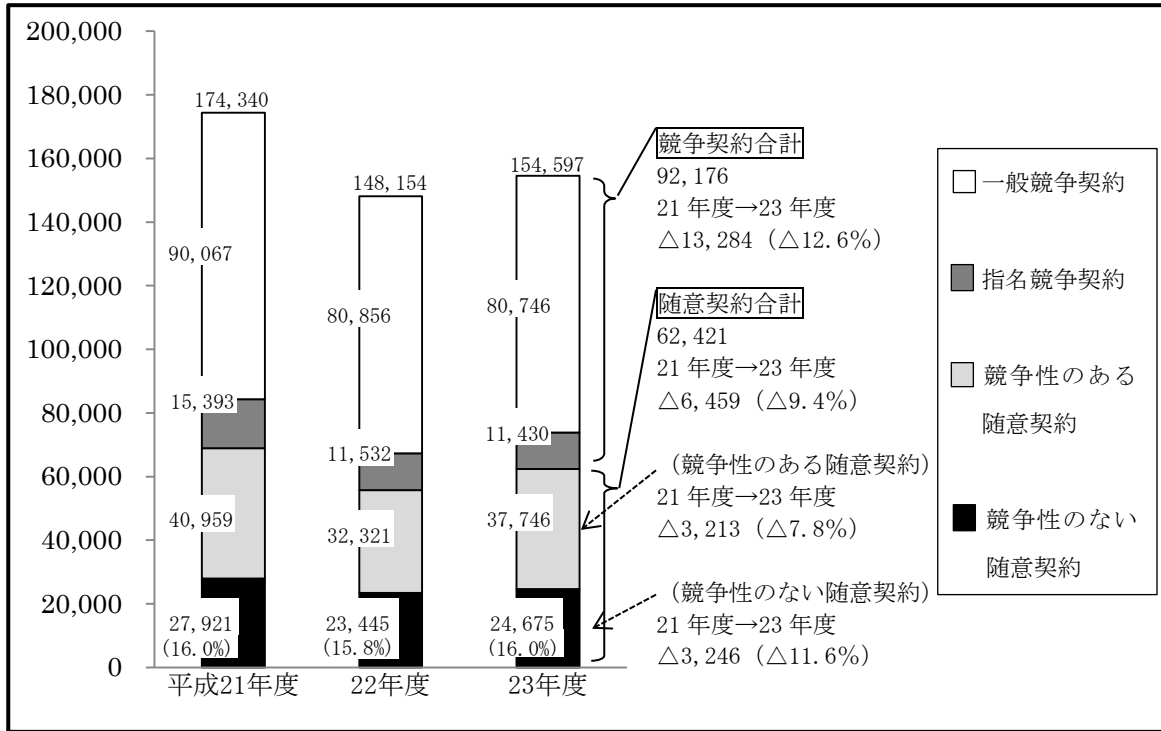
なお、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」における平成23年度の契約の合計件数と、契約統計における23年度の契約件数とは異なっている。

2 「その他」は、人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所を表す。

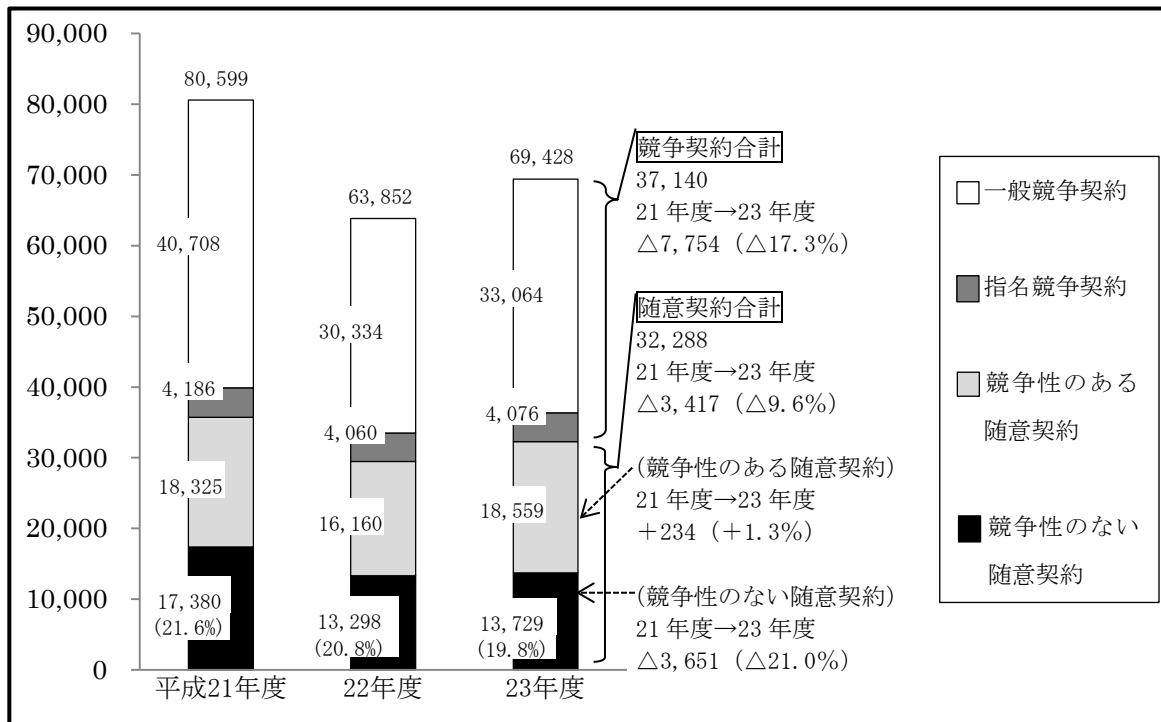
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ③ 契約方式別の契約件数及び金額の推移

(単位：件)



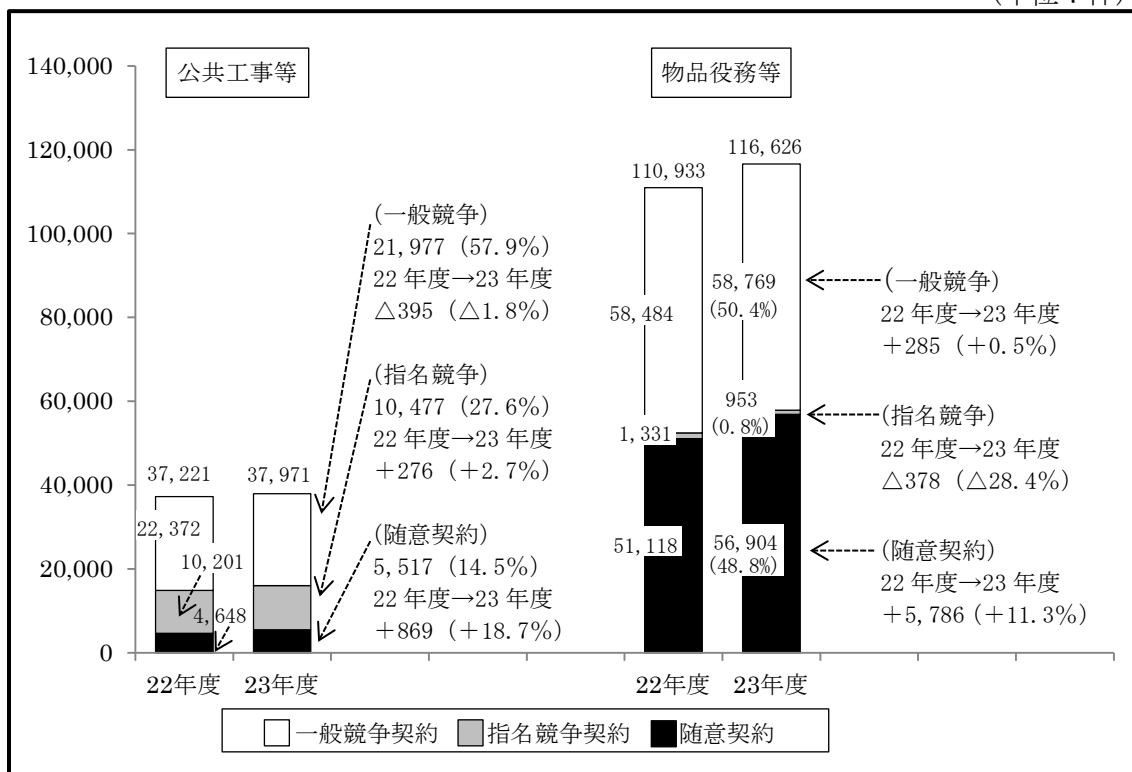
(単位：億円)



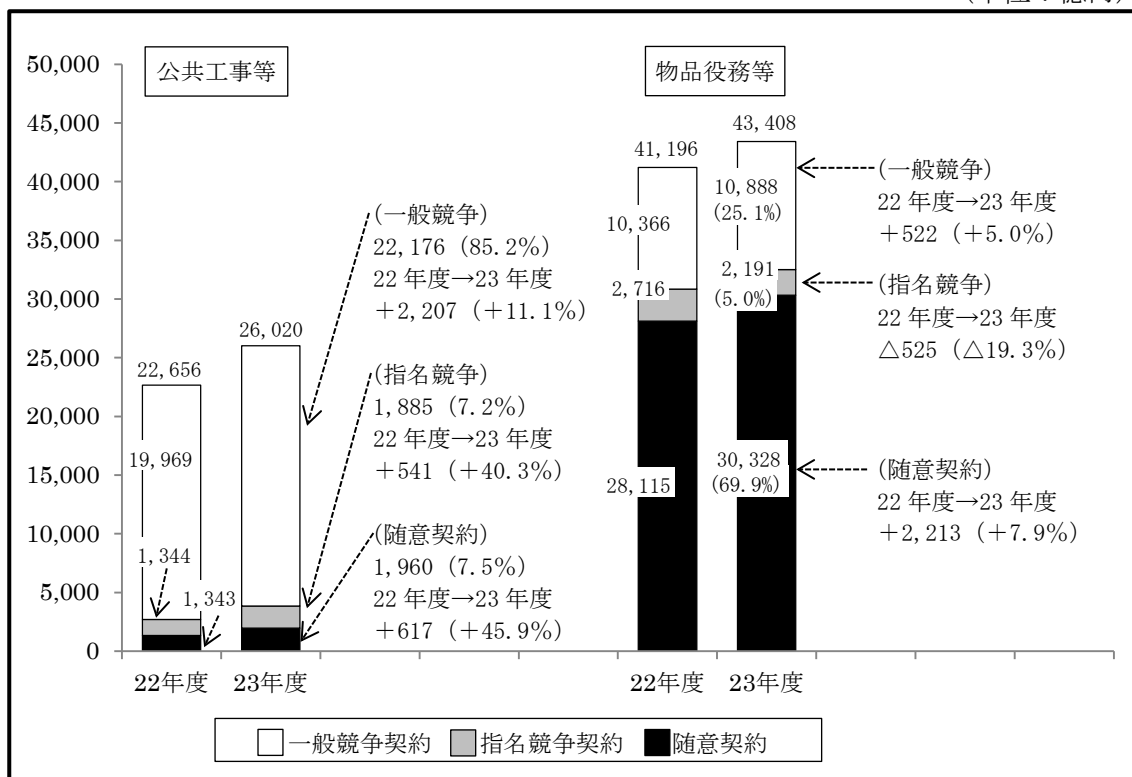
(注) 1 契約統計に基づき、当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ④ 契約種類別の契約件数及び金額の推移

(単位：件)



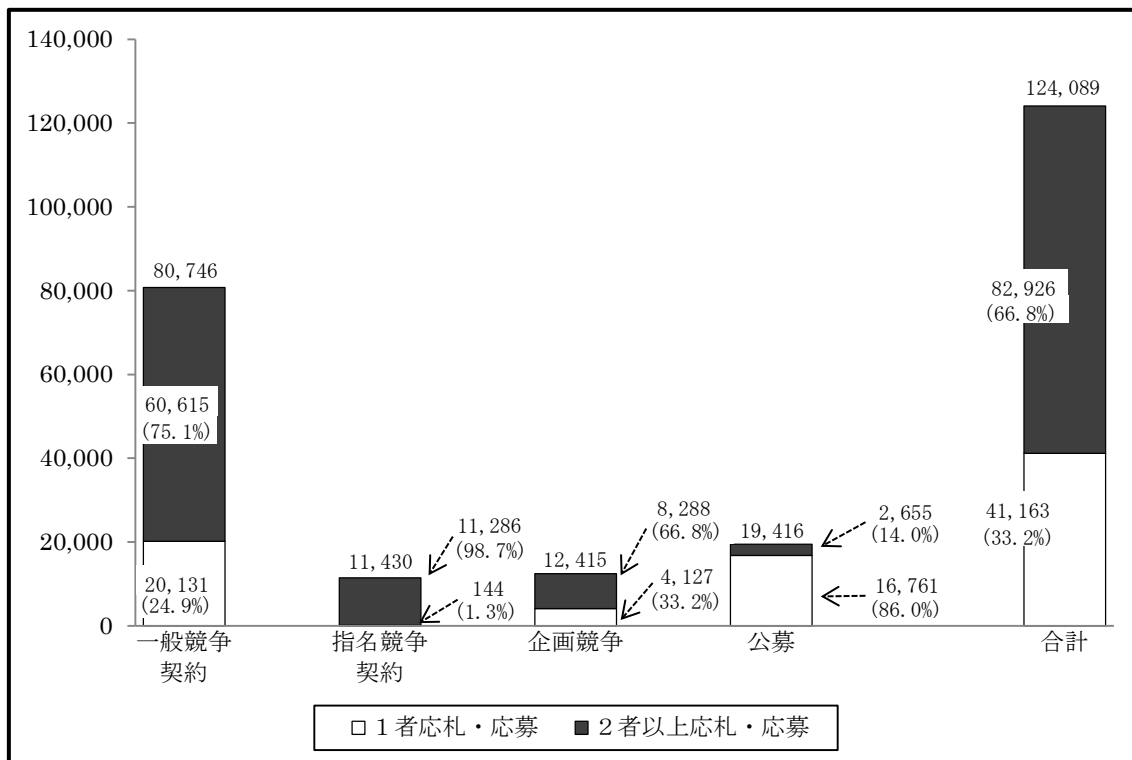
(単位：億円)



- (注) 1 契約統計に基づき、当省が作成した。
 2 「公共工事等」とは、契約統計における公共工事及び公共工事に係る設計業務等をいう。
 3 「物品役務等」とは、契約統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。
 4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ⑤ 平成 23 年度における応札者等数別の契約件数

(単位：件)



(注) 「平成 24 年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成 25 年 8 月 6 日行政改革推進会議)に基づき、当省が作成した。

2 契約における実質的な競争性の確保等

(1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進

勸 告	説明図表番号
<p>契約における競争参加資格、応札条件、応募条件等（以下、これらを総称して「応札条件等」という。）の設定については、18年8月財務大臣通知において、i) 競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること、ii) 仕様書は競争を事実上制限するような内容としてはならないことに留意しなければならないなどとされている。</p>	表 2-(1)-①
<p>また、競争性のない随意契約からより競争性の高い契約方式に移行した後においても実質的な競争性が確保されることが重要であることから、19年連絡会議申合せにおいて、各府省は、移行後の契約形態において、制限的な応札条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないかなどの観点から適切に点検し、応札条件等の緩和等の必要な措置を講ずることとされた。</p>	表 1-(1)-⑤（再掲）
<p>一方、総合評価落札方式の実施に当たっては、18年8月財務大臣通知において、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講ずるよう努めることなどとされている。</p>	表 2-(1)-①（再掲）
<p>今回、18府省の計251会計機関（本府省及び外局の内部部局43機関並びに地方支分部局等208機関の支出負担行為担当官、契約担当官等をいう。以下同じ。）において、平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件のうち応札者等が3者以下となっているものを中心に7,097件を抽出し、新規に受注するために応札又は応募（以下「応札等」という。）を希望する者を実質的に制限する可能性がある事務手続等の見直しに資する観点からその内容等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 制限的な応札条件等の見直し</p>	
<p>契約に係る応札条件等については、本来受注者に履行能力があることを示すものであれば足りるものである。しかし、次のとおり、特定の実績等に限定した応札条件等を設定しているなど、実質的に応札者等を制限する可能性があると考えられるものがみられた。</p>	
<p>(ア) 官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例（11府省計58事例）</p>	
<p>清掃業務や警備業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、応札条件等として、国、地方公共団体、独立行政法人等の官公庁等に限定した受注実績を求めているなどの例がみられた。これらの契約については、受注者が確実に履行することを確認できればよく、このように受注実績について官公庁等からのものがある者に限定して設定することにより要件を満たす者が限定される可能性があると考えられる。</p>	表 2-(1)-ア-①、②
<p>一方、官公庁等からの受注実績を応札条件等に設定せず多数の者が応札等している例や、官公庁等からの受注実績を応札条件等として設定していた契約案</p>	表 2-(1)-ア-③、④

<p>件について、次年度の同契約においてこれを応札条件等から除外するなどして、応札者等が増加している例もみられた。</p>	
<p>(イ) 特定の資格等がある者に限定して設定している例（14 府省計 30 事例）</p>	
<p>印刷物発送業務や調査業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、応札条件等として、プライバシーマークや専門統計調査士等の特定の資格等がある者に限定しているなどの例がみられた。これらの契約については、受注者が知見、技能等を有することを的確に確認できればよく、このように特定の資格等がある者に限定して設定することにより要件を満たす者が限定される可能性があると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑤～⑦</p>
<p>一方、応札条件等として特定の資格等がある者に限定せず、同等の知見、技能等を有することを証明すれば足りることとしている例もみられた。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑧</p>
<p>(ウ) 比較的長期間の実務経験等を設定している例（16 府省計 35 事例）</p>	
<p>自動車運行業務やデータ入力業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、応札条件等として、10 年以上の自動車運転歴や5年以上のデータ入力経験等の比較的長期間の実務経験を求めているなどの例がみられた。これらについては、受注者が業務を確実に履行できることを確認するために設定されるものであるが、比較的長期間の実務経験を設定している場合、他府省の同種・類似業務における設定年数等と比べて制限的となっている可能性があると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑨～⑪</p>
<p>一方、他府省の同種・類似業務において、実務経験を求めている例や、上記と比べて短期間の実務経験を設定している例もみられた。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑫、⑬</p>
<p>イ 仕様の記載内容の見直し</p>	
<p>契約案件における公募公告や仕様書等において示された仕様の記載内容については、次のとおり、発注者が求める業務内容に相応した金額で応札等ができない、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせるなどの可能性があると考えられるものがみられた。</p>	
<p>(ア) 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例（7 府省計 18 事例）</p>	
<p>海外での調査業務やシステム保守業務などに係る契約について、一般競争入札（総合評価落札方式）や公募を実施しているものの、仕様書等において、具体的な現地調査国数が明示されていなかったり、保守の対象となるシステムの概要として機器等の名称が記載されているのみとなっていたりするなどの例がみられた。これらの契約については、具体的な業務内容に関する情報が乏しいことにより、発注者が求める業務内容に相応した入札金額等を積算することが困難となっていると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-イ-①～③</p>
<p>(イ) 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示している例（3 府省計 9 事例）</p>	

<p>調査業務や映像検索業務などに係る契約について、業務の実施が可能な者を広く募る目的で公募を行っているものの、公募公告において、応札者等がなかった場合に契約を予定している具体的な相手方の名称を明示している例がみられた。これらの契約については、公示内容として当該業務の実施に必要な条件を記載すれば足りるが、契約を予定する具体的な相手方の名称を明示することにより、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-イ-④、⑤</p>
<p>ウ その他契約における事務手続等の見直し</p>	
<p>上記ア及びイのほか、次のとおり、実質的な競争性が確保されていないと考えられるものがみられた。</p>	
<p>(ア) 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例（3府省計4事例）</p>	
<p>カーテン設置業務や浄化槽点検業務などに係る契約について、同一業者と複数の少額随意契約を締結しているが、これらの契約金額の合計が予決令で定められた少額随意契約の限度額を超えている例がみられた。これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-ウ-①、②</p>
<p>(イ) 提案書等の審査等に第三者が関与していない例（5府省計6事例）</p>	
<p>調査業務や機器賃貸借業務などに係る契約について、一般競争入札（総合評価落札方式）によっているが、調達要求を行った部署の職員のみで提案書の審査を行っているなどの例がみられた。これらの契約については、提案の審査の透明性及び公正性を確保する観点から、落札者決定段階において、調達要求を行った部署以外の職員、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講ずるよう努める必要があると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-ウ-③、④</p>
<p>(ウ) 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる例（8府省計9事例）</p>	
<p>警備業務やシステム運用支援業務などに係る契約について、一般競争入札を実施しているものの、開札日から履行開始までの期間が5日間以下に設定されているなどの例がみられた。これらの契約については、業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するために必要な期間が確保できないことが想定され、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。</p>	<p>表 2-(1)-ウ-⑤、⑥</p>
<p>各府省においては、これまで、より競争性の高い契約方式への移行等が推進されてきているが、一方で、上記のとおり、制限的な応札条件等が設定されるなどにより、実質的に競争性が確保されていない可能性がある例が見受けられたところであ</p>	

る。

【所見】

したがって、関係府省は、契約における実質的な競争性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 官公庁等からの受注実績があること、特定の資格等があること、比較的長期間の実務経験があることなどを応札条件等として求めているものについては、それらの条件が応札者等にとって過度の制約とならないよう必要最小限のものとする事。 (全府省)

② 仕様書等に、新規に受注を希望する者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札金額等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。(消費者庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)

また、公募公告において、契約を予定する相手方の名称を記載しないこと。(内閣府、消費者庁、文部科学省)

③ i) 同種業務の契約について、分割するなどして少額随意契約としているものについては、一括発注することにより一般競争契約に移行すること。(内閣府、厚生労働省、環境省)

ii) 提案書等の審査等において、調達要求を行った部署以外の職員や学識経験者等に関与させるなど透明性を確保するための措置を講ずること。(金融庁、財務省、防衛省)

iii) 開札日から役務等の履行開始までの期間の設定について、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規に受注を希望する者が必要な準備を行うことができるよう、十分な期間を確保すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

表 2 - (1) - ① 「公共調達¹の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知)

<抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 73 条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

② 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。

また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

③ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ア - ① 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例①

機関等名	国土交通省（北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所）
契約案件名	庁舎等清掃
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	4,611,600円
応札者等数	2者
概要	<p>（説明）</p> <p>新潟港湾・空港整備事務所では、平成23年度において、同事務所、新潟港湾空港技術調査事務所の庁舎等に係る清掃業務について、一般競争入札による契約を締結している。本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 平成17年4月1日以降に、<u>国、地方公共団体等において清掃業務の実績があること</u></p> <p>上記の応札条件等を設定していることについて、同所では、業務を確実に履行できることを確認するためとしている。</p> <p>しかし、本件の業務内容である清掃業務自体に何ら特殊性はなく、官公庁等に限らず民間企業においても広く一般的に外注されているものであることから、業務の確実な履行を担保するための応札条件等として、国、地方公共団体等の官公庁等からの受注実績がある者に限定しなければならない理由はなく、このような応札条件等を設定することにより、新規に受注するために応札等を希望する者を実質的に制限する可能性があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(1)-ア-② 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①御料牧場震災被害調査ほか業務 ②宮内庁（長官官房主計課） ③民間事業者 ④3者	宮内庁では、平成23年度において、御料牧場における震災被害調査等の業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成13年度から公告日までに契約が完了した業務で、契約金額が100万円以上の、 <u>国の機関、地方公共団体及び特殊法人等と契約した建築関係建設コンサルタント業務の実績を有すること</u>
2	①皇居東地区機械設備その他点検保守 ②宮内庁（長官官房主計課） ③民間事業者 ④3者	宮内庁では、平成24年度において、皇居東地区における機械設備等の点検保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成13年度以降において、 <u>国の機関、地方公共団体及び特殊法人等と契約した業務のうち、延べ床面積5,000㎡以上の施設において、機械設備、監視制御設備、防災設備、搬送設備、電気設備のうち2以上の設備の点検保守業務を1契約として2年以上連続して履行した業務を元請として誠実に業務を完了した実績を有する者</u>
3	①皇居参観案内業務 ②宮内庁（長官官房主計課） ③公益法人 ④1者	宮内庁では、平成24年度において、皇居の参観案内業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国の機関、地方公共団体及び特殊法人等の発注で、平成18年度以降に、施設の案内業務において、一回1時間程度の説明案内で一日に複数回行う業務を年間契約として契約した実績を有すること</u>
4	①修学院離宮景観林整備工事に伴う調査設計業務 ②宮内庁（京都事務所） ③民間事業者 ④1者	宮内庁京都事務所では、平成24年度において、同事務所が管理する修学院離宮の景観林において、シカ等による獣被害を未然に防止するための防鹿柵設置の検討や林道補修の検討を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成14年度以降に引き渡し完了した業務で、 <u>国の機関又は地方公共団体と契約した森林における害獣の生息調査業務及び防獣柵の設計業務の実績を有すること</u>
5	①京都御所ほか参観案内業務 ②宮内庁（京都事務所） ③公益法人 ④1者	宮内庁京都事務所では、平成24年度において、京都御所等の参観案内等の業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成18年度以降において、 <u>国及び地方公共団体の機関の発注で国等の展示施設（美術館、博物館等）及び国が指定する文化財（建造物及</u>

		び史跡名勝等)等の案内業務(一回1時間程度の説明案内で一日に複数回行う業務)を元請として、誠実に履行を完了した実績を有する者
6	①米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく消費者を対象としたアンケート調査 ②消費者庁(総務課) ③民間事業者 ④3者	消費者庁では、平成23年度において、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく消費者を対象としたアンケート調査(標本数3,000)について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>公官庁その他営利を目的としない団体の電子モニター方法による調査(標本数が全国で3,000以上のもの)を実施した実績があること</u>
7	①平成24年度消費者支援功労者表彰等(選考)の運営支援業務 ②消費者庁(総務課) ③民間事業者 ④2者	消費者庁では、平成23年度において、平成24年度消費者支援功労者表彰等に係る被表彰者等の選考、シンポジウム、懇談会等の開催案内状の発送等の運営支援業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国における表彰等の運営支援業務の受注実績が過去5年間において3回以上あること</u> ※平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等のうち国からの受注実績に限定していた要件は削除されている。
8	①消費者庁における自動車運行管理業務の請負 ②消費者庁(総務課) ③民間事業者 ④3者	消費者庁では、平成24年度において、同庁が保有する乗用車の運行管理に関する業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>運行管理者について、中央官公庁での勤務経験が3年以上あること</u>
9	①大阪府寝屋川市における気象観測等調査 ②総務省(公害等調整委員会) ③民間事業者 ④2者	公害等調整委員会では、平成24年度において、係争中の事件に関連するものとして、大阪府寝屋川市における大気汚染状況を分析する基礎データとするための気象観測データの収集等を行う調査業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) 受注者について、 <u>国又は地方公共団体が発注する気象観測業務を適正に履行した経験がある者</u> ii) 現場責任者について、受注者の直庸者であり、かつ、 <u>国又は地方公共団体が発注した気象観測業務において適正に現場測定を経験した者(受注者の直庸時には拘らない。)</u>
10	①仙台北法務総合庁舎機械設備運転管理等業務請負契約 ②法務省(仙台北高等検察庁) ③民間事業者 ④3者	仙台北高等検察庁では、平成24年度において、仙台北法務総合庁舎機械設備運転管理等業務請負契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>公告日以前5年間において、当物件と同程度の機械設備運転管理等業務を官公庁等と元請として結び、当該契約業務を履行した実績があること</u>

11	①法務総合研究所仙台支所機械設備運転管理等業務請負契約 ②法務省（仙台高等検察庁） ③民間事業者 ④3者	仙台高等検察庁では、平成24年度において、法務総合研究所仙台支所機械設備運転管理等業務請負契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 公告日以前5年間において、当物件と同程度の機械設備運転管理等業務を <u>官公庁と元請として結び、当該契約業務を履行した実績</u> があること
12	①公安調査庁ホームページコンテンツ移行等業務一式 ②法務省（公安調査庁） ③民間事業者 ④1者	公安調査庁では、平成23年度において、同庁のホームページコンテンツの移行等業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 本システムと同様のシステムを過去3年以内に <u>中央省庁向けに構築・移行した実績</u> を有すること
13	①書類管理等業務（17,786箱） ②財務省（国税庁福岡国税局） ③民間事業者 ④1者	福岡国税局では、平成24年度において、書類管理等業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 過去3年以内において、 <u>官公庁等における管理業務に係る役務の提供を行ったことがある者</u>
14	①新規配備パソコン等設定作業の委託業務 ②財務省（国税庁熊本国税局） ③民間事業者 ④2者	熊本国税局では、平成23年度に、同局、36税務署（熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）等に新規配備されるパソコン及びプリンターの設定作業の委託業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 大規模クライアントサーバ型環境を持つ <u>行政機関（独立行政法人又はこれに準ずるものを含む。）</u> において、設定をした実績があること
15	①平成23年度厚生労働白書（概要版・資料編）の翻訳業務 ②厚生労働省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④3者	厚生労働省では、平成23年度において、平成23年度厚生労働白書（概要版・資料編）の翻訳業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 過去1年間に <u>国際機関または官公庁から和文英訳業務を受注した実績</u> があること
16	①研究情報ネットワークシステム等のセキュリティ監視業務一式 ②厚生労働省（国立感染症研究所） ③民間事業者 ④2者	国立感染症研究所では、平成23年度において、研究情報ネットワークシステム等のセキュリティ監視業務一式について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 過去3年間以上、毎年度継続して <u>官公庁またはその関係機関に対し、電子認証システムを含む情報セキュリティ監査を実施した経験</u> を有すること

17	①国立感染症研究所戸山 庁舎電話交換業務請負 契約 ②厚生労働省（国立感 染症研究所） ③民間事業者 ④1者	国立感染症研究所では、平成23年度において、同研究所戸山庁舎電話交換業務請負契約（平成23年度上半期分）について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 直近2か年以内において、 <u>国立機関又は地方公共団体における電話交換業務の年間を通じての契約実績を有する者</u>
18	①国立感染症研究所戸山 庁舎電話交換業務請負 契約 ②厚生労働省（国立感 染症研究所） ③民間事業者 ④2者	国立感染症研究所では、平成23年度において、同研究所戸山庁舎電話交換業務請負契約（平成23年度下半期分）について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 直近2か年以内において、 <u>国立機関又は地方公共団体における電話交換業務の年間を通じての契約実績を有する者</u>
19	①国立感染症研究所戸山 庁舎電話交換業務請負 契約 ②厚生労働省（国立感 染症研究所） ③民間事業者 ④1者	国立感染症研究所では、平成24年度において、同研究所戸山庁舎電話交換業務請負契約（平成24年度上半期分）について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 直近2か年以内において、 <u>国立機関又は地方公共団体における電話交換業務の年間を通じての契約実績を有する者</u>
20	①平成23年度毛筆筆耕業 務 ②農林水産省（大臣官房 経理課） ③民間事業者 ④1者	農林水産省では、平成23年度において、表彰状や獣医師免許の宛名部分等の毛筆筆耕に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 過去5年以内に <u>国務大臣が表彰する表彰状の筆耕の実績があること</u>
21	①A社製複写機類の保守 ②農林水産省（大臣官房 経理課） ③民間事業者 ④1者	農林水産省では、平成24年度において、同省本省の各会計機関において賃貸借又は保有しているA社製の複写機類の保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国と、過去5年間に於いて、本調達と同様の契約実績があること</u> ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は設定されていない。
22	①B社製複写機類の保守 ②農林水産省（大臣官房 経理課） ③民間事業者 ④1者	農林水産省では、平成24年度において、同省本省の各会計機関において賃貸借又は保有しているB社製の複写機類の保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国と、過去5年間に於いて、本調達と同様の契約実績があること</u> ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は設定されていない。

23	①C社製複写機類の保守 ②農林水産省（大臣官房 経理課） ③民間事業者 ④1者	農林水産省では、平成24年度において、同省本省の各会計機関において 賃貸借又は保有しているC社製の複写機類の保守業務について、一般競争 入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書等において、以下のような応札条件等が設定され ている。 ○ <u>国と、過去5年間において、本調達と同様の契約実績があること</u> ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は設定されていない。
24	①平成24年度森林におけ る除染等実証調査委託 事業 ②農林水産省（林野庁） ③公益法人 ④2者	林野庁では、平成24年度において、森林における除染等実証調査業務に ついて、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。 本件に係る提案書の作成方法等を示した要領において、以下のような応 札条件等が設定されている。 ○ 必須の評価項目の一つとして、 <u>官公庁の本領域における実績がある</u> こと ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は必須の評価項目と されていない。
25	①証拠書類外の編集・製 本業務一式 ②農林水産省（林野庁近 畿中国森林管理局） ③公益法人 ④1者	近畿中国森林管理局では、平成23年度において、証拠書類外の編集・製 本業務一式について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されてい る。 ○ <u>本入札公告と同種の契約実績がある者</u> 同種業務：会計検査院法（昭和22年法律第73号）第24条の規定に よる計算証明規則に基づく証拠書類の編集・製本業務（注） （注）計算証明規則に基づく証拠書類の編集・製本業務が生ずるのは、国の機関や独立 行政法人等の官公庁等に限定される。
26	①証拠書類外の照合・編 集・製本業務一式 ②農林水産省（林野庁近 畿中国森林管理局） ③公益法人 ④1者	近畿中国森林管理局では、平成24年度において、証拠書類外の照合・編 集・製本業務一式について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されてい る。 ○ 1契約500万円以上の <u>官公庁との役務等契約実績がある者</u>
27	①「水産白書」の編集等 支援業務 ②農林水産省（水産庁） ③民間事業者 ④2者	水産庁では、平成23年度において、水産白書の紙面構成等の編集支援業 務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書及び仕様書において、以下のような応札条件等が 設定されている。 ○ <u>過去3年間に政府が発行する白書の編集、印刷業務の実績を有する</u> こと

28	①「水産白書」の編集等支援業務 ②農林水産省（水産庁） ③民間事業者 ④1者	水産庁では、平成24年度において、水産白書の紙面構成等の編集支援業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書及び仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 過去3年間に <u>政府が発行する白書の編集、印刷業務の実績</u> を有すること
29	①平成24年工業統計調査に係る本社一括調査方式の名簿整備 ②経済産業省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④2者	経済産業省では、平成24年度において、工業統計調査に係る本社一括調査方式の名簿整備に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国又は地方公共団体の統計調査（調査対象数3,500件程度）</u> において、次の業務を総合的に <u>実施した実績</u> を有すること ① 関係用品の作成・印刷による発送業務 ② 調査票の問合せ業務（内容に関する問合せ、苦情等） ③ 調査票未提出者に対する電話による督促
30	①Web広告を用いた地籍調査の周知に関する業務 ②国土交通省（土地・建設産業局） ③民間事業者 ④3者	国土交通省では、平成23年度において、地籍調査を広く国民に周知するためのバナー広告やリスティング広告等に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等においては、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>国又は地方公共団体から、国又は地方公共団体の運営するWebサイトの構築及び更新（一部のコンテンツの作成・サイトへの掲載を含む）、管理・運営に関する業務を受託した実績</u> があること
31	①平成25年土地基本調査に係る会社法人名簿整備業務 ②国土交通省（土地・建設産業局） ③民間事業者 ④2者	国土交通省では、平成24年度において、平成25年土地基本調査に係る会社法人名簿整備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 現在又は過去2年以内に <u>国又は地方公共団体と本業務と類似した業務契約を行い、納入実績</u> を有すること
32	①電子国土Webシステム普及のためのポータル運用業務（平成23年度） ②国土交通省（国土地理院） ③公益法人 ④2者	国土地理院では、平成23年度において、電子国土Webシステム普及のためのポータル運用業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されていた。 ○ 平成21年度末までの過去5年度以内にWebサイトの運営管理業務及びヘルプデスク業務を <u>公的機関から受注した実績</u> があること ※ 平成24年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は設定されていない。

33	①H24 図面等複写出力業務 ②国土交通省（関東地方整備局高崎河川国道事務所） ③民間事業者 ④1者	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、図面等複写出力業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>本件役務と同種業務の実績</u>があること <p>同種業務：平成13年度以降公示日までに完了した、<u>関東地方整備局（出先機関を含む。）の発注</u>において、発注者が所有するアナログ又はデジタルデータ情報について複写・出力を行うものに関わる元請での業務</p>
34	①H24 高崎災害対策用機械運用保守業務 ②国土交通省（関東地方整備局高崎河川国道事務所） ③民間事業者 ④1者	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、高崎災害対策用機械運用保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関東地方整備局管内において過去に元請として履行した次のいずれかの要件を満たす業務（工事）の実績を有すること <ol style="list-style-type: none"> ① <u>国又は地方自治体が保有する車両を使用した工事又は作業の施工実績</u> ② <u>国又は地方自治体が保有する車両の保守管理又は点検整備の履行実績</u>
35	①H24 高崎自動車修繕単価契約（その1） ②国土交通省（関東地方整備局高崎河川国道事務所） ③民間事業者 ④1者	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、高崎自動車修繕単価契約（その1）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度以降に、元請として履行した一般自動車及び建設機械を対象とする自動車修繕業務について、次のいずれかを有すること <ol style="list-style-type: none"> ① <u>国土交通省又は他省庁の履行実績</u> ② <u>都県、機構(注:独立行政法人)、各高速道路(株)の履行実績</u> ③ <u>市町村の履行実績</u>
36	①H24 高崎自動車修繕単価契約（その2） ②国土交通省（関東地方整備局高崎河川国道事務所） ③民間事業者 ④1者	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、高崎自動車修繕単価契約（その2）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度以降に、元請として履行した一般自動車及び建設機械を対象とする自動車修繕業務について、次のいずれかを有すること <ol style="list-style-type: none"> ① <u>国土交通省又は他省庁の履行実績</u> ② <u>都県、機構(注:独立行政法人)、各高速道路(株)の履行実績</u> ③ <u>市町村の履行実績</u>
37	①H24 高崎自動車修繕単価契約（その3） ②国土交通省（関東地方	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、高崎自動車修繕単価契約（その3）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等</p>

	<p>整備局高崎河川国道事務所)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>が設定されている。</p> <p>○平成18年度以降に、元請として履行した一般自動車及び建設機械を対象とする自動車修繕業務について、次のいずれかを有すること</p> <p>① <u>国土交通省又は他省庁の履行実績</u></p> <p>② <u>都県、機構(注:独立行政法人)、各高速道路(株)の履行実績</u></p> <p>③ <u>市町村の履行実績</u></p>
38	<p>①H24道の駅「こもち」し尿浄化槽維持管理</p> <p>②国土交通省(関東地方整備局高崎河川国道事務所)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>高崎河川国道事務所では、平成24年度において、道の駅「こもち」し尿浄化槽維持管理について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○平成18年度以降に、関東地方整備局管内で元請として履行完了した、<u>国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、又は公益法人のいずれかのし尿浄化槽維持管理の履行実績</u>を有すること</p>
39	<p>①関屋海象観測機器点検作業</p> <p>②国土交通省(北陸地方整備局信濃川下流河川事務所)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>信濃川下流河川事務所では、平成23年度において、関屋海象観測機器点検作業について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○平成13年度以降において、<u>国、都道府県、政令市が発注した海象観測機器保守点検又は水文観測機器保守点検に関する元請としての履行実績</u>を有すること</p>
40	<p>①関屋海象観測機器点検作業</p> <p>②国土交通省(北陸地方整備局信濃川下流河川事務所)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>信濃川下流河川事務所では、平成24年度において、関屋海象観測機器点検作業について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○平成14年度以降において、<u>国、都道府県、政令市が発注した海象観測機器保守点検又は水文観測機器保守点検に関する元請としての履行実績</u>を有すること</p>
41	<p>①河川現況台帳システム整理登録業務</p> <p>②国土交通省(近畿地方整備局淀川河川事務所)</p> <p>③公益法人</p> <p>④3者</p>	<p>淀川河川事務所では、平成23年度において、同事務所で運用している河川現況台帳システムへの入力作業等について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○平成18年度以降において、<u>国の機関(国土交通省、他省庁)、地方公共団体(都道府県、市町村)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む。))を言う。)</u>発注の「<u>公物管理に関する電子化台帳にデータを入力する業務</u>」の元請としての履行実績があること</p>
42	<p>①巡視船整備業務</p> <p>②国土交通省(近畿地方</p>	<p>淀川河川事務所では、平成24年度において、同事務所が保有する巡視船2隻の機能保持を目的として、修繕、整備及び定期点検を行う業務につい</p>

	<p>整備局淀川河川事務所)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>て、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告及び入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 平成14年度から平成23年度までに、<u>淀川河川事務所又は国の機関</u>（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）の対象法人含む。）又は<u>地方公共団体</u>（都道府県、政令指定都市、市町村）の<u>小型船舶のうち、船長3m以上かつ推進機関の連続最大出力100馬力以上のものについて、点検整備業務又は修繕のいずれかの実績</u>があること（点検整備業務については平成23年度完了見込みで可）</p>
43	<p>①武雄河川事務所外1箇所機械警備一式</p> <p>②国土交通省（九州地方整備局武雄河川事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>武雄河川事務所では、平成24年度において、休日及び夜間の庁舎の機械警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>官公庁において機械警備による夜間及び無人時の庁舎管理業務を受注した実績</u>があること</p>
44	<p>①平成23年度球磨川水系水防関連検討業務</p> <p>②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>八代河川国道事務所では、平成23年度において、球磨川水系水防関連検討業務について、簡易公募型プロポーザル方式（注）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、<u>国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公社等、公益法人等が発注した契約金額100万円以上の同種、類似業務の実績</u>を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務：はん濫危険水位検討かつ洪水予測システム構築業務 ・類似業務：はん濫危険水位検討または洪水予測システム構築業務 <p>（注）ここでいう簡易公募型プロポーザル方式とは、まず競争参加資格者の募集を行い、参加表明者について、九州地方整備局が定めた業務マニュアルに準じて八代河川国道事務所で作成した基準に基づき、当該基準に該当する者を選定し、当該業者に対し、技術提案書の提出を依頼し、九州地方整備局が定めた業務マニュアルに準じて同河川国道事務所で作成した提案書審査基準を基に審査を行い、評価点の多い者と契約を行う契約方式である。</p>
45	<p>①河川名標識製作設置</p> <p>②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>八代河川国道事務所では、平成23年度において、球磨川流域の5地点に設置してある球磨川記名標識に関して、劣化への対応及び視認性の改善のための河川名標識製作設置業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 平成13年度以降において<u>公共機関</u>（国、地方公共団体、特殊法人等）が発注した屋外に設置する標識の製作・設置の業務（製作と設置は別業務でも可）の実績を有すること</p>

46	①渡水位観測所補修 ②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所） ③民間事業者 ④2者	<p>八代河川国道事務所では、平成23年度において、球磨川流域の雨量、流量、水質等の水文水質の観測情報を収集する目的で球磨川流域の27水文観測所に設置した副水位計及び周辺機器を整備するなどの渡水位観測所補修業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成9年度以降において、<u>九州地方整備局の管轄区域内での国又は県、市町村での同種又は類似業務の実績を有すること</u> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務：河川又は湖沼（ダムを含む。）、海岸における水位観測機器の新設又は補修 ・類似業務：河川又は湖沼（ダムを含む。）、海岸における他の気象観測機器の新設又は補修
47	①平成23年度球磨川水文観測所保守点検 ②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所） ③民間事業者 ④2者	<p>八代河川国道事務所では、平成23年度において、球磨川流域の雨量、流量、水質等の水文水質の観測情報を収集する目的で球磨川流域の27水文観測所に設置した観測器械及び観測施設の維持及び管理のために、器械の点検及び施設の維持補修を行う球磨川水文観測所保守点検業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成8年度以降において、<u>九州地方整備局の管轄区域内での国又は県、市町村での同種又は類似の業務の実績を有すること</u> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務：河川水文観測所の保守点検業務 ・類似業務：ダム水文観測所の保守点検業務、地下水位観測所の保守点検業務、水質自動監視装置の保守点検業務のいずれか
48	①平成24年度球磨川水文観測所保守点検 ②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所） ③民間事業者 ④2者	<p>八代河川国道事務所では、平成24年度において、球磨川流域の雨量、流量、水質等の水文水質の観測情報を収集する目的で球磨川流域の27水文観測所に設置した観測器械及び観測施設の維持及び管理のために、器械の点検及び施設の維持補修を行う球磨川水文観測所保守点検業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成9年度以降において、<u>九州地方整備局の管轄区域内での国又は県、市町村での同種又は類似の業務の実績を有すること</u> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務：河川水文観測所の保守点検業務 ・類似業務：ダム水文観測所の保守点検業務、地下水位観測所の保守点検業務、水質自動監視装置の保守点検業務のいずれか
49	①球磨川水難事故防止に関する講習会運営 ②国土交通省（九州地方整備局八代河川国道事務所）	<p>八代河川国道事務所では、平成24年度において、球磨川における安全な河川利活用に資するため、行政関係者、学校関係者、市民団体等を対象とする河川における水難事故防止を目的とした球磨川水難事故防止に関する講習会運営業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p>

	務所) ③その他 ④1者	本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成19年度以降に完了した <u>国の機関(事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)の対象法人を含む。)</u> 又は <u>地方公共団体(都道府県、市町村)発注の九州管内における河川の安全利用に関する講習会の運営の実績を有すること</u>
50	①庁舎警備 ②国土交通省(北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所) ③民間事業者 ④1者	新潟港湾・空港整備事務所では、平成23年度において、庁舎警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成17年度以降に、 <u>国、地方公共団体等において警備業務の実績があること</u>
51	①新潟港空港出張所庁舎機械警備 ②国土交通省(北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所) ③民間事業者 ④2者	新潟港湾・空港整備事務所では、平成24年度において、新潟港空港出張所庁舎機械警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 平成14年度以降に、 <u>国・地方公共団体等において警備業務の実績があること</u>
52	①長岡レーダー事務所局舎等清掃委託 ②国土交通省(東京航空局新潟空港事務所) ③民間事業者 ④2者	新潟空港事務所では、平成23年度において、長岡レーダー事務所局舎等清掃業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 日常清掃において、1,200㎡以上の清掃面積を有する施設について、 <u>公共機関(国、都道府県等)との間に1年間を通して清掃業務の受注実績を有すること</u>
53	①長岡レーダー事務所局舎等清掃委託 ②国土交通省(東京航空局新潟空港事務所) ③民間事業者 ④3者	新潟空港事務所では、平成24年度において、長岡レーダー事務所局舎等清掃業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 日常清掃において、1,200㎡以上の清掃面積を有する施設について、 <u>公共機関(国、都道府県等)との間に1年間を通して清掃業務の受注実績を有すること</u>
54	①平成23年度総合環境政策局総務課環境研究技術室の契約事務補助に関する派遣業務 ②環境省(大臣官房会計課) ③民間事業者	環境省では、平成23年度において、総合環境政策局総務課環境研究技術室の契約事務補助を行う者の派遣について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る特記仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 派遣される労働者の要件として、 <u>国の委託契約及び請負契約について、事務補助業務経験を1年以上有すること</u>

	④ 3者	
55	①平成24年度水質データ解析業務 ②環境省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④ 3者	<p>環境省では、平成24年度において、都道府県及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第10条の規定による指定都市からの水質データについてのチェック、全国集計等の水質データの解析業務について、一般競争入札を実施した結果、全ての入札金額が予定価格の範囲内とならなかったことにより随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書の別紙「平成24年度水質データ解析業務請負条件」において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>官公庁等から水質に関する健康項目、生活環境項目の解析業務及びダイオキシン類の解析業務を請け負った実績等を有すること</u></p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等のうち官公庁等からの受注実績に限定していた要件を削除している。</p>
56	①安全保障国際シンポジウム等の会議運営業務委託 ②防衛省（防衛研究所） ③民間事業者 ④ 3者	<p>防衛研究所では、平成23年度において、安全保障国際シンポジウム等の会議運営業務委託について、公募型の指名競争入札（注）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>官公庁が主催した国際会議（300人規模）を受託した実績を有すること</u></p> <p>（注）ここでいう公募型の指名競争入札とは、まず競争参加者の募集を行い、これに応募した者について、防衛研究所が競争参加資格を審査し、選定した者を指名して競争入札する契約方式である。</p>

（注）1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-(1)-ア-③ 応札条件等について官公庁等からの受注実績を設定していない例

機関等名	内閣府（大臣官房会計課）
契約案件名	内閣府本府庁舎等清掃等業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	単価契約（じゅうたん部分等1㎡当たり2,415円等）
応札者等数	16者
概要	<p>（説明）</p> <p>内閣府では、平成23年度において、同府本府における庁舎等の清掃等業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、業務に従事させる作業員に対して一定の経験年数を求めるなど、受注者が業務を確実に履行できることを確認するための応札条件等が設定されているものの、受注実績について官公庁等からのものがある者に限定されていない。</p> <p>なお、本件の受注者による契約の履行状況について、支障は生じていない。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ④ 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例（調査途上において改善されたもの）

機関等名	消費者庁（総務課）
契約案件名	消費者庁における電話交換業務の請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年 4 月 2 日
契約金額（税込）	14,691,600円
応札者等数	1 者
概 要	<p>（説明）</p> <p>消費者庁では、平成 24 年度において、同庁における電話交換業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>1. 平成 24 年度における応札条件等の設定状況</p> <p>本件に係る仕様書においては、受注者に対して、以下の応札条件等が設定されていた。</p> <p>○ <u>平成 22 年度又は平成 23 年度において、官公庁において 12 か月以上継続して適正に電話交換業務を行っている実績を有していること</u></p> <p>同庁は、上記の応札条件等を設定していたことについて、平成 23 年度において、官公庁からの受注実績がない者であっても入札に参加できるよう、官公庁からの受注実績がある者に限定せず、民間企業等からの受注実績があれば応札等が可能な応札条件等を設定した結果、2 者からの応札等を得たが、このうち受注者の業務に対する理解度が低く、誤転送が発生するなどしたこと（契約解除や契約金額を減額するような事態には至っていない。）、業務の確実な履行を担保するために応札条件等を厳格にする意味で受注実績を官公庁からのものに限定したとしている。</p> <p>2. 本件応札条件等の見直しの状況</p> <p>同庁では、<u>平成 25 年度と同業務の一般競争入札を実施するに当たり、平成 24 年度の本業務の受注者（官公庁からの受注実績を有する。）においても依然として誤転送が発生するなど官公庁からの受注実績を有することを応札条件等とした所期の目的が達せられなかったことから、「前年度又は前々年度における官公庁において 12 か月以上継続して適正に電話交換業務を行っている実績を有していること」との応札条件等を設定しないこととしており、本件入札における応札者等は 3 者に増加している。</u></p> <p>なお、平成 25 年度と同業務の受注者において、業務の履行上特段の問題は生じていない。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑤ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例①

機関等名	復興庁（予算・会計班）
契約案件名	福島県の原子力災害による避難区域等の住民に対する意向調査業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年 7 月 26 日
契約金額（税込）	24,969,000円
応札者等数	2 者
概 要	<p>（説明）</p> <p>復興庁では、平成 24 年度において、福島県の原子力災害による避難区域等の住民に対する意向調査として、避難区域等の住民の今後の生活の在り方や将来の復興像の検討に資するため、現在の避難生活の課題や住民の将来の帰還等に係る意向を把握する業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 請負者は、専門社会調査士及び専門統計調査士を有していること ii) 請負者は、<u>I S O 20252</u> 及び<u>プライバシーマーク</u>を取得していること iii) 過去 5 年以内に類似の調査の実績を有すること。なお、災害に関する調査実績があることが望ましい。 <p>1. 専門統計調査士について</p> <p>同庁では、本応札条件等を設定している理由等について、本件は、調査の設計補助から調査票の印刷・郵送・回収、集計・分析までを行う一連の業務であり、多様な調査手法を用いた調査企画能力、運営能力など、専門的な知識と能力を有している専門社会調査士及び専門統計調査士を有していることが、業務の遂行上必要であると判断したことを挙げている。</p> <p>しかし、本件の業務内容は、同庁が市町村と調整する事項について、現地で支援することや、同庁が提示する案を基に作成した調査票等を印刷・郵送して、これらを回収後、同庁の指示に従って集計することなどとなっており、受注者に求められる知見、技能等は、類似の調査業務と特段の違いはないと考えられる。</p> <p>また、他府省の類似の調査業務において、調査に関する専門的な知識と能力を担保するために「専門統計調査士」の資格を有していることを応札条件等としているものはみられず、それら他府省の調査業務において履行に支障が生じている例も見受けられない。</p> <p>さらに、「専門統計調査士」は、一般財団法人統計質保証推進協会において、平成 23 年 11 月に認定が開始された資格で、本件入札時（平成 24 年 7 月）はまだ 1 回しか検定試験が実施されておらず、全国で有資格者は 100 名程度と少数となっており、同資格の認知度も高いとはいえ、同資格の認定が開始される以前は、本件業務と類似の調査業務が、他府省において、特段の支障がなく実施されてきている状況である。</p> <p>これらのことから、本応札条件等については、特定の資格がある者に限定するのではなく、類似業務の実績等により統計調査に関する知識と能力を有していることを証することなどとすれば足りるものと考えられる。</p> <p>2. I S O 20252 について</p> <p>応札条件等として設定されている「I S O 20252」（調査専門の品質を保証するための認証）は、認証スキームが策定されたのが平成 22 年 4 月であり、本件入札時は国内</p>

では数社しか認証されていないため、調査業務を請け負う事業者には十分に浸透していないものと考えられる。

また、業務の実施において一定の品質を担保する必要性は認められるものの、本応札条件等については、「ISO20252」という特定の認証がある者に限定するのではなく、類似業務の実績等や、上記認証以外の認証（汎用的な品質保証に係る認証である「ISO9001」など）があることなど、調査の品質を担保することができる設定であれば足りるものと考えられる。

3. プライバシーマークについて

業務の実施において受注者における一定の個人情報セキュリティ管理を求める必要性は認められるものの、本応札条件等については、「プライバシーマーク」がある者に限定するのではなく、個人情報セキュリティ管理だけでなくより広範囲の情報セキュリティ管理全体を対象とした「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度」の認証があることなど、受注者に求める個人情報セキュリティ管理を担保することができる設定であれば足りるものと考えられる。

このように、特定の資格や認証等がある者に限定した応札条件等を設定していることにより、当該応札条件等を満たす者が限定され、新規に受注するために応札等を希望する者を実質的に制限する可能性があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑥ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例②

機関等名	外務省（大臣官房会計課）
契約案件名	「政府開発援助（ODA）国別データブック 2011 年版」の発送業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年 3 月12日
契約金額（税込）	816, 742円
応札者等数	2 者
概 要	<p>（説明）</p> <p>外務省では、平成 23 年度において、「政府開発援助（ODA）国別データブック 2011 年版」を国会議員や図書館等に発送する業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>プライバシーマークの認定を受けている者であること</u></p> <p>本件のような印刷物発送業務においては、宛先の名称、住所等個人情報を取り扱うことから、個人情報セキュリティ管理について一定の水準を求める必要はあるものの、応札条件等については、「プライバシーマーク」がある者に限定する必要はなく、これと同等の水準を満たしていることを証明することで足りるものと考えられる。</p> <p>なお、「プライバシーマーク」以外に、これと同等の個人情報セキュリティ管理の水準を満たすと考えられる認証等としては、例えば、i) 「プライバシーマーク」の認定と同等とされる「J I S Q15001 : 2006」の認証、ii) 個人情報セキュリティ管理を含む情報セキュリティ管理全般を範囲とした「I S O / I E C 27001 : 2005」の認証等が挙げられる。</p> <p>このように、特定の資格等がある者に限定した応札条件等を設定していることにより、当該応札条件等を満たす者が限定され、新規に受注するために応札等を希望する者を実質的に制限する可能性があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑦ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①面接による世論調査業務（第1～4回） ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④2者	内閣府では、平成24年度において、面接による世論調査業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 財団法人日本情報処理開発協会の <u>プライバシーマークの使用許諾</u> を受けていること
2	①大臣等の記者会見等における速記録作成業務 ②金融庁（総務企画局総務課） ③民間事業者 ④1者	金融庁では、平成23年度において、大臣等の記者会見等における速記録作成業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>I S O 9001 登録証</u> の写しを提出すること ○ <u>プライバシーマーク認証</u> を受けていることが明示されている書類の写しを提出すること
3	①消費者庁情報セキュリティ対策支援業務 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④1者	消費者庁では、平成23年度において、同庁の情報セキュリティ対策支援業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 国際標準化機構（I S O）に参加している認定機関により認定された審査登録機関による <u>I S O 9001 の認証</u> を受けていること
4	①医療機関ネットワーク追跡調査 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④1者	消費者庁では、平成23年度において、医療機関ネットワーク事業で蓄積された消費生活上の事故情報の収集、分析等を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 財団法人日本情報処理開発協会の <u>プライバシーマークの付与認定</u> を受け、1回以上更新していること
5	①消費者庁における電話交換業務の請負 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④1者	消費者庁では、平成24年度に、同庁における電話交換業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 情報セキュリティに対し、 <u>プライバシーマーク、I S O 27001 の双方の認定</u> を取得していること。また、プライバシーマークについては継続更新を行っており、現在も継続して保有していること
6	①複合機の保守業務 ②総務省（公害等調整委員会） ③民間事業者 ④1者	公害等調整委員会では、平成24年度において、複合機の保守業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>J I S Q 15001 : 2006 に準拠していること及びI S M S 適合性評価制度認証（J I S Q 27001 : 2006（I S O / I E C 27001 : 2005））</u> を受けていること
7	①司法試験予備試験にお	法務省では、平成24年度において、司法試験予備試験における印刷等業

	<p>ける印刷業務等</p> <p>②法務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を確立し、国際標準のセキュリティ規格である <u>ISO/IEC27001 等の適合性評価制度の認証</u> を受けていること。または、同認証を受けていることと同程度の情報セキュリティ管理体制を適切に確立・運用しており、当該事項を疎明、確約する資料を提出することができること</p> <p>ii) 財団法人日本情報処理開発協会による <u>プライバシーマークの認定</u> を受けており、高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立・運用していること</p>
8	<p>①ホームページコンテンツ移行等業務</p> <p>②法務省（公安調査庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>公安調査庁では、平成23年度において、同庁のホームページコンテンツの移行等業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>情報セキュリティに関する認証（ISO/IEC27001（ISMS））</u> を受けていること</p>
9	<p>①外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付等に係る複写</p> <p>②外務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>外務省では、平成24年度において、外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付作業等について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 国際規格である、<u>品質マネジメントシステム（ISO9001）</u> を有する者であること</p>
10	<p>①給与システム（ホスト）の賃貸借</p> <p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>財務省では、平成24年度において、給与システム（ホスト）の賃貸借に係る業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) 本業務を担当する部門は、<u>ISO9001（QMS）の公的機関による認証</u> を取得している組織であること</p> <p>ii) 本業務を担当する部門は、<u>ISO27001（ISMS）の公的機関による認証</u> を取得している組織であること</p>
11	<p>①給与システムの保守及び支援業務</p> <p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>財務省では、平成24年度において、給与システムの保守及び支援業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) 本業務を担当する部門は、<u>ISO9001（QMS）の公的機関による認証</u> を取得している組織であること</p> <p>ii) 本業務を担当する部門は、<u>ISO27001（ISMS）の公的機関による認証</u> を取得している組織であること</p>
12	<p>①歳入金電子納付システムのハードウェア等の賃貸借業務</p>	<p>財務省では、平成24年度において、歳入金電子納付システムのハードウェア等の賃貸借に係る業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p>

	<p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>I S O 9001 及び I S O 14001 の認証</u>を取得していること</p>
13	<p>①財務省及び金融庁電算機処理におけるデータの入力等業務</p> <p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>財務省では、平成24年度において、同省及び金融庁電算機処理におけるデータの入力等業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) 個人情報その他の取扱い基準及び推進機関を確立していることを明確にすること。<u>プライバシーマーク使用許諾</u>を取得しており、これを証明できること</p> <p>ii) <u>I S M S</u>又はこれに類する情報セキュリティ管理体制を確立していることを明確にすること。<u>I S O 27001</u> 又は <u>I S M S 適合性評価制度の認証</u>を受けている若しくは <u>I S O / I E C 17799 (J I S Q 27002) に準拠</u>している組織・部門がその情報セキュリティ管理システムに基づき情報セキュリティ管理及び入力等業務を実施すること</p>
14	<p>①官庁会計システムの操作説明に係る操作支援業務</p> <p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>財務省では、平成24年度において、官庁会計システムの操作説明に係る操作支援業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>I S O 9001 認定</u>を有している組織及び部門が、その品質システムに基づき作業管理を実施すること</p>
15	<p>①モノクロ複合機等の賃貸借及び保守業務一式</p> <p>②財務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>財務省では、平成24年度において、I M F 世銀総会準備事務局における作業等のため、同省庁舎内の事務局用事務室に一定期間設置する複合機等に係る賃貸借及び保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 全ての作業担当部門（契約担当部門、設置・導入に関わる部門、保守部門）について、<u>I S O 27001 認証基準</u>を取得していること</p>
16	<p>①インターネット公売実施のためのインターネットオークションシステムの利用及び運営補助</p> <p>②財務省（国税庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>国税庁では、平成24年度において、インターネット公売実施のためのインターネットオークションシステムの利用及び運営補助業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>I S M S 認証基準</u>の認証を取得していること</p>
17	<p>①平成23年度文部科学省、文化庁、金融庁が実施する会議における</p>	<p>文部科学省では、平成23年度において、同省、文化庁及び金融庁が実施する会議における速記録作成業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p>

	<p>速記録作成業務一式</p> <p>②文部科学省（大臣官房 会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) <u>ISO9001</u>を取得している者であること</p> <p>ii) <u>プライバシーマーク</u>を取得している者であること</p>
18	<p>①平成23年度厚生労働本省一般会計における会議等の議事録の購入等</p> <p>②厚生労働省（大臣官房 会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>厚生労働省では、平成23年度において、同省本省の一般会計における会議等の議事録の購入等について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>プライバシーマーク</u>を取得していること</p>
19	<p>①厚生労働省による企業の人事労務担当者に対するメール配信サービスの提供</p> <p>②厚生労働省（大臣官房 会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>厚生労働省では、平成24年度において、企業の人事労務担当者に対するメール配信サービスの提供業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 情報セキュリティに関し、(財)日本情報処理開発協会が運用している<u>プライバシーマーク及びISO/IEC27001:2005の認証</u>等を得ている事業者であること</p>
20	<p>①平成24年医師等免許登録申請書受付、登録業務</p> <p>②厚生労働省（大臣官房 会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>厚生労働省では、平成24年度において、医師等免許登録申請書受付、システムへの登録、登録済通知書の作成等の業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) 守秘義務の遵守により、財団法人日本情報処理開発協会が定める「<u>プライバシーマーク</u>」の認証を取得していること</p> <p>ii) データ管理システムにアクセスするため、セキュリティ確保の観点から、一定の基準以上の安全性を確保するために、<u>情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)</u>を取得していること</p> <p>iii) データ管理業務等のため、国際標準機構が定める「<u>ISO9001</u>」を取得していること</p>
21	<p>①情報公開用マスキング処理業務</p> <p>②厚生労働省（大臣官房 会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>厚生労働省では、平成24年度において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求行政文書のうち、不開示情報が記録されている部分にマスキング処理を施す業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>i) <u>情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証</u>取得</p> <p>ii) <u>個人情報保護マネジメントシステム (プライバシーマーク) の認証</u>取得</p>

		iii) <u>品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得</u>
22	①平成24年度技能実習制度推進事業 ②厚生労働省（職業安定局雇用保険課） ③公益法人 ④1者	厚生労働省では、平成24年度において、外国人研修生・技能実習生の受入れ及び管理を適切に実施するなどのための技能実習制度推進事業について、企画競争による随意契約を締結している。 本件の企画競争の公示において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条第1項に規定する無料職業紹介事業の許可を受けた者、又は受けることが見込まれる者</u>
23	①厚生労働省上石神井庁舎の管理・運營業務一式 ②厚生労働省（職業安定局雇用保険課） ③民間事業者 ④1者	厚生労働省では、平成24年度において、同省の上石神井庁舎の管理・運営に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) <u>設備管理業務、警備業務及び清掃業務に関するISO9001:2008（品質マネジメントシステム）の認証を取得していること</u> ii) <u>情報システム管理業務に関するISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること</u>
24	①平成23年度経営所得安定対策情報管理システムの保守業務 ②農林水産省（生産局） ③民間事業者 ④1者	農林水産省では、平成23年度において、経営所得安定対策情報管理システムの保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>財団法人日本情報処理開発協会のISMS認証基準によるISMS認証取得事業者かつ財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者</u> に適合していること。 また、セキュリティ及び品質管理を確保するために有効な「 <u>JIS Q 27001</u> 」を取得していること
25	①電子計算機記録データの保管及び搬出・搬入 ②経済産業省（特許庁） ③民間事業者 ④1者	特許庁では、平成24年度において、電子計算機記録データの保管及び搬出・搬入に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) <u>搬入、搬出、保管を実施する事業所において、ISO27001（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること</u> ii) <u>個人情報保護のためにJIS規格（JIS Q15001）に定められた個人情報取扱事業者の認定書（Pマーク使用許諾書）を有していること</u> ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記ii)の応札条件等は設定されていない。
26	①平成24年度土地問題に関する国民の意識調査 ②国土交通省（土地・建設産業局） ③公益法人 ④2者	国土交通省では、平成24年度において、土地問題に関する国民の意識調査に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>プライバシーマーク</u> を取得していること
27	①冷却塔他送排風機修理 ②国土交通省（札幌航空	札幌航空交通管制部では、平成24年度において、庁舎に設置されている冷却塔、送風機及び排風機の修理を行う業務について、一般競争入札によ

	交通管制部) ③民間事業者 ④1者	る契約を締結している。 本件に係る参加資格作成要領において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 「 <u>札幌航空交通管制部空気調和設備に係る冷却塔</u> 」を作業した者を1名以上派遣できること
28	①沖縄防衛局車両運行管理業務 ②防衛省（沖縄防衛局） ③民間事業者 ④1者	沖縄防衛局では、平成24年度において、同局の車両運行管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>(社)日本自家用自動車管理業協会の正会員</u> であること

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-(1)-ア-⑧ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定していない例

機関等名	経済産業省（大臣官房会計課）
契約案件名	平成24年度電子経済産業省構築事業（工業標準策定システム移行支援）
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月5日
契約金額（税込）	21,000,000円
応札者等数	2者
概要	<p>（説明）</p> <p>経済産業省では、平成24年度において、工業標準策定システムの運用管理のための機器及びデータセンターの賃貸借期間が満了することに伴い、新たな次期工業標準策定システムへの移行を支援するための業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、情報セキュリティ管理の確保に関して、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>(財)日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO27001又はこれに類する情報セキュリティ管理体系を確立していることを明確にすること。</u>また、ISO27001適合性評価制度の認証を受けている若しくはISO27001に準拠している組織・部門が、その情報セキュリティ管理システムに基づき情報セキュリティ管理を実施すること</p> <p>上記の応札条件等は、応札者等が情報セキュリティ管理に関し一定の水準を満たしていることを確認するためのものであるが、その確認手段について「ISO27001」に限定せず、「これに類する」ものも認めているものである。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑨ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例①

機関等名	金融庁（総務企画局総務課）
契約案件名	証券総合システムに係るデータ入力業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	8,986,437円
応札者等数	2者
概要	<p>（説明）</p> <p>金融庁では、平成23年度において、証券会社から提出された売買明細に係る数値の入力等の証券総合システムに係るデータ入力業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ入力要員（オペレーター）5名について <ul style="list-style-type: none"> i) <u>経験年数がおおむね5年以上</u>あること ii) <u>連続勤務年数が3年以上</u>あること <p>同庁では、上記の応札条件等を設定している理由について、入力されたデータの誤謬は許されないためデータ入力要員の技術力等を把握する必要があることから設定したとしている。</p> <p>一方、他府省において、本件と同種のデータの入力業務の請負に係る一般競争入札においては、データ入力に係る要員の実務経験に関する応札条件等を設定せず、仕様書において<u>業務遂行上の留意点、作業方法等</u>を示して受注者に順守させる仕様とすることで品質確保を図っている例もみられることから、上記のような比較的長期間の実務経験を応札条件等として設定しなければならない必要性は乏しい。</p> <p>このように、応札条件等として、比較的長期間の実務経験等を設定している場合、他府省の同種・類似業務における設定内容と比べて制限的となっている可能性があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑩ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例②

機関等名	経済産業省（大臣官房会計課）
契約案件名	平成23年度自動車運行管理業務請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年 4 月 1 日
契約金額（税込）	196,560,000円
応札者等数	1 者
概 要	<p>（説明）</p> <p>経済産業省では、平成 23 年度において、同省本省における保有する車両の運行管理等を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常駐させる専任の車両運行管理者 39 名について <ul style="list-style-type: none"> i) <u>自動車運転歴が 10 年以上</u>あること ii) 東京 23 区内において<u>業務運転手としての運転歴が 5 年以上</u>あること <p>同省では、上記のような応札条件等を設定している理由について、公用車の交通事故の抑制の観点から、公表されている交通事故発生状況に係る統計データを基に事故発生率が高いとされる免許取得後 10 年未満の運転手を除外することとし、また、都区内（特に霞が関近辺）の運転を担うことから、業務に支障を生じさせないために、東京 23 区内の運転歴については自動車運転歴 10 年以上の半分の 5 年以上としたとしている。</p> <p>一方、他府省においては、本件と同種の車両の運転業務に係る一般競争入札の応札条件等として、<u>車両運転手に対しておおむね 1 年の業務運転手としての実務経験を求めることで車両の運転に必要な技能・経験等が確保され、これにより、車両の運転業務の品質が確保され業務を確実に履行できると判断している例もみられることから、上記のような比較的長期間の実務経験を応札条件等として設定しなければならない必要性は乏しい。</u></p> <p>このように、応札条件等として、比較的長期間の実務経験を設定している場合、他府省の同種・類似業務における設定年数等と比べて制限的となっている可能性があると考えられる。</p> <p>なお、同省では、平成 25 年度と同業務の一般競争入札を実施するに当たり、応札者等を増やすために応札条件等の緩和を検討した結果、上記 i) 及び ii) の応札条件等のうち「自動車運転歴が 10 年以上」の応札条件等を削除しており、応札者等が 3 者に増加していることから、応札条件等の見直しによる一定の効果があつたとみられるものの、更なる見直しが必要であると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑪ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①内閣府本府庁舎等の警備業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④1者	内閣府では、平成 24 年度において、同府本府庁舎等の警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 現場隊員リーダー、現場隊員副リーダー及びAクラス隊員（全体の60%以上）について、警備に関する <u>実務経験が5年以上</u> あること
2	①国際青年育成交流事業に関する支援業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④1者	内閣府では、平成 23 年度において、国際青年育成交流事業に関する支援業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 受注者：過去に参加者が 90 名以上の国際交流事業の運営業務の実績を複数回有すること ○ 事務担当者（6名）： <u>国際交流事業において事務担当者としての経験を過去に複数回有すること</u>
3	①日本・中国青年親善交流事業に関する支援業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④2者	内閣府では、平成 23 年度において、日本・中国青年親善交流事業に関する支援業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 事務担当者が、 <u>国際交流事業において事務担当者としての経験を過去に複数回有すること</u>
4	①平成 23 年度全国世論調査の現況調査業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④2者	内閣府では、平成 23 年度において、全国世論調査の現況調査業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>平成 22 年度中において、調査標本（母集団）が「住民基本台帳」又は「選挙人名簿」から無作為抽出した 1,000 人以上の「個別面接聴取法」による調査の実績を有すること</u>
5	①美術工芸品の写真撮影業務（単価契約） ②宮内庁（長官官房主計課） ③民間事業者 ④2者	宮内庁では、平成 23 年度において、同庁三の丸尚蔵館内でデジタルカメラによる美術工芸品の写真撮影を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 撮影には <u>10 年以上の美術品撮影実績を持つチーフカメラマン1名と、それを補佐する助手1名以上</u> であること
6	①美術工芸品の写真撮影業務（単価契約） ②宮内庁（長官官房主計課）	宮内庁では、平成 24 年度において、同庁三の丸尚蔵館内でデジタルカメラによる美術工芸品の写真撮影を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書及び仕様書において、以下のような応札条件等が

	③民間事業者 ④2者	設定されている。 ○ 撮影には <u>10年以上の美術品撮影実績を持つチーフカメラマン1名と、それを補佐する助手1名以上</u> であること
7	①公正取引委員会における電話交換業務の委託 ②公正取引委員会（事務総局官房総務課会計室） ③民間事業者 ④3者	公正取引委員会では、平成24年度において、電話交換業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>過去5年間に公官庁又は同規模の民間の事業所（1建物内の社員数が1,000人以上である事業所）との電話交換業務委託契約の実績を2年以上有し、その間において良好な業務実績があること</u>
8	①自動車管理業務請負 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④2者	警察庁では、平成23年度において、職員が業務で利用する官用車の運行等の業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>運転手は5年以上の運転経験を有すること</u>
9	①自動車管理業務請負 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④3者	警察庁では、平成24年度において、職員が業務で利用する官用車の運行等の業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>運転手は5年以上の運転経験を有すること</u>
10	①自動車運行管理業務 ②復興庁（予算・会計班） ③民間事業者 ④2者	復興庁では、平成24年度において、同庁本庁、岩手復興局、宮城復興局及び福島復興局の管理車両の運行等を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>運行管理者は、免許取得後5年以上の運転経験があり、かつ、それぞれの担当する地域の運転従事職歴及び官公庁又は会社役員の車の運転従事職歴3年以上を有する者</u>
11	①複合機の保守業務 ②総務省（公害等調整委員会） ③民間事業者 ④1者	公害等調整委員会では、平成24年度において、複合機の保守業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告等において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ <u>複合機等製造メーカー認定の保守業務実施店として、複合機等製造メーカーによる認定が証明できる最近3か月以内に発行された書類を提出すること</u>
12	①ハイヤー供給業務 ②法務省（公安調査庁）	公安調査庁では、平成23年度において、ハイヤー供給業務について、公募による随意契約を締結している。

	③民間事業者 ④1者	本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 同庁に配車するハイヤーに乗務する可能性のある運転手全てについて、 <u>おおむね5年以上の業務経験</u> があること
13	①財務省及び金融庁電 算機処理におけるデ ータの入力等業務 ②財務省（大臣官房会 計課） ③民間事業者 ④2者	財務省では、平成24年度において、同省及び金融庁電算機処理におけるデータの入力等業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) 業務責任者： <u>経験年数がおおむね8年以上、在籍年数が5年以上</u> あること ii) 補助業務責任者： <u>経験年数がおおむね5年以上、在籍年数が3年以上</u> あること iii) オペレーター： <u>経験年数がおおむね2年以上、在籍年数が2年以上</u> あること
14	①上級英語委託研修一 式 ②財務省（大臣官房会 計課） ③公益法人 ④1者	財務省では、平成24年度において、関税技術協力業務に従事し、又は従事させようとする職員を対象とした上級英語委託研修に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 講師は、 <u>講師歴が7年以上あり、当研修の目的及び内容に関して過去に同程度のレッスンを行った経歴</u> のある者
15	①文部科学省ホームペ ージ用コンテンツの 作成及びコンテンツ の維持管理等業務 ②文部科学省（大臣官 房会計課） ③民間事業者 ④1者	文部科学省では、平成23年度において、同省のホームページ用コンテンツの作成及びコンテンツの維持管理等業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 「1,000 ページ以上の規模のサイトをCMSソフトウェア『NOR EN』により運用した実績」に関して i) 組織： <u>過去3年間以内に2年以上運用した実績を2件以上</u> 有すること ii) プロジェクトマネージャー等： <u>過去3年間以内に1年以上運用した実績を3件以上</u> 有すること iii) システムエンジニア等： <u>過去3年間以内に1年以上運用した実績を2件以上</u> 有すること iv) オペレーター等： <u>過去3年間以内に2件以上</u> 有すること
16	①情報公開用マスキ ング処理業務 ②厚生労働省（大臣官 房会計課） ③民間事業者 ④1者	厚生労働省では、平成24年度において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求行政文書のうち、不開示情報が記録されている部分にマスキング処理を施す業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 年間70,000 ページ以上の <u>画像ファイルの作成、編集、加工等の業務実績（過去2年以内）</u> があること
17	①千鳥ヶ淵戦没者墓苑 拝礼式会場設営請負	厚生労働省では、平成24年度において、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式会場設営に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。

	<p>②厚生労働省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 本式典に類似する式典の<u>会場設営業務を昨年度、請け負った実績があること</u></p>
18	<p>①旧「私のしごと館」に係る建物等管理業務</p> <p>②厚生労働省（職業安定局雇用保険課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>厚生労働省では、平成24年度において、旧「私のしごと館」に係る建物等管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 警備員について、施設警備における<u>防災センター業務経験が5年以上あり、かつ本件業務に準ずる警備業務経験が5年以上あること</u></p>
19	<p>①平成24年度障害者雇用促進のための意識改革形成推進事業</p> <p>②厚生労働省（職業安定局雇用保険課）</p> <p>③公益法人</p> <p>④2者</p>	<p>厚生労働省では、平成24年度において、障害者雇用促進のための意識改革形成推進事業について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 障害者雇用相談員について、<u>特例子会社や障害者雇用実績のある企業での勤務経験、指導実績が10年以上ある者</u></p>
20	<p>①戸山庁舎上下水道水質測定業務契約</p> <p>②厚生労働省（国立感染症研究所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>国立感染症研究所では、平成23年度において、定期的に排水の水質測定及び分析を行う戸山庁舎上下水道水質測定業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>直近2か年以内に本契約と同様の業務の契約実績を有する者であること</u></p>
21	<p>①船舶職員定期健康診断業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>水産庁では、平成24年度において、船舶職員を対象とした定期健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>過去3年間における健康診断の請負実績があること</u></p>
22	<p>①経済産業省宿舍管理業務</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>経済産業省では、平成23年度において、同省の宿舍管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札公告において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 本入札公告日現在で<u>1年に3か所以上の自社以外の独身寮または世帯宿舍で2年間の管理人業務の契約実績がある業者であり、かつ、独身寮または世帯宿舍の管理人は、主として管理人業務の経験が2年以上あること</u></p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約において、上記の応札条件等は設定されていない。</p>
23	<p>①経済産業省庁舎の管</p>	<p>経済産業省では、平成23年度において、同省庁舎の管理・運営に係る業</p>

	<p>理・運營業務（本省一括契約）</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 庁舎の管理・運營業務である電話交換取扱業務に係る業務従事者について、<u>実施責任者は5年以上、実施副責任者は3年以上の経験年数を有する者</u>とすること</p>
24	<p>①平成23年度経済産業省健康診断（本省一括契約）</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③公益法人</p> <p>④1者</p>	<p>経済産業省では、平成23年度において、同省の健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>出張による集団検診業務を5年以上営み、本入札公告より過去2年以内に従業員2,000人以上の複数団体に対し健康診断を行った実績</u></p>
25	<p>①経済産業省基盤情報システムサービスデスク業務</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、同省の基盤情報システムサービスデスク業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>要員は、各ソフトウェアについて、ヘルプデスク業務又はインストラクター業務等に3年以上従事していること</u></p>
26	<p>①一元的な文書管理システム研修業務</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、一元的な文書管理システム研修業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 本研修業務を行う講師及び講師補助者について</p> <p>i) PCを用いた情報システムにおける<u>研修事業の経験を2年以上有</u>すること</p> <p>ii) オペレーティングシステム（OS）であるMicrosoft Windows XP以降のバージョンにおいて稼働するインターネットブラウザInternet Explorer 8以上の環境で動作するシステムの<u>インストラクター業務経験を2年以上有</u>すること</p>
27	<p>①平成24年度東北経済産業局庁用車運行管理業務</p> <p>②経済産業省（東北経済産業局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>東北経済産業局では、平成24年度において、同局庁用車の運転、管理・整備等を行う運行管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ 請負人は、<u>運行管理業務実績3年以上</u>であること</p>
28	<p>①保険医療事務に係る労働者派遣</p> <p>②経済産業省（特許庁）</p>	<p>特許庁では、平成23年度において、保険医療事務に係る労働者の派遣について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。</p>

	③民間事業者 ④2者	○ 保険医療事務を行う派遣員について、診療報酬請求事務能力認定試験（厚生労働省認定試験）、又は医療事務技能審査試験（厚生労働省認定試験）2級以上の有資格者でかつ <u>最低3年以上の保険医療事務経験者</u> であること
29	①山村境界基本調査に係る監督補助業務 ②国土交通省（土地・建設産業局） ③公益法人 ④1者	国土交通省では、平成23年度において、山村境界基本調査に係る監督補助業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) 主任監督補助員について、 <u>測量士の資格取得後9年以上の「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」の実務経験</u> を有していること ii) 監督補助員について、 <u>測量士又は測量士補の資格取得後、「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」の実務経験を2年以上有していること</u>
30	①山村境界基本調査に係る監督補助業務 ②国土交通省（土地・建設産業局） ③公益法人 ④1者	国土交通省では、平成24年度において、山村境界基本調査に係る監督補助業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 i) 主任監督補助員について、 <u>測量士の資格取得後9年以上の「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」の実務経験</u> を有していること ii) 監督補助員について、 <u>測量士又は測量士補の資格取得後、「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」の実務経験を2年以上有していること</u>
31	①平成23年度自動車運行管理業務 ②環境省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④2者	環境省では、平成23年度において、同省本省における官用車の運行管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る入札説明書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 自動車の運行管理を行う者について、 <u>運転歴が5年以上あること</u>
32	①車両管理業務 ②防衛省（経理装備局会計課） ③民間事業者 ④2者	防衛省では、平成24年度において、同省が保有する乗用車の運行管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 車両管理員（4名）について、 <u>普通自動車運転免許を受けていた期間が10年以上、かつ、中型自動車運転免許（限定されていないもの）又は大型自動車運転免許を受けていた期間が3年以上（但し、3名は普通自動車運転免許のみの保有で可）あること</u>
33	①沖縄防衛局車両運行管理業務 ②防衛省（沖縄防衛局） ③民間事業者 ④1者	沖縄防衛局では、平成24年度において、同局の車両運行管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、以下のような応札条件等が設定されている。 ○ 車両運行管理者は、 <u>沖縄県内における運転従事職歴3年以上を有する者</u>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (1) - ア - ⑫ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としている例①

機関等名	国土交通省（海上保安庁）
契約案件名	自動車運転業務請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	単価契約（予定総額17,924,555円）
応札者等数	3者
概要	<p>（説明）</p> <p>海上保安庁では、平成23年度において、同庁が保有する車両の運転、日常点検等の業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、車両運転者に必要な技能・経験等を確保するための実務経験等として、以下のような応札条件等が設定されている。</p> <p>○ <u>車両運転者は、おおむね1年程度、自動車（貨物自動車を含む）の運転を業務として行っていた実務経験を有する者であること</u></p> <p>本件では、応札条件等として設定されている業務運転手としての実務経験は「おおむね1年程度」となっており、これにより運転手に必要な技能・経験等が確保され、車両の運行に特段の支障は生じていない状況となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ア - ⑬ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としている例②

機関等名	国土交通省（関東地方整備局）
契約案件名	H23建設業許可等に係る入力データ作成業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	単価契約（経營業務の管理責任者証明書 13.65円/件 等）
応札者等数	5者
概要	<p>（説明）</p> <p>関東地方整備局では、平成23年度において、建設業許可情報の電算処理及び経営事項審査総合評点算出等の電算処理に必要な入力用データを作成し、データ精度の向上等を図るための業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件の仕様書において、データ入力上の留意点や作業方法等を記載しているものの、<u>本業務に従事する要員に対しては、同種業務の実務経験等を求めている</u>。</p> <p>本件では、品質を確保するためのデータ入力に係る要員に関する応札条件等を設定せず、上記のように仕様書において業務遂行上の留意点、作業方法等を示して受注者に順守させることでデータの精度の確保を図っているが、これにより品質の確保において特段の支障は生じていない状況となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(1)-イ-① 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例①

機関等名	消費者庁（総務課）
契約案件名	消費者庁給与計算システムの保守業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	1,130,340円
応札者等数	1者
概要	<p>（説明）</p> <p>消費者庁では、平成23年度において、同庁の給与計算システムの保守業務について、本業務を実施可能な者を広く募集するための公募を実施した結果、公募手続前に契約を予定していた相手方以外の応募者がなかったことから、当該者と随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、本業務の対象となる給与計算システムの概要について、以下のとおり、<u>ハードウェア及びソフトウェアの製造元、名称、台数が記載されているのみ</u>となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○ 給与計算システム概要 （ハードウェア）</p> <p>A社製 PRIMERGY TX100 S1 1台 A社製 15inch 液晶ディスプレイ（VL-156SE） 1台 A社製 Smart-UPS 750J 1台 A社製 FMV-A8280 3台 A社製 Microline 910PS（レーザプリンタ） 1台 A社製 Microline 8270SE2（ドットプリンタ） 1台</p> <p>（ソフトウェア）</p> <p>B社製 給与事務システム 1式 B社製 標準報酬算定システム 1式 B社製 貸付・物資控除システム 1式 B社製 介護保険システム 1式 B社製 新再任用制度システム 1式 B社製 任期付職員制度対応システム 1式 B社製 Pervasive PSQL V9 server (10USER) 1式 B社製 Magic Client V9 server (1USER) 1式 B社製 DataDirect Connect for ODBC J5.2 (1USER) 1式 B社製 Windows Server アンサンリングサービス 1式</p> </div> <p>（注）同庁の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>同庁では、ハードウェア及びソフトウェアの製造元、名称、台数を記載するのみで同システムの構成や設計等の具体的な詳細内容が分かる情報を記載しない理由として、幅広く応募者を求めるために、保守業務を行う対象の給与計算システムの仕様書上の記載については最低限にとどめたためとしている。</p> <p>しかし、本件については、業務を実施することが可能な者を広く募集するために公募を行っているにもかかわらず、仕様書で示される情報が限定的であることにより、同システムの製造元や開発者でなければその具体的な仕様内容を詳細に把握することができず、それ以外の者が本件の保守業務の履行の可否を判断し、発注者が求める業務内容に相応した入札金額を積算することが困難となっていると考えられる。</p> <p>したがって、より幅広い者に業務内容を周知する観点から、仕様書においても、可能な限り、同システムの内容を明らかにする必要があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - イ - ② 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例②

機関等名	経済産業省（資源エネルギー庁）																
契約案件名	平成 23 年度電源立地推進調整等事業（諸外国における柔軟な料金メニュー及びスマートメーターの導入状況に関する調査）																
契約方式	一般競争契約（総合評価落札方式）																
契約の相手方	民間事業者																
契約日	平成23年10月28日																
契約金額（税込）	13, 440, 000円																
応札者等数	3 者																
概 要	<p>（説明）</p> <p>資源エネルギー庁では、平成 23 年度において、電源立地推進調整等事業の一環として、諸外国における柔軟な料金メニュー及びスマートメーターの導入状況に関する調査に係る業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書において、業務内容として、諸外国におけるスマートメーターの導入状況等について調査することのほか、海外における現地調査を行うことが記載されているが、当該調査に関して<u>具体的な現地調査実施国数（どの程度の現地調査を行う必要があるか）</u>については示されていない。</p> <p>同庁では、仕様書において現地調査実施国数を示していない理由について、海外現地調査については、効率的な調査実施の観点から、必要な現地調査実施国数についても応札者等に提案させるためとしている。</p> <p>しかし、事業実施のための調査手法に創意工夫を凝らした提案を求めることは、総合評価落札方式の趣旨に沿っていると考えられるものの、例えば、現地調査実施国数が発注者の意図よりもはるかに多い提案の場合、仮に提案内容が優れていたとしても、当該提案内容を実施するための入札金額が予定価格を超えるものであれば落札できないなど、発注者が求める業務内容に相応した入札金額を積算することが困難となることが考えられる。</p> <p>なお、同庁では、本件について、現地調査実施国数以外の要因も考えられるとしているが、落札者以外の 2 者の入札金額は、下表のとおり、予定価格を大幅に超過（約 2 倍）している状況となっている。</p> <p>表 入札金額及び予定価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応札者等</th> <th>入札金額（税込）</th> <th>落札率</th> <th>予定価格（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 社（落札者）</td> <td>13, 440, 000 円</td> <td>91. 6%</td> <td rowspan="3">14, 668, 428 円</td> </tr> <tr> <td>B 社</td> <td>28, 350, 000 円</td> <td>193. 3%</td> </tr> <tr> <td>C 社</td> <td>30, 240, 000 円</td> <td>206. 2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）同庁の資料に基づき、当省が作成した。</p>			応札者等	入札金額（税込）	落札率	予定価格（税込）	A 社（落札者）	13, 440, 000 円	91. 6%	14, 668, 428 円	B 社	28, 350, 000 円	193. 3%	C 社	30, 240, 000 円	206. 2%
応札者等	入札金額（税込）	落札率	予定価格（税込）														
A 社（落札者）	13, 440, 000 円	91. 6%	14, 668, 428 円														
B 社	28, 350, 000 円	193. 3%															
C 社	30, 240, 000 円	206. 2%															

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - イ - ③ 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①テレビ報道映像検索サービス業務 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④1者	<p>消費者庁では、平成 23 年度において、消費者行政等に係るテレビ報道映像の検索サービスの提供業務について、公募による随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書等において、同庁が現に所有する専用機器を使用して同庁のテレビ報道検索業務を常時正常な状態で稼働させるために行われる保守業務が可能であることとされているが、<u>同庁で現に所有する専用機器については、その製造元、機種名等が明示されていない。</u></p> <p>※ 平成 24 年度の本業務に係る契約において、同庁が所有する専用機器について、製造元、機種名を明示するとともに、保守業務について、当該機器に不具合が発生した場合に必要な応じて行う修理、部品交換等であることを明示している。</p>
2	①平成 24・25 年度登記所備付地図作成作業 ②法務省（富山地方法務局） ③公益法人 ④2者	<p>富山地方法務局では、平成 24 年度において、平成 24・25 年度登記所備付地図作成作業に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書等において、業務内容について、「富山市下赤江町一丁目及び二丁目地区 0.36 平方キロメートルについて」登記所備付地図を作成するものであると記載されているが、<u>予定筆数については明示されていない。</u></p>
3	①自動車管理及び自動車運転業務 ②厚生労働省（国立障害者リハビリテーションセンター） ③民間事業者 ④2者	<p>国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成 23 年度において、同センターが保有する乗用車 3 台及びリフトバス 1 台の管理・運転業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書等において、<u>各自動車の走行見込み距離、運行頻度については明示されていない。</u></p>
4	①一般廃棄物収集運搬業務 ②厚生労働省（国立障害者リハビリテーションセンター） ③民間事業者 ④2者	<p>国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成 23 年度において、一般廃棄物収集運搬業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書等において、<u>一般廃棄物、古紙・段ボール等の収集運搬頻度については明示されていない。</u></p>
5	①平成 23 年度花粉症対策品種開発技術高度化推進事業のうち遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発事業 ②農林水産省（林野庁） ③独立行政法人 ④1者	<p>林野庁では、平成 23 年度において、平成 23 年度花粉症対策品種開発技術高度化推進事業のうち遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発事業（5 年計画のうち 4 年目）について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件に係る仕様書等において、研究開発の目的や内容について記載され、また、平成 20 年度から 22 年度までの同事業の成果を踏まえた上で実施する必要があることから、前年度までの実績報告書の写しを配付するとされているものの、<u>前年度までの同事業（5 年計画のうち 1 年目か</u></p>

		ら3年目まで)で取得した機器の名称、数量等については明示されていない。
6	①アダムス入力・出力作業(官庁会計事務データ通信システム)一式 ②農林水産省(林野庁四国森林管理局) ③民間事業者 ④1者	四国森林管理局では、平成24年度において、アダムス入出力作業(官庁会計事務データ通信システム)について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、業務内容について、「官庁会計事務データ通信システム(アダムス)端末機等への入出力等及びこれらに付随する業務」と記載されているのみで、 <u>具体的な入出力作業内容、作業方法、各月における作業量等は明示されていない。</u>
7	①アダムス入力・出力作業(公務災害補償費支給業務システム)一式 ②農林水産省(林野庁四国森林管理局) ③民間事業者 ④1者	四国森林管理局では、平成24年度において、アダムス入出力作業(公務災害補償費支給業務システム)について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、業務内容について、「公務災害補償費支給業務システム端末機等への入出力業務及びこれらに付随する業務」と記載されているのみで、 <u>具体的な入出力作業内容、作業方法、各月における作業量等は明示されていない。</u>
8	①編集、製本作業一式 ②農林水産省(林野庁四国森林管理局) ③民間事業者 ④1者	四国森林管理局では、平成24年度において、会計検査院に提出する証拠書の編集、製本作業に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等では、証拠書類編集要領及び証拠書類製本要領において編集及び製本作業の要領が簡潔に(A4版1枚)記載されているのみで、 <u>具体的な作業内容、作業方法、各月における作業量等は明示されていない。</u>
9	①平成23年度発電用原子炉等利用環境調査(東日本大震災に際する原子力発電所事故等に関する諸外国における有識者の評価等に関する調査) ②経済産業省(資源エネルギー庁) ③公益法人 ④2者	資源エネルギー庁では、平成23年度において、発電用原子炉等利用環境調査の一環として、東日本大震災に際する原子力発電所事故等に関する諸外国における有識者の評価等に関する調査業務について、一般競争入札(総合評価落札方式)による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、業務内容として諸外国における原子力発電所事故に関する有識者の評価等を調査することとされているが、現地調査を最低限実施すべき国(米国、EU、フランス及びロシア)については明示されているものの、現地調査の対象国の総数については、「原子力発電の主要利用国及び原子力発電の利用を検討する国(米国、欧州、中東、アジア等)」と記載されているのみで、 <u>具体的に何箇国を調査対象とするのかについては明示されていない。</u>
10	①災害対策用機械統合管理システム保守 ②国土交通省(中国地方整備局) ③民間事業者 ④1者	中国地方整備局では、平成24年度において、災害対策用機械統合管理システム保守に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、 <u>i) 同局管内事務所の管理する災害用車両69台の位置情報を、特定の通信事業者のイリジウム衛星通信を介して収集し、同局の専用端末へ送る仕組み、ii) 災害用車両に搭載してい</u>

		る車載器等の機器名（品番）についての情報が明示されていない。
11	①レーダーシミュレーター保守 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校） ③民間事業者 ④1者	海上保安大学校では、平成24年度において、レーダーシミュレーター保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書において、 <u>当該レーダーシミュレーターの操作説明書や設計図等が明示されていない。</u>
12	①給食作業等（調理・配食）（平成23年度） ②防衛省（防衛大学校） ③公益法人 ④3者	防衛大学校では、平成23年度において、学生等に提供する給食の調理・配膳等を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、 <u>i) 厨房に配置されている回転釜等の機器、調理台・流し等の設備の台数、能力等、ii) 厨房の設備、機器等の配置図、iii) 食堂の食卓の配置図等の情報が明示されていない。</u>
13	①被服補修業務委託（平成23年度） ②防衛省（防衛大学校） ③民間事業者 ④1者	防衛大学校では、平成23年度において、同校学生が着る制服等の補修作業を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、 <u>i) 作業室に配置されているミシンの台数、能力、作業台の広さ、ii) 作業室の設備、機器等の配置図、iii) 針・糸等の消耗品について同校が支給することの情報が明示されていない。</u>
14	①被服補修業務委託（平成24年度） ②防衛省（防衛大学校） ③民間事業者 ④1者	防衛大学校では、平成24年度において、同校学生が着る制服等の補修作業を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、 <u>i) 作業室に配置されているミシンの台数、能力、作業台の広さ、ii) 作業室の設備、機器等の配置図、iii) 針・糸等の消耗品について同校が支給することの情報が明示されていない。</u>
15	①施設維持管理業務に係る役務（平成23年度） ②防衛省（北関東防衛局） ③民間事業者 ④1者	北関東防衛局では、平成23年度において、硫黄島における宿舎等の建築物、管制塔、誘導路等の空港施設等74施設の維持管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、上記の施設ごとの点検項目、点検頻度等の維持管理に係る情報が明示されていない。
16	①施設維持管理業務に係る役務（平成24年度） ②防衛省（北関東防衛局） ③民間事業者 ④2者	北関東防衛局では、平成24年度において、硫黄島における宿舎等の建築物、管制塔、誘導路等の空港施設等74施設の維持管理業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る仕様書等において、上記の施設ごとの点検項目、点検頻度等の維持管理に係る情報が明示されていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (1) - イ - ④ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示している例①

機関等名	消費者庁（総務課）
契約案件名	テレビ報道映像検索サービス業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	2,998,800円
応札者等数	1者
概要	<p>（説明）</p> <p>消費者庁では、平成23年度において、消費者行政等に係るテレビ報道映像の検索サービスの提供業務について、本業務を実施可能な者を広く募集するための公募を実施した結果、公募手続前に契約を予定していた相手方以外の応募者がなかったことから、当該者と随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、<u>応募者がなかった場合に契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u></p> <p>同庁では、公募公告において、契約予定者の名称を明示することとした理由として、公募に当たってはこれを秘匿する理由がないこと、また、応募がなかった際のその後の手続を事前に示すことにより、透明性等を確保する目的で記載したとしている。</p> <p>しかし、公募手続は、当該技術、設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言いきれないことから参加者を募るものであることを踏まえると、その公示内容としては、当該業務の実施に必要な条件を記載すれば足り、上記のように契約を予定する具体的な相手方の名称を明示することにより、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - イ - ⑤ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示している例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成 24 年度アジア等における国際防災協力の推進業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④ 1 者	内閣府では、平成 24 年度において、アジア等における国際防災協力の推進業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思表明書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u>
2	①新開発食品調査部会の審査に係る資料精査等に関する請負業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③独立行政法人 ④ 1 者	内閣府では、平成 24 年度において、新開発食品調査部会の審査に係る資料精査等に関する請負業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思表明書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u>
3	①消費者庁給与計算システムの保守業務 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④ 1 者	消費者庁では、平成 23 年度において、同庁の給与計算システムの保守業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u>
4	①健康食品事故に係る調査・分析業務 ②消費者庁（総務課） ③独立行政法人 ④ 1 者	消費者庁では、平成 23 年度において、健康食品事故に係る調査・分析業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u>
5	①消費者安全啓発事業 ②消費者庁（総務課） ③公益法人 ④ 1 者	消費者庁では、平成 23 年度において、生活の中にあるリスクに気付き、理解し、自立した生活者として安全への取組ができるようにすることを目的とした消費者安全啓発事業に係る業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u>
6	①消費者庁メールマガジン配信サービスの提供及び保守業務 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④ 1 者	消費者庁では、平成 23 年度において、同庁のメールマガジンの配信サービスの提供及び保守業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に <u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u> (注) 同庁のメールマガジンの配信サービスを行うシステム（プログラム）の著作権が、同システムを構築した事業者に帰属している。

7	①消費者庁メールマガジン配信サービスの提供及び保守業務 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④1者	<p>消費者庁では、平成24年度において、同庁のメールマガジンの配信サービスの提供及び保守業務について、公募による随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る公募公告（参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示）において、応募者がなかった場合に<u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u></p> <p>（注）同庁のメールマガジンの配信サービスを行うシステム（プログラム）の著作権が、同システムを構築した事業者に帰属している。</p>
8	①2012「日中国民交流友好年」記念光イベント光響創造「悠久時空・友好未来」 ②文部科学省（文化庁） ③その他 ④1者	<p>文化庁では、平成24年度において、2012「日中国民交流友好年」記念光イベント光響創造「悠久時空・友好未来」の企画・運営に係る業務について、公募による随意契約を締結している。</p> <p>本件に係る公募公告において、応募者がなかった場合に<u>契約を予定している相手方の名称が明示されている。</u></p>

（注）1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-(1)-ウ-① 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例①

機関等名	厚生労働省（国立保健医療科学院）
契約案件名	① 別館棟2階遮光用カーテン設置工事 ② 図書館2階遮光用カーテン設置工事 ③ 別館棟3階遮光用カーテン設置工事 ④ 別館棟4階遮光用カーテン設置工事 ⑤ 図書館3階遮光用カーテン設置工事
契約方式	少額随意契約
契約の相手方	①～⑤ 民間事業者（5件とも同一者）
契約日 (契約履行期間)	① 平成24年6月1日（平成24年6月1日～平成24年7月20日） ② 平成24年6月11日（平成24年6月11日～平成24年7月20日） ③ 平成24年6月27日（平成24年6月27日～平成24年8月3日） ④ 平成24年7月2日（平成24年7月2日～平成24年8月17日） ⑤ 平成24年7月2日（平成24年7月2日～平成24年8月3日）
契約金額（税込）	① 913,500円 ② 630,000円 ③ 913,500円 ④ 913,500円 ⑤ 630,000円
応札者等数	－
概要	<p>(説明)</p> <p>国立保健医療科学院では、平成24年度において、節電、断熱等を図るためとして同じ敷地内に所在する別館棟の2階、3階及び4階並びに図書館の2階及び3階の計5か所に遮光カーテンを設置する工事について、それぞれ少額随意契約（5件）を締結している。</p> <p>これら5件の設置工事それぞれの仕様書において、<u>いずれも同じ製造元及び品番のカーテンを指定しており、かつ、最初の設置工事の工期満了日（平成24年7月20日）から1か月以内に残りの4件の設置工事を終えることとしている。</u></p> <p>また、同院が少額随意契約を締結した相手方は5件とも同一の者であり、これら5件の契約金額を合計すると4,000,500円となる。</p> <p>同院では、施設内への遮光カーテンの設置工事を一括して契約せずに分割して少額随意契約としていることについて、節電のために夏までに遮光カーテンを設置する必要があったこと及び設置するカーテンが規格外のサイズであり調達が難しいと判断したことから、同一の者に分割して発注し、カーテンの調達が出来次第設置させることとしたとしている。</p> <p>しかし、本件は、i) 一括して発注したとしても、設置場所ごとに納期を設定することは可能であり、ii) 節電等対応のために設置するのであれば、あらかじめ設置場所、設置時期等の計画を立て、年度当初に契約事務を開始することが可能なものとなっている。</p> <p>したがって、上記5件の契約については、少額随意契約とした契約の業務内容、実施期間、履行場所等を踏まえ、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ウ - ② 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例②

No.	案件名等	事例の概要等																
1	①赤坂迎賓館における松病虫害防除外薬剤散布業務 ②内閣府（大臣官房会計課） ③民間事業者（全て同一者） ④－	<p>内閣府では、平成24年度において、赤坂迎賓館における松病虫害防除（松喰虫）のための薬剤散布作業の業務について、少額随意契約を同一の者と2件締結しており、下表のとおり、2件の契約金額の合計額は1,680,000円となっている。</p> <p>これらの松病虫害防除のための薬剤散布作業は、<u>業務内容、履行場所、実施期間がほぼ同じ</u>である。</p> <p>表 本件に係る契約案件一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>契約案件名</th> <th>契約日</th> <th>契約金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業</td> <td>平成24年5月2日</td> <td>829,500円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業</td> <td>平成24年5月22日</td> <td>850,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>1,680,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)	1	赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業	平成24年5月2日	829,500円	2	赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業	平成24年5月22日	850,500円	計			1,680,000円
No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)															
1	赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業	平成24年5月2日	829,500円															
2	赤坂迎賓館松病虫害防除（松喰虫）外薬剤散布作業	平成24年5月22日	850,500円															
計			1,680,000円															
2	①森吉山野生鳥獣センター施設における清掃及び除草業務 ②環境省（東北地方環境事務所） ③公益法人（全て同一者） ④－	<p>東北地方環境事務所は、平成24年度において、森吉山野生鳥獣センターの施設清掃業務及び除草業務について、それぞれ少額随意契約を同一の者と締結しており、下表のとおり、2件の契約金額の合計額は1,533,000円となっている。</p> <p>これらの施設清掃業務及び除草業務は、<u>業務内容が類似しており、履行場所、実施期間が重複</u>している。</p> <p>表 本件に係る契約案件一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>契約案件名</th> <th>契約日</th> <th>契約金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成24年度森吉山野生鳥獣センター施設清掃業務</td> <td>平成24年5月15日</td> <td>903,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成24年度森吉山野生鳥獣センター除草業務</td> <td>平成24年6月18日</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>1,533,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>※ 平成25年度の上記の両業務に係る契約について、同所は、一括して一般競争入札に付している。</p>	No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)	1	平成24年度森吉山野生鳥獣センター施設清掃業務	平成24年5月15日	903,000円	2	平成24年度森吉山野生鳥獣センター除草業務	平成24年6月18日	630,000円	計			1,533,000円
No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)															
1	平成24年度森吉山野生鳥獣センター施設清掃業務	平成24年5月15日	903,000円															
2	平成24年度森吉山野生鳥獣センター除草業務	平成24年6月18日	630,000円															
計			1,533,000円															

3	①泉水山及びタデ原に設置された公衆トイレ合併浄化槽の保守点検業務 ②環境省（九州地方環境事務所） ③民間事業者（全て同一者） ④－	<p>九州地方環境事務所では、平成24年度において、大分県長者原園地内の泉水山及びタデ原の2か所に設置している公衆トイレにおける合併浄化槽の保守点検業務について、それぞれ少額随意契約を同一の者と締結しており、下表のとおり、2件の契約金額の合計額は1,074,360円となっている。</p> <p>本件の合併浄化槽の保守点検業務は、2件とも<u>業務内容、実施期間がほぼ同じであり、履行場所もともに長者原園地内</u>である。</p> <p>表 本件に係る契約案件一覧</p> <table border="1" data-bbox="619 577 1484 878"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>契約案件名</th> <th>契約日</th> <th>契約金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成24年度泉水山公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>537,180円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成24年度タデ原公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>537,180円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>1,074,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)	1	平成24年度泉水山公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務	平成24年4月2日	537,180円	2	平成24年度タデ原公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務	平成24年4月2日	537,180円	計			1,074,360円
No.	契約案件名	契約日	契約金額(税込)															
1	平成24年度泉水山公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務	平成24年4月2日	537,180円															
2	平成24年度タデ原公衆トイレ合併浄化槽保守点検業務	平成24年4月2日	537,180円															
計			1,074,360円															

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は業務内容を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-(1)-ウ-③ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例①

機関等名	金融庁（総務企画局総務課）
契約案件名	地域経済における金融機能の向上に関する調査研究
契約方式	一般競争契約（総合評価落札方式）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年9月9日
契約金額（税込）	7,540,785円
応札者等数	4者
概要	<p>（説明）</p> <p>金融庁では、平成23年度において、地域経済に展開されている企業向け金融サービスに係る中堅・中小企業のニーズと金融機関の対応状況の実態を把握するため、全国の中堅・中小企業に対し、ヒアリング調査及びアンケート調査を行う業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。</p> <p>本件の落札者の決定に当たっては、4者から提出された提案書の審査及び入札を経て、総合点が最も高かった者を落札者としており、この提案書の審査については、<u>調達要求を行った部署（総務企画局企画課）の職員5名のみで行われている。</u></p> <p>同庁では、調達要求を行った部署の職員のみで提案書の審査を行っていることについて、本業務が地域経済における金融機能の向上に係る政策企画の参考とすることを目的としているので、当該政策企画の担当者の視点から提案内容が有用か否かを審査すればよいと考えたためとしている。</p> <p>しかし、18年8月財務大臣通知において、総合評価落札方式における提案書等の審査等については、i)「発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、（中略）落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率的に反映させるための方策を講じるよう努める」とされており、ii) また、同じく提案書等の審査等を行う企画競争に係る取扱いの中で「業者選定に当たっては、業務担当部局だけでなく契約担当部局も関与する必要がある」とされている。</p> <p>したがって、総合評価落札方式等による契約を行う場合、発注者（調達要求を行った部署）が恣意的な提案書等の審査等を行って落札者の決定を行っているなどの疑念を抱かれることのないよう、提案の審査の透明性及び公正性を確保する観点から、落札者決定段階において、可能な限り学識経験者等の第三者や少なくとも会計担当部局の職員等の調達要求を行った部署以外の者の意見を効率的に反映させるための方策を講ずる必要があると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(1)-ウ-④ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①新しいマクロ経済モデルの応用に関する調査 ②内閣府（大臣官房会計課） ③公益法人 ④1者	内閣府では、平成23年度において、新しいマクロ経済モデルの応用に関する調査業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結しているが、本件の提案書の審査等については、 <u>調達要求を行った部署（計量分析室）の職員5名のみ</u> で行っている。 ※ 平成25年度に、本業務に係る契約の調達要求を行った部署（計量分析室）が締結した同種業務の一般競争入札（総合評価落札方式）の契約については、当該部署以外の職員を提案書等の審査等に関与させている。
2	①ハロン消火剤及びハロン代替消火剤に係る動向調査事業 ②総務省（消防庁） ③その他 ④1者	消防庁では、平成23年度において、ハロン消火剤及びハロン代替消火剤に係る動向調査事業について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結しているが、本件の提案書の審査等については、 <u>調達要求を行った部署（予防課）の職員5名のみ</u> で行っている。 ※ 同庁では、平成24年6月、事務連絡を發出し、調達要求を行った部署以外の職員を提案書等の審査等に関与させることを徹底する旨を周知している。それ以降、本事業に係る調達要求を行った部署（予防課）が締結した同種業務の一般競争入札（総合評価落札方式）の契約については、当該部署以外の職員を提案書等の審査等に関与させることとしている。
3	①給与システム（ホスト）の賃貸借 ②財務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④1者	財務省では、平成24年度において、給与システム（ホスト）の賃貸借業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結しているが、本件の提案書の審査等については、 <u>調達要求を行った部署（大臣官房秘書課）の職員3名のみ</u> で行っている。
4	①給与システムの保守及び支援業務 ②財務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④1者	財務省では、平成24年度において、給与システムの保守及び支援業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結しているが、本件の提案書の審査等については、 <u>調達要求を行った部署（大臣官房秘書課）の職員3名のみ</u> で行っている。
5	①嘉手納飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務（その1） ②防衛省（沖縄防衛局） ③民間事業者 ④3者	沖縄防衛局では、平成24年度において、嘉手納飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務（その1）について、企画競争による随意契約を締結しているが、本件の企画提案書の審査等については、 <u>調達要求を行った部署（住宅防音課）の職員1名のみ</u> で行っている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (1) - ウ - ⑤ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる例①

機関等名	厚生労働省（新潟労働局）										
契約案件名	平成24年度新潟労働局所有管理に属する庁舎警備請負業務										
契約方式	一般競争契約										
契約の相手方	民間事業者										
契約日	平成24年4月2日										
契約金額（税込）	2,626,001円										
応札者等数	1者										
概要	<p>（説明）</p> <p>新潟労働局では、平成24年度において、新潟労働局第一庁舎等の同局が所有管理する庁舎に係る警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件の契約手続に係る日程については、下表のとおりであり、落札者が決定される開札日から契約履行開始までの期間は<u>5日間</u>となっている。</p> <p>表 契約に係る一連の日程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約手続</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札公告日</td> <td>平成24年3月8日</td> </tr> <tr> <td>入札書提出期限</td> <td>平成24年3月27日</td> </tr> <tr> <td>開札日</td> <td>平成24年3月27日</td> </tr> <tr> <td>契約履行開始日</td> <td>平成24年4月2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）同局の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>落札者が決定される開札日から契約履行開始までの期間については、現行の会計法令上特段の定めはないものの、この期間が短いことにより、業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するために必要な期間が確保できないことが想定され、新規に受注を希望する者に応札等をちゅうちょさせる可能性があると考えられる。</p>	契約手続	年月日	入札公告日	平成24年3月8日	入札書提出期限	平成24年3月27日	開札日	平成24年3月27日	契約履行開始日	平成24年4月2日
契約手続	年月日										
入札公告日	平成24年3月8日										
入札書提出期限	平成24年3月27日										
開札日	平成24年3月27日										
契約履行開始日	平成24年4月2日										

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ウ - ⑥ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①複写機 11 台の賃貸借及び保守業務 ②国家公安委員会（警察庁 東北管区警察局） ③民間事業者 ④ 1 者	東北管区警察局では、平成 24 年度において、複写機 11 台の賃貸借及び保守業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成 24 年 3 月 26 日、契約履行開始日は同年 4 月 1 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>5 日間</u> となっている。
2	①現行金融庁ネットワーク（共通システム）の運用管理業務 ②金融庁（総務企画局総務課） ③民間事業者 ④ 1 者	金融庁では、平成 24 年度において、現行の同庁ネットワーク（共通システム）の運用管理業務について、一般競争入札（総合評価落札方式）による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成 24 年 3 月 26 日、契約履行開始日は同年 4 月 1 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>5 日間</u> となっている。
3	①消費者庁における電話交換業務の請負 ②消費者庁（総務課） ③民間事業者 ④ 1 者	消費者庁では、平成 24 年度において、同庁における電話交換業務の請負について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成 24 年 3 月 28 日、契約履行開始日は同年 4 月 1 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>3 日間</u> となっている。 ※ 平成 25 年度の本業務に係る契約において、開札日から契約履行開始までの期間は 15 日間確保されている。
4	①複合機の保守業務 ②総務省（公害等調整委員会） ③民間事業者 ④ 1 者	公害等調整委員会では、平成 24 年度において、複合機の保守に係る業務について、公募による随意契約を締結している。 本件に係る受注者の決定及び通知は平成 24 年 3 月 30 日（公募締切は同月 29 日）、契約履行開始日は同年 4 月 2 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>2 日間</u> となっている。
5	①モノクロ複合機等の賃貸借及び保守業務 ②財務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④ 1 者	財務省では、平成 24 年度において、IMF 世銀総会準備事務局における作業等のためのモノクロ複合機等に係る賃貸借及び保守に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成 24 年 6 月 26 日、機器の搬入期日は同月 29 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>2 日間</u> となっている。
6	①新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話交換設備保守点検業務 ②財務省（新潟財務事務所） ③民間事業者 ④ 2 者	新潟財務事務所では、平成 24 年度において、新潟美咲合同庁舎 2 号館電話交換設備保守点検業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成 24 年 3 月 28 日、契約履行開始日は同年 4 月 2 日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>4 日間</u> となっている。
7	①カラー複合機 1 式ほか 2 点の賃貸借及び保守 ②農林水産省（東北農政局）	東北農政局では、平成 24 年度において、カラー複合機 1 式ほか 2 点の賃貸借及び保守に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。

	③民間事業者 ④1者	本件に係る開札日は平成24年3月27日、契約履行開始日は同年4月1日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>4日間</u> となっている。
8	①平成24年度中国四国防衛局OAネットワークシステムの運用支援業務 ②防衛省（中国四国防衛局） ③民間事業者 ④1者	中国四国防衛局では、平成24年度において、同局のOAネットワークシステムの運用支援に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 本件に係る開札日は平成24年3月27日、契約履行開始日は同年4月1日と設定されており、開札日から契約履行開始までの期間は <u>4日間</u> となっている。 ※ 平成25年度の本業務に係る契約において、開札日から契約履行開始までの期間は24日間確保されている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

(2) 適切な予定価格の設定

勸告	説明図表番号
<p>予定価格については、予決令第 80 条第 1 項の規定により、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないこととされ、同条第 2 項の規定により、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。</p>	表 2-(2)-①
<p>また、予決令第 99 条の 5 の規定により、随意契約によろうとする場合についても予定価格を定めなければならないこととされ、第 99 条の 6 の規定により、その場合にはなるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。</p>	
<p>さらに、「行政効率化推進計画」において、「参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める」こととされた。</p>	表 2-(2)-②
<p>今回、18 府省の計 251 会計機関において平成 23 年度から 24 年度上半期までに締結された契約案件について、予定価格の設定状況について調査した結果、次のとおり、効率的な予算執行を推進する観点から設定方法等を見直す必要があると考えられるものがみられた。(12 府省計 120 事例)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎清掃、廃棄物処理等の業務において、同一役務の調達実績、市場価格、他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例 (7 府省計 40 事例) 	表 2-(2)-③～⑥
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の賃貸借、健康診断の業務において、予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍の価格差等があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例 (4 府省計 15 事例) 	表 2-(2)-⑦～⑨
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断、車検整備等の業務において、複数の者から見積書を徴取することができるにもかかわらず 1 者からしか徴取していない、又は 2 者以上から徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例 (9 府省計 65 事例) 	表 2-(2)-⑩～⑭
<p>このように、予定価格の設定については、その金額が国の支出額の上限となるため、適切に設定していないことにより調達価格が著しく高額となる可能性もあることを踏まえ、効率的な予算執行を推進する観点から、過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を十分に勘案することが重要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、効率的な予算執行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ適切に設定する必要がある。(公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、復興庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	

表 2 - (2) - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

<p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第 80 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>② <u>予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</u></p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第 99 条の 5 契約担当官等は、<u>随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</u></p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 99 条の 6 契約担当官等は、<u>随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ② 「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日改定）〈抜粋〉

<p>2. 主要な取組</p> <p>(2) 公共調達効率化</p> <p>4 予定価格の適正な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。 ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。 <p>5 随意契約の見直し等</p> <p>② 随意契約の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省において、「随意契約見直し計画（改訂）」の対象となっている契約を中心に、府省全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。 ・ <u>少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。</u> <p>6 落札率 1 事案への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表2-2-3 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例①

機関等名	国土交通省（関東地方整備局）					
	[平成23年度]	[平成24年度]				
契約案件名	さいたま新都心合同庁舎2号館 清掃業務一式	さいたま新都心合同庁舎2号館 清掃業務一式				
契約方式	一般競争契約	一般競争契約				
契約の相手方	民間事業者	民間事業者				
契約日	平成23年4月1日	平成24年4月1日				
契約金額（税込）	55,125,000円	54,285,000円				
応札者等数	5者	7者				
概要	<p>(説明)</p> <p>関東地方整備局は、さいたま新都心合同庁舎2号館（以下、本表において「2号館」という。）の管理官署であるが、平成23年度及び24年度において、2号館に係る清掃業務一式について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、平成23年度の契約に係る予定価格の積算について、事業者からの見積書の徴取や、近隣の合同庁舎の同種の契約に係る情報収集等は行わず、国土交通省の建築保全業務積算基準による積算結果をそのまま予定価格として設定しており、同契約に係る入札において50%を下回る著しく低い落札率となっている。しかし、平成24年度の同一役務の調達に当たっても、23年度の実績の考慮や見積書の徴取等により予定価格の積算方法の見直しを行っておらず、再び50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>その結果、2号館においては平成23年度及び24年度とも低入札価格調査の実施に至っており、この状況は21年度以降常態化している（注）。</p> <p>（注）国土交通省では、予決令第85条の規定に基づき、「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成16年6月10日付け国官会第366号）により同省としての低入札価格調査基準（製造その他の請負契約については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合）を定めている。</p> <p>一方、近隣のさいたま新都心合同庁舎1号館（以下、本表において「1号館」という。）の管理官署である関東財務局では、一般競争入札による契約を締結している清掃業務一式に係る予定価格の作成に当たり、過去の同一役務の調達実績等を考慮するなどの方法により予定価格を設定しており、2号館よりも庁舎の床面積は広く、2号館と同じ業者が落札しているにもかかわらず、予定価格及び契約金額が2号館よりも安価となっている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、本件については、過去の契約実績、近隣の合同庁舎における調達状況等を踏まえた上で適切に設定することが必要であると考えられる。</p>					
<p>表1 1号館及び2号館における清掃業務に係る契約の実施状況 （単位：㎡、円、%、者）</p>						
合同庁舎 （管理官署）	庁舎の 床面積	清掃業務に係る契約				備考
		年度	契約金額	応札 者数	契約の 相手方	

	1号館 (関東財務局)	123,496.48	H23	50,085,000	6	A社	
			H24	49,854,000	6	A社	
	2号館 (関東地方整備局)	114,962.18	H23	55,125,000	5	A社	落札率 50%未満
			H24	54,285,000	7	A社	落札率 50%未満

(注) 当省の調査結果による。

表2 さいたま新都心合同庁舎第2号館清掃業務一式に係る落札率

(単位：%、者)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
落札率	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満
応札者数	7	6	5	7
契約の相手方	A社	A社	A社	A社

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-④ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例②

機関等名	財務省 (中国財務局)	
	[平成23年度]	[平成24年度]
契約案件名	広島合同庁舎廃棄物処理等業務	広島合同庁舎廃棄物処理等業務
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成23年4月1日	平成24年4月2日
契約金額 (税込)	819,000円	252,000円
応札者等数	4者	4者
概要	<p>(説明)</p> <p>中国財務局では、平成23年度及び24年度において、「広島合同庁舎廃棄物処理等業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、インターネット等を利用して本件契約に係る予定価格の積算を行っているが、平成23年度の入札においては、落札率及び全ての応札者の入札金額は予定価格を著しく下回っている。しかし、平成24年度の同一役務に係る予定価格の積算に当たっても、23年度の調達実績を考慮しておらず、その結果、落札率は更に低くなってしまっている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、これを踏まえ、適切な方法により設定することが必要であると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑤ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例③

機関等名	経済産業省（中国経済産業局）	
	[平成 23 年度]	[平成 24 年度]
契約案件名	戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)	戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 23 年 9 月 7 日	平成 24 年 9 月 13 日
契約金額（税込）	2, 309, 895 円	1, 827, 000 円
応札者等数	2 者	2 者
概要	<p>(説明)</p> <p>中国経済産業局では、平成 23 年度において、「戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)」について、一般競争入札により契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算について、同局会計課が定めた積算単価に基づいて事業担当課が積算して予定価格を設定しており、平成 23 年度の入札において 50%を下回る著しく低い落札率となっている。しかし、平成 24 年度の同一役務の調達に当たっても、23 年度の実績の考慮や参考見積書の徴取等による予定価格の積算方法の見直しを行っておらず、更に低い落札率となってしまっている。</p> <p>予定価格については、予決令第 80 条第 2 項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、これを踏まえ、適切な方法により設定することが必要であると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑥ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例④

No.	案件名等	事例の概要等
1	①庁用兼指揮用車車検整備 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④－	警察庁では、平成23年5月10日に、庁用兼指揮用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同庁では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
2	①庁用兼指揮用車車検整備 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④－	警察庁では、平成23年7月22日に、庁用兼指揮用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同庁では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
3	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月10日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。 ※ 公安調査庁では、平成25年12月3日、各公安調査局に対し、事務連絡により、官用自動車の車検及び定期点検における役務契約を行う際には、複数者から見積りを徴取の上実施することとするよう指導している（以下、No.4からNo.22まで同じ。）。
4	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月20日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
5	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月21日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
6	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月21日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
7	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年7月19日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。

8	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年8月8日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
9	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年10月13日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
10	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年10月17日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
11	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年11月14日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
12	①官用車（2台）に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年1月16日に、官用車（2台）に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
13	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年2月24日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
14	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年4月4日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
15	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年6月13日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。

16	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 6 月 19 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
17	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 7 月 9 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
18	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 3 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
19	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 10 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
20	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 14 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
21	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 22 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
22	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 9 月 5 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
23	①平成 23 年度国立保健医療科学院警備業務 ②厚生労働省（国立保健医療科学院） ③民間事業者	国立保健医療科学院では、平成 23 年度において、警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同院では、本件契約に係る予定価格の積算について、同院が独自に策定した指針「予定価格の立て方」により行っているが、 <u>同一役務の前年度実績等を考慮しておらず</u> 、50%を下

	④10者	<p>回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超え、かつ厚生労働省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査の実施に至っている。</p>
24	<p>①平成24年度国立保健医療科学院警備業務</p> <p>②厚生労働省（国立保健医療科学院）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④8者</p>	<p>国立保健医療科学院では、平成24年度において、警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同院では、本件契約に係る予定価格の積算について、同院が独自に策定した規定「予定価格の立て方」により行っており、<u>同一役務に係る前年度実績等を考慮しておらず</u>、落札率は60%を下回っている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超え、かつ厚生労働省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査の実施に至っている。</p>
25	<p>①平成23年度官用自動車点検整備業務の単価契約</p> <p>②農林水産省（九州農政局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>九州農政局では、平成23年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。当該役務は毎年度調達しているものであり、仕様等に大きな変更等がないにもかかわらず、同局は本件契約に係る予定価格の積算に当たって、<u>過去の調達実績を考慮しておらず</u>、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超えて、かつ農林水産省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査を行う必要があるが、同局は当該調査を実施することなく契約を締結している。</p>
26	<p>①平成24年度官用自動車点検整備業務の単価契約</p> <p>②農林水産省（九州農政局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>九州農政局では、平成24年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。当該役務は毎年度調達しているものであり、仕様等に大きな変更等がないにもかかわらず、同局は本件契約に係る予定価格の積算に当たって、<u>過去の調達実績を考慮しておらず</u>、落札率は60%を下回っている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超えて、かつ農林水産省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査を行う必要があるが、同局は当該調査を実施することなく契約を締結している。</p>
27	<p>①石川森林管理署庁舎清掃等請負</p> <p>②農林水産省（林野庁近畿中国森林管理局石川森林管理署）</p>	<p>石川森林管理署では、平成24年度において、庁舎清掃等請負について、一般競争入札による契約を締結している。同署では、本件契約に係る予定価格の積算において、国土交通省</p>

	<p>③民間事業者 ④2者</p>	<p>が示す建築保全業務積算基準を用いている。同基準では、全国の特定の10地区（北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡及び沖縄）のみの「清掃員日割基礎単価」が示されているが、石川県がどの単価を使用すべきか明確にされていないことから、同署では、近畿中国森林管理局管内で地理的に一番近いとして、大阪地区の単価を用いて予定価格を積算している。しかし、石川県と同じ北信越で、大阪地区より15%程度割安となっている新潟地区の単価を用いることについても検討の余地があるものと考えられる。</p>
28	<p>①平成23年度戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託） ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④2者</p>	<p>中国経済産業局では、平成23年度において、戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算については、<u>参考見積書の徴取等を行わず</u>、同局会計課が定めた積算単価に基づき、事業担当課が積算しており、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
29	<p>①平成24年度戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託） ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④2者</p>	<p>中国経済産業局では、平成24年度において、戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算については、<u>参考見積書の徴取等を行わず</u>、同局会計課が定めた積算単価に基づき、事業担当課が積算しており、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
30	<p>①平成23年度運送業務請負契約 ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④－</p>	<p>中国経済産業局では、平成23年度において、運送業務請負契約（宅配便トラック運送）について、少額随意契約により調達しているが、予定価格の積算において、<u>見積書の徴取等を行わず</u>、前年度単価（実績）をそのまま用いて積算している。</p>
31	<p>①平成24年度運送業務請負契約 ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④－</p>	<p>中国経済産業局では、平成24年度において、運送業務請負契約（宅配便トラック運送）について、少額随意契約により調達しているが、予定価格の積算において、<u>見積書の徴取等を行わず</u>、前年度単価（実績）をそのまま用いて積算している。</p>
32	<p>①H23 建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約） ②国土交通省（関東地方整備局） ③民間事業者 ④5者</p>	<p>関東地方整備局では、平成23年度において、「建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約）」について、一般競争入札により契約を締結している。本件契約に係る予定価格の積算に当たって4者から参考見積書を徴取し、その平均価格（単価）をもって予定価格（単価）としている。</p> <p>しかし、当該役務は毎年度調達しており、作業量、予定数量等もほぼ同程度であるにもかかわらず、同局は予定価格の</p>

		積算に当たって前年度の調達実績を考慮しておらず、50%を下回る著しく低い落札率となっている。
33	①H24 建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約） ②国土交通省（関東地方整備局） ③民間事業者 ④3者	<p>関東地方整備局では、平成24年度において、「建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約）」について、一般競争入札により契約を締結している。本件契約に係る予定価格の積算に当たって4者から参考見積書を徴取し、その平均価格（単価）をもって予定価格（単価）としている。</p> <p>しかし、当該役務は毎年度調達しており、作業量、予定数量等もほぼ同程度であるにもかかわらず、同局は予定価格の積算に当たって前年度の調達実績を考慮しておらず、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
34	①小松空港事務所庁舎等清掃作業 ②国土交通省（大阪航空局小松空港事務所） ③民間事業者 ④5者	<p>小松空港事務所では、平成24年度に、庁舎等清掃作業について、一般競争入札による契約を締結している。同所では、本件契約に係る予定価格の積算において、国土交通省が示す建築保全業務積算基準を用いている。同基準では、全国の特定の10地区（北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡及び沖縄）のみの「清掃員日割基礎単価」が示されているが、石川県がどの単価を使用すべきか明確にされていない。石川県は、全府省統一資格(注)における東海・北陸地域であるため、同所は、同地域の中で、上記積算基準が唯一示されている愛知地区の単価を用いて予定価格を積算している。しかし、石川県と同じ北信越で、愛知地区より3%程度割安となっている新潟地区の単価を用いることについても検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>(注) 全府省統一資格とは、各府省等における役務の提供等、物品の製造等に係る一般競争、指名競争の入札参加資格である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-②-⑦ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例①

機関等名	経済産業省（大臣官房会計課）										
契約案件名	平成24年度プラグインハイブリッド自動車の賃貸借										
契約方式	一般競争契約										
契約の相手方	民間事業者										
契約日	平成24年5月23日										
契約金額（税込）	1,511,370円										
応札者等数	3者										
概要	<p>（説明）</p> <p>経済産業省では、平成24年度において、「プラグインハイブリッド自動車の賃貸借」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算について、事前に3者（A、B及びC）から参考見積り（月額リース料）を徴取し、その平均額に賃貸借月数（30か月）を乗じることにより予定価格を設定している。</p> <p>同省では、参考見積りにより予定価格を算定する際は、徴取した見積額に大きな差がある場合等、その見積りの妥当性に問題があると考えられる場合を除き、基本的にはその平均価格を市場価格とみなしているとしている。しかし、本件契約に係る月額リース料について、見積書を徴取した3者のうち、A及びBの2者が5万円台であるのに対し、Cは11万円台と他の2者の約2倍の見積額を提示しているにもかかわらず、単純に平均して予定価格（単価）としている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、本件については、見積書の徴取等により把握した適正な市場価格を踏まえた上で適切に設定することが必要であると考えられる。</p> <p>表 本件に係る参考見積額及び予定価格（単価）の設定方法 （単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見積業者名</th> <th>月額リース料に係る参考見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>58,900</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td><u>112,000</u></td> </tr> <tr> <td>予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）</td> <td>75,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。</p>	見積業者名	月額リース料に係る参考見積額	A社	55,000	B社	58,900	C社	<u>112,000</u>	予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）	75,300
見積業者名	月額リース料に係る参考見積額										
A社	55,000										
B社	58,900										
C社	<u>112,000</u>										
予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）	75,300										

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑧ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例②

機関等名	環境省（大臣官房会計課）																																														
契約案件名	平成23年度環境省職員等健康診断実施業務																																														
契約方式	一般競争契約																																														
契約の相手方	民間事業者																																														
契約日	平成23年 8 月23日																																														
契約金額（税込）	3, 098, 700 円																																														
応札者等数	6 者																																														
概要	<p>（説明）</p> <p>環境省では、平成 23 年度において、同省本省職員等が受診する健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。本件契約には 6 者が入札した結果、A が落札し、同者と契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、以下のとおり、落札した A のほか、B 及び C の 3 者から参考見積りを徴取しているが、各検査項目によっては、その単価について、3 者の参考見積額（単価）が著しく異なる場合もあるにもかかわらず、一律にその平均額を採用し、項目ごとに受診予定者数を乗じることにより予定価格を設定している。</p> <p>例えば、健診項目の「腹囲」については、3 者のうち 2 者がそれぞれ単価を 200 円とする中で、残り 1 者は 0 円としており、3 者の単価の考え方が著しく異なるにもかかわらず、予定価格として採用している単価は、3 者の単価の単純平均（$(0 + 200 + 200) \div 3 = 133$ 円）としているほか、健診項目の「肝機能検査」については、3 者のうち 2 者はそれぞれ単価が 600 円及び 500 円と近接しているが、残り 1 者は 1, 250 円と著しく高額となっているにもかかわらず、それらの単純平均（$(1, 250 + 600 + 500) \div 3 = 783$ 円）としている。</p> <p>加えて、本件入札における落札率は 50% を下回る著しく低いものとなっているが、予定価格については、予決令第 80 条第 2 項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、見積書の徴取等により把握した適正な市場価格を踏まえた上で経費の性質を考慮した適切な算出方法等により設定することが必要であると考えられる。</p> <p>表 健診項目ごとの参考見積額及び予定価格の単価（例）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">参考見積</th> <th colspan="3">予定価格</th> </tr> <tr> <th>A 医療機関</th> <th>B 医療機関</th> <th>C 医療機関</th> <th>予定 数量</th> <th>予定価格 (単価)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長・体重・ 視力・聴力</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">635</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">508, 000</td> </tr> <tr> <td>腹囲</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">194</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">25, 802</td> </tr> <tr> <td>便潜血反応検査</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1, 600</td> <td style="text-align: center;">1, 500</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">1, 233</td> <td style="text-align: center;">202, 212</td> </tr> <tr> <td>肝機能検査</td> <td style="text-align: center;">1, 250</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">194</td> <td style="text-align: center;">783</td> <td style="text-align: center;">151, 902</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>							参考見積			予定価格			A 医療機関	B 医療機関	C 医療機関	予定 数量	予定価格 (単価)	合計	身長・体重・ 視力・聴力	800	800	800	635	800	508, 000	腹囲	0	200	200	194	133	25, 802	便潜血反応検査	600	1, 600	1, 500	164	1, 233	202, 212	肝機能検査	1, 250	600	500	194	783	151, 902
	参考見積			予定価格																																											
	A 医療機関	B 医療機関	C 医療機関	予定 数量	予定価格 (単価)	合計																																									
身長・体重・ 視力・聴力	800	800	800	635	800	508, 000																																									
腹囲	0	200	200	194	133	25, 802																																									
便潜血反応検査	600	1, 600	1, 500	164	1, 233	202, 212																																									
肝機能検査	1, 250	600	500	194	783	151, 902																																									

（注）当省の調査結果による。

表2-(2)-⑨ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成23年度在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣（Aグループ） ②外務省（大臣官房会計課） ③公益法人 ④2者	外務省では、平成23年度において、「在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣（Aグループ）」について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格（人件費単価）の積算において、厚生労働省が公表している単価及び事前に徴取した4者の見積額（単価）には最大で3倍近い差があるにもかかわらず、5者の平均価格をもって予定価格（単価）としている。
2	①平成23年度在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣（Bグループ） ②外務省（大臣官房会計課） ③公益法人 ④2者	外務省では、平成23年度において、「在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣（Bグループ）」について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格（人件費単価）の積算において、厚生労働省が公表している単価及び事前に徴取した4者の見積額（単価）には最大で3倍近い差があるにもかかわらず、5者の平均価格をもって予定価格（単価）としている。
3	①外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付等に係る複写業務 ②外務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④2者	外務省では、平成24年度において、外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付作業等の業務に係る契約について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に3者から参考見積書を徴取しているが、例えば「CD-R書込み」の項目に係る見積額（単価）では、3者間で最大2倍の差があるにもかかわらず、3者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。
4	①平成24年度定期一般健康診断業務 ②農林水産省（林野庁） ③民間事業者 ④2者	林野庁では、平成24年度において、定期一般健康診断に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に4者から見積書を徴取しているが、例えば「循環器の検査（心電図）」（二次検査。受診予定者数4人で積算）の項目に係る見積額（単価）では4者間で最大で85倍の大幅な価格差があるにもかかわらず、4者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。
5	①「平成22年度水産白書」の編集等支援業務（23年度） ②農林水産省（水産庁） ③民間事業者 ④2者	水産庁では、「平成22年水産白書」（平成23年度に発行）の紙面構成等の編集支援を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に2者から見積書を徴取しているが、例えば「諸経費」の項目に係る見積額（単価）では2者間で5倍以上の差があるにもかかわらず、2者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。

6	<p>①「平成 23 年度水産白書」の編集等支援業務(24 年度)</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 1 者</p>	<p>水産庁では、「平成 23 年水産白書」（平成 22 年度に発行）の紙面構成等の編集支援を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 2 者から見積書を徴取しているが、例えば「諸経費」の項目に係る見積額（単価）では 2 者間で 2 倍を超える差があるにもかかわらず、2 者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。</p>
7	<p>①平成 23 年度船舶職員定期健康診断業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 2 者</p>	<p>水産庁では、平成 23 年度において、船舶職員を対象とした定期健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に医療機関 3 者から見積書を徴取しており、当該参考見積りには各項目に係る単価がそれぞれ記載されているが、例えば「石綿検査」の問診・診察の項目に係る見積額（単価）では、最も安価な額を提示した者では 0 円、最も高価な額を提示した者では 1,312 円と大きなかい離があるにもかかわらず、全ての項目について、3 者の見積額の平均価格に必要予定数量を乗じて予定価格としている。</p>
8	<p>①平成 24 年度船舶職員定期健康診断業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 1 者</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、船舶職員を対象とした定期健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に医療機関 3 者から見積書を徴取しているが、当該参考見積りには各項目に係る単価がそれぞれ記載されているところ、例えば「石綿検査」の問診・診察の項目に係る見積額（単価）では、最も安価な額を提示した者では 0 円、最も高価な額を提示した者では 3,150 円と大きなかい離があるにもかかわらず、全ての項目について、3 者の見積額の平均価格に必要予定数量を乗じて予定価格としている。</p>
9	<p>①平成 24 年度大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の統合監視取締作業部会の運営支援事業</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 2 者</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の統合監視取締作業部会の運営支援業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 2 者から見積書を徴取しているが、例えば「映像機器関連費用」の項目に係る見積額（単価）では、2 者が提示した価格には 4 倍以上の差があるにもかかわらず、2 者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
10	<p>①平成 24 年度中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第 8 回北小委員会に係る運営支援</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第 8 回北小委員会に係る運営支援の業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p>

	<p>の業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に2者から見積書を徴取しているが、例えば「通訳者拘束費用等」の項目に係る見積額（単価）では、2者が提示した価格には約7倍の差があるにもかかわらず、2者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
11	<p>①平成24年工業統計調査に係る 本社一括調査方式の名簿整備</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、工業統計調査に係る本社一括調査方式の名簿整備に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に2者から見積書を徴取しているが、見積額には約2倍の価格差があるにもかかわらず、2者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。</p>
12	<p>①平成24年度電気自動車の賃貸 借</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、「電気自動車の賃貸借」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に5者から月額リース料に係る参考見積書（単価）を徴取しており、5者の見積額には最大で2倍近い差があるにもかかわらず、5者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
13	<p>①平成24年度健康診断業務</p> <p>②経済産業省（東北経済産業局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>東北経済産業局は、平成24年度において、「健康診断業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に3者から見積書を徴取しているが、例えば「血圧測定」の項目に係る見積額（単価）では、3者間で最大で2.5倍の価格差があるにもかかわらず、3者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-2-10 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例①

機関等名	公正取引委員会（事務総局官房総務課会計室）
契約案件名	官用車の24か月点検
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	201,600円
応札者等数	1者（見積書を徴取した者の数）
概要	<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会では、平成23年度において、保有する官用車に係る車検及び定期点検等について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同委員会が平成23年4月に契約した官用車1台の24か月点検に係る「業者選定理由」をみると、「官用車の点検は、当委員会幹部を安全に運ぶための重要な業務であり、取扱い等には十分な注意が必要であるところ、本件業者は、従来から当委員会所有の官用車の点検を行っている業者であり、その業務には遺漏もなく良好であり、信頼できることから、本件業者に依頼することとしたい。」としており、「信頼できる」とする当該業者1者からしか見積書を徴取しておらず、同者を見積額をもって契約を締結している。</p> <p>しかし、同委員会の所在する東京都（千代田区）において、官用車に係る24か月点検が可能と思われる業者は他にも複数存在することから、同委員会は当該者以外の業者についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行うことが必要であると考えられる。</p> <p>※ 上記官用車の平成24年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑪ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず 1 者からしか徴取していない例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成 23 年度新聞記事の 早朝クリッピング ②復興庁（予算・会計班） ③民間事業者 ④ 2 者	復興庁では、平成 23 年度において、新聞記事のクリッピング作業について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の設定において、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか参考見積書を徴取しておらず、同者の見積額をもって予定価格としている。
2	①平成 24 年度新聞記事の 早朝クリッピング ②復興庁（予算・会計班） ③民間事業者 ④ 2 者	復興庁では、平成 24 年度において、新聞記事のクリッピング作業について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の設定において、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか参考見積書を徴取しておらず、同者の見積額をもって予定価格としている。
3	①車検整備等（本局第 1 実測車） ②法務省（富山地方法務局） ③民間事業者 ④－	富山地方法務局では、平成 23 年 5 月 23 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
4	①車検整備等（砺波実測車） ②法務省（富山地方法務局） ③民間事業者 ④－	富山地方法務局では、平成 23 年 7 月 1 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
5	①車検整備等（魚津実測車） ②法務省（富山地方法務局） ③民間事業者 ④－	富山地方法務局では、平成 23 年 9 月 13 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
6	①車検整備等（高岡実測車） ②法務省（富山地方法務局） ③民間事業者 ④－	富山地方法務局では、平成 23 年 10 月 13 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
7	①車検整備等（地図車）	富山地方法務局では、平成 23 年 11 月 1 日に、車検整備等業務につ

	<p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>いて、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車は、平成24年1月、富山地方法務局管外に管理換えされており、24年度以降、同局において上記公用車の車検整備・点検等業務に係る契約は締結されていない。</p>
8	<p>①車検整備等（本局第3実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成23年11月24日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
9	<p>①車検整備等（局車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年1月6日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
10	<p>①車検整備等（本局第1実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年6月1日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
11	<p>①車検整備（砺波実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年6月18日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
12	<p>①車検整備（魚津実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年9月4日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
13	<p>①車検整備（高岡実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年10月2日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
14	<p>①車検整備（本局第3実測車）</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年12月3日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p>

	<p>②法務省（富山地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
15	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年6月6日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
16	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年7月11日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
17	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年8月10日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
18	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年8月29日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
19	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年10月13日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車は、平成24年10月に廃車にされており、24年度以降、同局において上記公用車の車検整備・点検等業務に係る契約は締結されていない。</p>
20	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成24年1月24日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>

	④ー	
21	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	<p>金沢地方法務局では、平成 24 年 5 月 30 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
22	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	<p>金沢地方法務局では、平成 24 年 7 月 6 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
23	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	<p>金沢地方法務局では、平成 24 年 8 月 23 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
24	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	<p>金沢地方法務局では、平成 24 年 9 月 7 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
25	①官用車 24 か月点検業務 ②法務省（公安調査庁四国 公安調査局） ③民間事業者 ④ー	<p>四国公安調査局では、同局が保有する官用車の車検整備について、少額随意契約により調達しているが、平成 24 年 6 月 25 日に実施した官用車（1 台）の車検整備契約について、他にも対象となる事業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>なお、四国公安調査局では、当該車両の他に 10 台の官用車を保有しているが、車検整備費用については、全て同様の手続により支出しているとしている。</p> <p>※ 公安調査庁では、平成 25 年 12 月 3 日、各公安調査局に対し、事務連絡により、官用自動車の車検及び定期点検における役務契約を行う際には、複数者から見積りを徴取の上実施することとするよう指導している。</p>
26	①平成 22 年度国民健康保 険事業年報の印刷 ②厚生労働省（大臣官房会 計課）	<p>厚生労働省では、平成 24 年度において、「平成 22 年度国民健康保険事業年報の印刷」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格を</p>

	③民間事業者 ④－	もって契約を締結している。
27	①男女雇用機会均等法の あらし外1件の印刷 ②厚生労働省（大臣官房会 計課） ③民間事業者 ④－	厚生労働省では、平成24年度において、「男女雇用機会均等法のあらし外1件の印刷」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
28	①永年勤続表彰（大臣表 彰）の表彰・感謝状の印 刷業務 ②厚生労働省（大臣官房会 計課） ③民間事業者 ④－	厚生労働省では、平成24年度において、「永年勤続表彰（大臣表彰）の表彰・感謝状の印刷業務」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
29	①官用車の車検整備業務 ②経済産業省（東北経済産 業局） ③民間事業者 ④－	東北経済産業局では、平成23年度において、官用車の車検整備業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
30	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成23年11月25日に、福井運輸支局で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
31	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成24年1月20日に、岐阜運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
32	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成24年2月3日に、豊橋自動車検査登録事務所で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
33	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約	中部運輸局では、平成24年2月17日に、愛知運輸支局で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。

	<p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
34	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年2月22日に、三重運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
35	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月2日に、三重運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
36	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月6日に、愛知運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
37	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月8日に、清水庁舎で使用する車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
38	<p>①航空交通管制職員の身体検査</p> <p>②国土交通省（東京航空局新潟空港事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>新潟空港事務所では、平成21年度に、上部機関である東京航空局による内部監査において、特別な理由がなく1者からしか見積りを徴していない随意契約案件について指摘を受けたとしている。</p> <p>しかし、同所では、平成24年度第1回目の航空交通管制職員の身体検査に係る請負契約について、少額随意契約により調達しているが、1者からしか見積書を徴していない。</p>
39	<p>①今後の自動車単体騒音低減対策のあり方についての答申等の翻訳</p> <p>②環境省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p>	<p>環境省では、平成24年4月に、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方についての答申等」に係る翻訳について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>

	④ー	
40	①12 か月定期点検 ②環境省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④ー	環境省では、平成 24 年 4 月に、官用車に係る 12 か月点検について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず当該官用車を購入したディーラー 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
41	①健康診断 ②環境省（東北地方環境事務所） ③民間事業者 ④ー	東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、健康診断業務について、少額随意契約により調達しているが、1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
42	①官用車車検整備 ②環境省（東北地方環境事務所） ③民間事業者 ④ー	東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
43	①平成 23 年度燃料輸送 ②防衛省（海上自衛隊呉地方総監部） ③民間事業者 ④ー	海上自衛隊呉地方総監部では、平成 23 年度において、燃料輸送に係る業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 なお、同部では、予定価格に応じて少額随意契約の見積書の指名業者数の標準を定めており、同標準においては、予定価格が 50 万円以上 80 万円未満の区分に該当するものについては 4 者以上から見積書を徴取することとされており、本件の予定価格はこれに該当するものとなっている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-2-⑫ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例①

機関等名	国土交通省（九州地方整備局唐津港湾事務所）																																							
	〔平成23年度〕		〔平成24年度〕																																					
契約案件名	一般定期健康診断		一般定期健康診断																																					
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）		競争性のない随意契約（少額随意契約）																																					
契約の相手方	民間事業者		民間事業者																																					
契約日	平成23年8月9日		平成24年7月27日																																					
契約金額（税込）	112,140円		115,015円																																					
応札者等数	3者（見積書を徴取した者の数）		3者（見積書を徴取した者の数）																																					
概要	<p>（説明）</p> <p>唐津港湾事務所では、平成23年度において、一般定期健康診断について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、唐津市内に所在する医療機関3者から見積書を徴取し、最低価格を提示した者と契約を締結しているが、平成24年度においても23年度と同じ組合せの3者から見積書を徴取し、最低価格を提示した23年度と同一の者と契約を締結している。</p> <p>当該業務に係る見積書の徴取先は、平成21年度以降A、B及びCという特定の3者で固定された状態となっているが、各者が提示した見積額をみると、3者の見積額の順位は、いずれの年度においてもCが最も高く、最も安いAの2倍程度になっている。</p> <p>表 唐津港湾事務所の定期健診に係る見積書の徴取状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>不明</td> <td>17人</td> <td>13人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各医療機関の見積額</td> <td>A</td> <td>144,480</td> <td>156,870</td> <td>(16,590)</td> <td>115,015</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>246,350</td> <td>256,600</td> <td>(27,500)</td> <td>218,520</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>338,259</td> <td>343,702</td> <td>(32,360)</td> <td>227,370</td> </tr> <tr> <td>AとCの価格差</td> <td>約2.3倍</td> <td>約2.2倍</td> <td>約2倍</td> <td>約2倍</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>144,480</td> <td>156,870</td> <td>112,140</td> <td>115,015</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1 唐津港湾事務所の資料に基づき、当省が作成した。 2 金額は、消費税込みである。 3 平成23年度は受診者1人当たりの単価で見積書を徴取している。当該単価について、実際の受診項目は受診者により異なること等から、単価に受診者数（13人）を乗じても契約金額とは一致しない。</p> <p>同所では、見積書の徴取先が毎年度同一の者となっていることについて、近隣の総合検診を行う病院を選定し見積依頼を行ったところ、見積提出を辞退する病院もあり、結果として同じ3者の組合せとなっていたと説明している。しかし、それを勘案しても、唐津市内には健康診断の実施が可能と思われる医療機関は他にも複数あり、それらの医療機関についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行い、少額随意契約においても競争的手法の導入に努めることが必要であると考えられる。</p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約については、5者に見積書の提出を依頼し、新規参入の2者を含む3者から見積書を徴取している。</p>				区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	受診者数	不明	17人	13人	11人	各医療機関の見積額	A	144,480	156,870	(16,590)	115,015	B	246,350	256,600	(27,500)	218,520	C	338,259	343,702	(32,360)	227,370	AとCの価格差	約2.3倍	約2.2倍	約2倍	約2倍	契約金額	144,480	156,870	112,140	115,015
区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度																																				
受診者数	不明	17人	13人	11人																																				
各医療機関の見積額	A	144,480	156,870	(16,590)	115,015																																			
	B	246,350	256,600	(27,500)	218,520																																			
	C	338,259	343,702	(32,360)	227,370																																			
AとCの価格差	約2.3倍	約2.2倍	約2倍	約2倍																																				
契約金額	144,480	156,870	112,140	115,015																																				

（注） 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ⑬ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例②

機関等名	防衛省（北関東防衛局新潟防衛事務所）													
契約案件名	官用車整備費（車検整備一式）													
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）													
契約の相手方	民間事業者													
契約日	平成 24 年 7 月 1 日													
契約金額（税込）	116,511 円													
応札者等数	2 者（見積書を徴取した者の数）													
概要	<p>（説明）</p> <p>新潟防衛事務所では、平成 24 年度において、官用車の車検について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、平成 24 年 7 月に契約した官用車 1 台に係る車検について、2 者から見積書を徴取しているものの、その徴取先は当該官用車を購入したディーラーの本社及び支店となっている。</p> <p>表 車検における見積書の取得と契約の状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">ディーラー（本社）</th> <th style="width: 33%;">ディーラー（支店）</th> <th style="width: 33%;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（車検整備一式） 66,961</td> <td>（車検整備一式） 71,738</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>116,511</u></td> </tr> <tr> <td>（従量税） 24,600</td> <td>（従量税） 24,600</td> </tr> <tr> <td>（自賠責） 24,950</td> <td>（自賠責） 24,950</td> </tr> <tr> <td>（合 計） <u>116,511</u></td> <td>（合 計） 121,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）新潟防衛事務所提出資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>同所の所在する新潟市においては、車検業務の実施が可能と思われる業者は他にも複数存在することから、ディーラー以外の業者についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行い、少額随意契約においても競争的手法の導入に努めることが必要であると考えられる。</p>		ディーラー（本社）	ディーラー（支店）	契約金額	（車検整備一式） 66,961	（車検整備一式） 71,738	<u>116,511</u>	（従量税） 24,600	（従量税） 24,600	（自賠責） 24,950	（自賠責） 24,950	（合 計） <u>116,511</u>	（合 計） 121,288
ディーラー（本社）	ディーラー（支店）	契約金額												
（車検整備一式） 66,961	（車検整備一式） 71,738	<u>116,511</u>												
（従量税） 24,600	（従量税） 24,600													
（自賠責） 24,950	（自賠責） 24,950													
（合 計） <u>116,511</u>	（合 計） 121,288													

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑭ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①一般廃棄物収集運搬処分業務 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、一般廃棄物収集運搬処分業務（分庁舎分）について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>また、両年度とも、B の見積額は A の見積額の約 13 倍となっており、見積書を徴取する事業者の選定方法について検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>※ 平成 25 年度の本業務に係る契約においては、A 及び B の組合せ以外の者からも見積書を徴取している。</p>
2	①健康管理業務委託 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、健康管理業務委託について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者しか見積書の徴取対象としておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>※ 平成 24 年度については、B は見積書提出を辞退しているにもかかわらず、中国管区警察局は B 以外の者から見積書を徴取していない。</p>
3	①通信機器等運送業務 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、通信機器等運送業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A、B 及び C の 3 者だけを対象に見積書の提出依頼を行っている。</p> <p>また、平成 23 年度には、B 及び C が、24 年度には B が見積書提出を辞退しているにもかかわらず、A、B 及び C しか見積書の徴取対象としておらず、両年度とも安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>※ 平成 23 年度について、C は東日本大震災の発生により対応が困難として、見積書の提出を辞退している。</p> <p>※ 平成 25 年度の本業務に係る契約において、A、B 及び C の 3 者以外の者からも見積書を徴取している。</p>
4	①保安統括者（鋳業権者）会議資料 ②経済産業省（四国経済産業局） ③民間事業者 ④－	<p>四国経済産業局では、平成 24 年度において、「保安統括者（鋳業権者）会議資料」に係る印刷の請負業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23</p>

		<p>年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約については、オープンカウンター方式を採用しており、5者から見積書を徴取している。</p>
5	<p>①自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>②国土交通省（中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>広島港湾・空港整備事務所では、平成24年度において、「自家用電気工作物保安管理業務」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
6	<p>①廃棄物処分契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、福山自動車検査事務所に係る廃棄物処理契約について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
7	<p>①広島支局庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「広島支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B、C及びDの4者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
8	<p>①福山自動車検査事務所庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「福山自動車検査事務所庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
9	<p>①鳥取支局庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「鳥取支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取</p>

		しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
10	①島根支局庁舎清掃年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「島根支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
11	①山口支局庁舎清掃年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「山口支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
12	①島根支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「島根支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
13	①岡山支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「岡山支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
14	①山口支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「山口支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
15	①構内警備委託 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校）	海上保安大学校では、平成24年度において、「構内警備委託」について、少額随意契約により調達している。 同校では、本件契約について、他にも本件業務を実施するこ

	③民間事業者 ④－	とが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。 また、B の見積額は両年度とも A の見積額の 4.2 倍で 300 万円以上の差が生じており、当該 2 者の組合せでは、実質的な競争性が働いているとは考え難い状況となっている。
16	①清掃委託業務 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校） ③民間事業者 ④－	海上保安大学校では、平成 24 年度において、「清掃委託業務」について、少額随意契約により調達している。 同校では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。 また、B の見積額は両年度とも A の見積額の約 1.3 倍で 30 万円以上の差が生じており、当該 2 者の組合せでは、実質的な競争性が働いているとは考え難い状況となっている。
17	①書類運送契約（年間契約） ②防衛省（中国四国防衛局） ③民間事業者 ④－	中国四国防衛局では、平成 24 年度において、「書類運送契約（年間契約）」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A、B 及び C の 3 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。
18	①電子式エアクリナー保守契約（年間契約） ②防衛省（中国四国防衛局） ③民間事業者 ④－	中国四国防衛局では、平成 24 年度において、「電子式エアクリナー保守契約（年間契約）」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

(3) 低入札価格調査の適正な実施

勸 告	説明図表番号
<p>会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き及び予決令第 84 条の規定により、予定価格が 1,000 万円を超える契約で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができることとされている。</p>	<p>表 2-(3)-①、②</p>
<p>また、予決令第 85 条の規定により、各省各庁の長は、必要があるときは、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）を作成することとされ、予決令第 86 条の規定により、契約担当官等は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が低入札価格調査基準に該当することとなった場合、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）をしなければならないこととされている。</p>	<p>表 2-(3)-②（再掲）</p>
<p>今回、18 府省の計 251 会計機関において平成 23 年度から 24 年度上半期までに締結された契約案件について、低入札価格調査基準に該当する価格での入札となった案件への対応状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 低入札価格調査基準の作成</p>	
<p>18 府省全てにおいて、訓令等に府省としての低入札価格調査に係る事項が規定されている。</p>	<p>表 2-(3)-ア-①</p>
<p>具体的な低入札価格調査基準（物品の製造その他の契約案件）については、9 府省では、府省内統一の比率（「予定価格に 10 分の 6 を乗じた額に満たない場合」など）が定められている。一方、残りの 9 府省では、一定の幅を持った比率の範囲内（「10 分の 5 から 10 分の 8 の範囲内で契約担当官等が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合」など）で契約担当官、支出負担行為担当官等が作成することとされており、当該府省内に設置された各会計機関において低入札価格調査基準を作成する必要があるものとなっている。</p>	
<p>上記のうち、後者の 9 府省の計 47 会計機関の中には、予定価格が 1,000 万円を超える契約を締結しているにもかかわらず、低入札価格調査基準を作成していないものがみられた。（9 府省計 36 会計機関）</p>	<p>表 2-(3)-ア-① （再掲）</p>
<p>また、実際、これら 36 会計機関の中には、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せずに契約を締結しているものもみられた。（2 府省計 3 事例）</p>	<p>表 2-(3)-ア-②、③</p>
<p>イ 低入札価格調査の適正な実施等</p>	
<p>府省内統一の比率を定めた規程等を整備し、当該比率を低入札価格調査基準としている 9 府省の計 204 会計機関における低入札価格調査の実施状況については、作成している低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件において、低</p>	<p>表 2-(3)-イ-①</p>

入札価格調査を実施することなく契約を締結している例がみられた。(2府省計3事例)

一方、調査した会計機関の中には、i) 低入札価格調査の実施に加えた取組として、契約に係る仕様書において、低入札価格調査を経て契約を行った場合には、契約後も請負業者からおおむね年3回程度の報告を求める旨明記し、これを入札説明会においても説明を行っている例、ii) 低入札価格調査基準を定め、これに該当することとなった案件について適正に調査を実施したことにより、最低価格の入札者の積算に誤りがあることが判明し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることが確認されたことから、次順位者を落札者とした例がみられた。

低入札価格調査については、低価格で業務を受注した者による契約の不履行等を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を担保する観点から、低入札価格調査基準を適切に作成した上で適正に実施することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、契約の適正な履行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 契約担当官等において具体的な低入札価格調査基準を作成する必要があるにもかかわらず作成していない会計機関がある府省においては、適切に低入札価格調査基準を作成すること。また、当該低入札価格調査基準に基づき、適正に低入札価格調査を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、復興庁、文部科学省、防衛省)
- ② 低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件について、適正に低入札価格調査を実施すること。(厚生労働省、農林水産省)

表 2-(3)-イ-
②、③

表 2 - (3) - ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）〈抜粋〉

<p>第 29 条の 6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、<u>予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。</u>ただし、<u>国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、</u>政令の定めるところにより、<u>予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。</u></p> <p>② 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、<u>価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）</u>をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (3) - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

<p>(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)</p> <p>第 84 条 会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち<u>政令で定めるものは、予定価格が 1,000 万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して 1,000 万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</u></p> <p>(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の 手続)</p> <p>第 85 条 各省各庁の長は、会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、<u>相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。</u></p> <p>第 86 条 契約担当官等は、第 84 条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、<u>契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。</u></p> <p>② 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (3) - ア - ① 各府省における低入札価格調査基準の作成状況

府省名	予決令第 85 条に基づき各省各庁の長が規定する低入札価格調査基準に係る事項（物品の製造その他の契約案件）	機関名	予定価格に乗じる割合の策定状況
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内閣府所管契約事務取扱細則」（平成 13 年 1 月 6 日内閣府訓令第 38 号）第 25 条第 1 項第 3 号 ⇒ <u>一般競争又は指名競争契約ごとに 5/10 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額</u> ※ 大臣官房会計課においては、上記割合を 5/10 とするよう、平成 22 年 11 月 11 日付け事務連絡により周知し、これにより運用している。 	大臣官房会計課	× (※)
		日本学術会議事務局	(×)
		沖縄総合事務局	/
		総務部	×
		開発建設部	×
		八重山財務出張所	(×)
		土地改良総合事務所	×
		南部国道事務所	×
		石垣港湾事務所	(×)
陸運事務所	(×)		
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	長官官房主計課	×
		御料牧場	(×)
		京都事務所	×
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公正取引委員会低入札価格調査等実施要領」（平成 23 年 3 月 29 日事務総長通達第 12 号）第 4 条 ⇒ <u>内閣府所管契約事務取扱細則第 25 条第 1 項に定める率に準じ、一般競争又は指名競争契約ごとに支出負担行為担当官が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額</u> 	事務総局官房総務課 会計室	×
国家公安委員会 (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 ・ 「契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」（長官官房会計課） ⇒ <u>一般競争又は指名競争契約ごとに 6/10 を当該競争の予定価格に乗じて得た額</u> ・ 「『契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としめない場合』の基準」（科学警察研究所） ⇒ <u>一般競争又は指名競争契約ごとに 5/10 を当該競争の予定価格に乗じて得た額</u> 	長官官房会計課	○
		警察大学校	×
		科学警察研究所	○
		皇宮警察本部	○
		東北管区警察局	×
		中国管区警察局	×
		四国管区警察局	×

	<ul style="list-style-type: none"> 「低入札調査基準価格について」（皇宮警察本部） <p>⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>6/10</u> を当該競争の予定価格に乗じて得た額</p>		
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	総務企画局総務課	×
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	総務課	×
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> 「復興庁契約事務取扱規程」（平成 24 年 2 月 10 日復興庁訓令第 26 号）第 9 条 第 3 号 <p>⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>5/10 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合</u> を当該競争の予定価格に乗じて得た額</p>	予算・会計班	×
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 「総務省における予算決算及び会計令第 85 条の基準について（通知）」（平成 14 年 7 月 3 日付け総官会第 907 号） <p>⇒ 契約ごとに<u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u></p>	大臣官房会計課	○
		人事・恩給局	○
		統計局	○
		情報通信政策研究所	○
		関東管区行政評価局	○
		四国行政評価支局	○
		京都行政評価事務所	○
		東北総合通信局	○
		北陸総合通信局	○
		四国総合通信局	○
		公害等調整委員会	○
		消防庁	○
		消防大学校	
庶務課	○		
消防研究センター	○		
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 「法務省所管契約事務取扱規程」（平成 12 年 12 月 26 日会訓第 1702 号）第 29 条第 2 号 <p>⇒ 契約ごとに<u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u></p>	大臣官房会計課	○
		大臣官房施設課	○
		宮城刑務所	○
		栃木刑務所	○
		府中刑務所	○
		新潟刑務所	○
		富山刑務所	○
		麓刑務所	○

		熊本刑務所	○
		東北少年院	○
		多摩少年院	○
		四国少年院	○
		東京少年鑑別所	○
		入国者収容所東日本入 国管理センター	○
		仙台高等検察庁	○
		宇都宮地方検察庁	○
		前橋地方検察庁	○
		新潟地方検察庁	○
		金沢地方検察庁	○
		熊本地方検察庁	○
		近畿地方更生保護委員会	○
		四国地方更生保護委員会	○
		大阪法務局	○
		前橋地方法務局	○
		新潟地方法務局	○
		富山地方法務局	○
		金沢地方法務局	○
		佐賀地方法務局	○
		仙台入国管理局	○
		東京入国管理局	○
		名古屋入国管理局	○
		大阪入国管理局	○
		福岡入国管理局	○
		公安調査庁	○
		中部公安調査局	○
		中国公安調査局	○
		四国公安調査局	○
外務省	・ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準」(平成 21 年 10 月 1 日付け) ⇒ <u>契約ごとに予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u>	大臣官房会計課	○
財務省	・ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」(平成 11 年 4 月 8 日蔵会第 1193 号)	大臣官房会計課	○
		理財局	○

	⇒ 契約ごとに <u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u>	東北財務局	○
		関東財務局	○
		北陸財務局	○
		東海財務局	○
		中国財務局	○
		四国財務局	○
		九州財務局	○
		福岡財務支局	○
		新潟財務事務所	○
		東京税関	○
		名古屋税関	○
		大阪税関	○
		門司税関	○
		国税庁	○
		税務大学校	○
		仙台国税局	○
		金沢国税局	○
		名古屋国税局	○
		高松国税局	○
		福岡国税局	○
熊本国税局	○		
沖縄国税事務所	○		
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 「文部科学省発注工事請負等契約規則」(平成 13 年 1 月 6 日文部科学省訓令第 22 号) 第 13 条第 2 号、3 号及び 4 号 ⇒ <u>予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃(直接物品費及び直接人件費)を下回る入札価格であった場合(当該規定を適用することができないものについては 1/2 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額)</u>	大臣官房会計課	×
		初等中等教育局	×
		文化庁	×
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「厚生労働省所管会計事務取扱規程」(平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓令第 23 号) 第 22 条 	大臣官房会計課	○
		職業安定局雇用保険課	○
		年金局事業企画課	○

	⇒ <u>6/10 を予定価格に乗じて得た額に満たない場合</u>	新潟検疫所	○
		国立療養所東北新生園	○
		国立医薬品食品衛生研究所	○
		国立保健医療科学院	○
		国立感染症研究所	○
		国立きぬ川学院	○
		国立障害者リハビリテーションセンター	○
		東北厚生局	○
		東海北陸厚生局	○
		中国四国厚生局	○
		四国厚生支局	○
		北海道労働局	○
		群馬労働局	○
		新潟労働局	○
		富山労働局	○
		石川労働局	○
		佐賀労働局	○
		熊本労働局	○
中央労働委員会	○		
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 6 年 4 月 19 日付け 6 経第 750 号） ⇒ <u>予定価格に 6/10 を乗じて算出</u>	大臣官房経理課	○
		消費・安全局	○
		生産局	○
		名古屋植物防疫所	○
		神戸植物防疫所	○
		那覇植物防疫事務所	○
		動物医薬品検査所	○
		東北農政局	○
		北陸農政局	○
		東海農政局	○
		九州農政局	○
		北海道農政事務所	○
		前橋地域センター	○
		富山地域センター	○
		佐賀地域センター	○
林野庁	○		
北海道森林管理局	○		

		関東森林管理局	○
		近畿中国森林管理局	○
		四国森林管理局	○
		塩那森林管理署	○
		下越森林管理署	○
		石川森林管理署	○
		佐賀森林管理署	○
		沖縄森林管理署	○
		水産庁	○
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第85条の基準」(平成11年4月1日付け会第5号)第2号 ⇒ <u>6/10を予定価格に乗じて得た額に満たない額</u> 	大臣官房会計課	○
		東北経済産業局	○
		中部経済産業局	○
		中国経済産業局	○
		四国経済産業局	○
		資源エネルギー庁	○
		特許庁	○
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第85条の基準について」(平成16年6月10日付け国官会第366号)第4号 ⇒ <u>契約ごとに予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合</u> 	大臣官房会計課	○
		土地・建設産業局	○
		航空保安大学校	○
		国土地理院	○
		関東地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		北陸地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		中部地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		近畿地方整備局	
		契約課	○
		経理調達課	○
		中国地方整備局	
		契約課	○
		経理調達課	○
		九州地方整備局	○

	宇都宮国道事務所	○
	高崎河川国道事務所	○
	信濃川下流河川事務所	○
	富山河川国道事務所	○
	金沢河川国道事務所	○
	名古屋国道事務所	○
	淀川河川事務所	○
	遠賀川河川事務所	○
	武雄河川事務所	○
	八代河川国道事務所	○
	新潟港湾・空港整備事務所	○
	伏木富山港湾事務所	○
	金沢港湾・空港整備事務所	○
	広島港湾・空港整備事務所	○
	荻田港湾事務所	○
	唐津港湾事務所	○
	熊本港湾・空港整備事務所	○
	北海道開発局	○
	札幌開発建設部	○
	旭川開発建設部	○
	北海道運輸局	○
	中部運輸局	○
	中国運輸局	○
	四国運輸局	○
	東京航空局	○
	大阪航空局	○
	新潟空港事務所	○
	小松空港事務所	○
	熊本空港事務所	○
	那覇空港事務所	○
	札幌航空交通管制部	○
	福岡航空交通管制部	○
	気象研究所	○
	気象衛星センター	○
	札幌管区气象台	○
	仙台管区气象台	○

		福岡管区气象台	○
		沖縄气象台	○
		海上保安庁	○
		海上保安大学校	○
		海上保安学校	○
		第一管区海上保安本部	○
		第四管区海上保安本部	○
		第七管区海上保安本部	○
		第九管区海上保安本部	○
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 「環境省所管会計事務取扱規則」(平成19年3月30日環境省訓令第4号)第14条の4 ⇒ <u>契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合</u> 「製造その他の請負契約における低入札価格調査制度について」(平成19年6月29日付け環境会発第070629005号)第1号 ⇒ <u>6/10を予定価格に乗じて得た額に満たない額</u> 	大臣官房会計課	○
		総合環境政策局	○
		地球環境局	○
		東北地方環境事務所	
		総務課	○
		環境対策課	○
		国立公園・保全環境整備課	○
		九州地方環境事務所	
		総務課	○
		環境対策課	○
		国立公園・保全環境整備課	○
		原子力規制委員会	○
		防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 「防衛省所管契約事務取扱細則」(平成18年12月26日防衛庁訓令第108号)第25条 ⇒ <u>契約ごとに5/10から8/10の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合</u>
地方協力局	×		
防衛大学校	×		
防衛医科大学校			
事務局経理	×		
病院	×		
防衛研究所	×		
陸上自衛隊北海道補給処	×		
陸上自衛隊関東補給処	×		
陸上自衛隊関西補給処	×		
海上自衛隊呉地方總監部	×		
海上自衛隊佐世保地方總監部	(×)		
航空自衛隊第2補給処			
調達部	×		
業務会計課	(×)		

	航空自衛隊第3補給処	×
	北海道防衛局	×
	東北防衛局	×
	北関東防衛局	×
	近畿中部防衛局	(×)
	中国四国防衛局	×
	九州防衛局	×
	沖縄防衛局	×
	宇都宮防衛事務所	(×)
	前橋防衛事務所	(×)
	新潟防衛事務所	(×)
合 計		251 機関
		○ : 204 機関 × : 47 機関 (うち「(×)」: 11 機関)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「機関名」欄は、今回調査対象とした18府省の計251機関を記載した。

3 「予定価格に乗じる割合の策定状況」欄の「○」印は、当該機関に置かれた会計機関が当該割合を策定していることを、「×」印は、当該割合を策定していないことを表す。また、「(×)」印は、当該割合を策定していない会計機関のうち、平成23年度から24年度上半期までは予定価格が1,000万円を超える契約を締結していない会計機関を表す。

表 2 - (3) - ア - ② 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例①

機関等名	防衛省（海上自衛隊呉地方総監部）
契約案件名	訓練支援艦「くろべ」定期検査（搭載艇）
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約年月日	平成 24 年 8 月 8 日
契約金額（税込）	6,999,300 円
応札者等数	4 者
概要	<p>（説明）</p> <p>防衛省では、予決令第 85 条の規定に基づく「防衛省所管契約事務取扱細則」（平成 18 年 12 月 26 日防衛庁訓令第 108 号）により、同省としての低入札価格調査基準に係る事項を規定しており、「予定価格が 1,000 万円を超える物品の製造その他請負契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 5 から 10 分の 8 の範囲内で、各会計機関（契約担当官等）において、具体的な基準を作成」することとしている。</p> <p>しかし、海上自衛隊呉地方総監部では、平成 24 年度に指名競争入札による契約を締結している訓練支援艦「くろべ」に係る定期検査について、予定価格が 1,000 万円を超えているものの、具体的な低入札価格調査基準を作成していないことから落札率が 50% を下回っているにもかかわらず低入札価格調査を実施せず最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。</p> <p>（注）仮に低入札価格調査基準を作成していた場合、最低価格の入札者の申込みに係る価格が予定価格の 10 分の 5 を下回る場合には低入札価格調査を実施することとなる。</p> <p>これについて、海上自衛隊呉地方総監部では、「防衛省所管契約事務取扱細則」で定める低入札価格調査基準の作成及び低入札価格調査の実施は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に求められているものであり、本件は該当しないとしている。</p> <p>しかし、海上自衛隊呉地方総監部が指名した者の履行能力を審査した時点では、まだ同者から申込みに係る価格は示されておらず、当該価格による履行の可否まで含めた審査がなされたものではない。</p> <p>したがって、本件について、海上自衛隊呉地方総監部では、適切に低入札価格調査基準を作成し、低入札価格調査を実施すべきであると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - ア - ③ 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例②

機関等名	復興庁（予算・会計班）	
	[複写機 15 台に係る賃貸借等契約]	[複写機 13 台に係る賃貸借等契約]
契約案件名	平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給②	平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給③
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 24 年 5 月 17 日	平成 24 年 5 月 17 日
契約金額（税込）	6,464,883 円	11,885,277 円
応札者等数	1 者	2 者
概 要	<p>(説明)</p> <p>復興庁では、予決令第 85 条の規定に基づき、「復興庁契約事務取扱規程」（平成 24 年 2 月 10 日復興庁訓令第 26 号）により、同庁としての低入札価格調査基準に係る事項を規定しており、「予定価格が 1,000 万円を超える物品の製造その他についての契約にあつては、一般競争又は指名競争契約ごとに 10 分の 5 から 10 分の 8 までの範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じた額とする」としている。</p> <p>しかし、同庁（予算・会計班）では、具体的な低入札価格調査基準を作成していない。このため、平成 24 年度に、一般競争入札により契約を締結した「平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給②」及び「平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給③」の 2 件について、予定価格が 1,000 万円を超え、入札における落札率がいずれも 50% を下回っているにもかかわらず低入札価格調査を実施せず、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。</p> <p>(注) 仮に低入札価格調査基準を作成していた場合、最低価格の入札者の申込みに係る価格が予定価格の 10 分の 5 を下回る場合には低入札価格調査を実施することとなる。</p> <p>低入札価格調査については、低額で業務を受注した者による契約の不履行等を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を担保するために重要な手続であることから、低入札価格調査基準を作成の上、当該基準に該当する案件については適正に調査を実施する必要があると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - イ - ① 作成している低入札価格調査基準に該当する低入札案件について、低入札価格調査を実施することなく契約を締結している例

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成 23 年度下半期分再就職支援セミナー開催・運営委託契約 ②厚生労働省（新潟労働局） ③民間事業者 ④ 2 者	新潟労働局では、平成 23 年度下半期分再就職支援セミナー開催・運営委託契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 60%を下回っており、厚生労働省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。
2	①平成 23 年度官用自動車点検整備業務の単価契約 ②農林水産省（九州農政局） ③民間事業者 ④ 3 者	九州農政局では、平成 23 年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 50%を下回っており、農林水産省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。
3	①平成 24 年度官用自動車点検整備業務の単価契約 ②農林水産省（九州農政局） ③民間事業者 ④ 3 者	九州農政局では、平成 24 年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 60%を下回っており、農林水産省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (3) - イ - ② 低入札価格調査の実施に加えた取組を行っている例

機関等名	国土交通省（大臣官房会計課）
契約件名	平成24年度 自動車運転業務請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月2日
契約金額（税込）	166,487,853円
応札者等数	3者
概要	<p>（説明）</p> <p>国土交通省本省では、平成24年度において、同省本省における自動車運転業務請負について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件契約は、i) 車両の運行計画の企画立案、ii) 車両の運転及び日常点検・整備、燃料等の補給、iii) 事故処理に関する事項、iv) 自動車保険（任意保険）に関する事項、v) その他 i) ～ iv) に付随する事項について、平成24年4月1日から25年3月31日までの1年間請け負わせるものである。</p> <p>本件契約に係る仕様書においては、「低入札価格調査を経て契約を行った場合には、業務の履行に必要な知識等の車両運転者等への教育研修の実施状況、車両管理責任者の車両運転者に対する指導状況及び本業務に係るコストの内訳その他車両運転業務の品質確保の観点から必要な事項について、概ね年3回程度の報告を求める」との内容が盛り込まれ、当該内容を一般競争入札に先立ち入札説明会等で入札参加希望者に周知している。</p> <p>同省では、自動車運転業務請負について、上記のような内容を仕様書に盛り込んでいくことについて、平成21年度から指名競争入札方式から一般競争入札方式に移行させたが、競争性が大幅に高まった一方で、車両管理員（運転手）の技能経験不足及び地理不案内、事業者側の体制不備等による支障事例が発生するなどしたため、23年度から車両管理業務の品質を確保するための契約上の措置を講ずることとした（このような対応は、現在のところ自動車運転請負契約のみで行っている。）としている。</p> <p>なお、同省では、予決令第85条の規定に基づき、「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成16年6月10日付け国官会第366号）において、製造その他の請負契約に係る低入札価格調査基準を予定価格の10分の6と定めているが、自動車運転業務請負については、上記の対応後は、低入札価格調査基準を下回る応札はなされていないとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - イ - ③ 低入札価格調査を適正に実施している例

機関等名	厚生労働省（国立保健医療科学院）
契約件名	平成24年度国立保健医療科学院清掃業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月1日
契約金額（税込）	13,125,000円
応札者等数	7者
概要	<p>（説明）</p> <p>国立保健医療科学院では、平成24年度において、清掃業務について、一般競争入札による契約を締結している。本件契約は、SRC造8階建ての同院本館を始め寄宿舍、車庫及び倉庫棟等（敷地面積約3万平方メートル）に係る日常清掃、ごみ収集、植木の水くれ、定期清掃、特別清掃、落ち葉清掃、ガラス清掃、不定期清掃等を請け負わせるものである。</p> <p>厚生労働省では、「厚生労働省所管会計事務取扱規程」（平成13年1月6日厚生労働省訓令第23号）により、製造その他の請負契約に係る低入札価格調査基準について、「予定価格が1,000万円を超え、かつ申込みに係る価格が予定価格の10分の6に満たない場合」としているが、同院では、本件入札に係る最低価格が当該基準に該当したことから、落札を一旦保留して低入札価格調査を実施している。</p> <p>当該低入札価格調査は、開札後3日間にわたって、i) 原価計算、ii) 契約の履行体制、iii) 契約期間中における他の契約請負状況、iv) 手持ち機械その他固定資産の状況、v) 国及び地方公共団体に対する契約の履行状況、vi) 経営状況及びvii) 信用状況について、最低価格の入札者から資料を入手し、同者から事情聴取を行う等の方法により実施されている。</p> <p>当該低入札価格調査の結果、寄宿舍の清掃に係る原価計算について、入札説明書では、清掃頻度が「日1回（毎日）」とされているにもかかわらず、同者の錯誤により「週5日」と人員配置を過少に積算していることが確認され、また、同者から、採算がとれないため契約を辞退したい旨の申出があったこともあり、同院では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、同者を落札者としいないこととしている。</p> <p>なお、同院では、最低価格の入札者に係る低入札価格調査終了後、2番目に低い価格で入札した者についても上記と同様の低入札価格調査を実施し、同者については本件の適正な履行が可能であるとの判断に至ったことから契約を締結している（不履行等はなく契約の内容に適合した履行がなされている。）。</p>

（注）当省の調査結果による。

(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進

勸告	説明図表番号
<p>国が試験、研究、調査、システム開発等を委託する場合、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう、18年8月財務大臣通知等において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、国は、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うなどとされている。</p> <p>今回、18府省の計251会計機関において平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件について、再委託又は再請負（以下「再委託等」という。）に係る手続の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(4)-①、②</p>
<p>ア 再委託等に関する事項の適切な設定等</p> <p>再委託等に関する禁止事項や承認手続等について、契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告（以下「契約書等」という。）への記載状況をみると、次のとおり、それらの事項が適切に設定されていないなどの例がみられた。</p> <p>(ア) 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例（14府省計34会計機関）</p> <p>複写機等の保守業務やシステム開発業務等に係る契約において、契約書等のいずれにも、i) 業務の再委託等に関する事項の記載が全くない例、ii) 再委託等の承認手続を明確にするような記載がないなど記載が不十分な例がみられた。</p> <p>また、これらの中には、実際に、契約の相手方の独断で業務の全部を一括して再委託等が行われているものもみられた。（1府省計2事例）</p> <p>一方、各府省の中には、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、契約の相手方が負う義務を再委託等の相手方等にも遵守させるなどの内容を盛り込んだ契約条項を定めるなど、再委託等に関する事項の設定内容等に工夫を加えている例がみられた。</p> <p>(イ) 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例（1府省1事例）</p> <p>施設の維持管理業務に係る契約において、雪囲いの撤去・設置という特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、再委託等を行うこと、再委託等の相手方及び再委託等の金額をあらかじめ仕様書において指定している例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-ア-①～④</p> <p>表2-(4)-ア-① （再掲）</p> <p>表2-(4)-ア-⑤</p> <p>表2-(4)-ア-⑥</p>
<p>イ 再委託等の承認に係る審査の適正な実施</p> <p>再委託等の承認に係る審査の実施状況については、次のとおり、適正に実施する必要があると考えられる例がみられた。</p> <p>(ア) 審査を経ず再委託等が行われているなどの例（5府省計18事例）</p> <p>施設の維持管理業務、会議等の運營業務等に係る契約において、i) 契約の</p>	<p>表2-(4)-イ-</p>

<p>相手方からは再委託等の承認申請がなされたにもかかわらず審査を実施しておらず、実際に承認のないまま再委託等が行われているもの、ii) 契約の相手方から承認申請がなく、実際に承認のないまま再委託等が行われているものなど、審査を経ず再委託等が行われているなどの例がみられた。</p>	<p>①、②</p>
<p>(イ) 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例（4府省計13事例） 機器の設置等業務、調査分析業務等に係る契約において、i) 再委託等の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認している、ii) 「業務の主たる部分」と考えられる部分について再委託等の承認申請がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によらずこれを承認しているなど、審査の質が十分に確保されていないと考えられる例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-イ-③、④</p>
<p>一方、各府省の中には、審査の質を確保するため、i) 仕様書において再委託等をしてはならない「業務の主たる部分」についてその具体的な内容を指定しているもの、ii) 規程において原則再委託等が可能な金額の上限を定めているものなど、再委託等に関する事務手続等に工夫を加えている例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-イ-⑤</p>
<p>再委託等については、不適切な再委託等が行われることを防止するため、各府省において、審査、承認等を適正に実施することが重要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、関係府省は、再委託等に係る手続の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 再委託等に関する事項（禁止事項、承認手続等）について、契約書等において適切に設定すること。（内閣府、宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	
<p>また、特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、あらかじめ再委託等の相手方、金額等を指定しないこと。（環境省）</p>	
<p>② 再委託等の承認に係る審査について、適正に実施すること。（宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p>	

表 2 - (4) - ① 「公共調達¹の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知)

<抜粋>

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (4) - ② 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 408 号財務省主計局長通知) <抜粋>

1. 随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱い

国が随意契約の方法により試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行を確保するため、各省各庁において随意契約の方法による委託契約を締結するに当たっては、下記により取り扱われたい。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して再委託することを

禁止すること。

(2) 委託契約の履行における再委託の承認

委託契約の適正な履行を確保するため、委託契約の相手方が委託契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面（以下「再委託に関する書面」という。）を提出し、契約担当官等による承認を受けることを義務付けること。

(3) 再委託の変更の承認

再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、同様に契約担当官等による承認を受けることを義務付けること。

(4) 再委託の承認及び再委託の変更の承認に当たって留意すべき事項

契約担当官等は、再委託の承認及び再委託の変更の承認（以下「再委託の承認等」という。）に当たっては、

- ① 再委託を行うことが合理的であるか。特に、業務の大部分を再委託する場合に、合理的な理由及び必要性があるか。
- ② 再委託の相手方が、再委託契約を履行する能力を有する者であって、委託契約の確実な履行が確保されるものであるか。
- ③ 再委託を行うことにより、随意契約によることとした理由に矛盾や疑念を生じるものではないか。
- ④ その他各省各庁において必要と認められる事項。

について留意すること。なお、上記③に関して、特に特殊な技術、ノウハウ等を有することから競争を許さないものとして随意契約を行った場合には、再委託の承認等は慎重に行う必要があることに特に留意すること。

(5) 委託契約の履行において再委託の承認を行った場合には、委託契約の相手方に対し、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）の提出を受け、委託契約の履行体制の把握をしなければならない。また、履行体制に関する書面の内容を変更する必要が生じた場合には、遅滞なく契約担当官等に変更の届出をすべきことを義務付けること。

また、契約担当官等は、履行体制に関する書面の提出又は変更の届出を受けた場合において、委託契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し報告を求める等必要な措置を行うこと。

2. その他

(1) (略)

(2) 各省各庁の実情に応じ、この通知の取扱いについては、異なるところのある取扱いを行うことができる。なお、この場合においても、この通知の内容を実質的に充足するものでなければならない。

(3) (略)

(4) 一般競争入札及び指名競争入札の方法による委託契約その他この通知による措置が適用されない委託契約についても、再委託の承認等必要な措置を定めるなどその適正な履行の確保に努められたい。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (4) - ア - ① 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例①

機関等名	厚生労働省（中国四国厚生局）	
契約案件名	A社製複写機等保守	
	[平成 23 年度]	[平成 24 年度]
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 26 日	平成 24 年 4 月 2 日
契約金額（税込）	130,420 円（月間予定総金額）	96,159 円（月間予定総金額）
応札者等数	1 者	1 者
概要	<p>（説明）</p> <p>中国四国厚生局では、平成 23 年度及び 24 年度において、同局の使用する複写機等の保守業務に係る契約について一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>本契約業務は、同局が複写機等を設置する管内 5 か所（本局（広島市）、鳥取事務所（鳥取市）、島根事務所（松江市）、岡山事務所（岡山市）及び山口事務所（山口市））に、技術員を定期的に派遣し、点検及び調整を行うものである。</p> <p>本契約に係る契約関係書類（契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告）をみると、同局では、いずれの書類においても再委託等に関する記載をしておらず、再委託等に関する禁止事項（業務の全部を一括した再委託等の禁止等）等が明示されていない状況であった。</p> <p>これについて、同局では、本契約に係る契約書において再委託等に関する条項を設定すべきであったが、漏らしてしまったとしている。</p> <p>実際に、本契約業務については、同局管内の 5 県が履行場所となっているが、契約の相手方（保守代理店）のサービス拠点が広島県以外になく、契約を履行することが不可能であったとして、契約の相手方からメーカー系列の保守会社に、広島県分を含む業務の全部を一括した再委託等が行われていたにもかかわらず、同局において再委託等に関する承認申請書の提出を受けた実績はなく、平成 23 年度及び 24 年度の 2 か年度とも審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>これについて、同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p>	

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (4) - ア - ② 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例②

機関等名	国家公安委員会（警察庁長官官房会計課）
契約案件名	画像照合用資機材の高度化
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 24 年 8 月 23 日
契約金額（税込）	18,900,000 円
応札者等数	2 者
概要	<p>（説明）</p> <p>警察庁では、平成 24 年度において、既設の画像照合用資機材（注）に対し、新たに重要度の高い資料を取り扱うための照合エンジンの更新及び必要となるセキュリティ強化措置の改修に係る契約について、一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>（注）防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と別に取得した被疑者の顔画像とを照合し、両者が同一人物であるかどうかを識別するシステムをいう。</p> <p>本契約に係る契約関係書類（契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告）をみると、同庁では、いずれの書類においても、業務の全部を一括した再委託等の禁止や再委託等を行う場合の承認手続といった再委託等に関する事項について、何ら記載していない状況であった。</p> <p>本件契約において改修を行う画像照合用資機材は捜査に使用するシステムであることから、契約上知り得た事項については、その取扱いについて特段の注意が必要と考えられ、実際、同庁における他の契約案件（「APR形警察移動通信システム警察本部設備用制御装置保守委託」、「特殊詐欺等対策支援システム調査研究」等）においては、仕様書上、再委託等の相手方に対しても契約の相手方と同等の守秘義務を負わせるなどの事項が盛り込まれている。このことから、本件についても、契約の適正な履行を確保するため、再委託等の相手方等にも、契約上知り得た事項について守秘義務を負わせることを担保するような事項を契約書等に盛り込むことが必要であると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (4) - ア - ③ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例③

機関等名	文部科学省（大臣官房会計課）
契約案件名	文部科学省ホームページ用コンテンツの作成及びコンテンツの維持管理等業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 1 日
契約金額（税込）	30,923,917 円
応札者等数	1 者
概要	<p>（説明）</p> <p>文部科学省では、平成 23 年度において、同省ホームページに掲載するコンテンツの作成、検証、登録等の一連の作業を行うとともに、既にホームページに掲載されているコンテンツの維持管理作業等を行う業務に係る契約について、一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>本契約に係る契約書及び文部科学省製造請負契約基準をみると、業務の全部を一括した再委託等の禁止、業務の一部を再委託等する場合の承認手続、再委託等の相手方等にも契約上知り得た事項について守秘義務を負わせることを担保するような事項については、それぞれ明示的に記載されている。しかし、再委託等の相手方から更に他者に再々委託等が行われる場合の手続や、再委託等の相手方等の行為に係る責任を契約の相手方が負うことについて、それぞれを明確にするような記載はみられない。</p> <p>なお、契約書以外の契約関係書類（仕様書、入札説明書及び入札公告）においてもこれらの事項を明確にするような記載はみられない。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(4)-ア-④ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例④

【総括表】

事例の態様	府省数	会計機関数
○ 再委託等に関する事項を適切に設定していない例		
i) 再委託等に関する事項の記載が全くみられないもの	9府省	17会計機関
○ 再委託等に関する事項の記載が不十分な例		
ii) 再委託等が行われる場合の承認手続を明確にするような記載がみられないもの	4府省	5会計機関
iii) 再委託等の相手方等に契約上知り得た事項についての守秘義務を負わせることを明確にするような記載がみられないもの	10府省	10会計機関
iv) 再々委託等が行われる場合の手続を明確にするような記載がみられないもの	10府省	13会計機関
v) 再委託等の相手方等の行為に係る責任を、契約の相手方が負うことを明確にするような記載がみられないもの	13府省	16会計機関
合計	14府省	34会計機関

(注)1 当省の調査結果による。

2 「府省数」及び「会計機関数」の「合計」欄は、「事例の態様」欄において同じ府省又は会計機関が計上されている場合があるため、【個別表(事例の態様別)】において計上した数の合計と一致しない。

【個別表(事例の態様別)】

i) 再委託等に関する事項の記載が全くみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
宮内庁	長官官房主計課	廃棄物処理	指名競争契約	平成24年4月2日
国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	画像照合用資機材の高度化	一般競争契約	平成24年8月23日
	中国管区警察局	平成24年度職員健康診断業務委託	一般競争契約	平成24年6月18日
法務省	麓刑務所	平成24年度臨床検査業務委託	一般競争契約	平成24年4月2日
	公安調査庁	複写機保守(※)	競争性のない随意契約	平成23年4月1日
外務省	大臣官房会計課	『『外交青書(閣議版及び市販版)』印刷・製本』業務委嘱	一般競争契約	平成23年12月15日
厚生労働省	中国四国厚生局	医師等国家試験監督員等業務請負契約	一般競争契約	平成23年12月9日
	北海道労働局	平成24年度北海道労働局荷造運送業務委託契約	一般競争契約	平成24年4月2日
	新潟労働局	平成24年度駐車場整理業務委託契約(新発田公共職業安定所、新津公共職業安定所及び巻公共職業安定所)	一般競争契約	平成24年4月2日
	熊本労働局	「くまもと福祉ワークフェア2012」に係る新聞広告及び会場設営等の業務委託	一般競争契約	平成23年12月20日
農林水産省	動物医薬品検査所	平成24年度汚水処理施設保守管理業務	一般競争契約	平成24年4月2日
	佐賀地域センター	一般定期健康診断等業務請負単価契約	一般競争契約	平成24年8月24日
	林野庁	森林国営保険各種用紙の印刷等及び梱包・発送業務	一般競争契約	平成24年2月24日
国土交通省	関東地方整備局(総務部 経理調達課)	巡回カウンセリング等業務(平成24年度)	一般競争契約	平成24年4月12日
	中国運輸局	デジタル複合機等保守契約	一般競争契約	平成24年4月2日
環境省	大臣官房会計課	平成23年度環境省職員等健康診断実施業務	一般競争契約	平成23年8月23日
防衛省	中国四国防衛局	会計実地検査書類運搬業務	一般競争契約	平成24年6月13日
9府省	17会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

3 契約案件名の後に付けた「(※)」印は、翌年度以降に締結した本件と同一の契約において、契約書等に再委託等に関する事項を設定していることを表す。

ii) 再委託等が行われる場合の承認手続を明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	荷物等の配送業務	一般競争契約	平成23年4月1日
法務省	公安調査庁	平成24年度韓国語委託研修	一般競争契約	平成24年7月17日
文部科学省	大臣官房会計課	研究交流センター施設の電気及び機械設備等の保全管理業務	一般競争契約	平成23年4月1日
	文化庁	「発掘された日本列島2012展」実施に係る業務	企画競争による随意契約	平成24年4月9日
農林水産省	水産庁	水産庁語学研修(韓国語、中国語及びロシア語)業務	一般競争契約	平成24年4月6日
4府省	5会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

iii) 再委託等の相手方等に契約上知り得た事項についての守秘義務を負わせることを明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会の運営	競争性のない随意契約	平成24年4月2日
宮内庁	長官官房主計課	皇居西地区機械設備その他点検保守ほか	不落・不調による随意契約	平成24年4月2日
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	警察地理情報システム保守委託	一般競争契約	平成24年4月2日
復興庁	予算・会計班	復興庁本庁警備業務	競争性のない随意契約	平成24年4月1日
法務省	大臣官房会計課	「平成23年度司法書士試験における試験問題等」印刷請負業務	一般競争契約	平成23年4月15日
外務省	大臣官房会計課	在外公館長に対する公邸料理人候補者の紹介及び公邸料理人の渡航等に関する各種支援業務	企画競争による随意契約	平成24年4月2日
農林水産省	林野庁	森林保険業務システムに係る改修等業務	一般競争契約	平成24年5月1日
国土交通省	土地・建設産業局	平成24年度都市部官民境界基本調査に係る監督補助業務	一般競争契約	平成24年5月23日
環境省	大臣官房会計課	平成23年度環境影響評価信頼性確保に係る研修等業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成23年9月30日
防衛省	経理装備局会計課	防衛省市ヶ谷地区見学者案内等役務	一般競争契約	平成24年4月2日
10府省	10会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

iv) 再々委託等が行われる場合の手続を明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	平成24年度「世界青年の船」事業支援業務	一般競争契約	平成24年7月9日
宮内庁	長官官房主計課	皇居東御苑伝統的木造建築物詳細調査診断業務	公募による随意契約	平成24年8月29日
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	PSD形移動データ通信システム保守委託	不落・不調による随意契約	平成24年4月6日
消費者庁	総務課	諸外国における消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月26日
法務省	大臣官房会計課	運送取引の実態についての調査研究業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年8月9日
文部科学省	大臣官房会計課	文部科学省ホームページ用コンテンツの作成及びコンテンツの維持管理等業務	一般競争契約	平成23年4月1日
厚生労働省	職業安定局雇用保険課	厚生労働省上石神井庁舎の管理・運営業務一式	一般競争契約	平成24年4月2日
国土交通省	土地・建設産業局	平成24年地価調査業務	企画競争による随意契約	平成23年4月1日
環境省	大臣官房会計課	平成24年度除染関連事業支援等業務	企画競争による随意契約	平成24年4月1日
	総合環境政策局	平成24年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(青森県青森市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月6日
	地球環境局	平成23年度環境研究総合推進費「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」による研究委託業務	企画競争による随意契約	平成23年5月2日
防衛省	経理装備局会計課	冷凍機設備点検保守役務	一般競争契約	平成23年6月24日
	地方協力局	実弾射撃訓練の移転(東富士)に伴う輸送等役務	一般競争契約	平成23年5月11日
10府省	13会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

v) 再委託等の相手方等の行為に係る責任を、契約の相手方が負うことを明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	面接による世論調査業務	一般競争契約	平成24年4月18日
宮内庁	長官官房主計課	皇室用財産総合耐震劣化診断業務	一般競争契約	平成23年11月9日
国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	警察総合捜査情報システム業務プログラム	一般競争契約	平成24年5月16日
消費者庁	総務課	複写機(高速機)の賃貸借及び保守等業務(18台分)	一般競争契約	平成24年4月2日
復興庁	予算・会計班	復興庁本庁事務室の清掃業務	競争性のない随意契約	平成24年4月2日
総務省	大臣官房会計課	特定電子メール等送信適正化業務(再度公告)	一般競争契約	平成23年4月1日
法務省	大臣官房会計課	中央合同庁舎第6号館警備業務及び受付案内業務	一般競争契約	平成23年9月21日
外務省	大臣官房会計課	「国賓、公賓又は公式実務訪問賓客等の迎賓館赤坂離宮における接遇のためのケータリングサービス」業務委嘱	指名競争契約	平成24年4月2日
文部科学省	文化庁	文化遺産オンラインのデータ管理及びシステム運用管理業務	一般競争契約	平成24年4月2日
厚生労働省	職業安定局雇用保険課	平成24年度高校生に対する就職ガイダンス	一般競争契約	平成24年4月17日
農林水産省	消費・安全局	平成24年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業(DNA鑑定及び照合用サンプル保管)	一般競争契約	平成24年4月6日
	林野庁	平成23年度国際森林年推進事業(国際森林年国内委員会事務局業務)	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成23年4月11日
	水産庁	平成24年度国際漁業・輸入管理強化推進事業のうち科学オペレーター調査分析事業	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月2日
国土交通省	大臣官房会計課	日ミャンマー交通運輸技術連携セミナー実施運営業務	一般競争契約	平成24年8月15日
	海上保安庁	国土交通省青海総合庁舎清掃	一般競争契約	平成24年4月2日
防衛省	経理装備局会計課	消防設備補修	一般競争契約	平成24年2月7日
13府省	16会計機関			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

表2-(4)-ア-⑤ 不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、再委託等に関する事項の設定内容等に工夫を加えている例

No.	案件名等	事例の概要等
1	①公正取引委員会 LANシステム 運用支援業務 ②公正取引委員会 (事務総局官房 総務課会計室) ③民間事業者 ④5者	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認 手続に加え、表1のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するよう な条項を盛り込んでいる。</p> <p>表1 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第4条 乙は、本契約の全部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託し てはならない。</p> <p>2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約 の一部を再委託者に委託することができる。この場合、乙は、あらかじめ再 委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額につ いて記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなけれ ばならない。</p> <p>なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき又は再委託 者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。 <u>い。</u></p> <p>3 乙は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託 者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。</p> <p>4 乙は、この契約の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必 要な事項について、<u>本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。</u></p> </div> <p>(注) 1 公正取引委員会の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p> <p>また、契約書のみならず、仕様書においても、表2のとおり、再委託等に関す る承認手続や、再委託等の相手方における情報セキュリティ体制を担保する事項 を盛り込んでいる。</p> <p>表2 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 セキュリティについて</p> <p>(9) 再請負に関する事項</p> <p>本調達に係る業務の一部を他の事業者¹に再請負しようとする場合は、契 約業者は当委員会に対し申請を行い、あらかじめ許可を受けること(再請 負が許可される場合は、契約業者に求めるものと実質同水準の情報セキュ リティを確保する措置が担保されていると判断できる場合に限る。)</p> </div> <p>(注) 同委員会の資料に基づき、当省が作成した。</p>
2	①本邦金融機関、 国際協力銀行及 び日本貿易振興 機構等の連携に による中堅・中小 企業のアジア地 域等への進出支 援体制の整備・ 強化に関するリー フレットの集	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認 手続に加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するよう な条項を盛り込んでいる。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(委託、委任等の禁止)</p> <p>第7条 丁は、本業務の全部を一括して委任し、又は請け負わせてはならない。 2 丁は、本業務の一部を、第三者に委託又は委任(以下「再委託等」という。) してはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委 託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性及び契約金額について記載した書 面を甲等に提出し、甲等の書面による承認を得た場合は、丁は、甲等が承認</p> </div>

	<p>荷、梱包、配送業務</p> <p>②金融庁（総務企画局総務課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等させることができる。</p> <p>3 前項ただし書きにより甲等が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、<u>丁は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。</u>その後承認を得た第三者についても、同様とする。</p> <p>4 丁は、<u>業務の一部を再委託先（以下「当該再委託先」という。）から、さらに第三者に委託させる場合には、甲等に対し、当該第三者の商号又は名称、所在地、当該再委託先の名称、当該再委託先から委託を行う理由、当該再委託先から委託を行う業務の内容・範囲等を記載した書面を提出し、甲等の書面による承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 本条第2項ただし書きにより甲等が承認した場合には、丁は、<u>本業務に関して丁が甲等に対して負う義務を、承認を得た第三者にも遵守させる責を負うものとし、丁は、甲等に対して、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。</u></p> <p>(注) 1 金融庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲等とは支出負担行為担当官を、丁とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p>
3	<p>①訪日外国人2,500万人時代における出入国審査の在り方に係る調査・研究</p> <p>②法務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>本契約に係る仕様書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認手続に加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するような事項を盛り込んでいる。</p> <p>表 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4 本調達における業務の再委託</p> <p>1 本件の受託者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。ただし、契約の主要な部分を除く補助的な業務について、受託者があらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、当局の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>なお、再委託先については、企画競争参加資格をもたない事業者とすることも可能とする。</p> <p>2 受託者は、<u>再委託先の行った業務についてすべての責任を負うこと。</u>また、受託者は再委託先に対して、<u>機密保持を含め、本企画競争仕様書第6及び第7の各項と同等の義務及び情報セキュリティ対策を定める義務を負う旨を定めるものとし、本調達の受託者及び再委託先の事業者間の契約においてその旨定めること。</u></p> <p>3 受託者は、再委託先の事業者に対して、<u>定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、当局に報告させるなど、再委託先の事業者に対する監督を適切に行うこと。</u></p> </div> <p>(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。 2 本企画競争仕様書第6「情報セキュリティに関する条件」においては、情報セキュリティ確保のための体制の整備等の事項が、第7「機密保持」においては、契約上知り得た秘密について目的外利用の禁止等の事項が記されている。 3 下線は当省が付した。</p>
4	<p>①平成24年度条約難民等に対する日本語教育事業</p> <p>②文部科学省（文化庁）</p>	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、業務の全部を一括した再委託等の禁止や承認手続等に関する条項を盛り込むのみならず、表1及び表2のとおり、仕様書においても同内容を規定するとともに、公告においても業務の全部を一括した再委託等の禁止等を明示し、応募者等が再委託等を行う場合の留意点について注意喚起している。</p>

<p>③公益法人 ④1者</p>	<p>表1 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 留意事項 (4) 委託契約 本件企画競争を経て選定された受託者と文化庁が締結する委託契約には下記の諸規定が明記されることに留意すること。 ① 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約を履行するにあたって、<u>委託事業の全部を第三者に委託してはならない。</u> ② 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約履行において、本件契約の一部を第三者に委託しようとする場合は、<u>再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）</u>が記載された書面を提出し、<u>支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。</u> ③ 受託者は、前項による再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて再委託に関する事項が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。 ④ 支出負担行為担当官が、本件契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。</p> </div> <p>(注) 1 文化庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p> <p>表2 公告における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>9. その他 (1) 当該委託業務のすべて又は主たる部分を再委託することはできない。 (2) (略)</p> </div> <p>(注) 1 同庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p>
<p>5 ①数理統計システムのサーバ系業務システムに係る運用管理業務 ②厚生労働省（年金局事業企画課） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認手続きに加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するような条項を盛り込んでいる。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(再委託) 第20条 乙は、当該委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託することはできない。 2 乙は、再委託する場合には、様式1により再委託に係る承認申請書を作成の上甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、<u>再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。</u> 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、<u>再委託者に対して、本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が再委託者に対して調査等を行えることの条件を課する契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。</u></p> </div> <p>(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - ア - ⑥ 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例

機関等名	環境省（東北地方環境事務所）											
契約案件名	猛禽類保護センター清掃等維持管理業務											
契約方式	競争性のない随意契約											
契約の相手方	その他											
契約日	平成 24 年 4 月 1 日											
契約金額（税込）	1,935,119 円											
応札者等数	－											
概要	<p>（説明）</p> <p>東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、猛禽類保護センターの環境衛生の維持と施設の保全のため、清掃、除雪、雪囲い撤去、設置等の維持管理を行う業務の調達について、山形県、酒田市及び環境省を構成員として設立された協議会と随意契約を締結している。</p> <p>同所では、本件を随意契約とした理由について、本業務を同協議会と契約することが同協議会構成員の合意事項となっていることから、「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるためとしているが、本契約に係る仕様書をみると、下記のとおり、契約業務のうちの一部業務について、あらかじめ再委託等を行うこと、再委託等の相手方及び再委託等の金額を指定している状況であった。</p> <p>表 本契約において指定している再委託等の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>再委託等を行う業務の範囲</td> <td>雪囲い撤去及び設置業務</td> </tr> <tr> <td>再委託等の相手方</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>再委託等の金額</td> <td>399,000 円</td> </tr> <tr> <td>再委託等の必要性</td> <td>猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。</td> </tr> <tr> <td>再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果</td> <td>以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。</td> </tr> </table> <p>（注）同所の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>同所では、「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）の規定（下記参照）に基づき、上記の再委託等の必要性及び再委託等の相手方の履行能力を判断の上、再委託等の指定を行ったとしている。</p> <p>〔参考〕</p> <table border="1"> <tr> <td>「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）</td> </tr> </table> <p>3. 再委任等の承諾に係る手続等</p> <p>① 請負契約の措置請求に当たり、当該業務の内容にやむを得ず再委</p>	再委託等を行う業務の範囲	雪囲い撤去及び設置業務	再委託等の相手方	民間事業者	再委託等の金額	399,000 円	再委託等の必要性	猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。	再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果	以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。	「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）
再委託等を行う業務の範囲	雪囲い撤去及び設置業務											
再委託等の相手方	民間事業者											
再委託等の金額	399,000 円											
再委託等の必要性	猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。											
再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果	以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。											
「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）												

任等を行わなければならないものがあって、再委任等の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委任等を行う業務の範囲、再委任等の必要性及び契約金額（以下「再委任等に関する内容」という。）が確定している場合には、再委任等を行う合理的理由、再委任等の相手方に再委任等される業務を履行する能力があるかなどを審査した上で、再委任等に関する内容を仕様書等に明記すること。

② （略）

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

しかし、雪囲いの撤去及び設置に係る業務について、仮に契約の相手方が再委託等を必要とする場合であっても、再委託等の相手方を特定の者に指定する必要性は乏しいものと考えられる。

再委託等を指定することは、契約の相手方による履行の自由への干渉となることから、特定の者に再委託等させる必要がないと考えられる業務についてあらかじめ再委託等を指定することは不適切なものと考えられる。

なお、同所では、鳥海山南麓に位置する猛禽類保護センターの常勤職員は2名のみであり、作業には高所作業を伴うほか、専門的な技術を有しなけばならず、多量の積雪や屋根から落下する膨大な積雪量に耐え得るような強固な雪囲いを安全に設置し、撤去するためには再委託等を行うことはやむを得ないとしているが、今後は、再委託等の相手方を指定せずに、契約の相手方からの申請内容を審査し、承認することとするとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (4) - イ - ① 審査を経ず再委託等が行われているなどの例①

機関等名	農林水産省（林野庁）
契約案件名	平成 23 年度国際森林年推進事業（国際森林年国内委員会事務局業務）
契約方式	一般競争契約（総合評価落札方式）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 11 日
契約金額（税込）	199,993,500 円
応札者等数	2 者
概要	<p>（説明）</p> <p>林野庁では、契約締結後、下表の契約条項に基づき、契約の相手方から提出された 9 者に対する再委託等の申請について、審査を実施した上で承認している。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（再委託の制限及び承認手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 乙は、この委託事業達成のため、<u>委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u>ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。</p> <p>3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、<u>再委託承認申請書（別紙様式第 2 号）を甲に提出しなければならない。</u></p> <p>4 乙は、前項の書面に記載した事項を<u>変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u></p> <p>5～8 （略）</p> </div> <p>（注） 1 同庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p> <p>しかし、以下のとおり、再委託等の承認後、再委託等の金額の変更等改めて申請手続が必要な事態が生じたものの、契約の相手方が変更承認申請を提出しなかったために、同庁において、適正な承認手続が行われていない状況がみられた。</p> <p>i) 契約の相手方は、契約締結後、追加的に発生した業務の実施に当たり、上記の 9 者とは異なる、新たな者に業務の一部を再委託等しているが、事前に当該再委託等に係る申請書を同庁に対して提出していない。</p> <p>ii) 契約当初、同庁が審査・承認した 9 者に対する再委託等のうち、6 者に対する再委託等について、その後、事業の実施状況が変化したことから、再委託等の金額に変更が生じているが、契約の相手方は、当該金額の変更に係る申請書を同庁に対して提出せず、承認を得ないまま 6 者と変更契約を締結している。</p> <p>なお、同庁では、検査を実施した際、承認を行った金額との不整合を発見したことから、契約の相手方に対し、指導を行うとともに、てん末書を提出させ、再委託等の内容が委託事業に必要であったかの審査を行っている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-② 審査を経ず再委託等が行われているなどの例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成24年度電子複写機保守管理業務 ②国家公安委員会（警察庁 中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>平成24年度に契約した、中国管区警察局機動通信課、同局広島高速道路管理官室早島分室及び分庁舎に設置された複写機に係る保守業務について、契約の相手方（保守代理店）から、自社では履行できない部分があるとして、メーカーの保守会社に対する再委託等が行われている。</p> <p>しかし、同局では、再委託等の承認手続について十分に認識していなかったため、契約の相手方から承認申請書の提出を受けておらず、実際、承認のない状態のまま再委託等が行われている。</p>
2	①カラーイメージスキャナ 11台の賃貸借等 ②財務省（東海財務局） ③民間事業者 ④－	<p>平成24年度に契約した本業務のうち、カラーイメージスキャナの保守（修理、部品提供等）に係る業務については、契約の相手方において、他者への再委託等が必要なものとなっているが、東海財務局が契約の相手方から再委託等に係る承認申請書の提出を受けた日（平成24年10月22日）は、契約期間開始日（平成24年4月1日）の半年後となっている。</p> <p>機器の機能障害はいつ何時生じるか不明であり、保守業務において再委託等を行う必要がある以上、速やかな保守作業を行うため、同局では契約締結に際して速やかに申請を受け、審査を実施する必要があるものと考えられる。</p>
3	①平成23年度X線貨物検査装置（IXI型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
4	①平成23年度X線貨物検査装置（ラインスキャンシステム型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
5	①平成23年度X線貨物検査装置（RAPISCAN型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
6	①平成23年度X線貨物検査装置（XIS型に係る機	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p>

	<p>器)の保守業務</p> <p>②財務省(大阪税関)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
7	<p>①平成23年度X線貨物検査装置(HI-SCAN型に係る機器)の保守業務</p> <p>②財務省(大阪税関)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
8	<p>①A社製複写機等保守(平成23年度)</p> <p>②厚生労働省(中国四国厚生局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務について、契約の相手方から業務の全部を一括した再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から中国四国厚生局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(業務の全部を一括した再委託等の禁止、再委託等の承認手続等)を明示していない状況がみられた。</p>
9	<p>①A社製複写機等保守(平成24年度)</p> <p>②厚生労働省(中国四国厚生局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務について、契約の相手方から業務の全部を一括した再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から中国四国厚生局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(業務の全部を一括した再委託等の禁止、再委託等の承認手続等)を明示していない状況がみられた。</p>
10	<p>①「くまもと福祉ワークフェア2012」に係る新聞広告及び会場設営等の業務委託</p> <p>②厚生労働省(熊本労働局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務のうち、「当日配布印刷物の作成」に係る業務について、契約相手方から再委託が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から熊本労働局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等)を明示していない状況がみられた。</p>
11	<p>①汚水処理施設保守管理業務(平成23年度)</p>	<p>平成23年度に契約した本業務のうち、汚染度測定(水質分析)に係る業務について、測定能力を有さないことを理由に契約の相手方から</p>

	<p>②農林水産省（動物医薬品検査所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から動物医薬品検査所に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同所では、本再委託等について、金額こそ少額と考えられるものの、再委託等の業務内容から、申請を不要とする軽微な再委託等（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する事務的業務）には該当せず、書面による審査が必要であったとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項（再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等）を明示していない状況がみられた。</p>
12	<p>①汚水処理施設保守管理業務（平成24年度）</p> <p>②農林水産省（動物医薬品検査所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④4者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務のうち、汚染度測定（水質分析）に係る業務について、測定能力を有さないことを理由に契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から動物医薬品検査所に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同所では、本再委託等について、金額こそ少額と考えられるものの、再委託等の業務内容から、申請を不要とする軽微な再委託等（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する事務的業務）には該当せず、書面による審査が必要であったとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項（再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等）を明示していない状況がみられた。</p>
13	<p>①平成23年度国際森林年推進事業（国際森林年以降に向けた体制整備業務）</p> <p>②農林水産省（林野庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から5者に対して再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該5者に対する再委託等について、契約の相手方から林野庁に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同庁では、事前に申請書の提出がなかったことについて、契約の相手方に対し、契約条項を遵守するように指導を行っている。</p>
14	<p>①平成23年度国際森林年推進事業（青少年を対象とした普及・啓発事業）</p> <p>②農林水産省（林野庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④12者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から林野庁に対して申請書の提出があった日（平成23年9月12日）は、再委託等契約の締結日（平成23年8月23日）よりも後であり、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同庁では、申請があった再委託等について事後的に審査を行い、事業実施に必要であるものであったことから承認を行ったが、再委託等契約の締結日が承認申請日より前であったことが判明したため、契約相手方に対し、契約条項を十分に確認するように文書で指導を行っている。</p>
15	<p>①淀川大堰他電気通信施設点検修理・監視業務</p> <p>②国土交通省（近畿地方整備局淀川河川事務所）</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、淀川河川事務所では、契約の相手方から、9者に対する再委託等を行うための申請書が提出されているにもかかわらず、書類整理の不備のため、1者に対する再委託等の申請についてしか審査を実施しておらず、他の8者に対する再委</p>

	③民間事業者 ④1者	託等の申請については審査を実施していない。このため、審査を経ず8者に対する再委託等が行われている。
16	①電気通信施設点検修理・監視業務 ②国土交通省（近畿地方整備局淀川河川事務所） ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、淀川河川事務所では、契約の相手方から、16者に対する再委託等を行うための申請書が提出されているにもかかわらず、書類整理の不備のため、当該申請についての審査を実施しておらず、実際に承認のない状態のまま16者に対する再委託等が行われている。
17	①語学演習システム保守 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校） ③民間事業者 ④1者	<p>本業務では、本システムを構成する特定のソフトにおいて、ウイルス感染等による動作不良等が発生した場合、当該ソフト開発事業者の技術者による復旧を速やかに行うことが仕様書上定められている。</p> <p>しかし、当該ソフト開発事業者は契約の相手方とは異なるため、復旧業務を当該事業者を実施させるためには再委託等の承認審査が必要であるが、調査日時点（平成25年2月22日）において海上保安大学校では契約の相手方から申請書の提出を受けていない（契約日：24年4月1日）。</p> <p>動作不良等はいつ何時生じるか不明であり、復旧業務について再委託等を行う必要がある以上、速やかな復旧を行うため、同校では確実に申請書の提出を受け、審査を実施する必要があると考えられる。</p> <p>なお、同校では、費用負担の発生に伴うトラブル防止のため、申請書の提出を行うよう契約の相手方に対し、指導したいとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - イ - ③ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例①

機関等名	財務省（国税庁福岡国税局）		
契約案件名	確定申告期におけるLAN配線工事	確定申告期におけるPC設定業務	
契約方式	一般競争契約	一般競争契約	
契約の相手方	民間事業者	民間事業者	
契約日	平成 23 年 11 月 25 日	平成 23 年 11 月 25 日	
契約金額（税込）	8,148,000 円	4,604,250 円	
応札者等数	3 者	3 者	
概要	<p>（説明）</p> <p>福岡国税局では、財務省本省から示された「公共調達適正化に関する事務の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 29 日付け会第 2410 号大臣官房会計課長。以下、本表において「通達」という。）に基づき、再委託等の承認に係る審査を実施している。</p> <p>通達においては、契約の相手方が再委託等を行おうとする場合、あらかじめ再委託等の相手方の名称又は称号、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の金額等を記載した書面を提出することとされており、また、上記事項の記載が確実に行われるよう、承認申請書の様式を定めている。</p> <p>しかし、本契約（2 契約）において、同局では、仕様書上、再委託等を行う場合に申請書の提出が必要であること及び同申請書に記載すべき事項について下表のとおり示しているものの、その中に再委託等の金額は含めていないほか、通達によって定められた申請書様式を契約の相手方に対して示すこともしていない。</p> <p>実際に、本契約において契約の相手方から同局に対して提出された申請書に再委託等の金額に関する記載はなく、同局では、再委託等の金額について特段の把握を行わないまま申請を承認している。</p> <p>表 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>5 その他事項</p> <p>(12) 再委託</p> <p>再委託は原則禁止する。</p> <p>なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略）<u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。</p> <p>① 再委託先</p> <p>② 再委託業務内容</p> <p>③ 再委託の必要性</p> <p>④ 再委託先における個人情報保護体制</p> </td> </tr> </table> <p>（注） 1 同局の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p> <p>なお、同局では、通達の内容についての認識が不足していたとして、今後は、契約の相手方に対して通達で定める様式により申請書を提出するよう要請するとともに、申請書作成時には再委託等の金額の記載が必要であることを仕様書上も明示するよう改め、また、関係部署において再委託等に係る事務手続に関する情報が共有されるよう連携を図ることとしたいとしている。</p>		<p>5 その他事項</p> <p>(12) 再委託</p> <p>再委託は原則禁止する。</p> <p>なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略）<u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。</p> <p>① 再委託先</p> <p>② 再委託業務内容</p> <p>③ 再委託の必要性</p> <p>④ 再委託先における個人情報保護体制</p>
<p>5 その他事項</p> <p>(12) 再委託</p> <p>再委託は原則禁止する。</p> <p>なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略）<u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。</p> <p>① 再委託先</p> <p>② 再委託業務内容</p> <p>③ 再委託の必要性</p> <p>④ 再委託先における個人情報保護体制</p>			

（注）当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-④ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①上野輪王寺宮墓地測量業務 ②宮内庁（長官官房主計課） ③民間事業者 ④2者	<p>平成23年度に契約した本業務において、宮内庁本庁（長官官房主計課）では、「3級基準点測量、4級基準点測量、基準点設置、現地測量の外業と内業」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している（再委託等比率（注）：50%）。</p> <p>（注）契約金額に占める再委託等の金額の割合をいう。以下同じ。</p> <p>一方で、本契約における業務内容は、仕様書上「3級基準点測量、4級基準点測量、基準点設置、現地測量」とされており、同庁では、本再委託等が、契約業務のうちの「主たる部分」の再委託等に該当するのではないかと疑義が生じたため、契約の相手方に対してヒアリングを実施したとしている。</p> <p>しかし、当該契約の相手方とのヒアリングにおいて、同庁では、i) 単に契約の相手方から本再委託等が各測量業務の補助を行うものであるとの説明を受けたのみであり、また、ii) 契約の相手方に対して再委託等の業務内容や再委託等の相手方の履行能力等が分かる特段の資料の提出も求めていることから、本再委託等が業務の「主たる部分」の再委託等には当たらないと判断した具体的な根拠は乏しい状況となっている。</p>
2	①訪日2,500万人時代における出入国審査の在り方に係る調査・研究 ②法務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④3者	<p>平成23年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の一部（バイオメトリクス活用に係る技術的検討等）について再委託等を必要とするとして、法務省本省（大臣官房会計課）に対して2件の承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、当該申請書においては、いずれも再委託等の金額の上限のみ記載され、具体的な金額は不明であるにもかかわらず、同省ではこれを承認しており、また、具体的な金額を明らかにできない理由についても特段調査は行っていない。</p>
3	①平成23年度清掃業務委託 ②法務省（名古屋入国管理局） ③民間事業者 ④7者	<p>平成23年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、名古屋入国管理局に対して承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同局では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、また、再委託等される業務が契約に係る業務の全部を一括した再委託等と考えられるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>実際に、契約の相手方は、新規に職員を募集し教育するよりも、業務に習熟している職員に引き続き清掃業務を行わせた方がスムーズに委託業務を行うことができるとして、前年度の業務実施事業者に対して再委託等を行っている。</p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約においては、同局では、契約の相手方から提出された再委託等の申請書に再委託等の金額の記載がなかったため、記載を求めた上で審査を実施するとともに、再委託等の内容が不適切であることから不承認としている。</p>
4	①テロ組織及びテロリスト情報の収集・分析（平成23年度） ②外務省（大臣官房会計課） ③公益法人 ④1者	<p>平成23年度に契約した本業務において、外務省本省（大臣官房会計課）では、「モニタリング・翻訳作業（テロ組織及びテロリストによる声明及び映像の収集並びに声明の翻訳作業）」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している（再委託等比率：54.2%）。</p> <p>しかし、本再委託等の審査において、i) 業務全体における再委託</p>

		等の業務の位置付け、ii) 再委託等比率が比較的高いことなどの要素を踏まえ、再委託等の妥当性等を判断した客観的かつ具体的な根拠は乏しい状況となっている。
5	①テロ組織及びテロリスト情報の収集・分析(平成24年度) ②外務省(大臣官房会計課) ③民間事業者 ④2者	平成24年度に契約した本業務において、外務省本省(大臣官房会計課)では、「テロ関連情報のWebモニタリング等」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している(再委託等比率:53.9%)。 しかし、本再委託等の審査において、i) 業務全体における再委託等の業務の位置付け、ii) 再委託等比率が比較的高いことなどの要素を踏まえ、再委託等の妥当性等を判断した客観的かつ具体的な根拠は乏しい状況となっている。
6	①X線貨物検査装置の年間保守請負契約 ②財務省(東京税関) ③民間事業者 ④1者	平成23年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務のうち、「緊急時におけるX線貨物検査装置の定期点検及び随時保守」に係る業務について再委託等を必要とするとして、東京税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
7	①平成24年度X線貨物検査装置(IXI型に係る機器)の保守業務 ②財務省(大阪税関) ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
8	①平成24年度X線貨物検査装置(ラインスキャンシステム型に係る機器)の保守業務 ②財務省(大阪税関) ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
9	①平成24年度X線貨物検査装置(RAPISCAN型に係る機器)の保守業務	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の

	<p>②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>
10	<p>①平成24年度X線貨物検査装置（XIS型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>
11	<p>①平成24年度X線貨物検査装置（HI-SCAN型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - イ - ⑤ 審査の質を確保するため、再委託等に関する事務手続等に工夫を加えている例

No.	機関等名	事例の概要等
1	総務省（人事・恩給局）	「恩給年額のお知らせの発送等業務」において、「運送業務を除き、本契約の業務を第三者に委託することはできない」との契約条項を置き、唯一再委託することのできる業務を具体的に指定することにより、再委託してはならない業務を明確化している。
2	法務省（大臣官房会計課）	「再委託の適正化を図るための事務の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 31 日付け会第 728 号大臣官房会計課監査室長事務連絡）において、「委託契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする」とし、2 分の 1 を超える場合、当該理由を書面にして提出させた上で慎重に承認の判断を行うことを求めている。
3	厚生労働省（大臣官房会計課）	「再委託の適正化を図るための措置について（通知）」（平成 21 年 4 月 15 日付け会発第 0415006 号大臣官房会計課長通知）において、再委託について、「本来受託業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するもの」と明記した上で、その取扱いについて、契約に係る業務の全部を一括した再委託を禁止するとともに、「委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない」と定めている。 また、同通知では、「委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする」と定め、2 分の 1 を超える場合は、i) 各部局に設置した公共調達審査会において重点的に審査するため全件審議するとともに、ii) 公共調達中央監視委員会等の第三者機関においても審議するとしている。
4	農林水産省（大臣官房経理課）	「公共調達の適正化について」の運用方針等について」（平成 18 年 9 月 6 日付け 18 経第 886 号大臣官房経理課長通知）において、再委託の適正化を図るための措置として、i) 再委託してはならない業務を一義的に「総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務」とするとともに、ii) 原則再委託が可能な金額の上限について、委託費の 50% を限度額としている。
5	経済産業省（大臣官房会計課）	18 年 8 月財務大臣通知に基づく再委託の適正化を図るための措置として、履行体制の把握の観点から、契約締結時に契約の相手方から次の事項を記載した履行体制図を作成・提出させることとしている（軽微な再委託を除く。）。 ① 各事業参加者の事業者名及び住所 ② 契約金額 ③ 各事業参加者の行う業務の範囲 ④ 業務の分担関係を示すもの また、以下のとおり、契約条項において上記履行体制図に従って業務を実施することを求め、契約後に履行体制に変更が生じた場合は、履行体制図変更届出書を速やかに提出することを求めている。 表 契約書における履行体制に関する規定内容 （履行体制） 第 8 条 乙は、別紙 2 の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

		<p>2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。</p> <p>(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p>
6	国土交通省（大臣官房会計課）	<p>「防災情報の効果的活用方策に関する調査検討業務」において、仕様書上、再委託してはならない「業務の主たる部分」を、「災害対応現場において、各防災情報システム等を効果的に活用するための検討」、「報告書原稿作成」等の業務であると具体的に明示している。</p>
7	環境省（大臣官房会計課）	<p>「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成23年7月25日改正大臣官房会計課事務連絡）において、i)「請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任してはならない」と審査に当たって留意すべき事項を明示するとともに、ii)「外注費は、原則として直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の2分の1未満の額にとどめる」と、再委託が可能な金額の上限を設定している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

3 効率的かつ効果的な共同調達等の実施

勸 告	説明図表番号
<p>国が物品、役務等の調達に係る契約を締結する場合、その都度、競争入札や見積り合わせなどの諸手続を行う必要があり、これらの手続により契約金額を決定することとなるが、調達数量が多くなるほどスケールメリットが生じるため調達価格が低減するといわれている。</p>	
<p>このようなことから、「行政効率化推進計画」においては、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減の観点から、i) 消耗品及び備品の調達に当たり、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること、ii) 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達について、一括調達を推進すること、iii) 複数の調達機関の連名での共同調達を推進すること等とされた。</p>	表 3-①
<p>また、平成 21 年 1 月、「一括調達の運用ルール」（平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ。25 年 1 月 29 日一部改定。以下「運用ルール」という。）が申し合わされ、中央省庁等を 7 つの調達グループ（合同庁舎単位 4 グループ、複数府省共同単位 2 グループ及び府省単位 1 省。以下「共同調達等グループ」という。）に分け、共同調達等グループ単位を中心として一括調達を行うこととされている。</p>	表 3-②
<p>さらに、本部決定では、「各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表する。」こととされ、同計画には、随意契約についてより競争性の高い契約への移行、共同調達等の推進に関する取組内容についても盛り込むこととされている。</p>	表 3-③
<p>今回、18 府省の計 251 会計機関における平成 23 年度及び 24 年度の共同調達等（複数の会計機関間で共通する物品、役務等の調達に係る契約を一括して、又は共同で実施するものをいう。以下同じ。）の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	
<p>(1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の見直し</p>	
<p>ア 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の取組状況</p>	
<p>各府省の本府省においては、運用ルール等に基づき共同調達等グループ単位を中心として、また、地方支分部局等においてはそれぞれの実情等を踏まえ、それぞれ共同調達等の対象とする案件の範囲を拡大するなどの取組を推進している。</p>	
<p>このような状況の中、これまでの共同調達等の実施による影響等（調達価格の低減等のメリット・デメリット）については、各府省が本部決定に基づき公表している平成 24 年度末における調達改善計画の実施状況の自己評価結果によれば、共同調達等を実施している全案件ごとにその実施による効果等（経費の削減額や削減率など）に関する内容を記載している府省が 18 府省中 3 府省（16.7%）みられた。一方、共同調達等の実施による経費の削減などの影響等に関する記載がないものが 18 府省中 2 府省（11.1%）みられた。</p>	表 3-(1)-ア-①

<p>イ 共同調達の実施による影響等の把握、検証等の実施及びその結果を踏まえた調達の実施方法等の見直し</p> <p>各府省が実施又は参加している共同調達等の案件の中には、事務用消耗品の仕様・規格について特定の製品を指定しており、他の共同調達の案件における同一仕様・規格の品目より調達単価が3割程度割高となっているなど、より効果的かつ効率的な共同調達等を実施する観点から、これらの実施による影響等の把握、検証等の実施及びその結果を踏まえた調達の実施方法等の見直しを検討する余地があると考えられる例がみられた。(1事例)</p> <p>一方、各府省の中には、実施している事務用消耗品等の調達案件について、経費削減効果を検証して契約方法を見直した結果、平成23年度の全調達品目のうち約7割の品目について、24年度の調達単価が低減されている(最大約4割低減)などの例がみられた。</p> <p>なお、調査した各府省からは、共同調達等の実施による影響等の把握、検証等について、i) 調達単価は当該品目の原材料の価格変動等の共同調達等の実施以外の要素の影響を受ける場合もある、ii) 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等の方法が分からないなどの意見等が聴かれた。</p>	<p>表3-(1)-イ-①</p> <p>表3-(1)-イ-②~④</p>
<p>(2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進</p> <p>ア 本府省における共同調達等の一層の推進</p> <p>各府省の本府省においては、運用ルール等に基づき、平成23年度から、共同調達等グループ単位を中心として、毎年度共同調達等の対象案件を拡大するなどの取組を積極的に推進しており、23年度では延べ103件、24年度では延べ163件の共同調達等を実施している。</p> <p>しかし、各府省における調達の実施状況をみると、共同調達等グループ内の他府省が実施している共同調達に参加していないなど、現状においては共同調達等を実施していないが、これらの実施を検討する余地があると考えられる例がみられた。(計12事例)</p> <p>一方、各府省の中には、少額随意契約により単独で調達してきた官用車の車検整備業務について、他の会計機関との共同調達等(一般競争契約)を行うことにより調達単価が約6割低減されているなど、積極的に共同調達等を推進し、効果を上げている例もみられた。</p>	<p>表3-(2)-ア-①、②</p> <p>表3-(2)-ア-③、④</p> <p>表3-(2)-ア-⑤</p>
<p>イ 地方支分部局等における共同調達等の一層の推進</p> <p>各府省が策定している平成25年度の調達改善計画によれば、会計機関が置かれている地方支分部局等を有する15府省中12府省(80.0%)において地方支分部局等における共同調達等の取組に関する内容が盛り込まれている一方、残りの3府省(20.0%)においては、地方支分部局等における共同調達等の取組に関する内容が盛り込まれていない状況となっている。</p>	<p>表3-(2)-イ-①</p>

<p>また、調査した各府省の地方支分部局等においては、それぞれの調達状況や地域の実情等に応じて、同一の合同庁舎に入居する官署間、近隣官署間、同一府省の官署間等での共同調達等の取組を推進しているものの、特に小規模な官署においては、各官署共通の物品、役務等について各々が少額随意契約により調達している場合も多く、平成 24 年度においては、調査した 208 会計機関のうち 52 会計機関（25.0%）で共同調達等を行っていない状況となっている。</p> <p>このような状況の中、各府省の地方支分部局等の中には、次のとおり、調達の実施状況等からみて、各官署が共同調達等を実施することにより少額随意契約を一般競争契約に移行することが可能であると考えられるなどの例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ-②</p>
<p>(ア) 他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能であると考えられる例（計 7 事例）</p> <p>合同庁舎の清掃業務やコピー用紙の調達について、複数の官署による共同調達等の実施が可能であると考えられるにもかかわらず、現状、各官署が個々に契約を行い、中には少額随意契約により調達している官署もあるなどの例がみられた。</p> <p>なお、上記の合同庁舎の清掃業務については、近隣の合同庁舎では入居官署の専用部分も含めて一括して一般競争契約により調達している例もみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ-③～⑤</p>
<p>(イ) 調達の実施状況からみて共同調達等の実施が可能であると考えられる例（計 4 事例）</p> <p>入居している合同庁舎の入居官署等間でコピー用紙の共同調達が実施されているが、この共同調達に参加せず、独自にコピー用紙の調達を行っており、双方とも受注業者は同じであるにもかかわらず、調達単価が若干高くなっているなどの例がみられた。</p>	<p>表 3-(2)-イ-⑥～⑧</p>
<p>一方、各府省の地方支分部局等においては、より効率的な調達を行う観点から、少額随意契約により調達していた事務用消耗品やトナーカートリッジ等について、複数の会計機関分を一括して調達することにより一般競争契約に移行したものや、地方公共団体を含めた共同調達が行われているものなど、各官署の実情等に応じて工夫した共同調達等の取組を実施している例などがみられた。</p> <p>共同調達等については、これまで各府省においてその対象とする案件を拡大するなど取組が推進され、各府省における調達事務の中で一定程度定着してきており、また、調達コストの削減を図る観点からも一定の効果がみられているところである。</p> <p>今後、各府省においては、実施している共同調達等が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、その実施方法等の不断の見直しを行うとともに、それぞれの実情等を踏まえ、共同調達等の取組を一</p>	<p>表 3-(2)-イ-⑨～⑪</p>

層推進することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、調達コストの削減等一層効率的かつ効果的な調達を行う観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等について、他府省における取組例等を参考とするなどしてその方法を検討し、案件ごとに適切に実施すること。また、それらの結果を踏まえ、調達の実施方法等の見直しを推進すること。(全府省)

② 本府省においては、各府省に共通する物品、役務等の調達について、これらの実施状況や各府省の実情等を踏まえ、共同調達等の実施が可能であると考えられるものについては、共同調達等を積極的に推進すること。(全府省)

また、会計機関が置かれている地方支分部局等を有する府省においては、地方支分部局等の各官署に共通する物品、役務等の調達について、特に、各々が少額随意契約としているものを一括発注して一般競争契約に移行するなど、共同調達等の取組を積極的に推進すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

表3-① 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。20年12月26日改定) <抜粋>

2. 主要な取組

(2) 公共調達効率化

1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

② 公共工事以外

- ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ・ 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。
- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。
 - ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特に消耗品3品目(コピー用紙、トナー類及び文具用品類)は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、3品目とも単価契約による調達を行う。
 - イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
 - ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
 - エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。
 - 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。
 - 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。
 - ・ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。
 - ア 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
 - イ 地方支分部局等を設置している府省にあっては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
 - ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。(再掲)

(注) 下線は当省が付した。

表3-② 「一括調達の実運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定)

<抜粋>

II 各論

1 一括調達を実施する単位及びその実施主体について

一括調達を実施する単位及び実施主体については、消耗品等の供給事業者の実態を踏まえ、最も多数の事業者が競争力を十分に発揮できる適切な調達規模を設定した上で決定する必要がある。また、国の行政機関等については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないが、実際に中小企業者がどこまでの調達規模であれば供給可能なのかについても、その判断が難しい。

これらの状況を鑑み、平成22年度から3年間に実施した一括調達の結果についてフォローアップ調査により把握したところであるが、過去3年間の調達単位による調達規模においては、最大規模の調達においても受注機会の確保、中小企業者の入札・落札に支障はなかったものと考えられる。また、価格低減の観点から一定の効果があったものとうかがえる。

中央府省及び地方支分部局においては、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、引き続き適切な調達規模となる単位で一括調達を実施する。

(1) 中央府省における対応

合同庁舎単位、複数府省共同単位及び府省単位は、以下の調達単位を基本として一括調達を実施する。

① 合同庁舎単位の一括調達

各府省(外局等を含む。)については、以下の合同庁舎単位での一括調達を実施する。実施主体は関係府省において検討の上、決定する。

- 中央合同庁舎2・3号館：警察庁、総務省、国土交通省
- 中央合同庁舎5号館：人事院、厚生労働省、環境省
- 中央合同庁舎6号館：法務省、公正取引委員会
- 中央合同庁舎7号館：金融庁、文部科学省

(2) 複数府省一括単位の一括調達

各府省(外局等を含む。)については、以下の各グループ単位での一括調達を実施する。実施主体は、関係府省において検討の上、決定する。

- グループ1：内閣府(内閣法制局を含む。)、宮内庁、消費者庁、復興庁
- グループ2：外務省、財務省、経済産業省、農林水産省
- グループ3：衆議院、参議院、国立国会図書館

(3) 府省(外局等を含む。)単位の一括調達

防衛省については、これまでの取組を続け、市ヶ谷地区での一括調達を実施する。内局会計課を中心として、特別の機関を含めた省単位での一括調達を実施する。

(注) 下線は当省が付した。

表3-③ 「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）〈抜粋〉

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各府省庁がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進することとする。

記

1. 調達改善計画の策定等

(1) 調達改善計画の策定

ア 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。

必要な場合には、年度途中で調達改善計画を改定し、公表する。

イ 調達改善計画には、次の内容を盛り込む。

- ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
- ・ 調達改善の取組内容
- ・ 調達改善の目標
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達改善の推進体制 等

(2) 調達改善計画の自己評価

ア 各府省庁は、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本決定において「調達改善計画」に盛り込む事項として挙げられている「重点的に調達改善に取り組む分野」の具体的な内容については、平成25年4月5日に開催された行政改革推進本部（第2回会合）において示された「今後の調達改善の取組について」（第2回行政改革推進会議（平成25年4月2日）資料）に示されており、その中に、「規模の経済性を活用すること（共同調達等）」とされている。

表3-1)-ア-① 各府省における共同調達等の実施による影響等に関する自己評価等の概要

府省名	「調達改善計画」に係る平成24年度の年度末自己評価の記載内容	記載内容区分	各府省における考え方等
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞切抜き：一部部局の取り止めにより単価引下げ ・事務用消耗品：単価が対23年度で増 ・OA消耗品：仕様書の見直し（宅配での納入、同等品申請の承認）により経費を削減（▲3,650千円、▲6.4%） ・コピー用紙：仕様書の見直し（古紙配合率、配送箇所）を実施したが、単価増 ・蛍光灯類：対23年度で同品目の単価増 ・ガソリン：価格上昇のため、当初契約では単価増（その後価格変動に伴い単価見直し） ・トイレトペーパー：単価が対23年度同時期比7.8%減 ・速記：前年同 ・クリーニング：一部品目で単価減（▲16千円、▲1.2%） ・健康診断業務：一部単価見直し（▲61千円、▲0.6%） 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての共同調達案件について、自らが幹事府省として契約事務を実施しているため、参加省庁にとっては大幅な事務負担軽減につながっていると思料 ・物品購入については、各府省庁等が従来から調達している品目の組合せであるため、スケールメリットとして生じる効果等（単価の削減等）は限定的である可能性あり（対象品目ごとの効果等の把握、検証等までは未実施）
宮内庁	（共同調達件数の増加について記載。共同調達等の実施による影響等に関する記述はなし。）	④	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの実施による影響等の把握、検証等については、これまでは未実施
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング：単価が対23年度比で平均18.6%減（比較可能な品目のみの比較） ・荷物の集荷配送：単価が対23年度比で平均23.3%減 ・ガソリン：原油価格高騰のため、当初契約では単価の減なし（変更契約により、ハイオクで7円（約4.5%）、レギュラーで7円（約4.8%）減） ・衛生消耗品：単価が対23年度比で平均2.3%減（比較可能な品目） ・蛍光灯類：効果の比較は困難（単価の相違する品目、数量の相違） 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達等グループ内で仕様を合わせることができるとのみ共同調達を実施（単独で調達する方が、調達単価が安価な場合もあり。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙：単価が対 23 年度比でほぼ同額。ただし、対 22 年度（共同調達前）比で 562 円（33.5%）減（A4 1 箱当たり） ・トナーカートリッジ等：単価が対 23 年度比で同額。 		
国家公安委員会（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達品目全体で、支出額で対 23 年度比 0.2%減 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に、開始年度は前年度に比べ調達単価が下がるが、2 年目以降は調達予定数量等により単価の上下が出る。 ・上記以外のメリットとしては、幹事府省庁として契約事務を実施する府省庁等以外にとっては事務負担の軽減につながる。
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達品目のうち、文具、OA用品、雑貨等の事務用消耗品について、支出額で対 22 年度比 4.8%減 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの実施による影響等の把握、検証等については、これまでは未実施
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品：支出額で対 23 年度比 3.3%増（単価値上がり） ・トナーカートリッジ等：支出額で対 23 年度比 18.3%増（単価値上がり、使用量増） ・コピー用紙：支出額で対 23 年度比 23.4%増（単価値上がり、使用量増） ・ガソリン：支出額で対 23 年度比 17.4%増（単価値上がり、使用量増） ・速記：支出額で対 23 年度比 36.8%減（単価値上がり、発注量減） ・新聞切抜き：支出額で対 23 年度比 38.4%減 ・荷物の集荷配送：支出額で対 23 年度比 44.5%増（単価値上がり、発注量増） ・クリーニング：支出額で対 23 年度比 53.7%減（発注量減） ・健康診断：支出額で対 23 年度比 20.5%増（受診者増） 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達案件は全て、内閣府が幹事官庁となって契約事務を実施しているため、事務負担の軽減にはつながっている。
復興庁	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・実施による効果等を踏まえた実施ではなく、前身組織から継続している案件に引き続き参加
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度からクリーニング業務を追加し、品目の拡大 ・一方、従前より単価増となった品目もあり、結果として費用増加 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品：平成 23 年度の単価が下がりすぎたため、24 年度は対 23 年度比で上昇 ・速記：共同調達前後で単価は同額（従前から共同調達等グループ内各省庁から受注していた業者が受注）

			<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング：総務省が発注する対象品目については、共同調達開始前（23年度）と比較して、価格が3割程度上昇（特殊な品目も含め共同調達等グループ内各省庁の品目の組合せであるため、スケールメリットは生じない。また、受注業者により価格が変動） ・平成24年度までに実施してきた案件は事務が定着してきたことにより引き続き25年度も実施（効果等を勘案して継続するものではない。）
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング：スケールメリットは認められたが調達経費の削減は限定的（各庁と共通しない品目は単価の上昇） ・荷物の集荷配送：契約単価が対23年度比で約5%減 ・自動車用ガソリン等：スケールメリットによる減 ・トイレトペーパー：契約単価が対22年度比で約9%減 ・蛍光灯類：効果の比較は困難（単価の相違する品目、数量の相違） ・衛生消耗品：契約単価が対22年度比で約46%減（比較可能な6品目） ・コピー用紙：スケールメリットは認められたが調達経費の減なし ・トナーカートリッジ等：契約単価が対22年度比で約20%減 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・「年度末自己評価」への記載は、各案件について、契約書等の内容を比較して記載
外務省	(共同調達等の実施による影響等に関する記述なし。)	④	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの、実施による影響等の把握・検証等については、これまでは未実施
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の集荷配送：支出額で対23年度比21.9%減 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達の実施による影響等について、運用ルールに関するフォローアップ調査を実施する等により把握、検証等に努めている。
文部科学省	<p>平成23、24両年度に調達した製品等に係る支出額を比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品：対23年度比10.8%（2,056千円）増（23年度が納入作業量の見込み違いで極端な低入札となったことが原因） ・OA消耗品：対23年度比3.1%（23千円）減 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの共同調達案件について、対象品目ごとの影響等の把握・検証等までは未実施（想定としては、自省は共同調達等グループ内でも調達規模が圧倒的に大きいため、共同調達による経済的なメリットは出ないと史料。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃用消耗品：対 23 年度比 0.2%（1 千円）減 ・コピー用紙：対 23 年度比 11.8%（6,377 千円）増（石炭、重油、木材チップなど原料価格の高騰） ・ガソリン：対 23 年度比 3.8%（237 千円）増（原油価格高騰） ・配送：対 23 年度比 4.4%（276 千円）減 ・速記：対 23 年度比で単価の増減なし ・トナー（リコー）：対 23 年度比 0.4%（59 千円）減 ・トナー（ゼロックス）：対 23 年度比 7.5%（258 千円）減 ・トナー（キヤノン）：対 23 年度比 0.5%（6 千円）増 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の「調達改善計画」に示している共同調達の数値目標（対象：10 類型→14 類型、目標金額：総額 3 億円）は、本年度の場合、結果として、年度当初に契約を行った案件の実績値となっている。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・スケールメリットによる事務コストの減（コスト削減の分析が困難な事案あり。分析方策の検討及び関係省庁との協議を継続） 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの実施による影響等の把握、検証等については、これまでは未実施 ・幹事府省として契約事務を実施する府省庁等以外にとっては事務負担の軽減につながる。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・契約単価は年度により変動がみられるものの、契約事務手続が簡素化 	③	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達案件について、平成 22 年度（共同調達の開始前）と 23 年度（共同調達開始後）の調達単価を独自に比較し、一定程度単価が下がっていることを確認。 ・平成 24 年度の共同調達の取組効果については、契約単価については年度により変動がみられるものの、契約事務手続の簡素化が図られたと評価している。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品：調達単価は対 20 年度（共同調達実施前）比で平均▲35.5%、総額▲約 1 千万円 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に他府省と実施した共同調達案件（9 件）それぞれについて、前年度又は共同調達実施前との単価検証等を実施（平成 24 年 10 月）
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の 6 件の共同調達案件のうち、共同調達導入以前との契約と比較可能な 5 件について比較すると、+11.6%、▲6.3%、▲15.0%、▲15.3%、▲19.1%と、おおむね価格面において優位に働いた。 ※ 5 件の内訳や、比較した金額の種別（契約金額、単価）に関する記述なし。 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの実施による影響等の把握、検証等については、これまでは未実施
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品について、平成 24 年度に追加した 9 品目では単価契約締結前に比して平均 34%程度の減 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調達等案件ごとの実施による影響等の把握、検証等については、これまでは未実施

防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品：低減効果約 57 百万円（規格変更した品目は比較が困難なため、定価で調達した場合との比較） ・トナーカートリッジ等：低減効果約 193 百万円（同上） ・コピー用紙：低減効果約 26 百万円 ・図書：低減効果約 0.3 百万円 	②	・省内一括調達を実施している案件について、対象品目ごとの影響等の把握・検証等を実施している（平成 24 年 9 月～平成 25 年 5 月）
18 府省	—	①：3 府省 ②：7 府省 ③：5 府省 ④：2 府省 —：1 府省	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「調達改善計画」に係る平成 24 年度の年度末自己評価の記載内容」欄は、各府省が公表している平成 24 年度の「調達改善計画」の実施状況に係る年度末自己評価（25 年 10 月時点で、総務省については 24 年度上半期の自己評価結果）における共同調達等の実施による影響等に係る記載部分について整理したものである。

なお、復興庁については、平成 24 年度の調達改善計画を策定しておらず、自己評価結果も公表していない。

3 「調達改善計画」に係る平成 24 年度の年度末自己評価の記載内容」の「記載内容区分」欄は、各府省が平成 24 年度において実施した共同調達等案件について、実施による影響等に係る記載内容に応じ、以下のとおり区分したものである。

- ①：平成 24 年度に共同調達等を実施している案件全てについて、個々に実施による影響等を記載しているもの
- ②：平成 24 年度に共同調達等を実施している案件のうち一部の案件について、個々に実施による影響等を記載しているもの
- ③：平成 24 年度に共同調達等を実施している案件全体として、その影響等を記載しているもの
- ④：平成 24 年度に共同調達等を実施している案件について、実施による影響等に関する記載がないもの

4 「各府省における考え方等」欄は、各府省が「調達改善計画」に係る平成 24 年度の年度末自己評価に記載している内容や、各府省における共同調達等の実施による影響等の把握、検証等についての考え方等を記載した。

表3- (1) -イ-① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等及びそれらの結果を踏まえた実施方法等の見直しを行う余地があるとみられる例

機関等名	国家公安委員会（警察庁）、総務省、国土交通省																														
契約案件名	事務用消耗品の購入（平成24年度）																														
契約方式	一般競争契約																														
契約の相手方	民間事業者																														
契約日	平成24年6月19日																														
契約金額（税込）	78,120,000円																														
応札者等数	3者																														
概要	<p>1 背景等</p> <p>「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定）において示されている本府省における共同調達等グループ（中央合同庁舎2・3号館：警察庁、総務省及び国土交通省）においては、平成23年度から共同調達を実施している。</p> <p>平成23年度は5案件（事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品及び速記業務）、24年度は、23年度の5案件にクリーニングを加えた6案件について共同調達を実施しており、このうち、事務用消耗品の購入については、警察庁が幹事官庁として入札、契約締結等に係る事務を実施している。</p> <p>2 事務用消耗品の購入に係る契約の実施状況等</p> <p>上記の警察庁、総務省及び国土交通省における共同調達案件のうち、「事務用消耗品の購入」においては、平成23年度は142品目を、24年度においては100品目増加して242品目をそれぞれ調達している。</p> <p>これらの品目の中には、以下のとおり、より効果的な共同調達を行う観点から、その実施方法等の見直しを検討する余地があると考えられるものがみられた。</p> <p>i) 購入している品目の中には、表1のとおり、仕様・規格において特定の製品を指定しているものがみられた。</p> <p>表1 仕様・規格として製品を特定しているもの（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>仕様・規格</th> <th>参考商品</th> <th>予定数量 （冊）</th> <th>契約価格 （税込）（円）</th> <th>契約総額 （税込）（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dリングフ ァイル（青）</td> <td><u>キングジム 691（青）</u></td> <td>キングジム 691（青）</td> <td>516</td> <td>184</td> <td>94,944</td> </tr> <tr> <td>Dリングフ ァイル（赤）</td> <td><u>キングジム 691（赤）</u></td> <td>キングジム 691（赤）</td> <td>186</td> <td>184</td> <td>34,224</td> </tr> <tr> <td>Dリングフ ァイル（青）</td> <td><u>キングジム 697（青）</u></td> <td>キングジム 697（青）</td> <td>460</td> <td>287</td> <td>132,020</td> </tr> <tr> <td>Dリングフ ァイル（赤）</td> <td><u>キングジム 697（赤）</u></td> <td>キングジム 697（赤）</td> <td>172</td> <td>287</td> <td>49,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）契約書に基づき当省が作成した。</p> <p>一方、他の共同調達等グループで実施している事務用消耗品の共同調達案件において、上記と同一仕様・規格の品目をほぼ同規模の数量調達しているものがあるが、表2のとおり、同案件では仕様・規格において特定の製品を指定しておらず、調達</p>	品目	仕様・規格	参考商品	予定数量 （冊）	契約価格 （税込）（円）	契約総額 （税込）（円）	Dリングフ ァイル（青）	<u>キングジム 691（青）</u>	キングジム 691（青）	516	184	94,944	Dリングフ ァイル（赤）	<u>キングジム 691（赤）</u>	キングジム 691（赤）	186	184	34,224	Dリングフ ァイル（青）	<u>キングジム 697（青）</u>	キングジム 697（青）	460	287	132,020	Dリングフ ァイル（赤）	<u>キングジム 697（赤）</u>	キングジム 697（赤）	172	287	49,364
品目	仕様・規格	参考商品	予定数量 （冊）	契約価格 （税込）（円）	契約総額 （税込）（円）																										
Dリングフ ァイル（青）	<u>キングジム 691（青）</u>	キングジム 691（青）	516	184	94,944																										
Dリングフ ァイル（赤）	<u>キングジム 691（赤）</u>	キングジム 691（赤）	186	184	34,224																										
Dリングフ ァイル（青）	<u>キングジム 697（青）</u>	キングジム 697（青）	460	287	132,020																										
Dリングフ ァイル（赤）	<u>キングジム 697（赤）</u>	キングジム 697（赤）	172	287	49,364																										

単価が安価になっている状況がみられる。

表2 仕様・規格において特定の製品を指定しているものとしていないものとの調達状況の比較（例）

共同調達等グループ	案件名	品目	仕様・規格	予定数量(冊)	単価(税込)
警察庁、総務省、国土交通省	事務用消耗品の購入	Dリングファイル(青)	キングジム 697 (青)	460	287円/冊
金融庁、文部科学省、会計検査院	事務用消耗品一式	Dリングファイル(青)	形式：A4縦 色：青 サイズ：3.5cm	434	224.7円/冊

(注) それぞれの共同調達案件に係る契約書に基づき当省が作成した。

表2の品目については、契約書において指定されている製品以外に同様の仕様・規格の製品が存在しない訳ではなく、また、同表のように、仕様・規格において特定の製品を指定していない方が調達単価が安価となっている状況もみられることから、このような、仕様・規格において特定の製品に限定することについては見直す必要があると考えられる。

ii) 平成23年度、24年度ともに共同調達により購入している品目について、その調達単価を比較すると、表3のとおり、23年度より24年度の方が上昇しているものもある。

表3 平成23年度と比較して24年度の調達単価が上昇している製品の例

品目	仕様・規格	参考商品	契約単価(税込)		
			平成23年度	平成24年度	増加額
鉛筆	芯の硬さ：HB 芯の色：黒色 1箱12本入	三菱鉛筆 9800EWHB	244円/箱	298円/箱	54円
スタンブ台	インクの色：黒	三菱鉛筆 HSP-2F黒	433円/個	451円/個	18円
パイプファイル	形式：A4横 とじ厚：50mm 高・幅・背幅： 227・318・66mm	キングジム 2485A	514円/冊	534円/冊	20円

(注) 契約書に基づき当省が作成した。

各品目の調達単価については、共同調達の実施前後を比較すると調達単価は下がることが見込まれるが、共同調達を継続する過程においては上昇することも考えられ、そのような場合、その原因等の把握、分析等を行い、その結果等に基づき、調達コストの削減のための見直しについて検討する必要があるものと考えられる。

iii) 共同調達により購入している製品の中には、表4のとおり、同じ仕様・規格のものでも異なる複数の種類の製品が含まれているものもある。

表4 同じ仕様・規格の品目でも異なる複数の種類の製品が含まれている例（平成24年度）

品目	仕様・規格	参考商品	予定数量(個)	契約単価(税込)
テープカートリッジ	18mm 文字：黒、ラベル：白	キングジム SS18KL	140	1,159円/個
	18mm×8m 文字：黒、ラベル：白	キングジム SS18K	242	1,159円/個
テープカートリッジ	24mm 文字：黒、ラベル：白	キングジム SS24KL	86	1,159円/個
	24mm×8m 文字：黒、ラベル：白	キングジム SS24K	207	1,159円/個

(注) 契約書に基づき当省が作成した。

一方、他の共同調達等グループで実施している事務用消耗品の共同調達案件において、上記と同じ仕様・規格の品目をほぼ同規模の数量調達しているものがあるが、表5のとおり、本件では同じ仕様・規格の品目の中で複数の製品を調達することとしておらず、調達単価が安価になっている状況がみられる。

表5 同じ品目で複数の製品を調達している場合とそうでない場合との調達状況の比較（テープカートリッジの例）

共同調達等グループ		警察庁、総務省、国土交通省	金融庁、文部科学省、会計検査院
製品1	仕様・規格	18mm、文字：黒、 ラベル：白	—
	参考商品	キングジム SS18KL	
	予定数量(個)	140	
	単価(税込)	1,159円/個	
製品2	仕様・規格	18mm×8m、文字：黒、 ラベル：白	18mm×8m、文字：黒、 ラベル：白
	参考商品	キングジム SS18K	キングジム SS18K
	予定数量(個)	242	420
	単価(税込)	1,159円/個	855.15円/個

(注) 1 各共同調達に係る契約書に基づき当省が作成した。

2 「金融庁、文部科学省、会計検査院」欄の「—」は、当該製品を調達していないことを表す。

共同調達は、スケールメリットを生かした調達単価の低減を図ることを目的として実施していることを踏まえれば、上記のように、同じ仕様・規格の品目で使用可能な異なる二種類の製品を別個に調達するのではなく、それぞれ一種類の製品を取りまとめて調達する方が、より効果的であるものと考えられる。

なお、契約実施主体となっている警察庁では、本件共同調達について、3府省間で調達する品目等について協議する際、各府省とも、従来から単独で調達していたものと同じ品目等を引き続き調達したいという希望もあることから、結果としてそれらを組み合わせることになる場合も多く、全ての品目等を統一化することは困難であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3- (1) -イ-② 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じてより効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例①

機関等名	外務省、財務省、農林水産省、経済産業省																														
契約案件名	紙類の購入																														
	[平成23年度]	[平成24年度]																													
契約方式	一般競争契約	一般競争契約																													
契約の相手方	民間事業者	民間事業者																													
契約日	平成23年6月16日	平成24年4月9日																													
契約金額(税込)	単価契約(予定調達総額: 4,161,150円)	単価契約(予定調達総額: 3,869,376円)																													
応札者等数	2者	2者																													
概要	<p>1 背景等</p> <p>「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定)において示されている本府省における共同調達等グループ(外務省、財務省、経済産業省及び農林水産省)においては、平成24年度は9品目について共同調達を実施しており、これらのうち、「紙類の購入」及び「一般小口貨物運送」の2案件については、外務省が幹事官庁として、契約事務を実施している。</p> <p>2 紙類の調達に係る契約の実施状況等</p> <p>共同調達案件のうち「紙類の購入」については、平成23年度から上記グループ内で共同調達が開始されたものであるが、23年度における実施状況に関するグループ内での情報交換等により、更に配送コストを削減する観点から、表1のとおり、24年度は23年度に比べて納品場所を減少(151か所から51か所)させている。</p> <p>表1 紙類の調達における納入場所の見直し状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府省名</th> <th colspan="4">納入場所</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>箇所数</th> <th>平成24年度</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省</td> <td>・大臣官房秘書官室ほか(全91か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫</td> <td>94</td> <td>・大臣官房会計課調達室ほか(全2か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>財務省</td> <td>・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所</td> <td>20</td> <td>・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td>・大臣官房総務課ほか(全26か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所</td> <td>30</td> <td>・大臣官房総務課ほか(全16か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>・A1倉庫ほか(全5か)</td> <td>7</td> <td>・A1倉庫ほか(全4か)</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		府省名	納入場所				平成23年度	箇所数	平成24年度	箇所数	外務省	・大臣官房秘書官室ほか(全91か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫	94	・大臣官房会計課調達室ほか(全2か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫	5	財務省	・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所	20	・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所	20	農林水産省	・大臣官房総務課ほか(全26か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所	30	・大臣官房総務課ほか(全16か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所	20	経済産業省	・A1倉庫ほか(全5か)	7	・A1倉庫ほか(全4か)	6
府省名	納入場所																														
	平成23年度	箇所数	平成24年度	箇所数																											
外務省	・大臣官房秘書官室ほか(全91か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫	94	・大臣官房会計課調達室ほか(全2か所) ・外交史料館板倉別館 ・外務省研修所 ・外務省委託業者倉庫	5																											
財務省	・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所	20	・大臣官房秘書課ほか(全14か所) ・三田共用会議所 ・財務省会計センター ・財務省会計センター研修部 ・財務総合政策研究所研修部 ・財務省関税中央分析所 ・財務省税関研修所	20																											
農林水産省	・大臣官房総務課ほか(全26か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所	30	・大臣官房総務課ほか(全16か所) ・農林水産政策研究所 ・動物医薬品検査所 ・農林水産研修所 ・森林技術総合研修所	20																											
経済産業省	・A1倉庫ほか(全5か)	7	・A1倉庫ほか(全4か)	6																											

	所) ・特許庁総務部会計課ほか (全2か所)		所) ・特許庁総務部会計課ほか (全2か所)	
		151		51

(注) 平成 23、24 両年度における紙類の調達に係る仕様書に基づき当省が作成した。

一方、平成 24 年度は、23 年度と比較して 8 品目多い 36 品目の紙類を共同調達しているが、23、24 両年度とも購入している 26 品目について、それぞれの単価（1 包み当たり）を比較すると、26 品目中 23 品目（88.5%）について、10 円から 370 円までそれぞれ減少している。

主な単価の変動状況は表 2 のとおりとなっている。

表 2 紙類の調達における単価の変動状況（平成 23～24 年度）（例）

品目	仕様・規格	単価（円）		(b)-(a)	備考
		23 年度 (a)	24 年度 (b)		
色上質紙（桃色）	A4 500 枚/包	675	650	▲25	全 4 色
紙（色紙）・薄口 A4 黄色	薄口 A4(坪量 60.5 kg/ m ² ±2) 500 枚/包	1,420	1,410	▲10	全 3 色
紙（色紙）・中厚 口 A4 鶯色	中厚口 A4(坪量 76.7 kg /m ² ±2) 500 枚/包	1,640	1,630	▲10	全 13 色
紙（色紙）・厚口 A4 ブルー色	厚口 A4(坪量 90.7 kg/ m ² ±2) 500 枚/包	2,870	2,500	▲370	
紙（色紙）・特厚 口 A4 白色	特厚口 A4 70.5 kg 500 枚/包	2,870	2,870	0	
カラーペーパー クリーム	特厚口 A4 50 枚/パック	280	280	0	
オフィス用紙カ ラー ブルー	A4 500 枚/包	1,200	1,200	0	
包装紙	ハトロン判 75.5 kg/1 巻 50 枚入	1,550	1,500	▲50	
賞状用紙	1 袋 10 枚入	330	320	▲10	

(注) 1 平成 23、24 両年度における紙類の調達に係る仕様書に基づき当省が作成した。

2 「備考」欄は、同一仕様の複数種類の色紙を調達しており、それら全種類が同様の単価の変動状況となっていることを表す。

また、表 2 のとおり、表 1 の仕様の見直しにより、3 品目については単価の変動はないものの、単価が上昇している品目はない。

なお、外務省では、表 1 の仕様の見直しによる効果等について、これまでのところは定量的な検証等は行っておらず、納品場所の減少と調達価格の低減との関係について客観的に捉えている訳ではないとしており、他方、納品場所を減少させた分、新たに運搬作業等を職員自らが実施する必要性が生じているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3- (1) -イ-③ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じてより効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例②

機関等名	総務省
契約案件名	事務用消耗品の購入（平成24年度）
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年6月19日
契約金額（税込）	78,120,000円
応札者等数	3者
概要	<p>1 背景等</p> <p>「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定）において示されている本府省における共同調達等グループ（中央合同庁舎2・3号館：警察庁、総務省及び国土交通省）においては、平成23年度から共同調達を実施している。</p> <p>平成23年度は5案件（事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品及び速記業務）、24年度は、23年度の5案件にクリーニングを加えた6案件について共同調達を実施しており、このうち、事務用消耗品の購入については、警察庁が幹事官庁として入札、契約締結等に係る事務を実施している。</p> <p>2 事務用消耗品の購入に係る契約の実施状況等</p> <p>上記の警察庁、総務省及び国土交通省における共同調達案件のうち、「事務用消耗品の購入」については、平成24年度において、総務省としては、総務省大臣官房会計課を始めとして、同省に設置されている8会計機関（公害等調整委員会（中央合同庁舎4号館）、人事・恩給局（東京都新宿区）、統計局（東京都新宿区）、自治大学校（東京都立川市）、消防大学校（東京都調布市）、情報通信政策研究所（東京都国分寺市）及び関東総合通信局（東京都千代田区））も合わせて共同調達に参加している。</p> <p>平成25年度も同様に上記3省庁での共同調達を実施しているが、総務省では、これまでの実施状況等を踏まえたより効果的な調達を行う観点から、24年度に本共同調達案件に参加していた自治大学校について、25年度からは、以下の理由により参加によるメリットがないとの判断の下、参加しないこととしている。</p> <p>i) 自治大学校では、もともと、共同調達で調達している事務用消耗品の仕様とは異なる仕様の商品を別途独自に調達しており、共同調達による事務負担の軽減というメリットはほとんどないこと。</p> <p>ii) 業者からのヒアリングによれば、東京23区外の官署については、配送コストが調達価格に反映されてしまうとのことであつたことから、更なるコスト削減を図るためには、特段の事情がない限り、東京23区外の官署は参加しないこととする判断をしたこと。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3- (1) -イ-④ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じてより効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例③

機関等名	宇都宮地方法務合同庁舎（合同庁舎管理官署：宇都宮地方検察庁）																																																													
	[平成23年度]	[平成24年度]																																																												
契約案件名	トナーカートリッジ等の購入	トナーカートリッジ等（A社製）の購入																																																												
契約方式	一般競争契約	一般競争契約																																																												
契約相手方	民間事業者	民間事業者																																																												
契約日	平成23年8月19日	平成24年5月10日																																																												
契約金額（税込）	8,036,521円	5,193,042円																																																												
応札者等数	5者	5者																																																												
概要	<p>1 背景等</p> <p>宇都宮地方法務合同庁舎には、管理官署である宇都宮地方検察庁を始め、宇都宮地方法務局、宇都宮保護観察所の合計3官署が入居している。</p> <p>同合同庁舎では、庁舎設備（昇降機、冷温水機等）の保守、庁舎警備業務等については、合同庁舎竣工当時（昭和47年11月）から、庁舎内で一括した調達を行っている。平成23年度以降は、消耗品、トナーカートリッジ等について合同庁舎入居官署での共同調達を開始している（管理官署である宇都宮地方検察庁が消耗品等について共同調達を開始することとした経緯は、法務省本省から共同調達を推進するよう指示を受けたことによるものである。）。</p> <p>2 トナーカートリッジ等の共同調達に係る契約の実施状況等</p> <p>宇都宮地方法務合同庁舎では、平成23年度から、入居する官署でトナーカートリッジ等の購入に係る共同調達を実施している。平成23年度においては、入居官署における必要数量を取りまとめて宇都宮地方検察庁が入札、契約締結事務等を行っている。平成23年度における共同調達品目及び種類は表1のとおりとなっている。</p> <p>表1 トナーカートリッジ等の共同調達の状況（平成23年度） （単位：種類）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="4">製品の種類</th> </tr> <tr> <th>A社製</th> <th>B社製</th> <th>C社製</th> <th>D社製</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トナーカートリッジ</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>インクカートリッジ</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インクタンク</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドラムカートリッジ</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドラムユニット</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリントヘッド</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃トナーボックス</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リボンカートリッジ</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感光体ドラムユニット</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） トナーカートリッジ等の共同調達に係る契約書に基づき当省が作成した。</p> <p>一方、宇都宮地方法務合同庁舎では、宇都宮地方検察庁が主体となり、毎年度各入居官署の担当者が集まって打合せを実施しており、この打合せの中で共同調達の実施方法等を検証し、必要があれば見直しを行っているが、トナーカートリッジ等の共同調達案件についてもその実施による影響等について検証を行っている。</p> <p>具体的には、平成23年度は、数量を取りまとめることにより安価に調達することができたメーカーとできなかったメーカーとがあったため、安価に調達することが</p>			品目	製品の種類				A社製	B社製	C社製	D社製	トナーカートリッジ	14	7	3	4	インクカートリッジ	6				インクタンク	16				ドラムカートリッジ	6				ドラムユニット		2			プリントヘッド	2				廃トナーボックス	2				リボンカートリッジ			1		感光体ドラムユニット		2			計	46	11	4	4
品目	製品の種類																																																													
	A社製	B社製	C社製	D社製																																																										
トナーカートリッジ	14	7	3	4																																																										
インクカートリッジ	6																																																													
インクタンク	16																																																													
ドラムカートリッジ	6																																																													
ドラムユニット		2																																																												
プリントヘッド	2																																																													
廃トナーボックス	2																																																													
リボンカートリッジ			1																																																											
感光体ドラムユニット		2																																																												
計	46	11	4	4																																																										

できなかったメーカーの製品を必要としている官署では共同調達の特典を享受することができないなど、官署により共同調達による経費削減効果に差が出る結果となったことから、これを踏まえ、共同調達のメリットを更に生かすため、24年度からは、メーカーごとに調達を行うよう実施方法を見直したものである。

このうち、平成24年度におけるA社製のトナーカートリッジの調達に係る契約について、23、24両年度とも購入している品目でそれぞれの単価を比較すると、その主なものは表2のとおりである。

表2 トナーカートリッジ等の単価の変動状況（平成23～24年度）（例）

品目等			単価（円）		(b) - (a)
品目	プリンタ	規格	23年度 (a)	24年度 (b)	
トナーカートリッジ	LBP-1810	EP-62	27,350	16,000	▲11,350
	LBP-1820				
	LBP-5600	502			
	LBP-5910	ブラック	14,360	8,300	▲6,060
		イエロー	10,800	7,800	▲3,000
	マゼンダ	10,800	7,800	▲3,000	
	シアン	10,800	7,800	▲3,000	
インクカートリッジ	P-660C II	BJI-P600			
		ブラック	4,110	3,950	▲160
		イエロー	4,110	3,950	▲160
		マゼンダ	4,110	3,950	▲160
		シアン	4,110	3,950	▲160
		ライトマゼンダ	4,110	3,950	▲160
		ライトシアン	4,110	3,950	▲160
インクタンク	W6400	BCI-1451			
		マットブラック	5,490	5,500	10
		イエロー	5,490	5,500	10
		BCI-1431			
		ブラック	5,490	5,500	10
		マゼンダ	5,490	5,500	10
		シアン	5,490	5,500	10
		フォトマゼンダ	5,490	5,500	10
		フォトシアン	5,490	5,500	10
ドラムカートリッジ	LBP-5200	301	14,360	13,755	▲605
廃トナーボックス	LBP-5600	WT-98A	510	525	15
	LBP-5910	WT-98B	1,470	1,400	▲70

（注）トナーカートリッジ等の共同調達に係る契約書に基づき当省が作成した。

このように、メーカーごとの契約とした平成24年度の調達単価は、23年度と比較して減少しているものが多く、本件で比較した24年度のA社製のトナーカートリッジ等の購入について、23年度にも購入している製品39品目中26品目（66.7%）が、24年度の単価の方が安価となっている。

なお、宇都宮地方検察庁では、本件共同調達の参加官署の一つである宇都宮地方検察庁について、現状、同局の各支部分も含めた調達となっており、各支所に直送して納品するものとなっていることから、輸送費が発生しているが、今後は宇都宮地方検察庁合同庁舎への一括納品に変更し、輸送費の削減も行っていきたいとしている。

（注）当省の調査結果による。

表3-2-ア-① 各府省の本府省における他府省との共同調達等の実施件数の推移

(単位：件)

府省名	平成23年度 (a)	平成24年度 (b)	平成25年度 (予定)(c)	件数の推移 (c-a)
内閣府	3	15	15	12
宮内庁	1	6	(注3)	-
公正取引委員会	8	9	13	5
国家公安委員会(警察庁)	5	6	9	4
金融庁	11	13	(注3)	-
消費者庁	3	11	10	7
復興庁	-	8	8	-
総務省	5	6	9	4
法務省	8	9	13	5
外務省	5	10	9	4
財務省	11	12	11	0
文部科学省	10	13	17	7
厚生労働省	6	8	8	3
農林水産省	6	9	9	3
経済産業省	8	9	9	1
国土交通省	5	6	9	4
環境省	5	6	8	3
防衛省	(3)	(7)	(8)	(5)
18府省	103	163	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 庁舎設備の維持管理等、府省ごとに調達することができない案件及び光熱水料については、件数から除外した。

3 「平成25年度(予定)」欄は、各府省の平成25年4月時点における25年度分の調達に係る契約を締結済みの案件数及び25年度中に調達を予定している案件数の合計件数を記載した。なお、宮内庁及び金融庁については予定件数は未定ではあるものの、平成25年度の調達改善計画においては、いずれも、対象を拡大する旨記載している。

4 「件数の推移」欄は、平成23年度の共同調達の実施件数と25年度の実施予定件数とを比較した増加件数を表す。なお、平成23年度の実績がない復興庁並びに25年度の実施予定件数が未定の宮内庁及び金融庁については「-」とした。

5 復興庁については、平成24年9月に発足したため、23年度の実施実績は「-」としている。

6 防衛省については、「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定)において、本府省庁等におけるいずれの共同調達等グループにも位置付けられず、「内局会計課を中心として、特別の機関を含めた省単位での一括調達を実施する」とされており、他府省との共同調達は実施していないことから、()書きで記載した。

7 表中の最下段の数字は、各年度における各府省の共同調達件数を合計した延べ件数(省単位での一括調達を実施している防衛省の件数を含む。)である。なお、平成25年度分については、件数が未定のものがあるため計上していない。

表3-(2)-ア-② 各府省における他府省との共同調達等の実施状況

府省名		平成23年度			平成24年度			平成25年度の目標等	備考
		件数	物品購入	役務	件数	物品購入	役務		
中央合同庁舎2・3号館	国家公安委員会(警察庁)	5	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記	6	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記、クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度にガソリンの調達を追加できるよう関係省庁と調整 ・「事務用消耗品」:管区警察局等での共同調達実施部局を増加 	
	総務省	5	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記	6	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記、クリーニング		・共同調達の対象品目の拡大
	国土交通省	5	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記	6	事務用消耗品、紙類、OA機器消耗品、清掃用消耗品	速記、クリーニング		
中央合同庁舎5号館	厚生労働省	6	事務用消耗品、トイレットペーパー、蛍光灯類	荷物の集荷配送、新聞切り抜き、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	8	事務用消耗品、トイレットペーパー、蛍光灯類、自動車用ガソリン・エンジンオイル等交換	荷物の集荷配送、クリーニング、新聞切り抜き、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害用備蓄品」:環境省と共同調達を実施 	グループに人事院を含む。
	環境省	5	事務用消耗品、トイレットペーパー、蛍光灯類	荷物の集荷配送、新聞切り抜き	6	事務用消耗品、トイレットペーパー、蛍光灯類	荷物の集荷配送、クリーニング、新聞切り抜き		
中央合同庁舎6号館	公正取引委員会	8	事務用消耗品、PPC用紙、自動車用ガソリン、トナーカートリッジ等、六法全書、衛生消耗品、蛍光灯類	荷物の集荷配送	9	事務用消耗品、PPC用紙、自動車用ガソリン、トナーカートリッジ等、六法全書、衛生消耗品、蛍光灯類	荷物の集荷配送、クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車運行管理」:法務省と共同調達を実施(基本運行管理料の単価を削減) ・地方事務所での実施品目の増加 	
	法務省	8	事務用消耗品、PP	荷物の集荷配送	9	事務用消耗品、PP	荷物の集荷配送、ク		・「速記」、「自動車運行管

			C用紙、自動車用燃料油、トナーカートリッジ等、六法全書、衛生消耗品、蛍光灯類			C用紙、自動車用燃料油、トナーカートリッジ等、六法全書、衛生消耗品、蛍光灯類	リーニング	理」、「合本・製本」等：平成25年度から公正取引委員会と共同調達を実施 ・「コピー用紙」、「衛生関係消耗品」、「クリーニング」等：引き続き公正取引委員会との共同調達の実施 等	
中央合同庁舎7号館	金融庁	11	事務用消耗品、事務用消耗品（雑貨）、OA機器用消耗品、PPC用紙、自動車用ガソリン	速記、荷物の集荷配送、自動車運行管理、デリバティブ研修、廃棄物処理、廃棄物（汚泥）収集運搬	13	事務用消耗品、事務用消耗品（雑貨）、OA機器用消耗品、PPC用紙、トナーカートリッジ等（2件）、自動車用ガソリン	速記、荷物の集荷配送、自動車運行管理、デリバティブ研修、廃棄物処理、廃棄物（汚泥）収集運搬	・事務用機器の共同調達を実施 ・対象の拡大について検討	グループに会計検査院を含む。
	文部科学省	10	事務用消耗品、事務用消耗品（雑貨）、OA機器用消耗品、PPC用紙、自動車用ガソリン	速記、荷物の集荷配送、廃棄物処理、廃棄物（汚泥）収集運搬、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	13	事務用消耗品、事務用消耗品（雑貨）、OA機器用消耗品、PPC用紙、トナーカートリッジ等（3件）、自動車用ガソリン	速記、荷物の集荷配送、廃棄物処理、廃棄物（汚泥）収集運搬、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	・対象を10類型から14類型に拡大し、実施総額3億円を目標（「事務用什器」、「事務用機器」、「OA機器」、「家電」：会計検査院と共同調達）	
複数府省（グループ1）	内閣府	3	文房具等	荷物の集荷配送、健康診断	15	文房具等、コピー用紙、トナーカートリッジ等、自動車用ガソリン等（2件）、蛍光灯類、国会議員要覧等（2件）、六法全書、保存食等	速記、荷物の集荷配送、新聞切り抜き、クリーニング、健康診断	・汎用的な消耗品や役務を対象に幹事官庁として最多の15件以上の共同調達を実施 ・特に、消耗品の調達については、規格の調整、納入予定回数の明記など	グループに内閣官房及び内閣法制局を含む。

								<ul style="list-style-type: none"> 更なる仕様の見直しを実施 ・参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットの活用
	宮内庁	1	文房具等	—	6	文房具等、コピー用紙、蛍光灯類、国会議員要覧等、トイレットペーパー、保存食等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンター及びFAX用トナー等を実施 ・26年度に一般定期健康診断と宅配便を共同調達するべく、本年度中に内閣府等と調整
	消費者庁	3	文房具等	荷物の集荷配送、健康診断	11	文房具等、コピー用紙、トナーカートリッジ等、自動車用ガソリン等、国会議員要覧等、六法全書	速記、荷物の集荷配送、新聞切り抜き、クリーニング、健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度件数比で拡大を目指す ・調達費用を24年度より削減
	復興庁	—	—	—	8	文房具等、コピー用紙、トナーカートリッジ等、国会議員要覧等	速記、荷物の集荷配送、クリーニング、健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達に参加できるものは参加し、契約単価の引下げ
複数府省（グループ②）	外務省	5	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、災害備蓄用品	—	10	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、蛍光灯類、トイレットペーパー、災害備蓄用品	荷物の集荷配送、自動車運行管理、クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数、仕様の見直し
	財務省	11	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、蛍光灯類、トイレットペ	荷物の集荷配送、クリーニング、デリバティブ研修	12	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、蛍光灯類、トイレットペ	荷物の集荷配送、自動車運行管理、クリーニング、デリバティブ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・品目の拡大、仕様書等の見直し ・地方支分部局における共同調達の推進

			ーパー、災害備蓄用品、冷房設備冷却水等の処理薬品			ーパー、災害備蓄用品、冷房設備冷却水等の処理薬品		
	農林水産省	6	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、トイレットペーパー	クリーニング	9	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、蛍光灯類、トイレットペーパー、災害用備蓄品	荷物の集荷配送、クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き9品目で実施 ・地方機関においては、対象品目の拡大
	経済産業省	8	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、トイレットペーパー、災害用備蓄品	クリーニング、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	9	事務用消耗品、紙類、OA機器用消耗品、清掃用品、蛍光灯類、トイレットペーパー、災害用備蓄品	クリーニング、ものづくり基盤技術の振興施策の印刷製造	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目の拡大、実施効果を高める調達手法の検討 ・地方支分部局は、全地方局での実施、対象品目の拡大
省単位	防衛省	(3)	事務用消耗品、紙類、トナーカートリッジ等	—	(7)	事務用消耗品、紙類、トナーカートリッジ等、書籍(4件)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市ヶ谷エリアにおける一括調達の推進(役務調達について一括調達の導入を検討)
	18 府省	103 (100%)	72 (69.9%)	31 (30.1%)	163 (100%)	110 (67.5%)	53 (32.5%)	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各年度の「件数」欄については、共同調達等グループ内において共同調達に参加していない府省がある案件や、共同調達等グループ以外の府省と共同調達を行っている案件もあるため、共同調達等グループ内の各府省の実施実績は必ずしも一致しない。

3 「平成25年度の目標等」欄には、各府省が策定している平成25年度の「調達改善計画」において掲げられている目標等を記載している。

4 防衛省については、「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定)において、本府省庁等におけるいずれの共同調達グループにも位置付けられず、「内局会計課を中心として、特別の機関を含めた省単位での一括調達を実施する」とされていることから、他府省との共同調達は実施していない。

したがって、平成24年度における共同調達の実施状況の「件数」欄には、同年度における省内各会計機関同士での一括調達の実施件数を()書きで記載した。

5 表の最下段の数字は、各年度における各府省の共同調達実績件数を合計した延べ件数(省単位での一括調達を実施している防衛省の件数を含む。)である。

表3-(2)-ア-③ 共同調達等の実施が可能とみられる例①

機関等名	内閣府、消費者庁、復興庁																											
契約案件名	自動車運行管理業務（平成24年度）																											
	〔内閣府〕	〔消費者庁〕	〔復興庁〕																									
契約方式	一般競争契約	一般競争契約	一般競争契約																									
契約相手方	民間事業者	民間事業者	民間事業者																									
契約日	平成24年4月2日	平成24年4月2日	平成24年4月1日																									
契約金額（税込）	336,000円/人月（単価契約）	204,750円/人月（単価契約）	42,840,000円																									
応札者等数	3者	3者	2者																									
概要	<p>1 背景等</p> <p>「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定）において示されている本府省における共同調達等グループ（内閣府（内閣法制局を含む。）、宮内庁、消費者庁及び復興庁）では、平成24年度において、物品の購入については、文房具、コピー用紙、トナーカートリッジ等、役務の供給については、速記業務、新聞切り抜き業務、クリーニング等の案件について、共同調達等を実施している。</p> <p>これらの共同調達等の案件は全て、内閣府が幹事官庁となって入札、契約締結等の事務を実施している。</p> <p>2 自動車運行管理業務の調達の実施状況等</p> <p>上記の共同調達等グループにおいて実施している共同調達等案件の中には、「自動車運行管理業務」は含まれておらず、当該業務は、同グループ内の各府省がそれぞれ調達している。</p> <p>共同調達等グループ内の各府省がそれぞれ調達している自動車運行管理業務に係る契約を比較すると、以下のような状況となっている。</p> <p>表 自動車運行管理業務に係る契約の概要の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府省名</th> <th>契約日</th> <th>車両等の概要</th> <th>契約先</th> <th>契約金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府 内閣官 房</td> <td>H24.4.2</td> <td>・一般公用車67台 ・ステーションワゴン2台 ・マイクロバス1台 ・燃料電池車2台</td> <td>A社</td> <td>336,000円/人月 (時間外:2,556円/人月)</td> </tr> <tr> <td>宮内庁</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消費者 庁</td> <td>H24.4.2</td> <td>・一般公用車4台 ・ステーションワゴン1台</td> <td>B社</td> <td>204,750円/人月 (時間外:1,342円/人月)</td> </tr> <tr> <td>復興庁</td> <td>H24.4.1</td> <td>・一般公用車4台 ・キャブオーバー3台 ・ミニバン3台</td> <td>C社</td> <td>42,840,000円 (時間外:2,106.3円/人時) ※ 357,000円/人月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 復興庁の「契約金額（税込）」欄の「※」印を付した1人1か月当たりの金額は、契約書に記載されている契約金額を、当省において、12か月及び10人で除して参考として記載したものである。</p>			府省名	契約日	車両等の概要	契約先	契約金額（税込）	内閣府 内閣官 房	H24.4.2	・一般公用車67台 ・ステーションワゴン2台 ・マイクロバス1台 ・燃料電池車2台	A社	336,000円/人月 (時間外:2,556円/人月)	宮内庁	—	—	—	—	消費者 庁	H24.4.2	・一般公用車4台 ・ステーションワゴン1台	B社	204,750円/人月 (時間外:1,342円/人月)	復興庁	H24.4.1	・一般公用車4台 ・キャブオーバー3台 ・ミニバン3台	C社	42,840,000円 (時間外:2,106.3円/人時) ※ 357,000円/人月
府省名	契約日	車両等の概要	契約先	契約金額（税込）																								
内閣府 内閣官 房	H24.4.2	・一般公用車67台 ・ステーションワゴン2台 ・マイクロバス1台 ・燃料電池車2台	A社	336,000円/人月 (時間外:2,556円/人月)																								
宮内庁	—	—	—	—																								
消費者 庁	H24.4.2	・一般公用車4台 ・ステーションワゴン1台	B社	204,750円/人月 (時間外:1,342円/人月)																								
復興庁	H24.4.1	・一般公用車4台 ・キャブオーバー3台 ・ミニバン3台	C社	42,840,000円 (時間外:2,106.3円/人時) ※ 357,000円/人月																								

	<p>3 宮内庁においては、平成24年度において、自動車運行管理業務の調達を行っていない。</p> <p>上表をみると、各府省に共通している業務であるにもかかわらず、それぞれの調達単価が大きく異なっており、共同調達等グループ内の他府省の調達単価と比較して著しく高額（約1.6倍）となっているものもある状況となっている。</p> <p>同共同調達等グループ内の一つである消費者庁では、現状、単独で自動車運行管理業務の調達を行っている事情として、i) 内閣府の自動車運行管理業務の調達については、自動車保有台数が多く使用形態が異なることが想定されることや、ii) 内閣府での調達価格は現在の同庁での調達価格と比較して相当高額である（その理由は不明）ことを挙げている。</p> <p>しかし、他府省においては、複数府省間で自動車運行管理業務を単価契約により共同調達している例もみられることから、できる限り安価な単価により共同調達の実施を検討する余地があるものと考えられる。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-ア-④ 共同調達等の実施が可能とみられる例②

No.	案件等名	事例の概要等																								
1	速記業務	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループ（※）のうち3グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。その理由として、未実施の府省では、対象となる案件の内容が異なることなどを挙げている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>※ 「一括調達の運用ルール」においては、各府省の本府省が7グループに分けられているが、防衛省は、自省内で一括した調達を行うとされていることから、他府省との共同調達の実施状況においては除外している。以下本表において同じ。</p> <p>表 速記業務の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁、<u>総務省</u>、国土交通省（平成23年度）</td> <td>H24.4.5</td> <td>民間事業者</td> <td>30,202,200</td> <td>一般競争（単価契約）〔3者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、<u>文部科学省</u>、会計検査院（平成21年度）</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>49,287,000</td> <td>一般競争（単価契約）〔2者〕</td> <td>会計検査院を除く。</td> </tr> <tr> <td>内閣官房、<u>内閣府</u>、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>48,127,800</td> <td>一般競争（単価契約）〔2者〕</td> <td>宮内庁を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 当省の調査結果による。 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、（ ）書きは、当該共同調達を開始した年度である。 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨（（ ）書き）、応札者数（〔 〕書き）を記載している。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式等	備考	警察庁、 <u>総務省</u> 、国土交通省（平成23年度）	H24.4.5	民間事業者	30,202,200	一般競争（単価契約）〔3者〕		金融庁、 <u>文部科学省</u> 、会計検査院（平成21年度）	H24.4.2	民間事業者	49,287,000	一般競争（単価契約）〔2者〕	会計検査院を除く。	内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）	H24.4.2	民間事業者	48,127,800	一般競争（単価契約）〔2者〕	宮内庁を除く。
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式等	備考																					
警察庁、 <u>総務省</u> 、国土交通省（平成23年度）	H24.4.5	民間事業者	30,202,200	一般競争（単価契約）〔3者〕																						
金融庁、 <u>文部科学省</u> 、会計検査院（平成21年度）	H24.4.2	民間事業者	49,287,000	一般競争（単価契約）〔2者〕	会計検査院を除く。																					
内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）	H24.4.2	民間事業者	48,127,800	一般競争（単価契約）〔2者〕	宮内庁を除く。																					
2	新聞記事クリッピング業務	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち4グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。その理由として、未実施の府省では、切り抜き対象とする新聞記事が業務により異なることなどを挙げている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 新聞記事クリッピング業務の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事院、厚生労働省、<u>環境省</u>（平成23年度）</td> <td>H24.4.5</td> <td>民間事業者</td> <td>4,980,000</td> <td>一般競争（単価契約）〔2者〕</td> <td>人事院を除く。</td> </tr> <tr> <td>内閣官房、<u>内閣府</u>、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>6,017,025</td> <td>一般競争（単価契約）〔1者〕</td> <td>内閣官房、宮内庁、復興庁を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 当省の調査結果による。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	人事院、厚生労働省、 <u>環境省</u> （平成23年度）	H24.4.5	民間事業者	4,980,000	一般競争（単価契約）〔2者〕	人事院を除く。	内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）	H24.4.2	民間事業者	6,017,025	一般競争（単価契約）〔1者〕	内閣官房、宮内庁、復興庁を除く。						
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																					
人事院、厚生労働省、 <u>環境省</u> （平成23年度）	H24.4.5	民間事業者	4,980,000	一般競争（単価契約）〔2者〕	人事院を除く。																					
内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成24年度）	H24.4.2	民間事業者	6,017,025	一般競争（単価契約）〔1者〕	内閣官房、宮内庁、復興庁を除く。																					

		<p>2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、()書きは、当該共同調達を開始した年度である。</p> <p>3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。</p> <p>4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(()書き)、応札者数([]書き)を記載している。</p> <p>5 文部科学省では、当該作業を職員が行っているため、平成24年度において本業務の外注自体実施していない。</p>																																				
3	荷物配送業務	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況(平成24年度)をみると、共同調達等グループ6グループのうち1グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 荷物配送業務の共同調達の概要(平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事院、厚生労働省、環境省 (平成23年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>11,417,306</td> <td>一般競争(単価契約) 〔2者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法務省、公正取引委員会 (平成23年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>9,229,848</td> <td>一般競争(単価契約) 〔2者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>11,508,441</td> <td>一般競争(単価契約) 〔3者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>9,403,027</td> <td>一般競争(単価契約) 〔2者〕</td> <td>宮内庁を除く。</td> </tr> <tr> <td>外務省、財務省、経済産業省、農林水産省 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>17,914,932</td> <td>一般競争(単価契約) 〔3者〕</td> <td>経済産業省を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。</p> <p>2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、()書きは、当該共同調達を開始した年度である。</p> <p>3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。</p> <p>4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(()書き)、応札者数([]書き)を記載している。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	人事院、厚生労働省、環境省 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	11,417,306	一般競争(単価契約) 〔2者〕		法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	9,229,848	一般競争(単価契約) 〔2者〕		金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.4.2	民間事業者	11,508,441	一般競争(単価契約) 〔3者〕		内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	9,403,027	一般競争(単価契約) 〔2者〕	宮内庁を除く。	外務省、財務省、経済産業省、農林水産省 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	17,914,932	一般競争(単価契約) 〔3者〕	経済産業省を除く。
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																																	
人事院、厚生労働省、環境省 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	11,417,306	一般競争(単価契約) 〔2者〕																																		
法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	9,229,848	一般競争(単価契約) 〔2者〕																																		
金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.4.2	民間事業者	11,508,441	一般競争(単価契約) 〔3者〕																																		
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	9,403,027	一般競争(単価契約) 〔2者〕	宮内庁を除く。																																	
外務省、財務省、経済産業省、農林水産省 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	17,914,932	一般競争(単価契約) 〔3者〕	経済産業省を除く。																																	
4	クリーニング業務	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況(平成24年度)をみると、共同調達等グループ6グループのうち1グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 クリーニング業務の共同調達の概要(平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁、総務省、国土交通省</td> <td>H24.5.16</td> <td>民間事業者</td> <td>2,400,652</td> <td>一般競争(単価契約)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	警察庁、総務省、国土交通省	H24.5.16	民間事業者	2,400,652	一般競争(単価契約)																									
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																																	
警察庁、総務省、国土交通省	H24.5.16	民間事業者	2,400,652	一般競争(単価契約)																																		

		(平成24年度)				[3者]													
		人事院、厚生労働省、 <u>環境省</u> (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	1,502,786	一般競争 (単価契約) [1者]													
		法務省、公正取引委員会 (平成24年度)	H24.5.28	民間事業者	3,568,288	一般競争 (単価契約) [1者]													
		内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	1,355,907	一般競争 (単価契約) [2者]	宮内庁を除く。												
		外務省、 <u>財務省</u> 、経済産業省、農林水産省 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	4,415,057	一般競争 (単価契約) [2者]													
		<p>(注) 1 当省の調査結果による。</p> <p>2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、()書きは、当該共同調達を開始した年度である。</p> <p>3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。</p> <p>4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(()書き)、応札者数([]書き)を記載している。</p> <p>5 金融庁、文部科学省及び会計検査院のグループでは、平成24年度においては調達規模が小さいとして共同調達の実施は見合わせている。</p>																	
5	健康診断業務	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況(平成24年度)をみると、共同調達等グループ6グループのうち5グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。その理由として、未実施の府省では、健診項目や実施時期が異なることなどを挙げている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 健康診断業務の共同調達の概要(平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房、<u>内閣府</u>、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>公益法人</td> <td>10,576,408</td> <td>一般競争 (単価契約) [3者]</td> <td>宮内庁を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。</p> <p>2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、()書きは、当該共同調達を開始した年度である。</p> <p>3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。</p> <p>4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(()書き)、応札者数([]書き)を記載している。</p> <p>5 金融庁、文部科学省及び会計検査院のグループでは、平成24年度においては、健康診断の実施日程等の調整が整わないとして共同調達の実施は見合わせている。</p>						共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	公益法人	10,576,408	一般競争 (単価契約) [3者]	宮内庁を除く。
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考														
内閣官房、 <u>内閣府</u> 、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	公益法人	10,576,408	一般競争 (単価契約) [3者]	宮内庁を除く。														
6	蛍光灯の購入	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況(平成24年度)をみると、共同調達等グループ6グループのうち3グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p>																	

一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。

表 蛍光灯の購入の共同調達の概要（平成 24 年度）

共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考
法務省、公正取引委員会	H24. 11. 22	民間事業者	7, 245, 000	一般競争〔2者〕	
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成 24 年度）	H24. 7. 6	民間事業者	840, 000	一般競争（競り下げ）〔4者〕	消費者庁、復興庁を除く。
外務省、財務省、経済産業省、農林水産省（平成 24 年度）	H24. 4. 16	民間事業者	890, 400	一般競争（単価契約）〔5者〕	財務省は別途共同調達を実施。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、() 書きは、当該共同調達を開始した年度である。
 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。
 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(() 書き)、応札者数([] 書き)を記載している。
 5 中央合同庁舎第7号館（金融庁、文部科学省及び会計検査院が入居）については、建物等の建設、蛍光灯の購入を含む維持管理等をPFI事業者が行う契約として平成15年6月に締結されている。

7 書籍の購入

各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成 24 年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち4グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。

一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。

表 書籍の購入の共同調達の概要（平成 24 年度）

共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考
法務省、公正取引委員会（平成 23 年度）	H24. 4. 9	民間事業者	20, 290, 905	一般競争〔3者〕	
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁（平成 24 年度）	H24. 8. 10	民間事業者	8, 436, 708	一般競争〔1者〕	
	H25. 2. 15	民間事業者	6, 596, 310	一般競争〔2者〕	
	H25. 3. 13	民間事業者	1, 978, 494	一般競争〔1者〕	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、() 書きは、当該共同調達を開始した年度である。
 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。
 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(() 書き)、応札者数([] 書き)を記載している。

8	トナーカートリッジの購入	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち3グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 トナーカートリッジの購入の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1" data-bbox="520 398 1465 891"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務省、公正取引委員会 (平成23年度)</td> <td>H24.4.11</td> <td>民間事業者</td> <td>36,081,238</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔1者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>67,272,660</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔1者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>63,647,880</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔3者〕</td> <td>宮内庁を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、() 書きは、当該共同調達を開始した年度である。 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(() 書き)、応札者数([] 書き)を記載している。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.11	民間事業者	36,081,238	一般競争 (単価契約) 〔1者〕		金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	67,272,660	一般競争 (単価契約) 〔1者〕		内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	63,647,880	一般競争 (単価契約) 〔3者〕	宮内庁を除く。
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																					
法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.11	民間事業者	36,081,238	一般競争 (単価契約) 〔1者〕																						
金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	67,272,660	一般競争 (単価契約) 〔1者〕																						
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	63,647,880	一般競争 (単価契約) 〔3者〕	宮内庁を除く。																					
9	コピー用紙の購入	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち3グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 コピー用紙の購入の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1" data-bbox="520 1435 1465 1888"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務省、公正取引委員会 (平成23年度)</td> <td>H24.4.6</td> <td>民間事業者</td> <td>45,459,237</td> <td>一般競争 (単価契約) (2者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>83,050,273</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔4者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>65,547,457</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔2者〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、() 書きは、当該共同調達を開始した年度である。 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.6	民間事業者	45,459,237	一般競争 (単価契約) (2者)		金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.4.2	民間事業者	83,050,273	一般競争 (単価契約) 〔4者〕		内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	65,547,457	一般競争 (単価契約) 〔2者〕	
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																					
法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.6	民間事業者	45,459,237	一般競争 (単価契約) (2者)																						
金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.4.2	民間事業者	83,050,273	一般競争 (単価契約) 〔4者〕																						
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	65,547,457	一般競争 (単価契約) 〔2者〕																						

		4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨（（ ）書き）、応札者数（〔 〕書き）を記載している。																																			
10	ガソリンの購入	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち2グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 ガソリンの購入の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>7,898,047</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔2者〕</td> <td>環境省を除く。</td> </tr> <tr> <td>法務省、公正取引委員会 (平成23年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>14,651,185</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔3者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)</td> <td>H24.11.1</td> <td>民間事業者</td> <td>6,042,587</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔2者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)</td> <td>H24.4.2</td> <td>民間事業者</td> <td>15,589,140</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔2者〕</td> <td>宮内庁、復興庁を除く。</td> </tr> <tr> <td>H24.9.24</td> <td>民間事業者</td> <td>20,749,102</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔1者〕</td> <td>宮内庁、復興庁を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、（ ）書きは、当該共同調達を開始した年度である。 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨（（ ）書き）、応札者数（〔 〕書き）を記載している。</p>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	7,898,047	一般競争 (単価契約) 〔2者〕	環境省を除く。	法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	14,651,185	一般競争 (単価契約) 〔3者〕		金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.11.1	民間事業者	6,042,587	一般競争 (単価契約) 〔2者〕		内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	15,589,140	一般競争 (単価契約) 〔2者〕	宮内庁、復興庁を除く。	H24.9.24	民間事業者	20,749,102	一般競争 (単価契約) 〔1者〕	宮内庁、復興庁を除く。
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																																
人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	7,898,047	一般競争 (単価契約) 〔2者〕	環境省を除く。																																
法務省、公正取引委員会 (平成23年度)	H24.4.2	民間事業者	14,651,185	一般競争 (単価契約) 〔3者〕																																	
金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成21年度)	H24.11.1	民間事業者	6,042,587	一般競争 (単価契約) 〔2者〕																																	
内閣官房、内閣府、宮内庁、消費者庁、復興庁 (平成24年度)	H24.4.2	民間事業者	15,589,140	一般競争 (単価契約) 〔2者〕	宮内庁、復興庁を除く。																																
	H24.9.24	民間事業者	20,749,102	一般競争 (単価契約) 〔1者〕	宮内庁、復興庁を除く。																																
11	防災用品の購入	<p>各府省の本府省における、他府省との共同調達の実施状況（平成24年度）をみると、共同調達等グループ6グループのうち2グループにおいて共同調達等が未実施の状況となっている。</p> <p>一方、共同調達を実施しているものの概要は以下のとおりである。</p> <p>表 防災用品の購入の共同調達の概要（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調達等グループ</th> <th>契約日</th> <th>契約相手方</th> <th>契約金額(円)</th> <th>契約方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)</td> <td>H25.2.14</td> <td>民間事業者</td> <td>5,882,520</td> <td>一般競争 〔1者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法務省、公正取引委員会 (平成24年度)</td> <td>H25.2.22</td> <td>民間事業者</td> <td>6,246,463</td> <td>一般競争 〔4者〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)</td> <td>H24.12.25</td> <td>民間事業者</td> <td>1,891,062</td> <td>一般競争 (単価契約) 〔2者〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考	人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)	H25.2.14	民間事業者	5,882,520	一般競争 〔1者〕		法務省、公正取引委員会 (平成24年度)	H25.2.22	民間事業者	6,246,463	一般競争 〔4者〕		金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)	H24.12.25	民間事業者	1,891,062	一般競争 (単価契約) 〔2者〕												
共同調達等グループ	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約方式	備考																																
人事院、厚生労働省、環境省 (平成24年度)	H25.2.14	民間事業者	5,882,520	一般競争 〔1者〕																																	
法務省、公正取引委員会 (平成24年度)	H25.2.22	民間事業者	6,246,463	一般競争 〔4者〕																																	
金融庁、文部科学省、会計検査院 (平成24年度)	H24.12.25	民間事業者	1,891,062	一般競争 (単価契約) 〔2者〕																																	

		内閣官房、 <u>内閣府</u> 、 <u>宮内庁</u> 、 <u>消費者庁</u> 、 <u>復興庁</u> (平成24年度)	H24. 12. 7	民間事業者	8,992,095	随意契約 (不落随契) 〔4者〕	保存食 の購入 (消費 者庁、復 興庁を 除く)。
		外務省、財務省、 <u>経済産業省</u> 、 <u>農林水産省</u> (平成23年度)	H24. 10. 19	民間事業者	23,187,045	一般競争 (単価契約) 〔4者〕	
(注) 1 当省の調査結果による。 2 「共同調達等グループ」欄で、下線を付した府省は、当該契約の幹事府省として契約事務を行っている府省である。また、() 書きは、当該共同調達を開始した年度である。 3 「契約金額(円)」欄の金額は、単価契約については契約時における調達予定金額を記載している。 4 「契約方式等」欄は、当該契約の契約方式、単価契約の場合はその旨(() 書き)、応札者数([] 書き)を記載している。							

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -ア-⑤ 少額随意契約により調達していた案件について一括して調達（一般競争契約）すること
 としている例

機関等名	法務省（公安調査庁）	
	[平成23年度]	[平成24年度]
契約案件名	公用車の車検整備業務	官用自動車検査登録等業務
契約方式	随意契約（個別車両ごと）	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	—	平成24年4月24日
契約金額（税込）	—	1,188,495円
応札者等数	—	2者

概要

1 背景等

法務省では支出原因となる契約事務を行う支出負担行為担当官が、法務省本省及び外局にそれぞれ設置されている（法務省本省：大臣官房会計課長及び大臣官房施設課長、公安調査庁：公安調査庁総務部長）。

2 法務省及び公安調査庁における少額随意契約見直しの取組例

公安調査庁では、同庁において少額随意契約により調達している案件について体系的に把握している訳ではないが、個別の少額随意契約については随時見直しを行っている。

具体例としては、官用自動車に係る車検整備等の実施業務について、平成23年度までは同庁で少額随意契約により調達（平成23年度の契約実績は7件、契約金額の合計額は194,238円）していたが、公用車の所有台数が5台と少ないことから、法務省本省から一括して調達した方が合理的ではないかとの話があったため、24年度からは法務省本省分と一括して一般競争契約により調達することとしている。

表 公安調査庁の官用自動車に係る車検整備等の実施業務の契約方法の見直しの概要

年度	契約実施方法等の概要
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 個別車両ごとの少額随意契約 車検4件、定期点検1件及び修理2件（計7件） 契約金額の合計額194,238円
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 契約件名等：官用自動車検査登録等実施業務（大臣官房会計課、関東地方更生保護委員会及び公安調査庁の連名） 契約金額：（単価契約） 契約方式：一般競争契約 応札者数：2者

（注）当省の調査結果による。

上記のとおり、平成24年度から法務省本省分と一括して一般競争契約により調達することとした結果、特定の車両について両年度の車検整備に係る金額について比較してみると、23年度は51,870円であったのに対し、24年度は20,900円（対23年度比59.7%減）となっている例もみられた。

なお、同庁では、平成23年度と比較して契約手続等の事務負担の軽減にもつながっているとしている。

（注）当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-① 各府省の地方支分部局等における共同調達等の推進に関する方針等

府省名	「調達改善計画」における地方支分部局等 における共同調達等の推進に関する記載内容		地方支分部局等への伝達、情報 提供等の状況（平成24、25年度）		備 考
	平成24年度	平成25年度	区分	内容等	
内閣府	(記載なし)	(記載なし)	①	<ul style="list-style-type: none"> 「平成24年度内閣官房・内閣府本府調達改善計画」について（平成24年4月2日事務連絡） ※ 改善計画に盛り込まれた個別案件はもとより、それ以外の案件についても、実施状況の把握、積極的な調達改善、コスト削減の取組を要請 「平成25年度内閣官房・内閣府本府調達改善計画」の内容の周知（H25.5電子メール連絡） 	
宮内庁	(記載なし)	(記載なし)	②	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等における一括調達の実施に関する内閣官房からの指示の伝達（H24.12電子メール連絡） 	
公正取引委員会	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所・支所においても、庁舎の管理官署と実施する共同調達の対象品目を検討し、共同調達を実施する品目を増加 	①	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25年度公正取引委員会調達改善計画」の内容の周知（H25.8地方事務所等総務課長等会議で説明） 	
国家公安委員会(警察庁)	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 事務用消耗品の購入：各管区警察局等の単位を基本として、共同調達を実施。平成24年度と比較して共同調達実施部署の増を目指す。 	①	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25年度警察庁調達改善計画の策定について（通達）」（平成25年5月21日付け警察庁丙会発第71号） 	
金融庁	—	—	—	—	(注3)
消費者	—	—	—	—	(注3)

庁					
復興庁	—	—	—	—	(注3)
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 他組織（地方支分部局を含む。）の取組については、総務省本省における平成24年度の取組状況を踏まえ、順次対象を拡大（調達改善全般） 	<ul style="list-style-type: none"> 本省以外の他の組織については、組織ごとに調達環境が異なることを考慮し数値目標は設けないが、十分に改善意識を持った上で取り組む。 	①	<ul style="list-style-type: none"> 「一括調達の運用ルール」の内容の周知（H24.10 会計担当者向け研修会で説明） 「一括調達の運用ルールに係るフォローアップ調査結果」（平成24年11月内閣官房IT担当室）の内容の周知（H24.11 総合通信局会計担当者向けの会議で説明） 平成24年度一括調達の運用ルールに関するフォローアップ調査結果等の伝達（H24.12 電子メール連絡） ※ 地元業者に対するヒアリング（複数社）、単価及び事務コストの観点から効果が高い共同調達方法を分析の上、実施するよう要請 「一括調達運用ルール」の改定の伝達（H25.1 電子メール連絡）等 	
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等の取組については、法務省本省の平成24年度の取組状況を検証した上で、平成25年度以降実施（調達改善全般） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等においては、これまでも共同調達等の取組を推進しているところ、平成25年度にはそれらの実施状況等を検証した上で、平成26年度以降に実施 	②	<ul style="list-style-type: none"> 「一括調達運用ルールの改定について（通達）」（平成25年1月30日付け法務省令第195号） 	(注5)
外務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局の共同調達の実施を図ることを通じてコスト削減 	(記載なし)	②	—	(注5)
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 外局及び地方支分部局の取組については、財務省本省における 	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達については外局及び地方支分部局においても実施しているところであ 	②	<ul style="list-style-type: none"> 「一括調達の運用ルール」（平成25年1月改正）の周知（H25.1 電子メール連 	

	平成 24 年度の取組状況を踏まえ、平成 25 年度に実施（調達改善全般）	<ul style="list-style-type: none"> り、取組を継続 ・ 地方支分部局において各管下官署を含めた共同調達のほか、同一地方ブロック単位での府省横断的な共同調達の推進 ・ 外局及び地方支分部局は、財務省本省において取り組むこととしている内容について、その取組状況、評価等を踏まえ、各部局の実情に応じて順次取組みを拡大（調達改善全般） 	①	<ul style="list-style-type: none"> 絡） ・ 「平成 25 年度財務省調達改善計画について」（H25. 5 電子メール連絡） 	
文 部 科 学 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に引き続き共同調達を実施（文化庁、施設等機関を含む。）（平成 23 年度に共同調達を実施した各案件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度に引き続き共同調達を実施（文化庁、施設等機関を含む。）（平成 24 年度に共同調達を実施した各案件） 	①	—	(注 6)
厚 生 労 働 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直しのうち事務用消耗品については地方支分部局等においても既に実施。 平成 24 年度の評価・検証を踏まえ、平成 25 年度以降の更なる取組の拡充を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用消耗品等の共同調達連携先（本省：環境省及び人事院、地方：都道府県労働局管内） ・ 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達のうち事務用消耗品については地方支分部局等においても実施 平成 25 年度の評価・検証を踏まえ、平成 26 年度以降の更なる取組の拡充等を検討 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括調達の運用ルール（平成 25 年 1 月改正）の周知（H25. 2 電子メール連絡） 	
農 林 水 産 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用消耗品の調達：地方機関（46 機関）で共同調達を実施 ・ 地方機関において取り組める事項は順次取り組む。（調達改善全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方機関（離島等にある機関を除く。）の共同調達は引き続き実施するとともに、対象品目を拡大 ・ 地方機関において取り組める事項は順 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 24 年度農林水産省調達改善計画について」（平成 24 年 4 月 5 日付け 24 経第 28 号） ・ 「平成 25 年度農林水産省調達改善計画 	

	般)	次取り組む。(調達改善全般)		について」(平成 25 年 6 月 13 日付け 25 経第 295 号) ※ 上記両通知については、林野庁から同庁の地方支分部局等に対し通知されていない。	
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 複数の組織で共通して調達する物品・役務等：地方経済産業局においては、各地域ブロック内での共同調達の導入を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の組織で共通して調達する物品・役務等：地方経済産業局においては、各地域ブロック内での共同調達の導入(全ての地方局での実施) 品目の拡大を目指す。 	①	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度調達改善計画の上半期自己評価 (H24.11 電子会議室による周知) 一括調達の運用ルール改訂 (H25.2 電子メールによる周知) 平成 25 年度調達改善計画の策定 (H25.6 電子会議室による周知) 平成 24 年度調達改善計画の自己評価 (H25.6 電子会議室による周知) 	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等においても共同調達を実施(少なくとも 1 以上の地方支分部局等において実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等においても共同調達を実施(少なくとも 1 以上の地方支分部局等において実施) 一部の未実施の地方支分部局等においては、配送コスト等の費用対効果を含め実施の適否を検討し、必要な対応 	③	-	
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等においては、平成 24 年度における環境本省での取組状況を検証し、25 年度以降に実施(調達改善全般) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務用消耗品等の購入、役務：共同調達の実施及び対象品目の拡大(他省庁、外局等) 外局、地方支分部局等においては、環境省本省での取組状況を検証の上、順次実施に移行(調達改善全般) 	①	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 24 年度調達改善の取組に関する点検結果」(内閣官房)及び「平成 25 年度環境省調達改善計画」の内容の周知 (H25.8 電子メールによる連絡) 	
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 各駐屯地、各基地で購入・借上げを行っていたパソコン、コピー機、システム等について中央調達 	<ul style="list-style-type: none"> 艦船需品(毛布、国旗など)の調達について海上保安庁との共同調達を検討 	①	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度調達改善計画に基づき取り組んだ事務用消耗品等の一括調達の効果の周知、平成 25 年度の取組の推進を伝達 	

	機関で一括調達、借上げを実施 ・ 艦船需品（救命胴衣や防火器材など）の調達について海上保安庁との共同調達を検討		（H25. 6 行政事業レビュー推進チーム・外部有識者会合合同会議、H25. 10 行政事業レビュー推進チーム会議）
合計	【地方支分部局等に関する記載内容】		① : 10 府省 ② : 5 府省 ③ : 1 府省 - : 3 府省
	共同調達等について記載：7 府省 調達改善全般について記載：5 府省 記載なし：4 府省 - : 3 府省	共同調達等について記載：12 府省 調達改善全般について記載：4 府省 記載なし：3 府省 - : 3 府省	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における「地方支分部局等」とは、各府省（本府省内部部局及び外局）の地方支分部局、施設等機関、特別の機関、地方機関等を表す。

3 「「調達改善計画」における地方支分部局等での共同調達等の推進に関する記載内容」欄は、金融庁、消費者庁及び復興庁については、地方支分部局等がない、又は会計機関（支出負担行為担当官等（分任も含む。)) が置かれた地方支分部局等がないため「-」とし、表の最下段の「【地方支分部局等に関する記載内容】」欄についてはいずれの事項にも計上していない。

また、各府省の調達改善計画の中には、地方支分部局等に関する記載のうち、共同調達等に特化した記載及び調達改善全般についての記載の双方があるものもあり、それらについては双方の府省数に計上している。

4 「地方支分部局等への伝達、情報提供等の状況（平成 24、25 年度）」の「区分」欄は、以下の区分により記載している（下記の複数の区分により伝達、情報提供等を行っている府省については、その全ての区分を記載し、合計には全てを計上している。）。

① : 府省として決定した地方支分部局等における共同調達等の取組方針等について伝達・通知等を行っているもの

② : 政府全体における共同調達等に関する情報等の伝達・通知等を行っているもの

③ : 平成 24、25 年度においては伝達、通知等の実績がないもの

5 法務省においては、平成 24 年 3 月の「一括調達の運用ルール」の改定についても地方支分部局等に周知（同月）している。また、外務省においては、平成 23 年 10 月、地方の機関（大阪分室及び沖縄事務所）の所管課の担当者に対し、「平成 24 年度地方支分部局等における共同調達拡大に向けた具体案について」（内閣府公共サービス改革担当事務局事務連絡）の経緯、内容等を周知している。

6 文部科学省においては、同省の地方支分部局等についても既に本省の共同調達等に参加しているとして、改めて伝達、通知等を行っていない。

表3-(2)-イ-② 地方支分部局等における共同調達等の実施状況

府省名	地方支分部局等の名称	支出負担行為担当官等名	共同調達等の実施状況					
			平成23年度			平成24年度		
			件数	物品	役務等	件数	物品	役務等
内閣府	日本学術会議	事務局長	3	文房具等	荷物等の配送業務、一般的健康診断	5	文房具等、プリンタ用及びFAX用トナー等、国会議員要覧等	荷物等の配送業務、一般的健康診断
	沖縄総合事務局(総務部)	総務部長	15	事務用消耗品、トナーカートリッジ、コピー用紙、電子入札システムセンター賃貸借	一般定期健康診断(本島内)、航空貨物の運送業務、永年勤続者表彰用銀杯の製造、証券システムに係る運用支援業務、電子入札システム運用監理業務、電子入札システム保全業務、電子入札システム監視支援業務 【合同庁舎管理官署】 那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)清掃業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)警備業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)環境衛生管理業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)塵芥処理業務	17	事務用消耗品、トナーカートリッジ、コピー用紙、事務用消耗品(宮古、石垣)、電子入札システムセンター賃貸借	一般定期健康診断(本島内)、航空貨物の運送業務、パソコンのデータ消去等業務、開発建設部アプリケーション設定作業、証券システムに係る運用支援業務、電子入札システム運用監理業務、電子入札システム保全業務、電子入札システム監視支援業務 【合同庁舎管理官署】 那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)清掃業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)警備業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)環境衛生管理業務、那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)塵芥処理業務
	沖縄総合事務局(開発建設部)	開発建設部長	9	トナーカートリッジ、コピー用紙、事務用消耗品、電子入札システムメインセンター賃貸借	一般定期健康診断(本島内)、航空貨物の運送、電子入札システム運用監理業務、電子入札システム監視支援業務、電子入札システム保全業務	11	トナーカートリッジ、コピー用紙、事務用消耗品、電子入札システムセンター賃貸借	一般定期健康診断(本島内)、航空貨物の運送業務、電子入札システム運用監理業務、電子入札システム監視支援業務、電子入札システム保全業務、パソコン及びプリンタの賃貸借・保守、パソコンのデータ消去等業務
	八重山財務出張所	所長(分任契約担当官)	1	—	塵芥収集業務	1	—	塵芥収集業務
	土地改良総合事務所	所長(分任支出負担行為担当官)	5	パソコン端末、事務用消耗品、コピー用紙	一般定期健康診断、官用車車検	5	パソコン端末、事務用消耗品、コピー用紙	一般定期健康診断、官用車車検
	陸運事務所	所長(分任契約担当官)	0	—	—	0	—	—
	南部国道事務所	所長(分任支出負担行為担当官)	0	—	—	0	—	—
石垣港湾事務所	所長(分任支出負担行為担当官)	0	—	—	0	—	—	
宮内庁	京都事務所	所長(分任支出負担行為担当官)	0	—	—	0	—	—

	御料牧場	御料牧場長（分任 支出負担行為担当 官）	0	—	—	0	—	—
国家公安委 員会（警察 庁）	東北管区警察局	総務監察・広域調 整部会計課長	4	事務用消耗品、P P C用紙、 自動車用燃料	荷物運送	4	事務用消耗品、P P C用紙、 自動車用燃料	荷物運送
	中国管区警察局	総務監察・広域調 整部会計課長	7	再生紙（2）、事務用品、ガ ソリン等、電子複写機賃貸借 （国庫債務負担行為H23. 4. 1～ H26. 3. 31）	通信機器等運送業務、電子複 写機保守管理業務	6	再生紙、事務用品、ガソリン 等	通信機器等運送業務、電子複 写機保守管理業務、職員健康 診断業務
	四国管区警察局	総務監察・広域調 整部会計課長	1	—	健康診断及び健康管理医業務	5	自動車燃料等、P P C用紙、 当直職員の寝具の賃貸借	健康診断及び健康管理医業 務、小荷物運送
	皇宮警察本部	会計課長	1	—	産業廃棄物処理（※指名競争）	1	—	産業廃棄物処理（※指名競争）
	科学警察研究所	総務部会計課長	0	—	—	0	—	—
	警察大学校	教務部会計課長	0	—	—	0	—	—
総務省	東北総合通信局	局長	3	コピー用紙 【合同庁舎管理官署】 蛍光管類	【合同庁舎管理官署】 清掃役務一式	4	コピー用紙、事務用品（鉛筆 等4点） 【合同庁舎管理官署】 蛍光管類	【合同庁舎管理官署】 清掃役務一式
	北陸総合通信局	局長	0	—	—	1	事務用消耗品	—
	四国総合通信局	局長	0	—	—	2	消耗品、P P C用紙	—
	関東管区行政評価 局	総務部長	2	情報公開・個人情報保護総合 案内所用パソコン等一式の借 入（10台）（国庫債務負担行為 H23年度～26年度（48か月））、 P P C用紙	—	4	業務用自動車（6台）のリース （国庫債務負担行為：H24年 度～28年度（60か月））、P P C用紙、プリンタトナー	年金記録確認地方第三者委員 会資料の移管及び保管（運搬 を含む）
	四国行政評価支局	支局長	5	P P C用紙、プリンタート ナー、情報公開・個人情報保 護総合案内所用パソコン等一 式の借入（国庫債務負担行為 H23年度～26年度）	高松第2地方合同庁舎入居官 署専用部分の清掃業務、複合 機等の保守業務	4	P P C用紙、プリンタート ナー	高松第2地方合同庁舎入居官 署専用部分の清掃業務、複合 機等の保守業務
	京都行政評価事務 所	所長	1	P P C用紙	—	2	P P C用紙、プリンタート ナー	—
	情報通信政策研究 所	所長	0	—	—	7	P P C用紙、紙類、OA機器用 消耗品、清掃用消耗品、事務 用消耗品、飲料水	速記
	消防大学校	庶務課長（分任契 約担当官）	0	—	—	4	P P C用紙、紙類（色紙）、OA 機器用消耗品、清掃用消耗品	—
		消防研究センター	0	—	—	0	—	—
法務省	前橋地方法務局	局長	1	登記小六法	—	2	登記小六法 乙号窓口用封筒	—
	新潟地方法務局	局長	3	コピー用紙、P P C用紙 【合同庁舎管理官署】 十日町合同庁舎等1庁空調及 び融雪用灯油	—	3	P P C用紙、新潟地方法務総 合庁舎に入居する官署におい て使用する事務用消耗品 【合同庁舎管理官署】 十日町合同庁舎等1庁空調及 び融雪用灯油	—

富山地方法務局	局長	4	PPC用紙、株式会社リコー製電子計算機用消耗品、事務用品、登記小六法	—	6	事務用品、株式会社リコー製電子計算機用消耗品、PPC用紙、一般事務機用トナー、富士ゼロックス株式会社製登記情報システム汎用印刷機用消耗品、登記小六法	—
金沢地方法務局	局長	4	登記小六法、PPC用紙、事務用品、リコー製トナー	—	5	登記小六法、PPC用紙、事務用品、リコー製トナー、事務用トナー	—
大阪法務局	局長	3	富士ゼロックス株式会社製電子計算機等消耗品、富士ゼロックス製事務機用トナー等	【合同庁舎管理官署】 大阪第二法務合同庁舎清掃等業務	4	富士ゼロックス製事務機用トナー等、PPC用紙	【合同庁舎管理官署】 大阪第二法務合同庁舎清掃等業務、大阪第二法務合同庁舎警備業務等
佐賀地方法務局	局長	3	再生コピー用紙(A4、A3、B4、B5判)、コンピュータ関連消耗品(トナー及びステープラー)	信託目録の電子化作業	4	登記小六法、再生コピー用紙(A4、A3、B4、B5判)、コンピュータ関連消耗品(トナー及びステープラー)、カラープリンター用消耗品(トナー及びドラムユニット)	—
近畿地方更生保護委員会	委員長	1	コピー用紙	—	1	コピー用紙	—
四国地方更生保護委員会	委員長	2	コピー用紙(高松法務合同庁舎、徳島地方合同庁舎)	—	5	コピー用紙(高松法務合同庁舎、徳島地方合同庁舎、高知法務総合庁舎)、文具類(高松法務合同庁舎、高知法務総合庁舎)	—
仙台入国管理局	局長	0	—	—	0	—	—
東京入国管理局	局長	0	—	—	0	—	—
名古屋入国管理局	局長	0	—	—	4	物品(3)、再生PPC用紙	—
大阪入国管理局	局長	0	—	—	2	コピー用紙、事務用品等	—
福岡入国管理局	局長	1	蛍光管	—	1	蛍光管	—
宮城刑務所	所長	18	白灯油(第1～4四半期分)、レギュラーガソリン(4)、事務用消耗品(6)、防災用放射能防護個人装備一式、防災用個人用被ばく線量測定器、災害用非常食、空中放射線量計	—	5	白灯油(第1、2四半期分)、レギュラーガソリン(2)、A4版コピー用紙	—
栃木刑務所	所長	0	—	—	3	コピー用紙(2)、被収容者ちり紙	—
府中刑務所	所長	4	消耗品(3)、コピー用紙	—	2	消耗品、コピー用紙	—
新潟刑務所	所長	5	新潟刑務所等事務用消耗品一式、新潟刑務所等ボイラー用燃料A重油(第3、4四半期)、防災備品一式(防災備蓄庫小型4台、発電機6台)	—	1	新潟刑務所等事務用消耗品一式	—
富山刑務所	所長	1	コピー用紙	—	1	コピー用紙	—
麓刑務所	所長	4	事務用消耗品、衛生資材、精麦(2)	—	4	事務用消耗品、衛生資材、防災用備品、精麦	—
熊本刑務所	所長	0	—	—	2	事務用品、災害用備品	—

入国者収容所東日本入国管理センター	所長	3	白灯油(2)、コピー用紙	—	4	白灯油(2)、コピー用紙、文具品等	—
東北少年院	院長	14	白灯油(4)、レギュラーガソリン(4)、事務用消耗品(6)	—	10	白灯油(2)、レギュラーガソリン(2)、事務用消耗品(5)、A4版コピー用紙	—
多摩少年院	院長	9	プロパンガス、コピー用紙、消耗品(3)、A重油(4)	—	5	プロパンガス、コピー用紙、A重油(2)、防災用品	—
四国少年院	院長	6	事務用消耗品(3)、PPC用紙、ちり紙及びトイレトペーパー	一般廃棄物収集処分業務	9	事務用消耗品(3)、PPC用紙、ちり紙及びトイレトペーパー、防災用品(3)	一般廃棄物収集処分業務
東京少年鑑別所	所長	0	—	—	3	事務用品等(文具類)、事務用品等(トナー類)、事務用品等(その他物品類)	—
中部公安調査局	局長	9	事務用品等消耗品(中部、金沢)、コピー用紙(中部、金沢、福井)、ガソリン、灯油、ゴム印、トナー(中部、金沢)、蛍光灯(中部、福井)、トイレトペーパー	健康診断業務(中部、金沢)	9	事務用品等消耗品(中部、金沢)、コピー用紙(中部、金沢、福井)、ガソリン、灯油、ゴム印、トナー(中部、金沢)、蛍光灯(中部、福井)、トイレトペーパー	健康診断業務(中部、金沢、福井)
中国公安調査局	局長	4	コピー用紙、灯油、週刊誌等定期購読	健康診断業務	6	コピー用紙、事務用品消耗品、蛍光灯、灯油、週刊誌等定期購読	健康診断業務
四国公安調査局	局長	1	PPC用紙	—	4	PPC用紙、事務用消耗品(色鉛筆等、鉛筆等、シャープペンシル替芯等)	—
仙台高等検察庁	検事長	15	【合同庁舎管理官署】コピー用紙、プリンタートナー等消耗品、自動車用燃料(4)、衛生用品(トイレ用品)、蛍光灯、白灯油(3)、ネットワーク伝送方式監視カメラシステム	【合同庁舎管理官署】定期健康診断等業務、仙台北法務総合庁舎警備業務、仙台北法務総合庁舎等清掃業務	9	【合同庁舎管理官署】コピー用紙、プリンタートナー等消耗品、自動車用燃料、衛生用品(トイレ用品)、蛍光灯、白灯油	【合同庁舎管理官署】定期健康診断等業務、仙台北法務総合庁舎警備業務、仙台北法務総合庁舎等清掃業務
宇都宮地方検察庁	検事正	5	【合同庁舎管理官署】消耗品、トナーカートリッジ	【合同庁舎管理官署】職員健康診断、庁舎清掃業務、庁舎警備業務	5	【合同庁舎管理官署】消耗品、トナーカートリッジ	職員健康診断(合同庁舎管理官署であるが、本契約についての取りまとめは他官署が行っている) 【合同庁舎管理官署】庁舎清掃業務、庁舎警備業務
前橋地方検察庁	検事正	7	【合同庁舎管理官署】トナーカートリッジ等、文具等	【合同庁舎管理官署】前橋法務総合庁舎警備業務、前橋法務総合庁舎等2庁の日常清掃業務、定期健康診断業務、前橋法務総合庁舎等3庁床面及び窓ガラス清掃業務、高崎法務総合庁舎の備品購入及び不用物品引取処分業務	6	【合同庁舎管理官署】トナーカートリッジ等、文具等	【合同庁舎管理官署】前橋法務総合庁舎警備業務、定期健康診断業務、前橋法務総合庁舎等3庁の日常清掃業務、前橋法務総合庁舎等4庁床面及び窓ガラス清掃業務
新潟地方検察庁	検事正	3	新潟地方検察庁等自動車用燃料、新潟地方検察庁等災害時非常用備蓄食料等、インバーター発電機等	—	1	新潟地方検察庁等自動車用燃料	—

	金沢地方検察庁	検事正	5	文具等消耗品	一般定期健康診断及び特別定期健康診断 【合同庁舎管理官署】 庁舎施設警備業務(金沢)、庁舎清掃業務(金沢、小松)、庁舎機械警備業務(金沢、七尾)	5	文具等消耗品、コピー用紙	一般定期健康診断及び特別定期健康診断 【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務(金沢、小松)、庁舎施設警備業務(金沢)
	熊本地方検察庁	検事正	1	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務	1	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務
財務省	東北財務局	総務部長	6	再生紙、文具等、プリンタ用トナーカートリッジ等(リコー製)	物品運送業務、電子式複合機賃貸借及び保守等 【合同庁舎管理官署】 仙台合同庁舎清掃業務	6	再生紙、文具等、プリンタ用トナーカートリッジ等(リコー製)	物品運送業務、複合機の賃貸借及び保守 【合同庁舎管理官署】 仙台合同庁舎清掃業務
	関東財務局	総務部次長	12	再生P P C用紙、トナーカートリッジ等(リコー製、ゼロックス製、富士通・エプソン製)、その他の事務用品、フラットファイル等、衛生清掃用品 【合同庁舎管理官署】 トイレットペーパー等	【合同庁舎管理官署】 清掃業務、警備業務、廃棄物等処理業務、古紙等の売払い	12	再生P P C用紙、トナーカートリッジ等(リコー製、ゼロックス製、富士通・エプソン製)、その他の事務用品、フラットファイル等、衛生清掃用品 【合同庁舎管理官署】 トイレットペーパー等	【合同庁舎管理官署】 清掃業務、警備業務、廃棄物等処理業務、古紙等の売払い
	東海財務局	総務部長	3	カートリッジ等、文具等、再生P P C用紙	—	3	カートリッジ等、文具等、再生P P C用紙	—
	北陸財務局	総務管理官	1	—	【合同庁舎管理官署】 金沢新神田合同庁舎清掃業務	1	—	【合同庁舎管理官署】 金沢新神田合同庁舎清掃業務
	中国財務局	総務部長	3	P P C用紙(乾式複写機用紙)、事務用消耗品	【合同庁舎管理官署】 広島合同庁舎清掃業務	3	P P C用紙(乾式複写機用紙)、事務用消耗品	【合同庁舎管理官署】 広島合同庁舎清掃業務
	四国財務局	総務部長	1	P P C用紙	—	1	P P C用紙	—
	九州財務局	総務部長	4	—	法律相談カウンセラー契約(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	4	—	法律相談カウンセラー契約(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
	福岡財務支局	財務主幹	1	—	【合同庁舎管理官署】 福岡合同庁舎清掃等業務	2	古紙再生紙	【合同庁舎管理官署】 福岡合同庁舎清掃等業務
	新潟財務事務所	所長(分任支出負担行為担当官)	2	【合同庁舎管理官署】 消火器	【合同庁舎管理官署】 新潟財務総合庁舎清掃業務	6	【合同庁舎管理官署】 新潟美咲合同庁舎2号館物品の購入(テーブル・イス等、電気製品、什器等、衛生用品)	【合同庁舎管理官署】 新潟美咲合同庁舎2号館清掃業務、新潟美咲合同庁舎2号館警備業務

東京税関	総務部長	34	印刷(海上及び航空貨物通関情報処理システム用納付書等、携帯品・別送品申告書等、通関情報総合判定システム(課税業務機能)用OCR納付書)、図書等(関税六法等、輸出統計品目表、関税率表解説追録等、実行関税率表)、C I P I Cジャーナル、財政会計六法及び財務省の機構、通関事務総合データ通信システム(旅具通関用)機器、国家公務員カード、パソコン、財務省退職者表彰用デジタル写真立て、X線貨物検査装置(車載式出力固定式1方向(2)、車載式出力固定式2方向(3))、不正薬物・爆発物車載型探知装置、税関職員用制服等(冬服、夏服、盛夏服、制帽、ベルト、ネクタイ)、自動体外式除細動器	車載式後方散乱X線貨物検査装置の保守 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(東京港湾合同庁舎(国庫債務負担行為H23~28)、羽田空港官庁施設、新潟空港国際線旅客ターミナルビル)、警備業務(東京港湾合同庁舎(国庫債務負担行為H23~28)、羽田空港官庁施設)、廃棄物処理(東京港湾合同庁舎、羽田空港官庁施設)	31	印刷(携帯品・別送品申告書等、輸出入・港湾関連情報処理システム用OCR納付書等、輸出入・港湾関連情報処理システム用納付書等)、図書「関税週報」等、コピー用紙、車載式後方散乱X線貨物検査装置、財務省退職者表彰用デジタル写真立て、国家公務員カード、税関職員用制服等(冬服、制帽)、普通紙フレキシビリ、財務省永年勤務者表彰用ボールペン等、C I P I Cジャーナル、文書裁断機、パソコン、不正薬物・爆発物探知装置、不正薬物・爆発物車載型探知装置、X線検査装置(車載式出力固定1方向(2)、車載式出力固定2方向(2))	住宅地図インターネット配信サービス、書籍等梱包発送業務、一元的な文書管理システムへのデータ移行作業 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(東京港湾合同庁舎(国庫債務負担行為H23~28)、羽田空港官庁施設、新潟空港国際線旅客ターミナルビル)、警備業務(東京港湾合同庁舎(国庫債務負担行為H23~28)、羽田空港官庁施設)、廃棄物処理(東京港湾合同庁舎、羽田空港官庁施設)
名古屋税関	総務部長	10	—	【合同庁舎管理官署】 清掃業務等(名古屋港湾合同庁舎、清水港湾合同庁舎他2箇所、中部空港CIQ庁舎、中部空港合同庁舎、四日市港湾合同庁舎他1箇所、豊橋港湾合同庁舎、稲永出張所他6箇所、富士山静岡空港官庁部分)、警備業務(中部空港CIQ庁舎、中部空港合同庁舎)	6	リサイクルP P C用紙	【合同庁舎管理官署】 清掃業務等(名古屋港湾合同庁舎他13施設、中部空港合同庁舎他3施設、清水港湾合同庁舎他9施設、四日市港湾合同庁舎他1施設)、警備業務(中部空港CIQ庁舎他1箇所)
大阪税関	総務部長	11	—	清掃業務(大阪港湾合同庁舎、関西国際空港CIQ合同庁舎、関西空港地方合同庁舎、小松空港出張所CIQ庁舎)、健康管理システム運用保守業務、税関健康管理システム用ハードウェア等の更改、住宅地図インターネット配信サービスの提供 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(大阪港湾合同庁舎、関西国際空港CIQ合同庁舎、関西空港地方合同庁舎、小松空港出張所CIQ庁舎)	9	—	清掃業務(大阪港湾合同庁舎、関西国際空港CIQ合同庁舎、関西空港地方合同庁舎、小松空港出張所CIQ庁舎) 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(大阪港湾合同庁舎、関西国際空港CIQ合同庁舎、関西空港地方合同庁舎、小松空港出張所CIQ庁舎)
門司税関	総務部長	1	【合同庁舎管理官署】 蛍光管	—	2	古紙再生紙 【合同庁舎管理官署】 蛍光管	—

仙台国税局	総務部次長	5	文具等、再生紙	清掃業務(仙台合同庁舎、仙台第2合同庁舎)、仙台第2合同庁舎警備役務	5	文具等、再生紙	清掃業務(仙台合同庁舎、仙台第2合同庁舎)、仙台第2合同庁舎警備役務
名古屋国税局	総務部次長	14	—	平成23年度租税教育用補助教材の刷成(区分2)169,114冊、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成(区分1)46,619束、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成(区分2)4,632,400組 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(中津川合同庁舎、浜松合同庁舎、豊橋地方合同庁舎、岡崎合同庁舎、刈谷合同庁舎、豊田合同庁舎)、松阪合同庁舎清掃業務及び樹木管理業務、警備保安業務(浜松合同庁舎、豊橋合同庁舎、岡崎合同庁舎、刈谷合同庁舎)	14	リサイクルP P C用紙(A 4用紙62,690箱等2品目)	平成24年度版租税教育用補助教材の刷成(中学生用(岐阜県版)及び(三重県版)45,520部等2品目)、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成(区分1)43,539束、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成(区分2)39,737セット 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(中津川合同庁舎、浜松合同庁舎、豊橋地方合同庁舎、岡崎合同庁舎、刈谷合同庁舎、豊田合同庁舎)、松阪合同庁舎清掃業務及び樹木管理業務、警備保安業務(浜松合同庁舎、岡崎合同庁舎、刈谷合同庁舎)
金沢国税局	総務部次長	26	自動車用ガソリン等一式、プリンタ用トナーカートリッジ等、リサイクルP P C用紙、事務用消耗品	富山丸の内合同庁舎清掃業務、自動車保守管理委託業務、健康診断委託業務、総合健康診断業務(10) 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(金沢広坂合同庁舎等、魚津合同庁舎、福井春山合同庁舎、敦賀駅前合同庁舎、七尾西湊合同庁舎、小松日の出合同庁舎、金沢駅西合同庁舎)、塵芥処理業務(金沢広坂合同庁舎等、金沢駅西合同庁舎)	26	自動車用ガソリン等一式、プリンタ用トナーカートリッジ等、リサイクルP P C用紙、事務用消耗品	富山丸の内合同庁舎清掃業務、自動車保守管理委託業務、健康診断委託業務、総合健康診断業務(10) 【合同庁舎管理官署】 清掃業務(金沢広坂合同庁舎等、魚津合同庁舎、福井春山合同庁舎、敦賀駅前合同庁舎、七尾西湊合同庁舎、小松日の出合同庁舎、金沢駅西合同庁舎)、塵芥処理業務(金沢広坂合同庁舎等、金沢駅西合同庁舎)
高松国税局	総務部次長	20	【合同庁舎管理官署】 自動車専用ガソリン等、再生P P C用紙、事務用消耗品(2)、レンタカー賃貸借	清掃業務(松山若草合同庁舎、高知よさこい咲都合同庁舎)、廃棄物処理業務(松山若草合同庁舎、高知よさこい咲都合同庁舎)、租税教育用副教材の作成 【合同庁舎管理官署】 清掃等請負業務(坂出合同庁舎、須崎第2合同庁舎)、富士ゼロックス製カラープリンタの保守、自動車保守管理委託業務、小型荷物配達業務、総合健康診断業務(5)	35	【合同庁舎管理官署】 レンタカー賃貸借、自動車専用ガソリン等、再生P P C用紙、事務用消耗品(2)	清掃業務(松山若草合同庁舎、高知よさこい咲都合同庁舎)、廃棄物処理業務(松山若草合同庁舎、高知よさこい咲都合同庁舎)、租税教育用副教材の作成 【合同庁舎管理官署】 小型荷物配達業務、高松国税総合庁舎等19税務署清掃委託業務(第2グループ、第9グループ)、自動車保守管理委託業務、富士ゼロックス製カラープリンタの保守、総合健康診断業務(20)
福岡国税局	総務部次長	0	—	—	1	古紙再生紙	—

	熊本国税局	総務部次長	12	冷暖房燃料油(第1グループ「玉名合同庁舎」、第3グループ「宇佐合同庁舎」)	給与所得の源泉徴収票の製造、年末調整関係用紙等の発送代行業務、年末調整関係用紙等の封入業務、所得税及び消費税の確定申告書等諸用紙の発送代行業務、法律相談カウンセラー契約(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	11	冷暖房燃料油(玉名合同庁舎)	年末調整関係用紙等の発送代行業務、給与所得の源泉徴収票の製造、年末調整関係用紙等の封入業務、法律相談カウンセラー契約(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)、所得税及び消費税の確定申告書等諸用紙の発送代行業務
	沖縄国税事務所	次長	3	一般事務文具類等、トナーカートリッジ等、複写機用紙	-	4	一般事務文具類等、トナーカートリッジ等、複写機用紙	複写機の保守及び消耗品供給
	税務大学校	副校長	0	-	-	0	-	-
厚生労働省	東北厚生局	局長	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)
	東海北陸厚生局	局長	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)
	中国四国厚生局	局長	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)
	四国厚生支局	支局長	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)	2	-	麻薬取締部ネットワーク用サーバ機器賃貸借及び保守(2)
	北海道労働局	総務部長	8	-	清掃業務(小樽地方合同庁舎、旭川合同庁舎、札幌第一合同庁舎、室蘭地方合同庁舎、北見地方合同庁舎、倶知安地方合同庁舎、江差地方合同庁舎、八雲地方合同庁舎)	8	-	清掃業務(小樽地方合同庁舎、旭川合同庁舎、札幌第一合同庁舎、室蘭地方合同庁舎、北見地方合同庁舎、倶知安地方合同庁舎、江差地方合同庁舎、八雲地方合同庁舎)
	群馬労働局	総務部長	0	-	-	0	-	-
	新潟労働局	総務部長	2	-	【合同庁舎管理官署】 新発田地方合同庁舎建物総合管理業務委託及び新発田公共職業安定所・新発田統計・情報センター専用部分清掃業務委託、上越地方合同庁舎建物総合管理業務委託及び上越統計・情報センター清掃業務委託	1	-	【合同庁舎管理官署】 上越地方合同庁舎共用部分建物総合管理業務委託及び専用部分清掃業務委託
	富山労働局	総務部長	0	-	-	0	-	-
	石川労働局	総務部長	0	-	-	0	-	-
	佐賀労働局	総務部長	1	-	佐賀第二合同庁舎清掃等業務	1	-	佐賀第二合同庁舎清掃等業務
	熊本労働局	総務部長	1	防災用品(食料品・毛布)	-	0	-	-
	新潟検疫所	総務課長	0	-	-	0	-	-
	国立療養所東北新生園	事務長	0	-	-	0	-	-
国立医薬品食品衛生研究所	総務部長	0	-	-	0	-	-	

	国立保健医療科学 院	総務部長	0	—	—	0	—	—
	国立感染症研究所	総務部長	0	—	—	0	—	—
	国立きぬ川学院	庶務課長	0	—	—	0	—	—
	国立障害者リハビリ テーションセン ター	管理部長	1	在庫消耗品(68品目)	—	1	在庫消耗品(68品目)	—
農林水産省	東北農政局	局長	5	小型貨物自動車、パソコンの 賃貸借、テレビ会議システム 用機器	官用自動車の点検等業務、永 年勤続表彰用銀杯等の製造	8	コピー用紙、文具用品類、小 型貨物自動車、パソコンの賃 貸借、Webカメラ、灯油(暖 房用)	官用自動車の点検等業務、農 林水産省永年勤続表彰用銀杯 等の製造
	東海農政局	局長	10	リサイクルPPC用紙、自動 車用ガソリン及び軽油、ト ナーカートリッジ等	名古屋農林総合庁舎等清掃業 務、名古屋農林総合庁舎等警 備業務、名古屋農林総合庁舎 ほか設備等管理業務、一般定 期健康診断等検査業務、運送 業務、官用車車検・点検整備 等業務、農林水産省永年勤続 者表彰用銀杯等の製造	13	リサイクルPPC用紙、自動 車用ガソリン及び軽油、ト ナーカートリッジ等、共通消 耗品等、防災用備蓄食料等	名古屋農林総合庁舎等清掃業 務、名古屋農林総合庁舎等警 備業務、名古屋農林総合庁舎 ほか設備等管理業務、パソコ ン賃貸借及び保守、一般定期 健康診断等検査業務、運送業 務、官用車車検・点検整備等 業務、農林水産省永年勤続者 表彰用銀杯等の製造
	北陸農政局	局長	6	複写機用紙、事務用消耗品、 小型貨物用自動車	自動車点検等業務、資料輸 送、パソコンの賃貸借及び保 守	7	複写機用紙、事務用消耗品、 小型貨物用自動車、自動車燃 料	自動車点検等業務、資料輸 送、パソコンの賃貸借及び保 守
	九州農政局	局長	10	九州農政局食糧部及び農政事 務所等LotusNotes継続ライ センス購入、パソコン及びカ ラーレーザープリンター、九 州農政局行政情報システム用 アプリケーションソフトライ センス、貨物用小型自動車 (二輪駆動車、四輪駆動車)、 九州農政局組織再編に伴う追 加ハードウェア・ソフトウェ アライセンス、パソコン355 式、農林水産省国家公務員身 分証ICカード等、金杯	農林水産省永年勤続者表彰用 銀杯等の製造	19	複写用再生紙、小型貨物用自 動車交換(2)、軽貨物自動車 の交換、事務用消耗品類、パ ソコン307式、農林水産省国 家公務員身分証ICカード等、 金杯、Webカメラマイクス ピーカー、防災服外、2010年 世界農林業センサス農業集落 カード外、防災ヘルメット 外、カラーレーザープリン ター外、GIS用パーソナルコ ンピュータ等、スイッチング ハブ外、面積統計調査に利用 するGISソフトウェア	農林水産省永年勤続者表彰用 銀杯等の製造、官用自動車点 検整備業務、現場業務支援シ ステム機器賃貸借及び保守
	前橋地域センター	センター長(分任 支出負担行為担当 官)	4	—	宅配便等、清掃業務(高崎地 方合同庁舎、太田地方合同庁 舎)、高崎地方合同庁舎電話 交換機等保守業務	1		宅配便等
	富山地域センター	センター長(分任 支出負担行為担当 官)	1	コピー用紙等	—	3	コピー用紙等	自動車点検等業務、一般定期 健康診断等業務

佐賀地域センター	センター長（分任支出負担行為担当官）	4	消耗品、トナー等、コピー用紙	車両整備等	4	消耗品、トナー等、コピー用紙	官用自動車点検整備業務
北海道農政事務所	所長	0	—	—	3	P P C用紙(再生紙)、プリンタトナーカートリッジ等、事務用消耗品等	—
動物医薬品検査所	所長	7	OA機器用消耗品、清掃用品類、事務用消耗品、紙類、P P C用紙(間伐材パルプ配合紙)、プリンタ等のトナー類(リコー製、富士ゼロックス製)	—	7	OA機器用消耗品、清掃用品類、事務用消耗品、紙類、P P C用紙(間伐材パルプ配合紙)、プリンタ等のトナー類(リコー製、富士ゼロックス製)	—
名古屋植物防疫所	所長	0	—	—	0	—	—
神戸植物防疫所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
那覇植物防疫事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	10	—	警備業務(那覇植物防疫事務所、那覇空港出張所、平良出張所、石垣出張所)、清掃業務(那覇植物防疫事務所、那覇空港出張所、嘉手納出張所、平良出張所、石垣出張所)、塵芥処理業務	11	—	警備業務(那覇植物防疫事務所、那覇空港出張所、平良出張所、石垣出張所)、清掃業務(那覇植物防疫事務所、那覇空港出張所、嘉手納出張所)、平良出張所、石垣出張所)、塵芥処理業務
北海道森林管理局	局長	116	トイレットペーパー等、木質ペレット(2)、林道ゲート用錠前、コピー用紙、ファイル類、リサイクルトナー等、ポリエチレン波付管等、水切りゴム板、OA機器類(液晶ディスプレイ等、パソコン用メモリー等、デジタルカメラ等(2)、マウス等)、刃物類(鋸等、高枝鋏等、鎌等、鉋等)、保安具類(雨合羽等、熊よけ鈴等、防寒手袋等、防蜂網等)、現場用品類(トラロープ等、工具セット等、マップケース等(2))、測定機器類(巻尺等、キルビメーター等、検測桿等、プラニメーター等)、車両用品類(車用ルーフボックス等、スタッドレスタイヤ等(2)、エンジンオイル等、冬用ワイパー等、タイヤ等、ワイパー等)、事務用品類(クリヤーホルダー等、色鉛筆等、ブックエンド等、ラミネートフィルム等)、生活雑貨類(ほうき等、充電池等、エアフィルター等、消臭材等、蛍光灯等、ゴミ箱等、加湿器等、ゴミ袋等)、オフィス家具類(ホワイトボード等、椅子等、ファイルワゴン等、キャビネット等)、パソコンソフト(4)、書籍類(5)、くくりわな等エゾシカ対策用品(2)、非常用給水バッグ等非常用備蓄物資、自動撮影装置及び関連機器、教材用標本、電動刈払機等、標識テープ、シカネット等、防汚衣(5)、作業用ブーツ、	林道表示用看板製作(2)、ファクシミリ通信機器保守、封筒等印刷類(2)、コンテナ苗植付け用器具等作成業務、造林地標識等標識製作等	28	コピー用紙、ファイル類、リサイクルトナー等、ポリエチレン波付管、水切りゴム板、OA機器類(2)、パソコンソフト、測定機器類、事務用品類(2)、生活雑貨類(3)、書籍類、刃物類、保安具類、保安帽、現場用品類、標識類、車両用品類、オフィス家具類、消防ポンプ及び関連器具、女性用事務服、電動刈払機等、コンテナ苗植付け用器具等、作業用ブーツ	ファクシミリ通信装置保守

			燃料携行缶、標識類(カラーコーン等、スノーポール等)、木工資材(2)、石油ストーブ等関連器具、安全ゴム長靴、収獲調査済箇所表示テープ、パソコン、衛生可搬端末、衛生携帯電話、止め番錠前、錠前、プリンター及び関連機器、測量ソクト、GPS及び関連機器、最大酸素摂取量計測器、ラベルライター及び関連機器、雨合羽等作業衣類、作業用手袋、保安帽(文字入れ込)及び関連用品、大型土のう等土木関係用品、森林調査用スキー関係用品、環境教育教材等、エゾシカ対策用品、薬品類、穀粒林モニター用ペンスタンド、消火器、林道ゲート、安全旗等旗・のぼり類、境界管理関係用品、安全教育等DVD、山火事注意啓蒙用品			
関東森林管理局	局長	50	プリンタートナー等、ファイル等、パーソナルコンピューター、ハードディスク等、デジタルモノクロ複合機、AED、林業用資材(11)、土木用資材(5)、調査測量機器(3)、境界標識類、看板標識類、横断幕等、現場用品(15)、その他物品(4)	健康診断(3)	42	プリンタートナー等、コピー用紙、ファイル等、パーソナルコンピューター、プリンター等(3)、プロジェクター等、林業用資材(10)、土木用資材(3)、調査測量機器、境界標識類(2)、横断幕等、現場用品(11)、その他物品(3)
近畿中国森林管理局	局長	65	トナー、コピー用紙、事務用品、複合機、パソコン周辺機器(フラッシュメモリ、デジキー、ディスプレイ、OAタップ、LANケーブル、SDカード、ハードディスク、キーボード、マウス、セキュリティワイヤー)、感光体ユニット、廃トナーボックス、インク外、プリントヘッド、定着ユニット、現場用品(登山靴、保安帽、ノギス、図面用角筒、長靴、地下足袋、脚絆、リュックサック、防寒着、雨合羽、手袋)、測量器外(レーザー距離計、ポール用水準器、風速計、電子気象計、測量野帳)アノラック、プリンタ、シュレッター、剪定ばさみ、ベルトサンダ外、デジタルカメラ外、レーザーポインター、獣害防護柵外(ロープ外、支柱外、結束バンド、ネット外)、ヘッドライト、カラーコーン外、百葉箱、南京錠、折りたたみコンテナ、データロガー外、ブルーレイディスクレコーダー、屋外センサーカメラ、量雨計、発電機、GPS受信機	—	93	トナー、コピー用紙、事務用品、複合機、パソコン周辺機器(フラッシュメモリ、デジキー、ディスプレイ、OAタップ、LANケーブル、SDカード、ハードディスク、キーボード、マウス、電源タップ、レコーダー)、感光体ユニット、廃トナーボックス、インク外、プリントヘッド、定着ユニット、現場用品(保安帽、ノギス、ブルーシート、ショベル、図面用角筒、キャリーカート、長靴、地下足袋、脚絆、リュックサック、ライト、雨合羽、手袋、森林香外、識別テープ、砥石、温度計)、測定器(ポケットコンパス、測量器外、レーザー距離計、ポール用水準器)、プリンタ、シュレッター、プロジェクター、トレーシングペーパー、大判コピーシステムセット、刃物類(剪定ばさみ、鋸外、腰錠外)、デジタルビデオカメラ、ストップウォッチ、掃除機、電動アシスト自転車、ラミネータ、ペーパーカッター、デジタルカメラ外、獣害防護柵外(ロープ外、支柱外、結束バンド、ネット外)、家具類(ロッカー外、応接セット外、机、椅子、本棚)、データロガー外、マイクロホン、トランスミッター、ヘッドフォン、投光器、衛星画像データ、屋外センサーカメラ、電化製品(ラベルライター、ファックス、テレホンアーム、発電機、温風機)、GPS受信機キャリングケース、衛星携帯電話外、作業用シャツ、安全靴、ヘッドライト、防災用品(カセットコンロ、寝袋、防塵ゴーグル、防塵マスク、非常食、飲料水、救急セット)、パソコンソフト外、マップケース、床用モール外
四国森林管理局	局長	2	コピー用紙、トナー等	—	2	コピー用紙、トナー等

塩那森林管理署	署長	20	プリンタートナー等、ファイル等、パーソナルコンピューター、ハードディスク等、デジタルモノクロ複合機、林業用資材、土木用資材(2)、調査測量機器、境界標識類、現場用品(9)	健康診断	23	プリンタートナー等、コピー用紙、ファイル等、パーソナルコンピューター、プリンター等、林業用資材(4)、土木用資材、境界標識類、横断幕等、現場用品(9)、その他物品	健康診断
下越森林管理署	署長	21	プリンタートナー等、ファイル等、パーソナルコンピューター、ハードディスク等、土木用資材(2)、調査測量機器、境界標識類、横断幕等、現場用品(9)、その他物品(2)	健康診断	22	プリンタートナー等、コピー用紙、ファイル等、パーソナルコンピューター、プリンター等(2)、林業用資材、土木用資材、調査測量機器、境界標識類、横断幕等、現場用品(8)、その他物品(2)	健康診断
石川森林管理署	署長	40	トナー、コピー用紙、パソコン周辺機器（ディスプレイ、ハードディスク、マウス、マウスパッド、USBメモリ、パソコンソフト）、感光体ユニット、カラーコピーシステム、インク外、プリントヘッド、メンテナンスカートリッジ、現場用品（保安帽、手袋等、登山靴、ブリズム外、識別テープ、ジェットシューター、測量野帳、バッテリーハンマードリル、測竿、巻尺、単眼鏡、木杭、砥石、鋸、獣害防除用品、ヘッドライト、熊よけ鈴、地下足袋）、プリンタ、レーザーポインター、デジタルカメラ、掃除機、発電機、衛星携帯電話、輪かせ、ガソリン携行缶、注意標識	—	36	トナー、コピー用紙、パソコン周辺機器 8 ディスプレイ、ハードディスク、マウス、マウスパッド、USBメモリ、フィルムスキャナ、感光体ユニット、現場用品（雨合羽、アノラック、長靴、手袋等、Noテープ、木材ホッチキス、輪尺、ロープ等、横断幕、マップケース、ザックカバー、登山靴、リュックサック外、識別テープ、測量野帳、テストハンマー、ビニールテープ、木杭）、プリンタ、デジタルカメラ、電化製品（掃除機、扇風機、ラベルライター、加湿器）、木製路面排水帯、GPS受信機外、衛星携帯電話	—
佐賀森林管理署	署長	26	物品(トナーカートリッジ等、コピー用紙、ファイル類、インクカートリッジ類(2)、保安林標識、写真用具類(2)、地下足袋類、保安具類(2)、雨合羽等類、標識テープ類(2)、殺虫剤等類、刃物類(2)、プリンター等(2)、印刷用紙類、電気器具類、ソフトウェア類、測定機器類、標識・標柱類、現場用品類、林道看板)	—	8	物品(トナーカートリッジ等、コピー用紙、ファイル類、事務機器類(2)、インクカートリッジ類、写真用具類、標識・標柱類)	—

	沖縄森林管理署	署長	16	物品(トナーカートリッジ等、コピー用紙、ファイル類(2)、事務機器類、標識・標柱類(2)、地下足袋類、雨合羽等類、標識テープ類、現場用品類、刃物類、プリンター等(2)、印刷用紙類、ソフトウェア類)	—	9	物品(トナーカートリッジ等、コピー用紙、ファイル類、印刷用紙類、電気機器類、インクカートリッジ類、調査用品類、測定機器類、現場用品類)	—
経済産業省	東北経済産業局	総務企画部長	0	—	—	1	仙台第二合同庁舎用物品(蛍光管類)	—
	中部経済産業局	総務企画部長	2	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務、庁舎警備業務	3	消耗品	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務、庁舎警備業務
	中国経済産業局	総務企画部長	0	—	—	1	P P C用紙	—
	四国経済産業局	総務企画部長	6	【同一省内の他官署】 文具類(消耗品) 【同一合同庁舎内の他官署】 高松カボット合同庁舎用物品 (蛍光管類、清掃用品)	庁舎清掃業務、庁舎警備業務、 庁舎廃棄物処理	6	【同一省内の他官署】 文具類(消耗品) 【同一合同庁舎内の他官署】 高松カボット合同庁舎用物品 (蛍光管類、清掃用品)	庁舎清掃業務、庁舎警備業務、 庁舎廃棄物処理
国土交通省	北海道開発局	開発監理部長	22	作業服、防寒服、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、違反判定システム用サーバ賃貸借	パーソナルコンピュータ借入及び保守(2)、プリンタ借入及び保守、行政情報システム運用管理支援業務、公共調達検索ポータルサイト運用業務、電子入札システム監視支援業務、電子入札システム運用監理業務、道路占用システム受付センター運營業務、道路占用システム保守等業務、電子入札システム保全業務、	36	コピー用紙A3等、文具用品、作業服、防寒服、ソフトウェア(2)、特車違反判定・車検証データベース・道路データベースシステム用サーバ賃貸借、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、違反判定システム用サーバ賃貸借	パーソナルコンピュータ借入及び保守(3)、プリンタ借入及び保守、行政情報システム運用管理支援業務、P i l o t - N x tシステム(厚生)標準報酬改良業務、P i l o t - N x tシステム(厚生)改良業務、P i l o t - N x tシステム(給与)改良業務、P i l o t - N x tシステム(厚生)連携・改良業務、
				国家公務員の給与減額支給措置に係る給与システム改良業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請用地図データ更新業務、特車受付・申請審査業務支援システム改修業務、P i l o t - N x tシステム(厚生)改良業務、特殊車両申請システムのサーバの更新に関する調査検討業務、特車申請・算定システム改修業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務	電子入札システム監視支援業務、電子入札システム保全業務、電子入札システム運用監理業務、公共調達検索ポータルサイト運用業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、車検証データベースシステム改修導入業務、道路情報データベースシステム改修導入業務、特殊車両通行許可制度に係る調査検討業務、特車違反判定システム改良業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請用地図データ更新業務、道路占用システム受付センター運營業務、道路占用システム保守業務			

関東地方整備局	局長	<p>コピー用紙購入、ファイル外購入(9)</p> <p>【合同庁舎管理官署】 トイレトペーパー購入、蛍光灯購入、業務用小型ポリ袋購入、さいたま新都心合同庁舎2号館等で使用する電気</p> <p>電子入札システム運用監理業務、河川情報システム監理運営業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、電子入札システム監視支援業務、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、管内クライアントPC1式賃貸借、管内事務所サーバ1式賃貸借、</p> <p>特車受付・申請審査業務支援システム改修業務、積算システム運用監理業務、特車申請・算定支援システム改修業務、違反判定システム用サーバ賃貸借、航空機「あおぞら号」維持・運航業務、ヘリコプター使用単価契約、本局電気通信設備点検運転監視業務、電子入札システム保全業務、新技術情報提供システムデータ更新、新技術情報提供システム改良等業務、一般及び特別定期健康診断、道路占用システム保守等業務、道路占用システム受付センター運営業務、厚生システム改良業務、公共事業労務費調査集計修正、国家公務員の給与減額支給措置に係る給与システム改良業務、機械設備維持管理システム改良業務、工事成績共有化のためのデータ整備業務、特車申請用地図データ更新業務、用地補償管理システム改良業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、電子入札システム改良検討業務、Pilot-Nxtシステム(厚生)改良業務</p> <p>【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、保安警備業務、エレベータ等点検整備業務(2)、ゴンドラ点検業務、廃棄物処理設備点検整備業務、機械電気設備運転管理業務、電気設備点検業務、通信設備等点検整備業務、消防設備点検整備業務、入退館管理システム保守業務、庁舎緑地管理、電気設備監視制御システム保全整備業務、空調設備保全整備業務、熱源設備保全整備業務、建築物点検業務、地下駐車場管理設備保全整備業務、空調制御システム保全業務</p>	63	鉛筆等、コピー用紙等、防災備蓄食糧等	—
	副局長	3	3	—	
	局長	<p>コピー用紙購入、ファイル外購入(9)</p> <p>【合同庁舎管理官署】 トイレトペーパー購入、蛍光灯購入</p> <p>河川情報システム監理運営業務、電子入札システム運用監理業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、電子入札システム監視支援業務、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務、</p> <p>競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、管内クライアントPC1式賃貸借、特車違反判定・車検証データベース・道路データベースシステム用サーバ賃貸借、道路情報データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、車検証データベースシステム改修導入業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務、積算システム運用管理業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、特車申請用地図データ更新業務、特車違反判定システム改良業務、聖高原レーダ雨量計一式製造、資格審査システム改良業務、電子入札システム改良業務、違反判定システム用サーバ賃貸借、航空機「あおぞら号」維持・運航業務、ヘリコプター使用単価契約、本局電気通信設備点検運転監視業務、電子入札システム保全業務、新技術情報提供システムデータ更新、新技術情報提供システム改良等業務、公共事業労務費調査(臨時調査)集計修正、道路占用システム受付センター運営業務、一般及び特別定期健康診断、道路占用システム保守業務、公共調達検索ポータルサイト運用業務、公共事業労務費調査集計修正、Pilot-Nxtシステム(厚生)標準報酬改良業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、Pilot-Nxtシステム(厚生)改良業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、Pilot-Nxt(給与)システム改良業務、Pilot-Nxtシステム(厚生)連携・改良業務、用地補償管理システム改良業務、機械設備維持管理システム改良作業</p> <p>【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、保安警備業務、エレベータ等点検整備業務(2)、ゴンドラ点検業務、廃棄物処理設備点検整備業務、機械電気設備運転管理業務、受変電設備等点検整備業務、通信設備等点検整備業務、消防設備点検整備業務、入退館管理システム保守業務、庁舎緑地管理、自動ドア保全整備業務、空調制御システム保全整備業務、通信設備保全業務</p>	70	鉛筆等、コピー用紙等、トナーカートリッジ等	—
	副局長	3	3	—	

北陸地方整備局	局長	<p>サーバ賃貸借(違反判定システム、特殊車両関連データベース)、作業服(冬・上着)511着等5点、電子複写用紙(2)</p> <p>27 特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、積算システム運用管理業務、河川情報システム監理運営業務、公共事業労務費調査集計修正、工事成績共有化のためのデータ整備業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請用データ更新業務、システム改修業務(特車受付・申請審査業務支援、特車申請・算定支援)、電子入札システム改良検討業務、情報公開関係等業務、時事行政情報提供業務</p> <p>【合同庁舎管理官署】 新潟美咲合同庁舎1号館清掃業務、警備業務</p>	<p>新技術情報提供業務システムデータ更新、システム改良業務(新技術情報提供業務、国家公務員の給与減額支給措置、機械設備維持管理、Pilot-Nxt、用地補償管理)、道路占用システム受付センター運営等業務、道路占用システム保守等業務、</p> <p>43 システム改良業務(新技術情報提供業務、Pilot-Nxt(2))、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付、特車違反判定、資格審査、用地補償管理、河川情報システム監理運営業務、公共調達検索ポータルサイト運用業務、道路情報データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、システム改修業務(特殊車両オンライン申請)、車検証データベースシステム改修導入業務、特車申請用地図データ更新業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務、情報公開関係等業務、時事行政情報提供業務、航空機維持管理及び運航業務、航空機使用</p> <p>【合同庁舎管理官署】 新潟美咲合同庁舎1号館清掃業務、庁舎総合案内業務、警備業務、新潟美咲合同庁舎1号館保全業務、新潟美咲合同庁舎1号館エレベータ保守・点検、入退室管理設備保守・点検、非常照明用直流電源装置外3件電池交換作業</p>
	次長	<p>揮発油、トナー等、事務用品、電子複写用紙(2)、作業服(冬・上着)511着等5点</p> <p>20 一般廃棄物処理、公共事業労務費調査業務(2)、「一元的な文書管理システム」へのデータ移行及び導入準備作業、港湾等事業執行管理プログラム改修(2)</p>	<p>揮発油、電子複写用紙(2)、事務用品、トナー等、作業服(冬・上着)224着等5点</p> <p>25 一般廃棄物処理、公共事業労務費調査業務(2)、北陸地域における社会資本整備計画検討業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、非常照明用直流電源装置等3件電池交換作業、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、インターネット受付等業務(2)</p>

中部地方整備局	局長	35	<p>雨着等2種、安全靴等3種、作業服(夏・冬)、コピー用紙、消耗品、ウイルス対策ソフトウェアライセンス、サーバ賃貸借(特殊車両関連データベース用、違反判定システム用)</p> <p>定期健康診断業務、小荷物運送、自動車修繕、建設副産物情報提供等業務、ヘリコプター使用、航空機運航・維持管理業務、緊急連絡・安否確認サービス提供業務、中部地方整備局事業概要・管内図データ作成、建設事業予算執行管理システムサーバ移行業務、</p> <p>公共調達検索ポータルサイト運用業務、システム改良等業務(国家公務員の給与減額支給措置に係る給与システム、Pilot-Nxtシステム、新技術情報提供システム、機械設備維持管理システム、用地補償維持管理システム)、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、河川情報システム監理運営業務、道路占用システム保守等業務、道路占用システム受付センター運営業務、積算システム運用管理業務、データ更新(新技術情報提供システム、特車申請用地図)、公共事業労務費調査集計修正、工事成績共有化のためのデータ整備業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、システム改修業務(特車受付・申請審査業務支援システム、特車申請・算定支援システム)、電子入札システム改良検討業務</p>	45	<p>コピー用紙、消耗品、安全靴等4種、防災服等6種、ウイルス対策ソフトウェアライセンス、サーバ賃貸借(特殊車両関連データベース、違反判定システム用、特車違反判定・車検証データベース・道路データベース)</p> <p>定期健康診断業務、小荷物運送、自動車修繕、建設副産物情報提供等業務、ヘリコプター使用、航空機運航・維持管理業務、緊急連絡・安否確認サービス提供業務、中部地方整備局事業概要・管内図印刷(あおぞら号、ほくりく号、さんき号)、</p> <p>資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、道路占用システム保守業務、道路占用システム受付センター運営業務、公共調達検索ポータルサイト運用業務、システム改良業務(Pilot-Nxtシステム(4)、新技術情報提供システム、特車違反判定システム、用地補償管理システム、資格審査システム、機械設備維持管理システム、電子入札システム、河川情報システム監理運営業務、積算システム運用管理業務、公共事業労務費調査集計修正、公共事業労務費調査(臨時調査)集計修正、データ更新(新技術情報提供システム、特車申請用地図データ)、道路情報データベースシステム改修導入業務、車検証データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務</p>
	副局長	15	<p>ウイルス対策ソフトウェアライセンス、ベスト、印刷物1点</p> <p>建設副産物情報提供等業務、ヘリコプター使用、航空機運航・維持管理業務、定期健康診断業務、小荷物運送、緊急連絡・安否確認サービス提供業務、中部地方整備局事業概要・管内図データ作成、港湾等事業執行管理プログラム改修(2)、PSカード等作成業務</p> <p>【合同庁舎管理官署】GPS波浪計観測情報等監視業務、PSカード印刷等業務</p>	23	<p>ウイルス対策ソフトウェアライセンス、ベスト、防災服等、印刷物1点</p> <p>建設副産物情報提供等業務、ヘリコプター使用、航空機運航・維持管理業務、定期健康診断業務、小荷物運送、緊急連絡・安否確認サービス提供業務、中部地方整備局事業概要・管内図印刷、ヘリコプター運航業務(あおぞら号、ほくりく号、さんき号)、港湾等事業執行管理プログラム改修(3)、GPS波浪計観測情報等監視業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、競争参加資格審査インターネット一元受付対応業務、中部地方整備局事業概要・管内図データ作成</p>

近畿地方整備局	局長	<p>作業服(夏服)、サーバ賃貸借(特殊車両関連データベース用、違反判定システム用)、凍結防止剤(塩化ナトリウム(4))、近畿地方整備局行政情報パソコン一式賃貸借</p> <p>【合同庁舎管理官署】 トイレットペーパー、蛍光灯類</p>	<p>建設発生土等情報提供業務、システム改良等業務(厚生システム、国家公務員の給与減額支給措置に係る給与システム、Pilot-Nxtシステム、新技術情報提供システム、機械設備維持管理システム、用地補償維持管理システム)、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、河川情報システム監理運営業務、道路占用システム保守等業務、</p>	<p>サーバ賃貸借(特殊車両関連データベース、違反判定システム用、特車違反判定・車検証データベース・道路データベース)、洋紙白紙、近畿地方整備局行政情報パソコン一式賃貸借、凍結防止剤(塩化ナトリウム)(4)、作業服(冬服)</p> <p>【合同庁舎管理官署】 トイレットペーパー、蛍光灯類</p>	<p>航空機維持管理運行业務、航空機運航業務(民間航空機、まんなか号、みちのく号、あおぞら号、はるかぜ号、愛らんど号)、建設発生土等情報提供業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、</p>
	44	<p>道路占用システム受付センター運營業務、積算システム運用管理業務、データ更新(新技術情報提供システム、特車申請用地図)、公共事業労務費調査集計修正、工事成績共有化のためのデータ整備業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、システム改修業務(特車受付・申請審査業務支援システム、特車申請・算定支援システム)、電子入札システム改良検討業務、航空機運航業務(民間航空機、まんなか号、あおぞら号、はるかぜ号、愛らんど号)、航空機維持管理運行业務、電子複合機賃貸借及び保守、パソコン等賃貸借及び保守</p> <p>【合同庁舎管理官署】 大阪庁舎第1号館等1ヶ所総合管理業務、大阪庁舎第1号館入退館ゲート保守業務、大阪庁舎第1号館塵芥搬出処理業務、大阪庁舎第1号館廃プラスチック類等産業廃棄物搬出処分業務、エレベータ保守業務(大阪庁舎第1号館、第2別館)</p>	<p>競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、道路占用システム保守業務、道路占用システム受付センター運營業務、システム改良業務(Pilot-Nxtシステム(4)、新技術情報提供システム、特車違反判定システム、資格審査システム、用地補償管理システム、電子入札システム、機械設備維持管理システム)、河川情報システム監理運営業務、積算システム運用管理業務、公共事業労務費調査集計修正、公共事業労務費調査(臨時調査)集計修正、データ更新(新技術情報提供システム、特車申請用地図データ)、道路情報データベースシステム改修導入業務、車検証データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務</p> <p>【合同庁舎管理官署】 大阪庁舎第1号館庁舎総合管理業務、大阪庁舎第1号館入退館ゲート保守業務、大阪庁舎第1号館塵芥搬出処理業務、大阪庁舎第1号館廃プラスチック類等産業廃棄物搬出処分業務、エレベータ保守業務(大阪庁舎第1号館、第2別館)</p>	54	<p>競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、道路占用システム保守業務、道路占用システム受付センター運營業務、システム改良業務(Pilot-Nxtシステム(4)、新技術情報提供システム、特車違反判定システム、資格審査システム、用地補償管理システム、電子入札システム、機械設備維持管理システム)、河川情報システム監理運営業務、積算システム運用管理業務、公共事業労務費調査集計修正、公共事業労務費調査(臨時調査)集計修正、データ更新(新技術情報提供システム、特車申請用地図データ)、道路情報データベースシステム改修導入業務、車検証データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務</p> <p>【合同庁舎管理官署】 大阪庁舎第1号館庁舎総合管理業務、大阪庁舎第1号館入退館ゲート保守業務、大阪庁舎第1号館塵芥搬出処理業務、大阪庁舎第1号館廃プラスチック類等産業廃棄物搬出処分業務、エレベータ保守業務(大阪庁舎第1号館、第2別館)</p>
	副局長	<p>研修棟宿泊用寝具借上げ、作業服(夏服)、コピー用紙、トナーカートリッジ等</p>	<p>航空機維持管理運行业務、GPS波浪計観測情報等通信業務、PSカード等作成業務、建設発生土等情報提供業務、港湾等事業執行管理プログラム改修(2)</p>	<p>研修棟寝具賃貸借、コピー用紙、トナーカートリッジ等、作業服(冬服)、事務用品等</p>	<p>航空機維持管理運行业務、GPS波浪計観測情報等監視業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付システム改良等業務、建設発生土等情報提供業務、競争参加資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、資格審査インターネット一元受付対応業務</p>
		10		12	

中国地方整備局	局長	16	コピー用紙、安否確認システム	一般定期健康診断、電気通信施設点検運転監視業務、建設副産物等情報提供、道路占用システム受付センター運營業務、道路占用システム保守業務、航空機維持管理・運航業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、積算システム運用管理業務、河川情報システム監理運營業務、新技術情報提供システム改良等業務、新技術情報提供システムデータ更新、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請用地図データ更新業務、Pilot-Nxtシステム（厚生）改良業務	16	コピー用紙、安否確認システム	一般定期健康診断、電気通信施設点検運転監視業務、建設副産物等情報提供、道路占用システム受付センター運營業務、道路占用システム保守業務、航空機維持管理・運航業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、積算システム運用管理業務、河川情報システム監理運營業務、新技術情報提供システム改良等業務、新技術情報提供システムデータ更新、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請用地図データ更新業務、Pilot-Nxtシステム（厚生）改良業務
	副局長	14	安否確認システム、トナーカートリッジ、消耗品、コピー用紙、WANシステム用パソコン等賃貸借	航空機維持管理・運航業務、電気通信施設点検運転監視業務、建設副産物等情報提供、港湾事業執行管理プログラム改修、資料運送、一般定期健康診断・特別定期健康診断及び臨時健康診断、車両管理業務(2)、複写機9台保守	13	安否確認システム、トナーカートリッジ、消耗品、コピー用紙、WANシステム用パソコン等賃貸借	航空機維持管理・運航業務、電気通信施設点検運転監視業務、建設副産物等情報提供、港湾事業執行管理プログラム改修、資料運送、一般定期健康診断・特別定期健康診断及び臨時健康診断、車両管理業務、複写機9台保守
九州地方整備局	局長	37	複写機用紙、プリンター用トナー等、事務用品、作業服、凍結防止剤、違反判定システム用サーバ賃貸借、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、パーソナルコンピュータ1式(942台)賃貸借、パーソナルコンピュータ1式賃貸借(その3)	契約関連システム運用管理業務、道路占用システム保守等業務、福岡局外電気通信設備点検業務、積算システム運用管理業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、新技術情報提供システムデータ更新、新技術情報提供システム改良等業務、厚生システム改良業務、	48	複写機用紙(2)、事務用品等、ファイル、作業服、凍結防止剤、特車違反判定・車検証データベース・道路データベースシステム用サーバ賃貸借、特殊車両関連データベース用サーバ賃貸借、違反判定システム用サーバ賃貸借、パーソナルコンピュータ1式(1,221台)賃貸借	福岡局外電気通信設備点検業務、契約関連システム運用管理業務、積算システム運用管理業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、道路占用システム受付センター運營業務、特車申請用地図データ更新業務、河川情報システム監理運營業務、公共事業労務費調査(臨時調査)集計修正、新技術情報提供システム改良等業務、競争参加資格審査(測量・建設コンサルタント等)インターネット受付等業務、新技術情報提供システムデータ更新、公共事業労務費調査集計修正、道路情報データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム運用保守業務、Pilot-Nxtシステム(厚生)標準報酬改良業務、パイロットシステム改良及びデータ移行業務、特車違反判定システム改良業務、資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良業務、道路占用システム保守業務、車検証データベースシステム改修導入業務、特殊車両オンライン申請システム改修業務、公共調達検索ポータルサイト運用、用地補償管理システム改良業務、Pilot-Nxt(給与)システム改良業務、
		37	国家公務員の給与減額支給措置に係る給与システム改良業務、機械設備維持管理システム改良業務、公共事業労務費調査集計修正、河川情報システム監理運營業務、特車申請用地図データ更新業務、特殊車両に係る通行障害箇所調査業務、特車申請・算定支援システム改修業務、用地補償管理システム改良業務、特車受付・申請審査業務支援システム改修業務、道路占用システム受付センター運營業務、工事成績共有化のためのデータ整備業務、電子入札システム改良検討業務、Pilot-Nxtシステム(厚生)改良業務、一般定期健康診断等業務(単価契約)、航空機維持・運航業務(はるかぜ号)、民間ヘリコプター運航、九州地方整備局車両管理業務、福岡地区自動車保守等単価契約、出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務				

			【合同庁舎管理官署】 福岡第二合同庁舎清掃業務		P i l o t - N x tシステム（厚生）改良業務、競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付システム改良等業務、資格審査インターネット一元受付対応業務、技術評価点算定のためのデータ整備業務、資格審査システム改良業務、P i l o t - N x tシステム（厚生）連携・改良業務、電子入札システム改良業務、機械設備維持管理システム改良作業、九州地方整備局車両管理業務、一般定期健康診断等業務（単価契約）、航空機維持・運航業務（はるかぜ号）、民間ヘリコプター運航、福岡地区自動車保守等単価契約		
			【合同庁舎管理官署】 福岡第二合同庁舎清掃業務				
札幌開発建設部	部長	28	燃料油(12)、コピー用紙、事務用品(2)、トナーカートリッジ(2)、ソフトウェア	パーソナルコンピュータ借入及び保守(2)、電子複写機借入及び保守(4)、複合機借入及び保守(4)	20	燃料油(12)、コピー用紙、事務用品、トナーカートリッジ	パーソナルコンピュータ借入及び保守(3)、複合機借入及び保守(2)
旭川開発建設部	部長	11	燃料油(4)、コピー用紙、事務用品(2)、トナーカートリッジ、ソフトウェア(2)	複合機借入及び保守	11	燃料油(5)、コピー用紙、事務用品、トナーカートリッジ	パーソナルコンピュータ借入及び保守、複合機借入及び保守(2)
宇都宮国道事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	4	コピー用紙購入、ファイル外購入	管内クライアントPC1式賃貸借、管内事務所サーバ1式賃貸借	4	コピー用紙購入、ファイル外購入	出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務、管内クライアントPC1式賃貸借
高崎河川国道事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	4	コピー用紙購入、ファイル外購入	管内クライアントPC一式賃貸借、管内事務所サーバー一式賃貸借	4	コピー用紙購入、ファイル外購入	出力機器等再配置調査及び出力サービス提供等業務、管内クライアントPC一式賃貸借
信濃川下流河川事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
名古屋国道事務所	所長	0	—	—	0	—	—
富山河川国道事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
金沢河川国道事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
淀川河川事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	3	作業服(夏服)、近畿地方整備局行政情報パソコン一式賃貸借	電子複合機賃貸借及び保守	3	洋紙白紙、近畿地方整備局行政情報パソコン一式賃貸借、作業服（冬服）	—
遠賀川河川事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	2	—	北九州地区自動車保守等(2)	2	—	北九州地区自動車保守等(2)
武雄河川事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	2	—	車検等、一般定期健康診断等業務	2	—	車検等、一般定期健康診断等業務
八代河川国道事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	4	—	「中央部ブロック」中型車両管理業務、自動車保守等(八代河川国道事務所等、川辺川ダム砂防事務所等)、一般定期健康診断等業務	4	—	「中央部ブロック」中型車両管理業務、自動車保守等(八代河川国道事務所等、川辺川ダム砂防事務所等)、一般定期健康診断等業務
伏木富山港湾事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
苅田港湾事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	3	トナーカートリッジ、用紙	関門地区一般健康診断等業務	3	トナーカートリッジ、用紙	関門地区一般健康診断等業務
唐津港湾事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—

新潟港湾・空港整備事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	2	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎等清掃、庁舎警備	3	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎等清掃、庁舎機械警備 (国庫債務負担行為H24～ 28)、構内巡回警備
金沢港湾・空港整備事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
広島港湾・空港整備事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	8	トナーカートリッジ、消耗品、コピー用紙、WANシステム用パソコン等賃貸借	資料運送、一般定期健康診断・特別定期健康診断及び臨時健康診断(福山港出張所を除く)、車両管理業務(2) 一般定期健康診断等業務	7	トナーカートリッジ、消耗品、コピー用紙、WANシステム用パソコン等賃貸借	資料運送、一般定期健康診断・特別定期健康診断及び臨時健康診断(福山港出張所を除く)、車両管理業務
熊本港湾・空港整備事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	1	—	—	3	—	一般定期健康診断等業務、自動車保守等(熊本県中部地区、熊本県南部地区)
北海道運輸局	局長	3	札幌第二合同庁舎蛍光管	清掃業務(札幌第二合同庁舎、稚内港湾合同庁舎)	3	札幌第二合同庁舎蛍光管	清掃業務(札幌第二合同庁舎、稚内港湾合同庁舎)
中部運輸局	局長	0	—	—	0	—	—
中国運輸局	局長	0	—	—	0	—	—
四国運輸局	局長	1	—	【合同庁舎管理官署】 合庁清掃業務	1	—	【合同庁舎管理官署】 合庁清掃業務
東京航空局	局長	20	コピー用紙A4等4点、年間購読誌(積算資料等2点、建設物価等3点、会計検査情報5部、日刊工業新聞2部)、非常用物品、図書(「電波法令集」追録39冊(2)、「航空関係告示集」追録90部(3)、「電波関係告示集」追録31冊(2)、「国土交通省人事業務例規集(交通編)」追録40部等2点、「航空危険物輸送法令集」追録3部、「飛行方式設定基準」追録13部、「電波法関係審査基準」追録2部)	九段第二合同庁舎警備業務、九段第二合同庁舎清掃業務、九段第二合同庁舎事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務	17	コピー用紙A4等3点、年間購読誌(積算資料等2点、建設物価等3点、日刊工業新聞2部、会計検査情報4部)、図書等(「航空関係告示集」追録81部(4)、「電波法令集」追録37部等1点(2)、「電波法審査基準」追録2部、「国土交通省人事業務例規集(交通編)」追録36部、「電波関係告示集」29部)、非常用物品	一般・産業廃棄物・古紙廃棄物収集運搬および処分業務、庁舎総合管理業務
大阪航空局	局長	46	コピー用紙(A4)等(9)、トナーカートリッジ等(3)、年間購読誌(会計検査情報)、図書追録(電気事業法解釈例規集等(9)、電波関係告示集等、国土交通省人事業務例規集等(6)、人事院規則及び関係法規(4)、国有財産関係法令通達集等(6)、航空関係告示集等(5)、消防実務六法等)、国家公務員身分証明書用ICカード	—	41	コピー用紙(A4)等、トナーカートリッジ等、年間購読誌(会計検査情報)、図書追録(電気事業法解釈例規集等(10)、電波関係告示集等(4)、国土交通省人事業務例規集等(4)、人事院規則及び関係法規(5)、国有財産関係法令通達集等(10)、航空関係告示集等(4)、消防実務六法等)	—
新潟空港事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
小松空港事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
熊本空港事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—

	那覇空港事務所	所長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
	札幌航空交通管制部	部長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
	福岡航空交通管制部	部長（分任支出負担行為担当官）	0	—	—	0	—	—
	国土地理院	院長	6	事務用消耗品、OA用消耗品、コピー用紙、トイレットペーパー	物品運送、ゴム印製作	6	事務用消耗品、OA用消耗品、コピー用紙、トイレットペーパー	物品運送、ゴム印製作
	航空保安大学校	校長	0	—	—	0	—	—
	札幌管区气象台	台長	1	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃等業務	1	—	【合同庁舎管理官署】 庁舎清掃等業務
	仙台管区气象台	台長	1	—	【合同庁舎管理官署】 仙台第三合同庁舎清掃業務	1	—	【合同庁舎管理官署】 仙台第三合同庁舎清掃業務
	福岡管区气象台	台長	0	—	—	0	—	—
	沖縄气象台	台長	0	—	—	1	トナーカートリッジ等	—
	気象研究所	所長	5	コピー用紙	一般定期健康診断等、構内除草等、気象研究所及び高層気象台消防設備更新工事、気象研究所及び高層気象台構内外灯LED化工事	7	OA用消耗品、事務用消耗品、コピー用紙、トイレットペーパー	物品輸送、一般定期健康診断等、構内除草等作業
	気象衛星センター	所長	0	—	—	0	—	—
	第一管区海上保安本部	本部長	1	—	小樽地方合同庁舎清掃等業務	1	—	小樽地方合同庁舎清掃等業務
	第九管区海上保安本部	本部長	0	—	—	0	—	—
	第四管区海上保安本部	本部長	0	—	—	0	—	—
	第七管区海上保安本部	本部長	0	—	—	1	蛍光管	—
	海上保安大学校	校長	0	—	—	1	PPC用紙(A4)等	—
	海上保安学校	校長	2	コピー用紙、インクカートリッジ等	—	2	コピー用紙、インクカートリッジ等	—
環境省	東北地方環境事務所	総務課長	1	庁用物品(蛍光管類)	—	1	庁用物品(蛍光管類)	—
		環境対策課長	0	—	—	0	—	—
		国立公園・保全整備課長	0	—	—	0	—	—
	九州地方環境事務所	総務課長	6	庁舎冷却塔水処理剤等(鹿児島)、庁舎冷房用燃料(鹿児島)	清掃業務(福岡合同庁舎、福江地方合同庁舎、鹿児島)、庁舎建築物衛生害虫駆除(鹿児島)	5	庁舎冷房用燃料(鹿児島)	清掃業務(福江地方合同庁舎、鹿児島)、庁舎PCB分析(鹿児島)、庁舎廃棄物処理(鹿児島)
		環境対策課長	0	—	—	0	—	—
	国立公園・保全整備課長	0	—	—	0	—	—	
防衛省	北海道防衛局	局長	8	事務用消耗品(パイプ式ファイル)、事務用消耗品(封筒ほか149品目)、燃料(ガソリン)、コピー用紙、トナーカートリッジ	札幌第三合同庁舎日常清掃業務及び定期清掃業務、札幌第三合同庁舎塵芥処理、札幌第三合同庁舎産業廃棄物収集運搬処分	8	事務用消耗品(シャープペンシル等154品目)、事務用消耗品(パイプ式ファイル)、燃料(ガソリン)、コピー用紙、トナーカートリッジ	札幌第三合同庁舎日常清掃業務及び定期清掃業務、札幌第三合同庁舎塵芥処理、札幌第三合同庁舎産業廃棄物収集運搬処分

東北防衛局	局長	3	—	仙台第3合同庁舎清掃業務(共用部分)、仙台第3合同庁舎清掃業務(専用部分)、塵芥収集運搬処理	3	—	仙台第3合同庁舎清掃業務(共用部分)、仙台第3合同庁舎清掃業務(専用部分)、塵芥収集運搬処理
北関東防衛局	局長	5	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	さいたま新都心合同庁舎2号廃棄物処理業務、さいたま新都心合同庁舎2号館清掃業務	5	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	さいたま新都心合同庁舎2号廃棄物処理業務、さいたま新都心合同庁舎2号館清掃業務
近畿中部防衛局	局長	1	—	大阪合同庁舎第2・4号館清掃業務	1	—	大阪合同庁舎第2・4号館清掃業務
中国四国防衛局	局長	0	—	—	3	コピー用紙、トナーカートリッジ、ゴム印	—
九州防衛局	局長	1	—	福岡第二合同庁舎清掃業務	1	—	福岡第二合同庁舎清掃業務
沖縄防衛局	局長	0	—	—	0	—	—
宇都宮防衛事務所	所長	4	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	宇都宮第二地方合同庁舎清掃業務	4	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	宇都宮第二地方合同庁舎清掃業務
前橋防衛事務所	所長	5	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	前橋地方合同庁舎一般廃棄物搬出処理業務、前橋合同庁舎環境衛生管理業務	5	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	前橋地方合同庁舎一般廃棄物搬出処理業務、前橋合同庁舎環境衛生管理業務
新潟防衛事務所	所長	3	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	—	3	消耗品(上質紙(カラー)外294品目等)、電子複写機用紙、トナーカートリッジ	—
防衛大学校	総務部長	0	—	—	0	—	—
防衛医科大学校	事務局経理部長	0	—	—	6	給与計算用消耗品、電話帳印刷、永年勤続表彰(銀杯及び紙筒)、永年勤続表彰(賞状用紙)、消耗品(身分証ICカード等)、教育訓練用弾薬	—
	病院	0	—	—	0	—	—
防衛研究所	企画部総務課会計室長	3	—	防研庁舎等維持管理業務、目黒地区図書館の維持管理(保守点検等)業務、外国人留学生等施設の維持管理業務	3	—	防研庁舎等維持管理業務、目黒地区図書館の維持管理(保守点検等)業務、外国人留学生等施設の維持管理業務
陸上自衛隊北海道補給処	調達会計部長(分任支出負担行為担当官、分任契約担当官)	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—
陸上自衛隊関東補給処	調達会計部長(分任支出負担行為担当官、分任契約担当官)	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—
陸上自衛隊関西補給処	調達会計部長(分任支出負担行為担当官、分任契約担当官)	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—	—	自衛隊法施行令第39条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—
海上自衛隊呉地方総監部	経理部長(分任支出負担行為担当官、契約担当官)	0	—	—	0	—	—
海上自衛隊佐世保地方総監部	経理部長(分任支出負担行為担当官、契約担当官)	0	—	—	0	—	—

航空自衛隊第3補給処	第3補給処長（分任支出負担行為担当官）	—	自衛隊法施行令第40条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—	—	自衛隊法施行令第40条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—
航空自衛隊第2補給処	第2補給処長（分任支出負担行為担当官）	—	自衛隊法施行令第40条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—	—	自衛隊法施行令第40条に基づき、各種物品を補給処にて一括調達を実施。	—
	第2補給処業務部会計課長（契約担当官）	—	事務用品（事務消耗品及び什器）のWebカタログ方式による調達 対象基地：航空自衛隊72基地	—	—	事務用品（事務消耗品及び什器）のWebカタログ方式による調達 対象基地：航空自衛隊72基地	—
12府省208会計機関		共同調達等を実施：139会計機関（66.8%）			共同調達等を実施：156会計機関（75.0%）		

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「共同調達等の実施状況」の平成23、24年度それぞれの「件数」欄には、地方支分部局等において共同調達等を実施している契約案件の件数を記載した。なお、「—」は、件数としてカウントできないものであることを表す。
- 3 「共同調達等の実施状況」の平成23、24年度それぞれの「物品」欄には、物品等を共同調達等している案件の名称等を、「役務等」欄には、役務等を共同調達等している案件の名称等を、それぞれ記載した（いずれも、庁舎設備の維持管理等官署ごとに調達することができない案件及び光熱水料を除く。）。
- また、「【合同庁舎管理官署】」として記載した案件は、当該官署が合同庁舎管理官署として、合同庁舎入居官署分を取りまとめて契約している案件であることを、「—」は、共同調達等を実施していないことを、それぞれ表す。
- 4 表中の最下段の数字は、各年度における、各官署が実施している共同調達等の件数を合計した延べ件数である。

表3-2-1-3 他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例①

機関等名	那覇第一地方合同庁舎（合同庁舎管理官署：那覇地方検察庁）											
	〔合同庁舎共用部分の清掃業務〕	〔沖縄気象台の専用部分の清掃業務〕										
契約案件名	那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託	庁舎清掃作業										
契約方式	一般競争契約	少額随意契約										
契約の相手方	民間事業者	民間事業者										
契約日	平成24年4月2日	平成24年4月2日										
契約金額（税込）	8,694,000円	707,126円										
応札者等数	7者	—										
概要	<p>1 背景等</p> <p>那覇第一地方合同庁舎には、管理官署である那覇地方検察庁を含む計13官署が入居しており（注）、同合同庁舎の維持管理に必要な役務契約については、「那覇第一地方合同庁舎の維持管理経費の分担についての協定書」（平成14年4月1日適用）第5条の規定に基づき、那覇地方検察庁が代表して契約を締結することとされている。</p> <p>平成24年度における那覇第一地方合同庁舎の清掃業務については、那覇地方検察庁において、「那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託契約」が締結されている。</p> <p>（注）那覇第一地方合同庁舎の入居官署は、那覇地方検察庁（合同庁舎管理官署）、福岡高等検察庁那覇支部、人事院沖縄事務所、那覇地方法務局、九州地方更生保護委員会、那覇保護観察所、福岡入国管理局那覇支局、九州公安調査局那覇公安調査事務所、九州厚生局沖縄分室、九州厚生局麻薬取締支所、沖縄気象台、中央労働委員会事務局九州地方事務所沖縄分室及び国土地理院沖縄支所である。</p> <p>2 那覇第一地方合同庁舎における共用部分及び専用部分の清掃業務契約の状況</p> <p>上記の「那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託契約」における清掃業務の概要は、玄関ホール、昇降機ホール、便所・洗面所等の那覇第一地方合同庁舎の共用部分について、日常清掃（1日単位等の短い周期で日常的に実施）、定期清掃（週、月又は年単位の長い周期で定期的に実施）等を行うものであるが、各入居官署の専用部分の清掃については、各官署において個別に契約が行われている（那覇地方検察庁においては、本庁、沖縄支部及び沖縄区検察庁（分室）の専用部分並びに沖縄法務合同庁舎及び沖縄区検察庁（分室）共用部分の清掃を一括して契約を行っている。）。</p> <p>那覇第一地方合同庁舎の共用部分及び専用部分の清掃業務に係る契約について、入居官署を抽出してその実施状況をみると、次表のとおりとなっている。</p> <p>表 那覇第一地方合同庁舎の共用部分及び専用部分の清掃業務に係る契約の実施状況（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官署名</th> <th>契約の名称</th> <th>概要</th> <th>契約方式</th> <th>契約金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇地方検察庁</td> <td>那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託</td> <td>那覇第一地方合同庁舎の共用部分の清掃</td> <td>一般競争契約</td> <td>8,694,000</td> </tr> </tbody> </table>		官署名	契約の名称	概要	契約方式	契約金額（円）	那覇地方検察庁	那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託	那覇第一地方合同庁舎の共用部分の清掃	一般競争契約	8,694,000
官署名	契約の名称	概要	契約方式	契約金額（円）								
那覇地方検察庁	那覇第一地方合同庁舎共用部分清掃及び植栽管理業務委託	那覇第一地方合同庁舎の共用部分の清掃	一般競争契約	8,694,000								

那覇地方 検察庁	那覇地方検察庁等 日常・定期清掃業 務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇地方検察庁本庁、 沖縄支部及び沖縄区検 察庁（分室）専用部分 の清掃 ・沖縄法務合同庁舎及び 沖縄区検察庁（分室） 共用部分の清掃 	一般 競争 契約	1,606,500
沖縄気象 台	庁舎清掃作業	沖縄気象台の専用部分 の清掃	少額 随意 契約	707,126

(注) 当省の調査結果による。

上表のとおり、那覇地方検察庁においては、合同庁舎の共用部分及び自らの専用部分の契約をそれぞれ個別に行うこととなっているほか、調査を行った沖縄気象台においては、専用部分 1364.63 m²の清掃業務を少額随意契約により行っている状況となっている。

このように、契約事務の効率化や、少額随意契約の見直しを行う余地がある状況となっているものの、調査を行った沖縄気象台では、入居官署が個別に専用部分の清掃業務を契約することとなっている経緯等については把握していないとしている。

一方、沖縄総合事務局が合同庁舎管理官署となっている那覇第二地方合同庁舎（1号館に7官署、2号館に1官署の計8官署が入居）においては、清掃業務については、同局が専用部分及び共用部分を一括して一般競争入札を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-④ 他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例②

機関等名	防衛省（陸上自衛隊関西補給処）								
契約案件名	再生コピー用紙A4								
契約方式	少額随意契約								
契約の相手方	民間事業者								
契約日	平成24年3月9日								
契約金額（税込）	1,370,775円								
応札者等数	－								
概要	<p>1 背景等</p> <p>陸上自衛隊関西補給処は、「陸上自衛隊の補給等に関する訓令」（昭和34年12月22日陸上自衛隊訓令第72号、最終改正：平成22年3月25日省訓第8号）第6条の規定に基づき、補給統制本部（所在地：東京）の指示（調達内容、調達時期等）により、中部方面に所在する部隊等（東海・北陸・近畿・中国・四国の21府県にある師団(2)、旅団(2)、駐屯地(27)等）が必要とする武器、需品（被服、糧食、燃料等）等の統制品の調達、整備、補給等を行っている（陸上幕僚監部、全国の補給処等に係る支出負担行為担当官は陸上幕僚監部監理部長であり、分任支出負担行為担当官として、陸上自衛隊関西補給処調達会計部長が置かれている。）。</p> <p>[参考]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和34年12月22日陸上自衛隊訓令第72号、最終改正：平成22年3月25日省訓第8号）（抜粋）</p> <p>第6条 陸幕統制品目の調達は、陸上幕僚長の要求又は指示に基づき、装備施設本部又は補給統制本部において実施する。</p> <p>2 補給統制本部統制品目の調達は、補給統制本部において、又は本部長の指示に基づき補給処において実施する。</p> <p>3 補給処統制品目の調達は、補給処において実施する。</p> <p>4 陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目以外の品目の調達は、陸上幕僚長が定める部隊等において実施する。</p> <p>5 前各項に掲げる調達を当該各項に定める部隊等以外の部隊等において実施させる場合については、陸上幕僚長が定めるものとする。</p> </div> <p>2 陸上自衛隊関西補給処におけるコピー用紙等の調達状況</p> <p>コピー用紙等の日常使用する汎用的な消耗品の調達については、武器、需品等の統制品のように一括した調達は行われておらず、それぞれの部隊等单位で調達されている。これらの調達案件の中には、以下のとおり、少額随意契約により調達されているものもみられる。</p> <p>表 各部隊で使用する汎用的な消耗品等を個別に少額随意契約で調達している例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>契約件名</td> <td>再生コピー用紙 A4</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>平成24年3月9日</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1,370,775円</td> </tr> <tr> <td>契約方式</td> <td>少額随意契約</td> </tr> </table>	契約件名	再生コピー用紙 A4	契約年月日	平成24年3月9日	契約金額	1,370,775円	契約方式	少額随意契約
契約件名	再生コピー用紙 A4								
契約年月日	平成24年3月9日								
契約金額	1,370,775円								
契約方式	少額随意契約								

	<p>概要等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊宇治駐屯地内で使用するコピー用紙の調達 ・平成24年2月22日に、調達期間が短いために「緊急」案件として調達要求がなされ、規格、数量及び納期の変更を経て、同年3月9日に少額随意契約を締結 ・予定価格算出のための市場価格調査を実施したが、納期までに時間的な余裕がないこと等から、同調査の対象とした5者のうち4者が辞退又は不回答。唯一回答した業者の提示単価は1,865円と、直近（平成23年3月3日）の調達単価（1,200円）を大きく上回っていたが、納期まで短期間であるという理由で、直近の調達単価ではなく当該事業者が提示した単価で随意契約を締結している。 <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>一方、陸上自衛隊関西補給処では、統制品については各部隊等分を一括して調達していることから、汎用的な消耗品の調達についても、補給統制本部からの指示があれば一括調達を行うことは可能であり、また、特段支障は考えられないとしている。</p>
--	------------	---

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-⑤ 他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例③

No.	案件等名	事例の概要等																												
1	①廃棄物処理業務 ②法務省（熊本刑務所）	<p>熊本刑務所では、廃棄物処理業務について、平成22年度以降、毎年度、予定価格が150万円を超え、24年度は約193万円（注）に上っているにもかかわらず、少額随意契約による調達を継続してきており、これまで一般競争契約により調達することについて特段検討した実績がない。</p> <p>同所では、各官署に共通する物品の購入（事務用消耗品等）については熊本少年鑑別所との共同調達を行っており、本件についても同様に、共同調達で一般競争契約を行う余地があるものと考えられる。</p> <p>（注）予決令第99条の規定上、廃棄物処理業務については、工事又は製造の請負、財産の買入に該当しないものとして、一般競争入札に付すべきものである。</p>																												
2	①一般廃棄物処理業務 ②財務省（大阪税関）	<p>大阪税関では、財務省本省からの指示により、平成16年度から管内の各税関支署に設置された資金前渡官吏を順次廃止して23年度から管内の契約事務を集約し、大阪税関本関で一括調達を実施している。</p> <p>一方、平成24年度の一般廃棄物処理業務委託については、下表のとおり、大阪市内にある6庁舎ごとに、従来と同様に少額随意契約を行っている。</p> <p>表 大阪税関管内における一般廃棄物処理業務委託の実施状況（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>庁舎名</th> <th>港湾 合同庁舎</th> <th>桜島 出張所</th> <th>監視部 庁舎</th> <th>南港 出張所</th> <th>南港出張 所分庁舎</th> <th>コンテナ検 査センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約先</td> <td>A社</td> <td>B社</td> <td>B社</td> <td>B社</td> <td>C社</td> <td>C社</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>583,239円</td> <td>198,000円</td> <td>495,000円</td> <td>990,000円</td> <td>192,900円</td> <td>413,400円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>港区</td> <td>此花区</td> <td>港区</td> <td>住之江区</td> <td>住之江区</td> <td>住之江区</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p> <p>上記のとおり、同税関では、平成23年度から管内の契約事務を集約し、順次、一括調達ができるものについては実施しており、本件についても同様に一括調達を行う余地があるものと考えられる。</p> <p>同税関では、当該一般廃棄物処理業務委託について、現状においては一括調達に取り組んでいない契約案件であったことから、今後、一括調達の実施及び一般競争契約への移行について検討するとしている。</p>	庁舎名	港湾 合同庁舎	桜島 出張所	監視部 庁舎	南港 出張所	南港出張 所分庁舎	コンテナ検 査センター	契約先	A社	B社	B社	B社	C社	C社	支払金額	583,239円	198,000円	495,000円	990,000円	192,900円	413,400円	地域	港区	此花区	港区	住之江区	住之江区	住之江区
庁舎名	港湾 合同庁舎	桜島 出張所	監視部 庁舎	南港 出張所	南港出張 所分庁舎	コンテナ検 査センター																								
契約先	A社	B社	B社	B社	C社	C社																								
支払金額	583,239円	198,000円	495,000円	990,000円	192,900円	413,400円																								
地域	港区	此花区	港区	住之江区	住之江区	住之江区																								
3	①行政文書等廃棄処分業務 ②厚生労働省（新潟労働局）	<p>新潟労働局では、同局内の各部局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に係る行政文書等廃棄処分業務について、同局が個別に少額随意契約を締結している。</p> <p>上記の各契約案件の年間の契約金額の合計は100万円を超えることとなり、同局において、管内の全官署における同内容の契約を一括して一般競争契約を行う余地があるものと考えられる。</p>																												
4	①事務用消耗品等の購入 ②農林水産省（那覇）	<p>那覇植物防疫事務所では、平成23年度において、クリアポケット外101点（予定価格1,078,074円）、トナーカートリッジ外96点（予定価格1,365,182円）等の事務用消耗品等について、少額随意契約により調達している。</p>																												

	植物防疫事務所)	<p>共同調達等の実施について、同事務所では、業務の特殊性から試薬や植物検査に必要な精密機器、消耗品等の調達要求が極めて多く、これらの消耗品等のほか、パソコンや複合機用消耗品等については既に全国の植物防疫所全体で一括調達を実施している。</p> <p>同事務所では、今後、上記事務用消耗品等についても同様に、全国の植物防疫所で一括調達するなどして一般競争契約への移行を図りたいとしている。</p> <p>なお、入居している合同庁舎の他の入居官署等との共同調達については、同所においては出先機関（4出張所。うち2出張所は離島に所在）の要求物品の調達を行う必要があり納品先が異なることなどから、現時点では困難であるとしている。</p>
5	<p>①各種消耗品の購入</p> <p>②防衛省（防衛医科大学校）</p>	<p>防衛医科大学校では、大学校については支出負担行為担当官である防衛医科大学校事務局経理部長が、防衛医科大学校病院については契約担当官である防衛医科大学校病院事務部庶務課長が、個別に物品や役務の調達を行っている。</p> <p>同大学校におけるトイレットペーパー、P P C用紙、パイプファイル等の事務用品の調達状況をみると、同じ物品をほぼ同じ時期に個別に契約しており、一方が一般競争契約、他方が随意契約などの状況となっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件等名」欄中、①は調達品目等を、②は契約実施主体等を、それぞれ表す。

表3-2-1-6 調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例①

機関等名	防衛省（近畿中部防衛局）																		
	[防衛省近畿中部防衛局]（平成24年度）	[近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、近畿経済産業局、外務省大阪分室]（平成24年度）																	
契約案件名	コピー用紙の調達	P P C用紙の購入																	
契約方式	一般競争契約	一般競争契約																	
契約の相手方	民間事業者	民間事業者																	
契約日	平成24年4月2日	平成24年4月2日																	
契約金額（税込）	1,627,920円（単価契約における予定調達総額）	6,395,665円（単価契約における予定調達総額）																	
応札者等数	6者	6者																	
概要	<p>1 背景等 「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ。25年1月29日一部改定）においては、防衛省に係る共同調達等の実施に関し、「内局会計課を中心として、特別の機関を含めた省単位での一括調達を実施する」とされている。</p> <p>2 近畿中部防衛局における汎用的な物品についての共同調達等の実施状況 近畿中部防衛局では、平成24年度において、汎用的な事務用消耗品であるコピー用紙、トナーカートリッジ等の共同調達等の実施を行うことが可能と考えられる品目の調達について、同局の下部機関である防衛事務所（京都、岐阜、金沢及び舞鶴の4か所）との間及び防衛省内の他機関（自衛隊大阪地方協力本部、大阪府内にある部隊等）との間のいずれにおいても、共同調達等を実施していない。</p> <p>一方、近畿中部防衛局が入居する大阪合同庁舎第二号館においては、近畿管区行政評価局が幹事官署となっており、近隣の他の庁舎に入居している官署（近畿総合通信局、近畿経済産業局及び外務省大阪分室）と共にコピー用紙の共同調達を行っているが、近畿中部防衛局は承知していなかったため、この共同調達にも参加していない。</p> <p>上記コピー用紙の調達について、平成24年度において近畿管区行政評価局等4官署が実施している共同調達による契約と、近畿中部防衛局が単独で行っている契約とを比較すると下表のとおりである。</p> <p>表 コピー用紙の調達の実施状況（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">官署名</th> <th rowspan="2">契約相手方</th> <th colspan="2">契約金額（税抜単価）</th> <th rowspan="2">予定総額</th> </tr> <tr> <th>A 3</th> <th>A 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿中部防衛局</td> <td>A社</td> <td>1,368円</td> <td>1,140円</td> <td>1,627,920円</td> </tr> <tr> <td>近畿管区行政評価局 近畿総合通信局 近畿経済産業局 外務省大阪分室</td> <td>A社</td> <td>1,300円</td> <td>1,100円</td> <td>6,395,665円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p> <p>上表のとおり、いずれの契約案件とも同一業者が受注しているにもかかわらず、共同調達により調達している方が、単独で調達しているよりも調達単価が安価になっており、共同調達を行うことによるメリットが現れているものと考えられる。</p> <p>※ 近畿中部防衛局においては、平成25年度から、コピー用紙の調達について、同局の下部機関である防衛事務所（京都、金沢及び舞鶴の3か所）との間で一括調達を開始している。</p>		官署名	契約相手方	契約金額（税抜単価）		予定総額	A 3	A 4	近畿中部防衛局	A社	1,368円	1,140円	1,627,920円	近畿管区行政評価局 近畿総合通信局 近畿経済産業局 外務省大阪分室	A社	1,300円	1,100円	6,395,665円
官署名	契約相手方	契約金額（税抜単価）			予定総額														
		A 3	A 4																
近畿中部防衛局	A社	1,368円	1,140円	1,627,920円															
近畿管区行政評価局 近畿総合通信局 近畿経済産業局 外務省大阪分室	A社	1,300円	1,100円	6,395,665円															

（注）当省の調査結果による。

表3-2-1-1-7 調達状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例②

機関等名	国土交通省（九州地方整備局）										
契約案件名	コピー用紙、プリンター用トナーカートリッジ、事務用消耗品等の購入										
概要	<p>1 背景等</p> <p>国土交通省行政効率化推進計画（平成16年6月15日付け国土交通省作成。20年12月26日改定）において、公共調達の効率化の一環として、i）同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や、ii）複数の機関が同一敷地内等に所在している場合には、それらの機関間での共同調達の推進を図ることとされたことを受け、九州地方整備局でも共同調達の取組を実施しており、平成24年度においては、同局が幹事官署となって、共同調達による契約を8件締結している。</p> <p>2 九州地方整備局における汎用的な物品についての共同調達等の実施状況</p> <p>上記1のとおり、平成24年度において、九州地方整備局が幹事官署となって、共同調達による契約を8件締結しており、それらの契約案件の共同調達の相手方官署をみると、下表のとおりである。</p>										
表 九州地方整備局における共同調達案件の状況（平成24年度）											
相手方官署等 案件名		国土交通省関係							他府省		共同調達機関数
		九州地方整備局（港湾・空港関係）	筑後川河川事務所	福岡国道事務所	九州技術事務所	筑後川ダム統合理事事務所	博多港湾・空港整備事務所	国営の道海浜公園事務所	公正取引委員会九州事務所	九州防衛局	
役務	電気通信設備点検	○									1
	民間ヘリコプター運航	○									1
	福岡地区自動車保守等	○		○			○	○			4
	庁舎清掃								○	○	2
物品	複写機用紙							○	○		2
	事務用品等							○			1
	コピー用紙		○	○	○	○		○	○		6
	ファイル		○	○	○	○		○			5
案件数		3	2	3	2	2	1	5	3	1	—
(注) 当省の調査結果による。											
(1) 同一官署内に設置された他の支出負担行為担当官との共同調達等											
<p>上表において、同一官署内に設置された他の支出負担行為担当官である九州地方整備局副局長（表中の「九州地方整備局（港湾・空港関係）」）との共同調達等の実施状況を見ると、電気通信設備点検、民間ヘリコプター運航及び自動車保守等の役務の調達については共同で調達しているが、汎用的な物品である複写機用紙、プリンター用トナー、事務用品の購入等については、同一官署内ではあるもののそれぞれ個別に調達している状況となっており、これら共通的な物品購入</p>											

	<p>については、役務と同様に共同で調達する余地があるものと考えられる。</p> <p>(2) 国土交通省の福岡市内の出先機関との共同調達等</p> <p>また、上表において、国土交通省の福岡市内の出先機関（表中の「筑後川河川事務所」、「福岡国道事務所」、「九州技術事務所」、「筑後川ダム統合管理事務所」、「博多港湾・空港整備事務所」、「国営海の中道海浜公園事務所」）との共同調達等の実施状況をみると、自動車保守等業務の調達については4官署と、コピー用紙の購入及びファイルの購入については5官署と共同で調達を行っている一方で、複写機用紙及び事務用品等の購入については1又は2官署としか実施しておらず、これらの汎用的な物品の購入についても他の官署も含めた共同で調達する余地があるものと考えられる。</p> <p>(3) 他府省の地方支分部局等との共同調達等</p> <p>さらに、他府省の地方支分部局等との共同調達等の実施状況についてみると、複写機用紙及びコピー用紙については公正取引委員会事務総局九州事務所と、庁舎清掃業務については公正取引委員会事務総局九州事務所及び九州防衛局と共同調達を行っているが、それ以外の案件については共同調達等を行っていない状況となっており、更に共同調達の対象を拡大する余地があるものと考えられる。</p> <p>共同調達等の実施に関し、九州地方整備局では、複写機用紙、プリンター用トナー外、事務用品等の購入については、次回以降、九州地方整備局（港湾・空港関係）のほか、近隣の官署との共同調達の実施を検討するとしている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表3-2-1-1-8 調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例③

No.	案件等名	事例の概要等
1	①物品、役務の調達 ②経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	<p>経済産業省においては、「平成24年度経済産業省調達改善計画」において、省を超えて共通に調達する物品・役務等について、「地方経済産業局においてはブロック内での共同調達を目指す」との目標を設定しているが、平成24年度においては、他官署との共同調達自体を実施していない地方支分部局等がみられた（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局）。</p> <p>物品、役務の共同調達については、これまでの取組の中でその効果が現れているものもあることから、今後、それらの実施結果等を踏まえ一層推進する余地があると考えられる。</p> <p>※ 平成25年度においては、24年度に共同調達を実施していなかった同局においても共同調達の取組を開始し、全ての地方支分部局で共同調達を実施。</p>
2	①コピー用紙、プリンター用トナーカートリッジ、事務用消耗品等の購入 ②防衛省海上自衛隊呉地方総監部	<p>防衛省海上自衛隊呉地方総監部では、「海上自衛隊物品管理補給規則」（昭和56年12月21日海上自衛隊達第42号。平成25年5月24日改正）第6条及び「海上自衛隊物品管理補給基準について（通達）」（平成10年12月8日海幕装備第5621号。平成25年10月17日改正）第5の規定に基づき、地方統制品目の調達、整備を管区の各部隊等で行っており、一括した調達は行われていない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件等名」欄中、①は調達品目等を、②は契約実施主体等を、それぞれ表す。

表3-2-1-⑨ 管内事務所における少額随意契約の締結状況を体系的に把握し、その状況を基に、各事務所における少額随意契約案件を一括して一般競争契約に移行するなどの取組を実施している例

機関等名	国土交通省（中国地方整備局港湾空港部）																		
契約案件名	消耗品購入等																		
概要	<p>1 背景等</p> <p>中国地方整備局は、中国地方の5県を管轄区域としており、管内に25事務所等（河川国道事務所(6)、河川事務所(4)、国道事務所(3)、ダム管理所(5)、技術事務所(1)、営繕事務所(1)、港湾・空港整備事務所(3)、港湾事務所(1)、港湾空港技術調査事務所(1)）がある。</p> <p>また、同局における支出原因となる契約事務については、同局に設置された支出負担行為担当官（局長及び副局長）が実施しており、このうち港湾、空港関係に係る支出負担行為担当官は副局長となっている。</p> <p>表 会計区分と会計機関の設置状況（港湾、空港関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支出の原因となる会計区分</th> <th>支出負担行為担当官</th> <th>分任支出負担行為担当官</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td rowspan="3">地方整備局副局長</td> <td>境港湾・空港整備事務所長</td> </tr> <tr> <td>社会資本整備事業特別会計</td> <td>広島港湾・空港整備事務所長</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災復興特別会計</td> <td>宇部港湾・空港整備事務所長 宇野港湾事務所長 広島港湾空港技術調査事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）国土交通省所管会計事務取扱規則別表11に基づき当省が作成した。</p> <p>2 中国地方整備局における少額随意契約の体系的な把握及び見直しの状況</p> <p>中国地方整備局港湾空港部経理調達課調達係においては、少額随意契約による調達案件について逐次見直しを行うため、以下のとおり、港湾空港部に係る調達案件のみならず、管内全事務所（港湾、空港関係5事務所）の分任支出負担行為担当官に係る調達案件についても定期的に報告させることにより、独自に把握し、一覧を作成している。</p> <p>表 中国地方整備局港湾空港部における少額随意契約の体系的な把握概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>把握開始時期</td> <td>不明（平成19年度頃）</td> </tr> <tr> <td>把握方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 港湾空港部調達分 支出負担行為担当官決裁案件が調達係に合議された際に物品、役務、工事、賃貸借等に分類して整理 管内事務所調達分 四半期に一度少額随意契約の実施状況の報告を徴収 </td> </tr> <tr> <td>把握内容</td> <td>契約件名、契約年月日、契約金額、予定価格、見積依頼者数、少額随意契約の予決令の根拠条文、契約業者名、履行期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p> <p>同局では、把握した少額随意契約の一覧に基づき、以下のような少額随意契約の見直し等に活用している。</p>	支出の原因となる会計区分	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	一般会計	地方整備局副局長	境港湾・空港整備事務所長	社会資本整備事業特別会計	広島港湾・空港整備事務所長	東日本大震災復興特別会計	宇部港湾・空港整備事務所長 宇野港湾事務所長 広島港湾空港技術調査事務所長		概要	把握開始時期	不明（平成19年度頃）	把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 港湾空港部調達分 支出負担行為担当官決裁案件が調達係に合議された際に物品、役務、工事、賃貸借等に分類して整理 管内事務所調達分 四半期に一度少額随意契約の実施状況の報告を徴収 	把握内容	契約件名、契約年月日、契約金額、予定価格、見積依頼者数、少額随意契約の予決令の根拠条文、契約業者名、履行期間
支出の原因となる会計区分	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官																	
一般会計	地方整備局副局長	境港湾・空港整備事務所長																	
社会資本整備事業特別会計		広島港湾・空港整備事務所長																	
東日本大震災復興特別会計		宇部港湾・空港整備事務所長 宇野港湾事務所長 広島港湾空港技術調査事務所長																	
	概要																		
把握開始時期	不明（平成19年度頃）																		
把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 港湾空港部調達分 支出負担行為担当官決裁案件が調達係に合議された際に物品、役務、工事、賃貸借等に分類して整理 管内事務所調達分 四半期に一度少額随意契約の実施状況の報告を徴収 																		
把握内容	契約件名、契約年月日、契約金額、予定価格、見積依頼者数、少額随意契約の予決令の根拠条文、契約業者名、履行期間																		

	<p>i) 把握した少額随意契約の一覧を基に、管内事務所がどのような案件を少額随意契約で調達しているかチェックし、平成 22 年度までは、広島市内の 2 事務所分について、コピー用紙の調達、消耗品の調達、トナーカートリッジの購入を少額随意契約で実施していたものを、23 年度からは、管内全事務所分を一括してこれらの物品の調達を一般競争入札に付すこととした。</p> <p>ii) 把握した少額随意契約の一覧により、管内事務所においても少額随意契約案件で 2 者以上からの見積書の徴収を励行しているか否かについて、同局において随時確認を実施している。</p> <p>iii) 港湾空港部経理調達課において管内事務所の内部監査を実施するに当たり、把握した少額随意契約の一覧により、あらかじめ監査対象事務所における少額随意契約状況（案件の種類、件数等）を確認している。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表3-2-1-10 実情等に応じて、国の地方支分部局等のみならず、地方公共団体を含めた共同調達が行われている例

機関等名	財務省（国税庁高松国税局）																		
契約案件名	庁舎清掃業務																		
概要	<p>1 背景等</p> <p>高松国税局では、平成24年度から、管内各税務署で行っていた会計事務について高松国税局への集約化を進めるとともに、同局又は管下税務署が管理官署となっている「高松国税総合庁舎」（管理官署：高松国税局）、「坂出合同庁舎」（管理官署：坂出税務署）及び「須崎第2地方合同庁舎」（須崎税務署）において、それぞれの入居官署とともに清掃等業務について共同調達を行っている。</p> <p>2 平成24年度における清掃等業務の実施状況</p> <p>平成24年度において、高松国税局が契約実施主体となっている清掃等業務委託の実施状況は、下表のとおりである。</p> <p>平成24年度における清掃等業務に係る契約案件のうち1案件については、坂出合同庁舎の共用部分及び各入居官署の専用部分の清掃業務を共同調達しているものであり、共同調達の参加官署の中には、坂出市役所も含まれている。</p> <p>表 高松国税局が契約している清掃等業務（平成24年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>共同調達官署名</th> <th>契約年月日</th> <th>契約金額（円）</th> <th>契約方式</th> <th>応札者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第2グループ（丸亀税務署・観音寺税務署・坂出合同庁舎））</td> <td>中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所 坂出市役所</td> <td>H24.4.2</td> <td>3,958,752</td> <td>一般競争</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第9グループ（中村税務署・伊野税務署・須崎第2地方合同庁舎））</td> <td>高知地方法務局 高知地方検察庁 神戸税関</td> <td>H24.4.2</td> <td>3,475,500</td> <td>一般競争</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p> <p>なお、高松国税局では、上記清掃業務以外にも、「租税教育用副教材の作成」業務について、四国4県と共同調達を行っている（同局が契約に係る入札等の事務を実施している。）。</p>	契約件名	共同調達官署名	契約年月日	契約金額（円）	契約方式	応札者数	高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第2グループ（丸亀税務署・観音寺税務署・坂出合同庁舎））	中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所 坂出市役所	H24.4.2	3,958,752	一般競争	6	高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第9グループ（中村税務署・伊野税務署・須崎第2地方合同庁舎））	高知地方法務局 高知地方検察庁 神戸税関	H24.4.2	3,475,500	一般競争	5
契約件名	共同調達官署名	契約年月日	契約金額（円）	契約方式	応札者数														
高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第2グループ（丸亀税務署・観音寺税務署・坂出合同庁舎））	中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所 坂出市役所	H24.4.2	3,958,752	一般競争	6														
高松国税総合庁舎外19税務署の清掃委託業務（第9グループ（中村税務署・伊野税務署・須崎第2地方合同庁舎））	高知地方法務局 高知地方検察庁 神戸税関	H24.4.2	3,475,500	一般競争	5														

（注）当省の調査結果による。

表3-2-1-1① 実情等に応じて、毎年度、共同調達の対象とする案件及び参加官署の拡大を推進している例

機関等名	高松矯正管区、四国少年院等
契約案件名	事務用消耗品の購入、P P C用紙の購入、トイレトペーパー等の購入、一般廃棄物収集処分業務の調達 等
概要	<p>1 背景等</p> <p>高松矯正管区及びその管下の矯正施設では、小規模で調達量も少ない矯正施設における調達に係る経費の節減を図ることを目的として、同管区の主導により、平成23年度から、共同調達の取組を開始している。</p> <p>2 高松矯正管区等における共同調達等の取組の状況</p> <p>(1) 対象案件、参加官署の拡大</p> <p>高松矯正管区等においては、共同調達を開始した平成23年度は6件（「事務用消耗品供給契約（3件）」、「P P C用紙購入契約」、「ちり紙及びトイレトペーパー年間供給契約」及び「一般廃棄物収集処分業務請負契約」）、24年度は、23年度実績に「防災用品供給契約」3件を加えた計9件に対象を拡大して共同調達を行っている。</p> <p>また、平成23年度の共同調達案件のうち最も参加官署が多かった「事務用消耗品供給契約」における共同調達への参加官署をみると、同年度は、香川県内の矯正施設5官署（注1）で行われていたが、24年度からは、同矯正管区の呼びかけにより、12官署（注2）に拡大して共同調達を行っている。</p> <p>（注1）高松矯正管区、四国少年院、高松刑務所、高松少年鑑別所及び丸亀少女の家 （注2）上記5官署のほか、i）高松矯正管区と同じ高松法務合同庁舎に入居する高松法務局（丸亀支局等管下の4機関分を含む。）、高松入国管理局、高松高等検察庁、高松地方検察庁、四国公安調査局及び四国地方更生保護委員会の6官署、ii）高松法務合同庁舎の近隣の民間ビルに入居する中国四国地方環境事務所高松事務所</p> <p>(2) 契約事務の実施方法の工夫</p> <p>上記共同調達案件に係る契約事務については、契約を行う官署を輪番制とし、契約事務を実施することとなった官署は、参加各官署との調達品目の規格等に係る調整等を行った上、参加官署による委任状に基づき、入札等契約事務を行っている。</p> <p>契約実施主体を輪番制としていることについて、高松矯正管区では、競争入札等契約事務の経験の浅い小規模官署の会計事務担当者の事務能力向上にも寄与する狙いもあるとしている。</p> <p>なお、「事務用消耗品供給契約」に係る契約事務実施方法については調達コスト削減のために更に工夫し、ペン類、ファイル類、ノート類など29種類、計178品目の事務用品の各単価を入札させ、品目ごとに、予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者を落札者として契約している（その結果、平成23年度については、品目別に3者と契約が締結されている。）。</p> <p>(3) 共同調達の取組による効果等</p> <p>当省が調査した四国少年院において、比較的調達数の多い物品3品目について、共同調達前の平成21年度と、調達後の24年度の購入単価を比較したところ、下表のとおり、単価が大幅に低減している。</p>

表 四国少年院における事務用消耗品購入単価等（共同調達前後比較）

品 目 等	平成 21年度 (a)	同 24年度 (b)	差 額 (a-b)
PPC用紙 (A4) 1箱	1,600 円	1,090 円	510 円
シャープペンシル替芯 1個	147 円	95 円	52 円
ボールペン (黒) 1本	70 円	47 円	23 円

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

4 契約に係る点検機能の一層の充実等

(1) 第三者機関の運営方法等の改善

勸 告	説明図表番号
<p>国における公共調達のうち、公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。23 年 8 月 9 日一部変更）により、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について、入札監視委員会等の第三者機関の意見を反映する仕組みが導入されている。</p>	表 4-(1)-①
<p>また、公共工事以外の物品、役務等の調達についても、監視体制の充実強化を図る観点から、19 年連絡会議申合せにより、各府省において、全ての契約の監視を行う第三者機関を設置することとされた。19 年連絡会議申合せにおいては、第三者機関については、i) 本府省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置すること、ii) 1 者応札となっているもの等を重点的に監視すること、iii) 第三者機関の審議概要を公表することとされた。</p>	表 4-(1)-②
<p>今回、各府省における第三者機関の設置状況、各府省に設置された第三者機関における、平成 21 年度から 25 年度までの各委員（以下「委員」という。）に対する契約に関する情報提供の状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 第三者機関による契約監視の仕組みの整備等</p>	
<p>平成 25 年 12 月末現在、各府省の本府省及び外局の内部部局に計 32 機関、地方支分部局等に計 130 機関の合計 162 の第三者機関が設置されている。</p>	表 4-(1)-ア-①
<p>しかし、各府省の中には、第三者機関による契約監視の仕組みがない例や仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例がみられた。（4 府省）</p>	表 4-(1)-ア-②、③
<p>イ 第三者機関における情報提供方法等の見直し</p>	
<p>第三者機関による契約案件の審議方法は、第三者機関の事務局となっている部署等において取りまとめた全契約案件（少額随意契約を除く。）の一覧（以下「契約一覧」という。）を委員に提出し、委員が契約一覧を基に抽出した契約案件について、年間数回開催される第三者機関の審議に付しているものが多い。</p>	
<p>しかし、18 府省の計 251 会計機関に設置された第三者機関 81 機関について調査した結果、契約一覧の内容等については、応札者数、契約相手方等の事項が含まれていないなど、委員が審議案件を抽出するための情報が不足している例がみられた。（9 府省計 31 機関）</p>	表 4-(1)-イ-①
<p>一方、各府省の中には、第三者機関における適切かつ効率的な審議に資するため、契約一覧に、応札者数、契約の相手方等の情報に加え、i) 公益法人が応札者となっている案件か否か、ii) 低入札価格調査の対象案件か否かなどの情報を盛り込むなど、委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例もみられた。</p>	表 4-(1)-イ-②、③

ウ 第三者機関における審議結果等の情報共有の推進

第三者機関において実際に審議されるのは、その監視対象となる全契約案件の中から事前に委員が抽出したごく一部の契約案件となっているのが現状である。

このような状況の中で、各府省の本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関（16 府省計 24 機関）における審議結果等について、府省内への情報提供の状況をみると、16 府省全てにおいて審議結果等がホームページに掲載されていた。しかし、それに加え、第三者機関の監視対象となる全会計機関に審議結果等を事務連絡で送付するなど、これらの情報が審議対象となった契約案件を担当する会計機関以外も含む全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っているのは、6 府省の計 6 機関にとどまっていた。

第三者機関は、国における契約について、その適正な実施を確保するなどのために第三者の監視に係らしめるものであることを踏まえ、一層有効に機能するものとするのが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、第三者機関による契約監視の一層の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 第三者機関による契約監視の仕組みがないものについては、この仕組みを整備すること。なお、整備する第三者機関においては、委員への契約に関する情報の十分な提供等を行うこと。（消費者庁、復興庁）

また、契約監視の仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていないものについては、全契約案件を監視対象とすること。（国土交通省、環境省）

② 第三者機関の審議が適切かつ効率的に行われるよう、委員への契約に関する情報の十分な提供を行うこと。（公正取引委員会、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省）

③ 第三者機関による審議対象となった契約案件の担当会計機関だけでなく、第三者機関の監視対象となる全会計機関において契約の見直しに活用できるよう、審議結果等の情報提供の一層の充実を図ること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

表 4-(1)-ウ-①

表4- (1) -① 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。23年8月9日一部変更) <抜粋>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表4- (1)-② 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達^の適正化に関する関係省庁連絡会議) <抜粋>

2. 監視体制の充実強化

(1) 各府省における監視体制の強化

② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。

すなわち、

イ. 全ての府省において

ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることにより

全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

- ・ 本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
- ・ 応札者(応募者)が1者しかないものなどは重点的に監視
- ・ 第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(1)-ア-① 第三者機関の設置状況

(単位:機関)

府省名	第三者機関の設置状況				計
	本府省及び外局の内部部局		地方支分部局等		
	機関数		機関数		
内閣府	1	本府	2	沖縄総合事務局総務部、沖縄総合事務局開発建設部	3
宮内庁	1	全省	0	—	1
公正取引委員会	1	全省	0	—	1
国家公安委員会 (警察庁)	1	全省	0	—	1
金融庁	1	全省	0	—	1
消費者庁	0	—	0	—	0
復興庁	0	—	0	—	0
総務省	1	全省	0	—	1
法務省	5	全省(工事)、本省等(物品・役務等)、 法務局(物品・役務等)、検察庁等(物品・役務等)、 矯正官署(物品・役務等)	0	—	6
外務省	1	全省	0	—	1
財務省	1	本省等	12	おおむねブロック単位に設置(財務局、税関、国税局等の契約を対象)	13
文部科学省	2	全省(工事)、全省(物品・役務等)	0	—	2
厚生労働省	1	本省等	47	都道府県労働局(47)	48
農林水産省	5	大臣官房経理課(工事)、本省等(食料安定供給特別会計、林野庁、水産庁を除いた物品・役務等)、本省(食料安定供給特別会計の物品・役務等)、林野庁、水産庁	19	地方農政局等(8)、森林管理局(7)、横浜植物防疫所(注5)、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波事務所	24
経済産業省	1	全省	0	—	1
国土交通省	6	本省等(物品・役務)、官庁営繕部(工事)、航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会	42	地方整備局等(27)、地方運輸局(10)、地方航空局(2)、国土地理院、海難審判所、国土技術政策総合研究所	48
環境省	2	本省等(工事)(注6) 本省等(物品・役務等)(注6)	0	—	2
防衛省	2	装備施設本部等(物品・役務等)、全省(工事に関する総括的な審議中心)	8	地方防衛局(8)	10
18府省(計)	32		130		162

(注) 1 当省の調査結果による(平成25年12月末現在)。

2 「機関数」欄には、第三者機関の設置数を記載している。

3 「本府省及び外局の内部部局」欄には、第三者機関ごとに、監視対象とする部局等を列挙し、()書きで、審議対象とする契約案件の種類を記載した(監視対象とする契約案件が限定されていない場合は、()書きを付していない)。

なお、「本府省及び外局の内部部局」欄の「全省」は、第三者機関の監視対象が府省内全ての会計機関であることを、「本省等」は、第三者機関の監視対象が、本府省の内部部局に加え、一部の外局や地方支分部局等の会計機関も含むことを、内閣府の「本府」は、第三者機関の監視対象が、沖縄総合事務局を除く内閣府本府の会計機関であることを、それぞれ表す。

4 「地方支分部局等」欄には、第三者機関が設置されている地方支分部局等を列挙している。

5 横浜植物防疫所に設置されており、全植物防疫(事務)所の契約を監視対象としている。

6 環境省に設置された第三者機関は、原子力規制委員会は監視対象外としている。

表 4 - (1) - ア - ② 第三者機関による契約監視の仕組みがない例

機関等名	概 要
消費者庁 (平成 21 年 9 月 発足)	<p>消費者庁では、第三者機関による審議の仕組みがなく、第三者機関による契約の監視が実施されていない。</p> <p>同庁は、第三者機関による契約の監視が実施されていない理由として、i) 第三者機関の設置の必要性は認識しているが、消費者庁は他の省庁と比べて調達案件は少ないこと、ii) 予算監視・効率化チームによる取組が行われていることを挙げており、平成 25 年 12 月末現在、第三者機関の具体的な設置に向けての話はないとしている。</p>
復興庁 (平成 24 年 2 月 発足)	<p>復興庁では、第三者機関による審議の仕組みがなく、第三者機関による契約の監視が実施されていない。</p> <p>同庁は、第三者機関による契約の監視が実施されていない理由として、i) 第三者機関の設置の必要性は認識しているが、復興庁発足時において、契約を監視するための第三者機関を設置しなければならないことについての認識がなく、設置しないまま現在に至っていること、ii) 設置に当たっては、委員の人選等必要な手順を踏む必要があるが、どのような人選とすべきか知見がないことを挙げており、平成 25 年 12 月末現在、第三者機関の設置のための事務手続にまで手がまわらず、設置予定時期等については未定であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4-1-ア-③ 仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例

機関等名	概要																																																					
国土交通省	<p>国土交通省には、本省内部部局及び外局の契約案件を監視対象とする第三者機関が計6機関設置されている。</p> <p>しかし、下表のとおり、本省内部部局（航空局を除く。）及び外局（観光庁）の契約案件のうち、物品・役務の一般競争入札案件が、いずれの第三者機関の監視対象ともなっておらず、審議が行われないものとなっている。</p> <p>表 国土交通省の第三者機関の設置状況</p> <table border="1" data-bbox="359 560 1444 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th rowspan="3">設置部局等</th> <th colspan="4">監視対象</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">部局等名</th> <th rowspan="2">契約案件の種類</th> <th colspan="2">契約方式</th> </tr> <tr> <th>一般競争契約</th> <th>随意契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正入札会議（随意契約の適正化小グループ）</td> <td>国土交通省大臣官房会計課</td> <td>内部部局（航空局を除く。）、観光庁</td> <td>物品・役務</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>官庁営繕部入札監視委員会</td> <td>官庁営繕部管理課</td> <td>官庁営繕部</td> <td>工事</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入札監視委員会</td> <td>航空局予算・管財室</td> <td>航空局</td> <td>全契約</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入札監視委員会</td> <td>気象庁総務部経理管理官</td> <td>気象庁</td> <td>全契約</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入札監視委員会</td> <td>海上保安庁総務部主計管理官</td> <td>海上保安庁</td> <td>全契約</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入札監視委員会</td> <td>運輸安全委員会事務局</td> <td>運輸安全委員会</td> <td>全契約</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「契約方式」欄の「○」印は第三者機関の監視対象となっていることを、「×」印は監視対象となっていないことを示す。</p>						名称	設置部局等	監視対象				部局等名	契約案件の種類	契約方式		一般競争契約	随意契約	公正入札会議（随意契約の適正化小グループ）	国土交通省大臣官房会計課	内部部局（航空局を除く。）、観光庁	物品・役務	×	○	官庁営繕部入札監視委員会	官庁営繕部管理課	官庁営繕部	工事	○	○	入札監視委員会	航空局予算・管財室	航空局	全契約	○	○	入札監視委員会	気象庁総務部経理管理官	気象庁	全契約	○	○	入札監視委員会	海上保安庁総務部主計管理官	海上保安庁	全契約	○	○	入札監視委員会	運輸安全委員会事務局	運輸安全委員会	全契約	○	○
名称	設置部局等	監視対象																																																				
		部局等名	契約案件の種類	契約方式																																																		
				一般競争契約	随意契約																																																	
公正入札会議（随意契約の適正化小グループ）	国土交通省大臣官房会計課	内部部局（航空局を除く。）、観光庁	物品・役務	×	○																																																	
官庁営繕部入札監視委員会	官庁営繕部管理課	官庁営繕部	工事	○	○																																																	
入札監視委員会	航空局予算・管財室	航空局	全契約	○	○																																																	
入札監視委員会	気象庁総務部経理管理官	気象庁	全契約	○	○																																																	
入札監視委員会	海上保安庁総務部主計管理官	海上保安庁	全契約	○	○																																																	
入札監視委員会	運輸安全委員会事務局	運輸安全委員会	全契約	○	○																																																	
環境省	<p>環境省は、第三者機関による監視の仕組みはあるものの、外局（原子力規制委員会）の契約案件が監視対象となっていない。また、原子力規制委員会自身も第三者機関を設置しておらず、同委員会の契約案件については、第三者機関による契約の監視が実施されていない。</p>																																																					

(注) 当省の調査結果による。

表4-1)-イ-① 契約一覧に審議案件を抽出するための情報が不足していると考えられる例

府省名	第三者機関 名称	対象機関	対象分野	契約一覧の項目			説明等
				契約の相手方名	予定価格 (落札率)	応札(応募、提案)者数	
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	全省	全契約	○	×	△	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達適正化について」に基づき公表している契約一覧を使用 応札(応募)者が公益法人の場合には、「応札・応募者数」欄にその旨の記載がある。
金融庁	金融庁契約監視委員会	全省	全契約	○	×	○	
法務省	法務省入札監視委員会	全省	工事	×	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式を使用 応札者数を記載している(応募者数及び提案者数は記載していない。)
	法務本省等契約監視会議	本省等	物品・役務等	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達適正化について」に基づき公表している契約一覧に「応札者の数」と「落札までの入札回数」を加えた様式を使用 応札者数を記載している(応募者数及び提案者数は記載していない。)
財務省	財務省第2入札等監視委員会	東北財務局、仙台国税局	全契約	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式を使用 1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第3入札等監視委員会	本省等	全契約	○	○	△	
	財務省第4入札等監視委員会	関東財務局、関東信越国税局	全契約	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式に、「入札回数」を加えた様式を使用 1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第5入札等監視委員会	東京税関、横浜税関	全契約	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式を使用 1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第7入札等監視委員会	北陸財務局、金沢国税局	全契約	○	○	△	
	財務省第10入札等監視委員会	中国財務局、広島国税局	全契約	○	○	△	
	財務省第11入札等監視委員会	四国財務局、高松国税局	全契約	○	○	△	
	財務省第12入札等監視委員会	福岡財務支局、門司税関等	全契約	○	○	△	
	財務省第13入札等監視委員会	九州財務局、熊本国税局等	全契約	○	○	△	
文部科学省	入札監視委員会	全省	工事	×	○	○	
厚生労働省	厚生労働省公共調達中央監視委員会	本省等	全契約	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式を使用 1者応札(応募)の場合は、「備考」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	北海道労働局公共調達監視委員会	北海道労働局	全契約	○	○	△	
	群馬労働局公共調達監視委員会	群馬労働局	全契約	○	○	△	
	新潟労働局公共調達監視委員会	新潟労働局	全契約	○	○	△	
	富山労働局公共調達監視委員会	富山労働局	全契約	○	○	△	
	石川労働局公共調達監視委員会	石川労働局	全契約	○	○	△	
	佐賀労働局公共調達監視委員会	佐賀労働局	全契約	○	○	△	
	熊本労働局公共調達監視委員会	熊本労働局	全契約	○	○	△	

国土交通省	北陸地方整備局入札監視委員会第2部会	北陸地方整備局（港湾空港）	全契約	×	×	×	・ 第三者機関の規則において定められた契約一覧の様式（入札者数、契約の相手方、契約金額、落札率等の欄有り）を使用せず、独自の「現場担当（契約）事務所」及び「契約件名」のみを記載した契約一覧を提出している。
環境省	入札監視委員会	本省等	工事	×	○	○	
防衛省	防衛調達審議会	装備施設本部等	物品・役務等	○	○	△	・ ①随意契約及び1者応札（応募）案件の審議のための契約一覧及び②競争契約案件の仕様書審議のための契約一覧を使用 ・ 応札（応募、提案）者数：①には記載がない（契約一覧に記載されている契約案件の種類から、応札（応募、提案）者数は自明）。 ②には記載がない（1者応札案件については、別途、「1者応札審議契約一覧」を作成している。）。
	北海道防衛局入札監視委員会	北海道防衛局管内の全部隊等	全契約	△	△	△	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関（※）が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。 予定価格（落札率）：①には記載があるが、②には記載がない。 応札（応募、提案）者数：①には記載がある。 ②には記載がない（1者応札（応募）案件については、別途、「1者応札（一般競争契約）」及び「1者（随意契約）」の一覧を作成している。）。 ※ 防衛省の各入札監視委員会の規則においては、会計機関を「契約実施機関」と称している。
	東北防衛局入札監視委員会	東北防衛局管内の全部隊等	全契約	△	○	○	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。
	近畿中部防衛局入札監視委員会	近畿中部防衛局管内の全部隊等	全契約	△	△	△	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。 予定価格（落札率）：①には記載があるが、②には記載がない。 応札（応募、提案）者数：①には記載がないが、②には記載がある。
	中国四国防衛局入札監視委員会	中国四国防衛局管内の全部隊等	全契約	△	○	○	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。
	九州防衛局入札監視委員会	九州防衛局管内の全部隊等	全契約	△	○	○	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。
	沖縄防衛局入札監視委員会	沖縄防衛局管内の全部隊等	全契約	△	△	△	・ 第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式（①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧）を使用 ・ 契約の相手方：①には記載がないが、②には記載がある。 予定価格（落札率）：①には記載があるが、②には記載がない。 応札（応募、提案）者数：①には記載がある。 ②には記載がない（1者応札（応募）案件については、別途、「1者応札（競争契約）一覧表」及び「1者応募（公募、企画競争）一覧表」を作成している。）。
9府省	31機関						

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「対象機関」欄の「全省」は、第三者機関の監視対象が府省内全ての会計機関であることを、「本省等」は、第三者機関の監視対象が本府省の内部部局に加え、一部の外局や地方支分部局等の会計機関も含むことを、それぞれ表す。
3 「契約一覧の項目」の「契約の相手方名」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について契約の相手方を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件について契約の相手方を記載していることを、「×」印は、契約一覧中に契約の相手方を記載していないことを、それぞれ表す。
4 「契約一覧の項目」の「予定価格（落札率）」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について予定価格（落札率）を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件について予定価格（落札率）を記載していることを、「×」印は、契約一覧中に予定価格（落札率）を記載していないことを、それぞれ表す。
5 「契約一覧の項目」の「応札（応募、提案）者数」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について応札（応募、提案）者数を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件（1者応札（応募）案件や公益法人との契約案件のみ、応札案件のみ等）について記載していることを、「×」印は、契約一覧中に応札（応募、提案）者数を記載していないことを、それぞれ表す。
6 「説明等」欄は、契約一覧への契約の相手方名、予定価格（落札率）、応札（応募、提案）者数等の具体的な記載状況を記述している。

表4-1-1-2 契約一覧に、公益法人が応札者となっている案件か否か、低入札価格調査の対象案件か否かの情報を盛り込んでいる例

機関等名	概要
文部科学省 (物品・役務等契約監視委員会)	<p>文部科学省では、審議案件の抽出のために委員に提出する契約一覧に、委員が、公益法人が応札者となっている案件であるかという観点からも審議案件を抽出できるように、応札者数、契約の相手方等の情報に加え、「契約の相手方が社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合」に、公益法人の区分等を記載する欄を設けている。また、「公益法人が一者応札・応募により受注している案件」の場合は、事業概要、説明会参加者数等も記載する欄も設けている。</p> <p>さらに、文部科学省が提出している契約一覧は、契約の性質等で委員が抽出しやすいように、「落札率」を降順に並び替え、「1者応札」は黄色に着色されている。</p>
厚生労働省 (厚生労働省公共調達中央監視委員会及び各都道府県労働局公共調達監視委員会)	<p>厚生労働省では、審議案件の抽出のために委員に提出する契約一覧に、委員が、低入札価格調査の対象となっている案件であるかという観点からも審議案件を抽出できるように、応札者数(注)、契約の相手方等の情報に加え、低入札価格調査の対象となった案件については、備考欄に「低入札」と記載している。</p> <p>(注)「応札(応募)者数」の記載は、1者応札(応募)の場合のみである。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表4- (1) -イ-③ 委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例

機関等名	農林水産省（農林水産省本省入札等監視委員会）																				
概要	<p>農林水産省本省（大臣官房経理課）は、第三者機関として農林水産省本省入札等監視委員会を設置している。</p> <p>同委員会の委員が審議対象として抽出した契約案件について、当該契約案件の担当部局等が委員会に対し説明資料を提出するに当たり、当該契約の契約方式、契約金額、契約相手方等の概要を一枚紙に簡潔に記載する「抽出案件概要」を用いることとしている。また、同様式には、提出資料（添付資料）のリストが付記されており、委員が提出された資料の種類を一目で確認することができるとともに、契約担当部局等においても提出資料（添付資料）に漏れがないかどうかを確認することができるものとなっている。</p> <p>なお、提出資料（添付資料）のリストは、委員の意見等を参考に農林水産省本省（大臣官房経理課）が契約種別ごとに作成したものであり、提出が必要な書類については、四角のチェック欄を黒で塗りつぶすことによりチェックをするものとなっている。</p> <p>表 抽出案件概要（一般競争入札）様式の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">抽出案件概要（一般競争入札）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">説明内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契 約 名 (物品・役務の別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 約 担 当 官 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">契 約 内 容</td> <td>競 争 方 式</td> </tr> <tr> <td>応 札 者 数</td> </tr> <tr> <td>契 約 相 手 方</td> </tr> <tr> <td>再 就 職 役 員 数</td> </tr> <tr> <td>契 約 日</td> </tr> <tr> <td>履 行 期 間</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> </tr> <tr> <td>落 札 率</td> </tr> <tr> <td>一般競争参加資格の設定の理由及び経緯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>添付資料 ■ 仕様書及び予定価格の算定基礎 ■ 入札公告の写し ■ 入札執行調書の写し ■ 一般競争契約審査調書（事前）、チェックリスト ■ 提案書（総合評価落札方式の場合） ■ 技術審査会審査結果、採点結果 ■ 1者応札事後審査調書 ■ 1者応札（応募）事後審査表（アンケート、過去3か年の入札・契約状況含む） □ 委託事業の場合は、事業概要 □ その他参考資料（※資料の名称を記入）</p> </div>	項 目	説明内容	契 約 名 (物品・役務の別)		契 約 担 当 官 名		契 約 内 容	競 争 方 式	応 札 者 数	契 約 相 手 方	再 就 職 役 員 数	契 約 日	履 行 期 間	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	一般競争参加資格の設定の理由及び経緯		備 考	
項 目	説明内容																				
契 約 名 (物品・役務の別)																					
契 約 担 当 官 名																					
契 約 内 容	競 争 方 式																				
	応 札 者 数																				
	契 約 相 手 方																				
	再 就 職 役 員 数																				
	契 約 日																				
	履 行 期 間																				
	予 定 価 格																				
	契 約 金 額																				
落 札 率																					
一般競争参加資格の設定の理由及び経緯																					
備 考																					

(注) 当省の調査結果による。

表4-1(1)-ウ-① 本府省及び外局の内部部に設置された第三者機関における審議結果等の情報提供の状況

府省名	第三者機関 名称	審議対象 契約	府省内への審議結果等の情報提供の方法			備考	
			府省ホームページ又は府省内イントラネットでの掲示	監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組	取組内容区分		
内閣府	内閣府本府入札等監視委員会	全契約	○	×	×		
宮内庁	宮内庁契約監視委員会	全契約	○	○	②		
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	全契約	○	×	×		
国家公安委員会 (警察庁)	警察庁入札等監視委員会	全契約	○	×	×		
金融庁	金融庁契約監視委員会	全契約	○	-	-		
総務省	総務省契約監視会	全契約	○	×	×		
法務省	法務省入札監視委員会	工事	○	×	×		
	法務本省等契約監視会議	物品・役務等	○	○	②③		
外務省	外務省契約監視委員会	全契約	○	-	-		
財務省	財務省第3入札等監視委員会	全契約	○	×	×		
文部科学省	入札監視委員会	工事	○	×	×		
	物品・役務等契約監視委員会	物品・役務等	○	○	②③		
厚生労働省	厚生労働省公共調達中央監視委員会	全契約	○	×	×		
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会	工事	○	-	-		
	農林水産本省入札等監視委員会	物品・役務等	○	○	①		
	生産局	食料安定供給特別会計入札等監視委員会	物品・役務等	○	×	×	
	林野庁	林野庁入札等監視委員会	全契約	○	×	×	
	水産庁	水産庁入札等監視委員会	全契約	○	×	×	
経済産業省	経済産業省契約評価監視委員会	全契約	○	×	×		
国土交通省	公正入札会議(随意契約の適正化小グループ)	物品・役務	○	○	①		
	海上保安庁	入札監視委員会	全契約	○	×	×	
環境省	入札監視委員会	工事	○	×	×		
	物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	物品・役務等	○	×	×		
防衛省 (注2)	防衛調達審議会	物品・役務等	○	○	①②		
16府省24機関			○ : 24 × : 0	○ : 6 × : 15 - : 3	① : 3 ② : 4 ③ : 2 × : 15 - : 3	-	

- (注) 1 当省の調査結果による(平成25年度)。
 2 消費者庁及び復興庁は第三者機関が未設置のため、本表には含んでいない。また、防衛省の「公正入札調査会議」は、建設工事等の入札及び契約に関する統計的分析に基づき統括的な審議を行っており、個別の契約の審議は行っていないため、本表には含んでいない。
 3 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の「府省HP又は府省内イントラネットでの掲示」欄の「○」印は、府省ホームページ又は府省内イントラネット(両方の場合を含む。)において、審議結果等を掲示していることを、「×」印は、府省ホームページ及び府省内イントラネットのいずれにも審議結果等を掲示していないことを、それぞれ表す。なお、本欄は、通常実施している情報提供(特別な事情が発生した場合等に、臨時的に行う情報提供を除く。)の状況を示す。
 4 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の「監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組」欄の「○」印は、当該取組を行っていることを、「×」印は行っていないことを、「-」印は、当該第三者機関が監視対象とする会計機関が1つであり、本欄に該当しないことを、それぞれ表す。なお、本欄は、通常実施している情報提供(特別な事情が発生した場合等に、臨時的に行う情報提供を除く。)の状況を示す。
 5 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の中の「監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組」の「取組内容区分」欄は、以下の区分により記載している。
 ① : 第三者機関の審議に、審議対象契約の担当部局を含む全会計機関担当者等が出席
 ② : 省内各部局の会計担当者へのメール
 ③ : 省内各部局の会計担当者への事務連絡(紙媒体)
 × : 監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っていない。
 - : 第三者機関の監視対象となる会計機関が1つであるため、本欄に該当しない。

(2) 内部監査の実効性の確保・向上

勸告	説明図表番号
<p>内部監査の実施等については、「公共調達適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)や18年8月財務大臣通知において、i) 内部監査を実施するに当たっては、入札及び契約の適正化を図るための措置並びに再委託の適正化を図るための措置に留意して行うこと、ii) 監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上に努めること、iii) 内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めること等とされた。</p>	<p>表4-(2)-①、②</p>
<p>また、「平成13年度決算検査報告」(平成14年11月会計検査院)においては、内部監査の実効性を確保するためには、監査対象とした会計機関に対する指導等にとどまらず、監査結果等を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知することなどが有効であるとされている。</p>	<p>表4-(2)-③</p>
<p>今回、18府省の本府省及び外局の内部監査を実施する部局における、平成21年度から25年度までの内部監査の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 内部監査実施の仕組みの見直し</p> <p>各府省の中には、外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査を実施するための仕組みが不十分な例がみられた。(1府省)</p>	<p>表4-(2)-ア-①</p>
<p>イ 内部監査の実施方法等の見直し</p> <p>各府省の中には、次のとおり、内部監査の実効性の確保・向上を図る観点から、その実施方法等を見直す必要があると考えられる例がみられた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約とすることが可能な上限額を大幅に上回る額で少額随意契約が継続的になされてきているにもかかわらず、これまでの内部監査において一般競争契約に改めるよう指摘された実績がない例(1府省1事例) 	<p>表4-(2)-イ-①</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査において、随意契約における1者見積りの見直しや、備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例(2府省計2事例) 	<p>表4-(2)-イ-②、③</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査マニュアル等が策定されていない例(1府省) 	<p>表4-(2)-イ-④</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査の実施に当たり使用する監査マニュアル等に、監査事項等として「再委託の適正化を図るための措置」が盛り込まれていない例(6府省計6部局)や、当該事項等が随意契約に係る案件のみに限定されている例(5府省計8部局) 	<p>表4-(2)-イ-④ (再掲)</p>
<p>なお、上記の例で挙げた11府省計14部局の監査対象となっている各会計機関において、再委託に係る手続等が適正に行われていないと考えられるなどの例がみられたところである(項目2(4)参照)。</p>	<p>表2-(4)-ア-①、④、⑥、表2-(4)-イ-①、②、④(再掲)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査結果等を、監査実施対象とならなかった会計機関に周知していない例（４府省計４部局） 	表 4-(2)-イ-⑤
<p>一方、各府省の中には、監査結果のみならず、監査マニュアル等も府省内に情報提供するなど、内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行っている例もみられた。</p> <p>各府省が実施している内部監査については、個別の問題点等についての指摘等を行うのみならず、各府省における会計経理や予算執行の適正化、それら事務手続の効率性等に関する評価を行い、その結果を契約事務の見直しに活用することができるものとするのが重要であると考えられる。</p>	表 4-(2)-イ-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、内部監査による契約の適正化の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 外局について内部監査を実施するための仕組みが不十分なものについては、全ての部局が内部監査の対象となるよう、仕組みを見直すこと。（環境省）</p> <p>② 内部監査の実効性の確保・向上を図るため、内部監査の実施方法の見直し、監査マニュアル等の策定及び必要な見直しなど、内部監査の適切な実施のための措置を講ずること。（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、防衛省）</p>	

表4-2-1 「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>

5. 内部牽制の充実

(1) (略)

(2) 内部監査の強化

財務省通知(平成17年2月25日財計第407号)による各省庁における内部監査の重点的実施に関し、所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表4-2-2 「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知) <抜粋>

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

一括再委託の禁止

(1) (略)

(2) 再委託の承認

(略)

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① (略)

② (略)

3.~4. (略)

5. 内部監査の実施等

(1) 監査を行うに当たっての留意事項

内部監査を実施するに当たっては、「1. 入札及び契約の適正化を図るための措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」に留意して行うものとする。

(2) 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

① 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

イ~ハ (略)

② 少額の随意契約

イ~ロ (略)

- (3) 監査結果を踏まえた検討
内部監査の結果を踏まえ、一般競争入札等によることができるものがないか等の検討を行うものとする。
- (4) 監査マニュアル等の整備
監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) (略)
- (6) 内部監査の実施状況
内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (2) - ③ 「平成 13 年度決算検査報告」(平成 14 年 11 月会計検査院) <抜粋>

第 4 章 特定検査対象に関する検査状況

第 16 国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について

1 ~ 2 (略)

3 検査の状況

(1) ~ (3) (略)

(4) 会計監査の有効性を高めるための方策

ア ~ イ (略)

ウ 監査結果の有効活用による監査の実効性の確保

会計監査が、監査対象箇所に対する指導や注意にとどまらず、会計経理と予算執行の適正性、経済性・効率性等に関する適切な評価を行うものとしての実効性を確保するためには、監査結果の重要性・重大性の程度を明確にし、所定の基準に基づいて監査結果を報告すること、監査結果を有用な情報として活用定着させるため組織全体に周知すること、事態の改善について会計監査機構がその経過及び結果をフォローすることなどが有効である。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (2) - ア - ① 外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない例

府省名	概要
環境省	<p>環境省においては、環境省会計事務監査規程（平成 13 年環境省訓令第 23 号）に基づき、環境省本省の内部監査実施部局（大臣官房会計課監査指導室）が環境省全体の内部監査を実施することとなっている。しかし、外局である原子力規制委員会（事務局である原子力規制庁（平成 24 年 9 月発足）が契約実施担当）のみが内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない。</p> <p>また、原子力規制委員会自体も、内部監査規程を整備しておらず、内部監査を実施していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - イ - ① 内部監査において指摘された実績がない例

府省名	法務省																						
概要	<p>法務省熊本刑務所において、<u>毎年度契約を行っている「廃棄物処理業務委託契約」の予定価格は、下表のとおり、予決令第 29 条第 7 号で定める金額（100 万円）を大幅に上回っているが、毎年度同一業者と少額随意契約を締結している。</u></p> <p>表 「廃棄物処理委託契約」の予定価格等の状況 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成 24 年度</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定価格 (単価契約)</td> <td>1,931,400 円 (月額 160,950 円)</td> <td>1,537,200 円 (月額 128,100 円)</td> <td>1,576,800 円 (月額 131,400 円)</td> </tr> <tr> <td>契約金額 (単価契約)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 137,550 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg </td> </tr> <tr> <td>契約者</td> <td>A 社</td> <td>A 社</td> <td>A 社</td> </tr> <tr> <td>見積書を徴収した事業者</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> <td>A 社 B 社 C 社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>熊本刑務所に対しては、法務省本省（大臣官房会計課）が、「法務省会計監査規程」（平成 22 年 3 月 30 日付け法務省会訓第 721 号）に基づき毎会計年度策定する会計監査実施方針の重点事項等に沿って内部監査を実施しているが（直近は平成 21 年度及び 24 年度に実施）、本契約について、一般競争契約に改めるように指摘した実績はない。</p> <p>なお、熊本刑務所は、上記の契約について少額随意契約として契約を行ってきた理由について、これまで、一般競争契約で対応可能かどうか検討を行っていなかったためとしている。</p>	区分	平成 24 年度	(参考)		平成 22 年度	平成 23 年度	予定価格 (単価契約)	1,931,400 円 (月額 160,950 円)	1,537,200 円 (月額 128,100 円)	1,576,800 円 (月額 131,400 円)	契約金額 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 137,550 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	契約者	A 社	A 社	A 社	見積書を徴収した事業者	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社
区分	平成 24 年度			(参考)																			
		平成 22 年度	平成 23 年度																				
予定価格 (単価契約)	1,931,400 円 (月額 160,950 円)	1,537,200 円 (月額 128,100 円)	1,576,800 円 (月額 131,400 円)																				
契約金額 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 137,550 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集業務委託料 117,600 円(月) ・ 産業廃棄物木屑以外 17 円/kg ・ 産業廃棄物木屑 12.6 円/kg 																				
契約者	A 社	A 社	A 社																				
見積書を徴収した事業者	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社	A 社 B 社 C 社																				

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-2 随意契約における1者見積りの見直しについて指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例

府省名	厚生労働省												
概要	<p>厚生労働省国立療養所東北新生園（以下「新生園」という。）は、平成24年5月17日、18日の厚生労働省本省（大臣官房会計課）による内部監査において、随意契約に係る見積書の徴取について、2者以上の者から見積書を徴取しておらず、市場価格調査等を行った資料の添付もされていない事例が見受けられたとして、改善措置内容を報告するよう指導された。</p> <p>これを受け、新生園は、平成24年7月25日付けで、厚生労働大臣官房会計課長宛てに、措置内容として、i) 随意契約の場合は、2者以上から見積書を徴取すること及びii) 見積書を省略できる場合は、電話照会やインターネット等で市場調査を実施すること（是正実施時期平成24年7月20日）を報告している。</p> <p>しかし、新生園における役務の少額随意契約の実施状況について調査したところ、下表のとおり、上記是正実施時期とされる平成24年7月20日以降においても、2者以上から見積書を徴取せずに、また市場価格調査等も行わず契約している事例がみられた。</p> <p>表 新生園における役務の少額随意契約（平成24年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">支出決定決議 年月日</th> <th style="width: 25%;">件名</th> <th style="width: 25%;">金額（円） *消費税込</th> <th style="width: 25%;">見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月28日</td> <td>車検整備一式</td> <td style="text-align: center;">91,959</td> <td>1者 (平成24年7月24日)</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月26日</td> <td>案内板取付更新</td> <td style="text-align: center;">451,500</td> <td>1者 (平成24年8月24日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>なお、新生園は、上記のように、是正措置実施時期以降も1者からしか見積りを徴取せずに随意契約した理由について、i) 車検整備については、会計課の内部監査を受け、再発防止策を講ずることとしたが、当該再発防止策を関係者に対して浸透させる取組が不十分であったことなどから、結果として、1者見積りのまま発注してしまった、ii) 案内板取付更新については、他の業者（2者程度）にも見積書を提出するよう依頼したが、東日本大震災の影響で忙しいとして応じてもらえなかった（過去に発注を行っていた業者も被災し、見積書の依頼を行うことができなかった。）ことを挙げている。</p>	支出決定決議 年月日	件名	金額（円） *消費税込	見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）	平成24年8月28日	車検整備一式	91,959	1者 (平成24年7月24日)	平成24年9月26日	案内板取付更新	451,500	1者 (平成24年8月24日)
支出決定決議 年月日	件名	金額（円） *消費税込	見積書を徴取した 業者数（見積書の日付）										
平成24年8月28日	車検整備一式	91,959	1者 (平成24年7月24日)										
平成24年9月26日	案内板取付更新	451,500	1者 (平成24年8月24日)										

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-3 備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例

府省名	農林水産省																																																																						
概要	<p>農林水産省那覇植物防疫事務所においては、農林水産省本省（大臣官房経理課）が平成22年度に実施した内部監査の際、21年度に行った物品購入契約のうち、下表のとおり、文具用品等の購入に係る少額随意契約9件について、一括して一般競争入札の実施が可能であったにもかかわらず、不適切な分割発注を行っていたと指摘された。</p> <p>表 文具用品等の分割契約の例（那覇植物防疫事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>契約年月日</th> <th>契約相手</th> <th>契約金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品棚外3点</td> <td>平成22年2月2日</td> <td>A社</td> <td>1,180,725</td> </tr> <tr> <td>消しゴム外32点</td> <td>平成22年2月8日</td> <td>B社</td> <td>982,830</td> </tr> <tr> <td>コンテナ外2点</td> <td>平成22年2月10日</td> <td>C社</td> <td>842,826</td> </tr> <tr> <td>保管庫外2点</td> <td>平成22年2月12日</td> <td>D社</td> <td>720,069</td> </tr> <tr> <td>安全ベスト外14点</td> <td>平成22年2月16日</td> <td>E社</td> <td>868,765</td> </tr> <tr> <td>保管庫外1点</td> <td>平成22年2月16日</td> <td>F社</td> <td>573,300</td> </tr> <tr> <td>インクカートリッジ外56点</td> <td>平成22年2月17日</td> <td>G社</td> <td>1,071,204</td> </tr> <tr> <td>OAタップ外27点</td> <td>平成22年2月18日</td> <td>H社</td> <td>687,769</td> </tr> <tr> <td>スクリーン外35点</td> <td>平成22年2月25日</td> <td>C社</td> <td>993,861</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>7,291,349</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p> <p>これを受け、同事務所では、i）各課からの物品購入請求の提出は、毎月1回とするよう徹底すること、ii）庶務課においては、各課から各月に提出のあった物品購入請求書を取りまとめの上、月末に一括できるものはまとめて発注を行うこと等の改善措置を講じてきたとしている。</p> <p>しかし、那覇植物防疫事務所が平成23年度に行った物品購入契約のうち、少額随意契約の案件について抽出調査したところ、以下の契約案件について、複数の契約案件を一括して、一般競争入札が実施できたと考えられる事例が4件みられた。</p> <p>（事例1）顕微鏡等の器具類、化学製品等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>契約件名</th> <th>予定価格（円）</th> <th>見積りを徴取した事業者名</th> <th>契約相手方</th> <th>契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>顕微鏡カメラ装置外8点代</td> <td>887,853</td> <td>I社、J社、F社</td> <td>I社</td> <td>平成23年9月1日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）</td> <td>1,404,744</td> <td>K社、F社、L社</td> <td>K社</td> <td>平成23年9月21日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>2,292,597</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>			件名	契約年月日	契約相手	契約金額（円）	物品棚外3点	平成22年2月2日	A社	1,180,725	消しゴム外32点	平成22年2月8日	B社	982,830	コンテナ外2点	平成22年2月10日	C社	842,826	保管庫外2点	平成22年2月12日	D社	720,069	安全ベスト外14点	平成22年2月16日	E社	868,765	保管庫外1点	平成22年2月16日	F社	573,300	インクカートリッジ外56点	平成22年2月17日	G社	1,071,204	OAタップ外27点	平成22年2月18日	H社	687,769	スクリーン外35点	平成22年2月25日	C社	993,861	合計			7,291,349	NO	契約件名	予定価格（円）	見積りを徴取した事業者名	契約相手方	契約年月日	1	顕微鏡カメラ装置外8点代	887,853	I社、J社、F社	I社	平成23年9月1日	2	スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）	1,404,744	K社、F社、L社	K社	平成23年9月21日		合計	2,292,597			
件名	契約年月日	契約相手	契約金額（円）																																																																				
物品棚外3点	平成22年2月2日	A社	1,180,725																																																																				
消しゴム外32点	平成22年2月8日	B社	982,830																																																																				
コンテナ外2点	平成22年2月10日	C社	842,826																																																																				
保管庫外2点	平成22年2月12日	D社	720,069																																																																				
安全ベスト外14点	平成22年2月16日	E社	868,765																																																																				
保管庫外1点	平成22年2月16日	F社	573,300																																																																				
インクカートリッジ外56点	平成22年2月17日	G社	1,071,204																																																																				
OAタップ外27点	平成22年2月18日	H社	687,769																																																																				
スクリーン外35点	平成22年2月25日	C社	993,861																																																																				
合計			7,291,349																																																																				
NO	契約件名	予定価格（円）	見積りを徴取した事業者名	契約相手方	契約年月日																																																																		
1	顕微鏡カメラ装置外8点代	887,853	I社、J社、F社	I社	平成23年9月1日																																																																		
2	スライドグラス外43点代（顕微鏡用カメラ等付属品含む）	1,404,744	K社、F社、L社	K社	平成23年9月21日																																																																		
	合計	2,292,597																																																																					

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者のうち1社（F社）からは、両案件ともに見積りを徴取していることや、両案件における調達品目は類似するものであることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

（事例2）化学製品、薬品等

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	フィルターユニット外 60点代	1,209,285	M社、 <u>N社</u> 、O社	M社	平成23年10月19日
2	ゴム手袋外17 点代	960,174	I社、F社、 <u>N社</u>	I社	平成23年10月28日
合 計		2,169,459			

（注）当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者のうち1社（N社）からは、両案件ともに見積りを徴取していることや、両案件における調達品目は日常的に使用する消耗品であることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

（事例3）事務用消耗品

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	クリアポケット外 101点代	1,078,074	C社、P社	C社	平成23年10月18日
2	トナーカート リッジ外96点	1,365,182	H社、G社、Q社	H社	平成23年11月16日
合 計		2,443,256			

（注）当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 調達品目はいずれも事務用消耗品であり、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期（1か月以内）であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

(事例4) 農機具製品等(主には場整備用)

NO	契約件名	予定価格 (円)	見積りを徴取 した事業者名	契約 相手方	契約年月日
1	ネット外 51点代	958,555	R社、S社	R社	平成23年11月10日
2	土嚢袋外 45点代	974,820	R社、S社	R社	平成23年11月28日
合 計		1,933,375			

(注) 当省の調査結果による。

上記2件の契約案件においては、i) 見積りを徴取した事業者は、両案件とも同じ2者であることや、両案件における調達品目はいずれも農機具製品等(主には場整備用)であることから、これらの品目をともに取り扱う業者は存在すると考えられること、ii) 両案件の契約締結日は、ほぼ同時期(1か月以内)であることから、一括して一般競争入札の実施が可能であったと考えられる。

同事務所では、上記4件の事例(8件の契約案件)について、結果的に少額随意契約となったが、平成25年度からは、一般競争入札による契約の機会を増やすため、緊急に調達を必要とする物品を除き、物品調達のスケジュールを1か月単位から四半期単位に変更したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1-4 監査マニュアル等の策定状況

府省名	内部監査実施部局	監査マニュアル等の名称	「再委託の適正化を図るための措置」の監査事項等への記載状況	備考
内閣府	大臣官房会計課	内閣本府 監査マニュアル（平成24年12月4日）	×	平成25年10月28日に改定した「内閣本府 監査マニュアル」においては、監査事項等に、「再委託の適正化を図るための措置」を記載している（ただし、随意契約案件に限定して記載している。）。
宮内庁	長官官房主計課	内部監査マニュアル（平成22年4月1日）	○	
公正取引委員会	官房総務課会計室	・会計検査実施要領（平成25年10月10日） ・随意契約監査実施要領（平成25年5月14日）	×	
国家公安委員会（警察庁）	警察庁長官官房会計課監査室	平成25年度警察庁会計監査マニュアル（平成25年3月22日）	◎	
金融庁	総務企画局総務課管理室	会計監査マニュアル（平成25年9月改定）	◎	
消費者庁	総務課	消費者庁 監査マニュアル（平成24年度版）（平成25年10月1日）	◎	
復興庁	—	—	—	内部監査を行う仕組みが整備されたのが平成24年12月であり、内部監査実施部局はなく、監査マニュアル等も策定されていない。そのため、内部監査も未実施である。
総務省	大臣官房会計課	会計監査チェックリスト（平成25年6月27日）	◎	
消防庁	総務課	会計監査マニュアル（平成22年4月1日）	×	
法務省	大臣官房会計課監査室	・平成25年度会計監査実施方針（平成25年4月18日） ・法務省会計監査実施要領（平成25年5月）	×	
公安調査庁	総務部総務課	・会計事務監査実施要領（平成25年4月） ・会計事務監査事項一覧（平成25年4月）	◎	
外務省	大臣官房会計課監査室	・監査マニュアル（平成21年7月16日改訂） ・監査調書（チェックリスト）（毎年度監査時に合わせて作成）	×	
財務省	大臣官房会計課	会計監査マニュアル（平成25年度版）（平成25年6月28日）	◎	
国税庁	長官官房会計課	会計監査マニュアル（平成25年度版）（平成25年6月28日）	◎	
文部科学省	大臣官房会計課監査班	文部科学省会計実務監査マニュアル（平成24年1月20日）	◎	
文化庁	政策課会計室	文化庁会計監査指導マニュアル（平成22年7月29日）	×	
厚生労働省	大臣官房会計課	平成24年度 会計事務監査指導調書（平成25年1月29日）	○	
農林水産省	大臣官房評価改善課会計監査室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
生産局	農産部農産企画課会計室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
林野庁	林政部林政課監査室	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
水産庁	漁政部漁政課	平成25年度会計監査チェックリスト（平成25年5月30日）	○	
経済産業省	大臣官房会計課	会計監査実施要領（平成23年6月）	◎	
国土交通省	大臣官房会計課公共事業予算執行管理室、監査室	平成25年度 会計監査事項（平成25年6月5日）	◎	
海上保安庁	総務部主計管理官	平成25年度 会計監査事項（平成25年10月1日）	◎	
環境省	大臣官房会計課監査指導室	環境省会計事務監査指導マニュアル（平成25年8月）	○	
防衛省	経理装備局監査課会計監査室	・会計監査の手引き（平成19年8月22日） ・平成25年度会計監査項目の重点について（通達）（平成25年3月22日）	○	
合計	17府省25部局	—	◎：11 ○：8 ×：6 —：1	—

(注) 1 当省の調査結果による（平成25年10月15日現在）。

2 「監査マニュアル等の名称」欄に記載している監査マニュアル等の名称の後ろに（ ）書きで、監査マニュアル等の最新更新年月日を記載している。

3 「「再委託の適正化を図るための措置」の監査事項等への記載状況」欄の「◎」印は、契約案件に限定せず記載していることを、「○」印は随意契約案件に限定して記載していることを、「×」印は記載がないことを、「—」は監査マニュアル等が未策定であることを、それぞれ表す。

4 「内部監査実施部局」の「合計」欄には、内部監査を実施している部局の合計数を記載した。

表4-(2)-イ-⑤ 府省内への内部監査結果等の周知状況

府省名	内部監査実施部局	周知方法			周知内容				
		府省ホームページ又は府省内イントラネットでの掲示	内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組	取組内容区分	監査結果	改善状況	毎年度の監査方針等	監査マニュアル等	その他
内閣府	大臣官房会計課	○	○	②	○	×	○	○	—
宮内庁	長官官房主計課	○	×	×	○	×	×	○	—
公正取引委員会	官房総務課会計室	○	×	×	○	×	×	×	—
国家公安委員会(警察庁)	警察庁長官官房会計課監査室	○	○	②	○	○	○	×	—
金融庁	総務企画局総務課管理室	○	—	—	○	○	○	○	—
消費者庁	総務課	×	—	—	○	×	×	×	—
復興庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	大臣官房会計課	○	×	×	○	×	○	×	—
消防庁	総務課	×	○	③	○	×	○	○	—
法務省	大臣官房会計課監査室	○	○	②③	○	○	○	○	—
公安調査庁	総務部総務課	×	○	①②③	○	×	○	○	—
外務省	大臣官房会計課監査室	×	×	×	○	○	○	×	—
財務省	大臣官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	指導事項等一覧
国税庁	長官官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	指摘等事項
文部科学省	大臣官房会計課監査班	×	—	—	○	×	○	×	—
文化庁	政策課会計室	×	—	—	○	×	×	×	—
厚生労働省	大臣官房会計課	×	○	①②③	○	×	○	○	—
農林水産省	大臣官房評価改善課会計監査室	○	○	①③	○	○	○	○	—
生産局	農産部農産企画課会計室	○	○	①③	○	○	○	○	—
林野庁	林政部林政課	○	—	—	○	○	○	○	—
	国有林野部管理課監査室	○	○	①③	○	○	○	○	—
水産庁	漁政部漁政課	○	○	①③	○	○	○	○	—
経済産業省	大臣官房会計課	○	○	①②③	○	○	○	×	—
国土交通省	大臣官房会計課公共事業予算執行管理室、監査室	○	○	①	○	×	○	○	—
海上保安庁	総務部主計管理官	×	○	①②③	○	×	○	○	—
環境省	大臣官房会計課監査指導室	○	—	—	○	×	○	○	—
防衛省	経理装備局監査課会計監査室	○	○	③	○	○	○	×	—
合計	17府省26部局	○：16 ×：10 —：1	○：16 ×：4 —：7	①：11 ②：9 ③：13 ×：4 —：7	○：26 ×：0 —：1	○：11 ×：15 —：1	○：22 ×：4 —：1	○：17 ×：9 —：1	—

(注)1 当省の調査結果による(平成25年度)。

2 「周知方法」の「府省ホームページ又は府省内イントラネットでの掲示」欄の「○」印は、府省ホームページ又は府省内イントラネット(両方の場合を含む。)において、内部監査結果等を掲示していることを、「×」印は、府省ホームページ及び府省内イントラネットのいずれにも内部監査結果等を掲示していないことを、「—」印は、内部監査を実施していないため該当しないことを、それぞれ表す。

3 「周知方法」の「内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組」欄の「○」印は、当該取組を行っていることを、「×」印は行ってないことを、「—」印は、毎年、監査対象としている全会計機関に対し内部監査を実施している、又は監査対象としている会計機関が1つであることにより内部監査実施対象とならない会計機関が存在しないため、本欄に該当しないことを、それぞれ示す。

4 「周知方法」の中の「内部監査実施対象とならなかった会計機関にも確実に認識されるようにするための取組」の「取組内容区分」欄は、以下の区分により記載している。

①: 郵送又は手交

②: 電子メール

③: 会計担当者等会議での連絡

×: 内部監査実施対象とならない会計機関にも確実に認識されるようにするための取組を行っていない。

—: 内部監査実施対象とならない会計機関が存在しないため、本欄に該当しない。

5 「周知内容」の「監査結果」欄の「○」印は、監査結果を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

6 「周知内容」の「改善状況」欄の「○」印は、改善状況を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

7 「周知内容」の欄の「毎年度の監査方針等」の「○」印は、毎年度の監査方針等を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

8 「周知内容」の欄の「監査マニュアル等」の「○」印は、監査マニュアル等を周知していることを、「×」印は、周知していないことを、それぞれ表す。

9 「周知内容」の欄の「その他」欄には、監査結果、改善状況、毎年度の監査方針等及び監査マニュアル等以外の情報を周知している場合に、当該情報の内容等を記載している。なお、「その他」欄に該当する情報がない場合は、「—」印を付している。

10 「内部監査実施部局」の「合計」欄には、内部監査を実施している部局の合計数を記載した。

なお、復興庁は内部監査を実施しておらず、農林水産省(林野庁)の内部監査実施部局は、平成25年度から「林政部林政課監査室」に統合されている。

表4-2-1-6 内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行っている例

府省名	概要																																	
10府省（17内部監査実施部局）	内部監査に関係する会計事務手続や会計法令等に関する理解に資するため、内部監査結果のみならず、内部監査時に使用する監査マニュアル等を府省内に情報提供している（表4-2-1-5参照）。																																	
財務省	財務省本省（大臣官房会計課）では、より効率的に監査を実施するため、毎年作成する監査計画において、監査対象項目ごとに、「最重点項目」、「重点項目」、「その他」及び「監査を省略する項目」を定めるとともに、監査時に使用する会計監査マニュアルにも、毎年度、最重点項目等を明確に記載している。																																	
農林水産省	<p>農林水産省本省（大臣官房評価改善課）では、内部監査に当たって、「会計監査チェックリスト」を使用している。</p> <p>「会計監査チェックリスト」の右端には、前年度や前々年度の内部監査において複数の会計機関で指摘された事項等が分かるように、「指摘の頻度」欄が設けられており、指摘が5機関以上あった項目等については、同欄に星印が付され、内部監査担当者が監査を実施する際の参考に資するものとなっている。</p> <p>例えば、「平成24年度会計監査チェックリスト」の場合、平成22年度は同欄の左に、23年度は同欄の右に、それぞれの年度において指摘があった事項について、「★」（指摘が5機関以上）又は「☆」（指摘が5機関未満）が付けられている。</p> <p style="text-align: center;">平成24年度会計監査チェックリスト（平成24年11月 水産庁漁政課（注））（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="411 1010 1430 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1010 834 1070" rowspan="2">監査事項</th> <th colspan="2" data-bbox="839 1010 1023 1070">根拠法令</th> <th data-bbox="1027 1010 1174 1070" rowspan="2">会計帳簿等</th> <th colspan="2" data-bbox="1179 1010 1294 1070">確認方法</th> <th data-bbox="1299 1010 1350 1070" rowspan="2">評価</th> <th data-bbox="1355 1010 1430 1070" rowspan="2">指摘の頻度</th> </tr> <tr> <th data-bbox="839 1077 927 1111">名称</th> <th data-bbox="932 1077 1023 1111">条項</th> <th data-bbox="1179 1077 1238 1111">書類</th> <th data-bbox="1243 1077 1294 1111">聴取</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1133 834 1821"> <p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div> </td> <td data-bbox="839 1133 927 1350">予決令</td> <td data-bbox="932 1133 1023 1350">99の6</td> <td data-bbox="1027 1133 1174 1193">見積書、支出決議書</td> <td data-bbox="1179 1133 1238 1193"></td> <td data-bbox="1243 1133 1294 1193"></td> <td data-bbox="1299 1133 1350 1193"></td> <td data-bbox="1355 1133 1430 1193">★☆</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 1357 927 1574">規程運用</td> <td data-bbox="932 1357 1023 1574">26の5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="411 1883 1430 1953">（注）水産庁の会計監査チェックリストは、農林水産省本省（大臣官房評価改善課）が作成した「平成24年度会計監査チェックリスト」を基に作成されたものである。</p>						監査事項	根拠法令		会計帳簿等	確認方法		評価	指摘の頻度	名称	条項	書類	聴取	<p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div>	予決令	99の6	見積書、支出決議書				★☆		規程運用	26の5					
監査事項	根拠法令		会計帳簿等	確認方法		評価		指摘の頻度																										
	名称	条項		書類	聴取																													
<p>⑧ 随意契約の場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。</p> <p>（確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品等購入決議書、見積書を確認 <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によるうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要 ただし、郵便切手類については、～（略） 10万円を超えない契約については、口頭見積も可能としていることに留意。また、～（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 不適切な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の者から見積りを徴収していない事例 清掃請負業務、電気工作物保守管理業務、複写機保守業務、機械警備業務、デジタル写真プリントなど </div>	予決令	99の6	見積書、支出決議書				★☆																											
	規程運用	26の5																																

（注）当省の調査結果による。

5 「電子調達システム」の活用

勸 告	説明図表番号
<p>各府省が締結している契約の適正化に資するため、18年8月財務大臣通知において、各府省は、国の支出の原因となる契約に係る情報（契約金額、契約の相手方の名称等、一般競争又は指名競争の別、随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由等）について公表するとともに、毎年度、契約統計を作成し財務大臣に送付すること等とされている。</p>	<p>表5-①、②</p>
<p>今回、18府省の計251会計機関における平成23年度から24年度上半期までの契約の締結状況等について調査した結果、他府省における契約の実施方法、仕様等の内容の詳細な情報等を把握することができていないことなどにより、i) オンライン情報サービス提供業務や複写機の保守等業務の調達について、一般競争契約としている府省がある一方で、競争性のない随意契約としている府省がある、ii) 広報媒体（広報誌、DVD等）の制作業務の調達について、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価落札方式を採用することが可能となっているが、企画競争による随意契約としている府省があるなど、各府省が調達している同種の業務であっても、府省により契約方法が区々となっている例がみられた。（計4事例）</p> <p>一方、平成26年1月現在、国が行う役務、物品等の調達に係る内部手続を原則電子化し、調達手続の合理化、情報の一元化等による企業等の利便性の向上、行政事務の簡素化・効率化等を図るため、総務省において「電子調達システム」の開発が行われており、平成26年3月から28年3月までに各府省等で順次導入予定となっている。</p> <p>同システムにより、各府省が作成している契約統計等の対象となっていない少額随意契約も含め、各府省が締結する契約案件について、広くその仕様等の内容の情報を把握することが可能となる予定である。</p> <p>このため、今後、各府省は、同システムを活用して他府省における契約に関する情報を参考にするなどにより、契約に係る仕様等の見直し、複数の少額随意契約を一括した一般競争契約への移行、共同調達等の一層の推進等、契約について不断の見直しを行うことが重要であると考えられる。</p>	<p>表5-③～⑥</p>

表5-① 「公共調達¹の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号) <抜粋>

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約(国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第31条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)又は防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧ 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

(2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

(3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。

(4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表5-② 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局) <抜粋>

2. 予算執行等に係る情報についての公表等

(3) 委託調査費に関する事項

① 公表事項

各府省庁は、委託調査費の契約状況について、次に掲げる事項を公表する。

(ア) 調査の名称・概要

(イ) 契約の相手方名

(ウ) 契約形態(一般競争入札、企画競争随意契約等)

(エ) 契約金額

(オ) 契約締結日

(カ) 成果物

② 公表時期等

上記①の公表については、各府省庁は、国の支出の原因となる契約を締結した日を含む四半期の終了日の翌日から起算して、72日以内に公表する。ただし、上記①(カ)の成果物については、成果物の報告がなされた後、速やかに行う。

③ その他

各府省庁は、成果物の分量が多大な場合、その概要のみを公表することができる。この場合においては、各府省庁は、成果物全体について公にしておくものとする。

各府省庁は、成果物の公表等により行政の適正な遂行に支障をきたすおそれのある場合には、その公表等を行わないことができる。

3. 公表の方法等

(1) 各府省庁の対応

各府省庁は、上記1.及び2.の公表については、ホームページにおける公表により対応するものとする。その際、各府省庁は、一元的なポータルとなるページを設け、上記2.(1)④及び(2)④により、各地方支分部局のホームページ等において公表を行った場合には、ポータルとなるページにリンクをはる。また、数値データについては、特段の支障のない限り、PDF形式ではなく、Excel等編集可能な形式で公表する。

(2) 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び財務省ホームページにおける対応

総務省は電子政府の総合窓口(e-Gov)に、財務省は財務省ホームページに、それぞれ各府省庁が行う1.及び2.の公表がなされているページに対して、一元的なリンクをはる。

(3) 掲載期間

各府省庁は、公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも5年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表5-③ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例①

機関等名	内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、法務省、財務省、経済産業省																						
契約案件名	オンライン情報サービスの提供業務																						
契約方式	一般競争契約、競争性のない随意契約																						
契約の相手方	民間事業者																						
契約日	—																						
契約金額（税込）	—																						
応札者等数	—																						
概要	<p>（説明）</p> <p>当省が調査を実施した府省のうち内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、財務省及び経済産業省の8府省では、平成23年度又は24年度において、主要各紙の記事のみならず地方紙や業界紙など幅広い情報にインターネットを利用して端末から迅速にアクセスできるオンライン情報サービスのうち同一のサービスの調達を行っている。</p> <p>上記府省のうち、警察庁を除く7府省においては、表1のとおり、当該情報を提供する者が他に存在しないなどとして、当該情報サービスを提供している特定の事業者（以下「特定事業者」という。）と、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結している。</p> <p>表1 7府省における同一のオンライン情報サービスの調達の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府省名</th> <th>契約日</th> <th>契約方式</th> <th>随意契約とした具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会</td> <td>平成24年4月1日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>平成23年4月1日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。</td> </tr> <tr> <td>消費者</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>競争性の</td> <td>他に当該サービスの提供者が存在し</td> </tr> </tbody> </table>			府省名	契約日	契約方式	随意契約とした具体的な理由	内閣府	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）	公正取引委員会	平成24年4月1日	競争性のない随意契約	特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから	金融庁	平成23年4月1日	競争性のない随意契約	情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。	消費者	平成24年4月2日	競争性の	他に当該サービスの提供者が存在し
府省名	契約日	契約方式	随意契約とした具体的な理由																				
内閣府	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）																				
公正取引委員会	平成24年4月1日	競争性のない随意契約	特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから																				
金融庁	平成23年4月1日	競争性のない随意契約	情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。																				
消費者	平成24年4月2日	競争性の	他に当該サービスの提供者が存在し																				

庁		ない随意契約	ない。
法務省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、特定事業者のみが情報配信しているサービスであるため、他の企業からは同様なサービスを受けることができない。
財務省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、情報提供している事業者が開発し、特定事業者が販売代理店として提供しており、他との競合を許さない。
経済産業省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、特定事業者のみが情報配信しているサービスであるため、他の企業からは同様なサービスを受けることができない。

(注) 本表は、18年8月財務大臣通知に基づき各府省が公表している契約に係る情報、各府省が締結している契約関係書類等に基づき、当省が作成した。

一方、警察庁においては、平成24年度において、当該サービスを一般競争入札により調達しているが、表2のとおり、特定事業者以外の者も含め2者が応札し、特定事業者ではない事業者の方が安価な価格で落札している。

表2 警察庁における同一のオンライン情報サービスの調達の概要

契約日	契約金額 (税込)	契約方式	一般競争入札の状況
平成24年4月2日	13,180,072 円	一般競争契約 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者：2者 ・ 入札金額 <ul style="list-style-type: none"> 特定事業者：13,318,200円 他の事業者：12,552,450円 (特定事業者の94.3%の金額)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「契約金額」欄の金額は、警察庁が18年8月財務大臣通知に基づき公表している情報において、予定調達総額として示されている金額である。

(注) 当省の調査結果による。

表5-④ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例②

機関等名	法務省（公安調査庁）								
契約案件名	複写機の保守業務								
契約方式	競争性のない随意契約								
契約の相手方	民間事業者								
契約日	平成23年4月1日								
契約金額（税込）	単価契約								
応札者等数	—								
概要	<p>（説明）</p> <p>公安調査庁では、平成23年度において、複写機の保守業務について、当該複写機の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が当該複写機を製造又は販売した事業者（以下「製造元」という。）のみであり契約の性質又は目的が競争を許さないとして、製造元と随意契約を締結している。</p> <p>同庁では、随意契約の締結に当たり、本件業務に従事するために派遣される技術員の要件について、仕様書において、「保守点検作業を行う技術員は、製造メーカーの技術教育を受け、かつ、複写機等の保守点検作業等を行う技能を有する者とする。」としている。</p> <p>上記の技術員の要件を仕様書で定めていることについて、同庁では、該当する技術者がいれば、製造元以外の事業者が本業務を請け負うということもあり得るためとしている。</p> <p>一方、下表のとおり、他府省において類似業務について一般競争契約により調達している例がみられた。</p> <p>表 複写機等の保守業務について一般競争契約により調達している例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府省名</th> <th>契約案件名</th> <th>契約方式</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文部科学省</td> <td>フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給</td> <td>一般競争契約</td> <td>競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>	府省名	契約案件名	契約方式	概要	文部科学省	フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給	一般競争契約	競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。
府省名	契約案件名	契約方式	概要						
文部科学省	フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給	一般競争契約	競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。						

（注）当省の調査結果による。

表5-⑤ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例③

機関等名	公正取引委員会（事務総局官房総務課会計室）
契約案件名	優越ガイドライン映像資料の制作に係る委託業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	5,925,150円
応札者等数	7者
概要	<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会では、平成23年度において、同委員会が作成している「優越的地位の濫用ガイドライン」を広く国民に分かりやすく伝えるため、同ガイドラインを紹介する映像資料（DVD）の制作業務について、企画競争による随意契約を締結している。</p> <p>本企画競争の実施に当たっては、採点項目に「費用の節約度合い」を設定しており、同項目に500点満点中50点を配点している（価格についての項目が設定されていることから、総合評価落札方式になじまない案件ではないものと考えられる。）。</p> <p>同委員会では、本契約を企画競争で調達することとした理由について、i) 価格よりも品質をより重視するため、一般競争契約（最低価格落札方式）にはなじまないこと、ii) 過去にも同様の映像資料の制作業務に係る調達案件があり、その際にも企画競争を採用したことを挙げている。</p> <p>（注） 本件のような「<u>広報</u>」に係る業務については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価方式を採用することが可能となっている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表5-⑥ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例④

機関等名	国土交通省（大臣官房会計課）
契約案件名	平成24年度国土交通省広報誌「国土交通」制作業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月9日
契約金額（税込）	12,379,500円
応札者等数	9者
概要	<p>（説明）</p> <p>国土交通省では、平成24年度において、国土交通省のビジョンを伝えることにより国土交通行政に対する国民の理解を深め、その必要性・意義を認識してもらうことを目的に、国土交通省が推進する施策、事業及び活動などの国土交通政策についての情報を分かりやすく国民に広く発信するための広報誌「国土交通」（隔月で年6回発行。以下「広報誌」という。）の制作に係る業務について、企画競争による随意契約を締結している。</p> <p>同省大臣官房会計課では、本調達を企画競争で実施することとした理由について、i) 受注者には、国土交通省の施策を十分に理解し、一般読者の興味を引きつける魅力ある誌面づくりのための高い企画編集能力が求められること、ii) 時事を考慮した誌面構成としているため、年間を通して事前想定することが難しく、年度当初に詳細な仕様書を提示することはできないこと、iii) 大臣官房広報課においては、広報誌制作の専門的な知識や技術を有しないことから、技術面についても仕様書に提示することは不可能であることを挙げており、また、広報誌が現在の内容・発行回数になった平成21年度より毎年度、競争性の高い契約方式への移行についての検討は行っているものの、企画競争による随意契約としたとしている。</p> <p>（注） 本件のような「広報」に係る業務については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価方式を採用することが可能となっている。</p>

（注） 当省の調査結果による。